

各論 I 地震災害対策計画

第 1 部 総則

第 1 章 計画の方針

第 1 節 計画の目的

藤沢市地域防災計画・各論 I 地震災害対策計画は、本市に係る地震災害に関し、防災関係機関を含めた総合的かつ体系的な対策として定めたものであり、この計画を有効かつ適切に活用することによって、災害に強い都市づくりを進めるとともに、市民の生命、身体及び財産を地震災害から保護するとともに、災害の拡大防止と被害の軽減に努め、もって防災の万全を期すことを目的とする。

第 2 節 計画の構成と位置づけ

1 計画の構成

本計画は、第 1 部「総則」、第 2 部「災害予防対策計画」、第 3 部「災害時応急活動事前対策計画」、第 4 部「災害時の応急活動計画」、第 5 部「災害復旧・復興対策計画」、第 6 部「東海地震に関する事前対策計画」、第 7 部「南海トラフ地震防災対策推進計画」、第 8 部「被災地支援対策」の 8 部構成とする。資料編については地震防災対策を進めていく上で必要な各種マニュアルやデータ、参考文献を一元的に管理し、常に最新情報に更新する。

2 計画の位置づけ

本計画は、災害対策基本法、大規模地震対策特別措置法、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法その他の関係法令に基づくものであり、国の防災基本計画及び神奈川県地域防災計画との整合を図り、本市や関係機関が行う地震災害対策及び諸活動を実施する際の基本となる計画である。

この計画に基づく諸活動を行うにあたり、必要と認められる詳細な事項については、防災関係機関において定めるものとする。

第 3 節 計画への新たな視点

1 背景

平成 23 年 3 月に発生した東日本大震災により甚大な被害を受けたことを踏まえ、国は地震津

波対策を抜本的に見直し、神奈川県も地域防災計画を見直している。また、市の南部が相模湾に面し、海岸沿いに低層な住宅地が広がる本市では、南部地域に居住する方々から、大津波に対する不安の声が強い。また、都市化が進んでいる本市では、災害時における被災者数は多くなることが想定される。

このようなことを踏まえ、今後も高まる地震津波災害のリスクに適切に対処するため、地震災害対策計画について、引き続き見直しを加え、地域の実情に即した実践的で実効性の高い計画とする必要がある。

2 地震津波対策の新たな視点

地震災害対策計画は、東日本大震災で大地震と大津波による被災地の被害状況を目の当たりにした実情と、県内で起きた建物被害や液状化による被害などの実態を踏まえ、市民等の生命を守ること、市民等の生活・社会活動の安定のため、更なる減災に向け、総合的な取組を進めることが重要である。

そのため、序論で示した「減災社会への取組」の考え方に加え、①東日本大震災の経験を踏まえた教訓を活かすこと、②市民、事業者、行政の役割分担の明確化と連携強化、③正確かつ迅速な情報収集と情報提供、④災害発生後の対策について、時間的経過を踏まえた応急対策の構築、⑤地区の特性を踏まえた計画づくりと被災地の復興に学ぶ本市に適した復興計画づくり、という基本的な視点に立つ。

特に、東日本大震災の教訓については、阪神・淡路大震災や新潟県中越地震と合わせて、次項に整理する。

3 過去の大災害の教訓

本市においては、大正型関東地震の被害予測とともに、阪神・淡路大震災（兵庫県南部地震）、新潟県中越地震、東日本大震災（東北地方太平洋沖地震）を教訓として、本計画に反映するものとする。

（1）阪神・淡路大震災（兵庫県南部地震）の概要（平成 18 年 5 月 19 日消防庁発表（確定報））

ア 地震発生日時	1995 年（平成 7 年）1 月 17 日 5 時 46 分
イ 地震名称	1995 年（平成 7 年）兵庫県南部地震
ウ 震央地名	淡路島（北緯 34 度 36 分、東経 135 度 02 分）
エ 規模	マグニチュード 7.3
オ 各地の震度	震度 7 神戸市、芦屋市、西宮市 震度 6 洲本市 震度 5 京都市、彦根市、豊岡市
カ 主な被害	死者 6,434 人、行方不明 3 人、負傷者 43,792 人 全壊住家 104,906 棟

(2) 新潟県中越地震の概要 (平成 21 年 10 月 21 日消防庁発表 (確定報))

ア	地震発生日時	2004 年 (平成 16 年) 10 月 23 日 17 時 56 分
イ	地震名称	2004 年 (平成 16 年) 新潟県中越地震
ウ	震央地名	新潟県中越地方 (北緯 37 度 18 分、東経 138 度 52 分)
エ	規模	マグニチュード 6.8
オ	各地の震度	震度 7 北魚沼郡川口町 震度 6 強 小千谷市、新潟小国町 震度 6 弱 長岡市、十日町、栃尾市ほか
カ	主な被害	死者 68 人、負傷者 4,805 人、全壊住家等 3,175 棟

(3) 東日本大震災 (東北地方太平洋沖地震) の概要 (令和 4 年 3 月 8 日消防庁発表 (第 162 報))

ア	地震発生日時	2011 年 (平成 23 年) 3 月 11 日 14 時 46 分
イ	地震名称	2011 年 (平成 23 年) 東北地方太平洋沖地震
ウ	震央地名	三陸沖 (北緯 38.1 度、東経 142.9 度)
エ	規模	マグニチュード 9.0
オ	各地の震度	震度 7 宮城県栗原市 震度 6 強 宮城県仙台市、茨城県日立市、栃木県宇都宮市ほか 震度 6 弱 宮城県気仙沼市、福島県郡山市、茨城県水戸市 岩手県大船渡市、群馬県桐生市、埼玉県宮代町 千葉県成田市ほか
カ	主な被害	死者 19,759 人、行方不明 2,553 人 負傷者 6,242 人 住家被害:全壊 122,006 棟

(4) 熊本地震の概要 (平成 31 年 4 月 12 日消防庁発表日 (第 121 報))

(前震)

ア	地震発生日時	平成 28 年 4 月 14 日 21 時 26 分頃
イ	地震名称	2016 年 (平成 28 年) 熊本地震
ウ	震央地名	熊本県熊本地方 (北緯 32.7 度、東経 130.8)
エ	規模	マグニチュード 6.5 (暫定値)
オ	各地の震度	震度 7 益城町 震度 6 弱 熊本市東区、熊本市西区、熊本市南区、玉名市ほか 震度 5 強 熊本市中央区、熊本市北区、菊池市、宇土市ほか 震度 5 弱 八代市、上天草市、阿蘇市、天草市ほか

(本震)

ア	地震発生日時	平成 28 年 4 月 16 日 1 時 25 分頃
イ	地震名称	2016 年 (平成 28 年) 熊本地震
ウ	震央地名	熊本県熊本地方 (北緯 32.8 度、東経 130.8)
エ	規模	マグニチュード 7.3 (暫定値)
オ	各地の震度	震度 7 益城町、西原村

震度 6 強 南阿蘇村、菊池市、宇土市、大津町ほか
震度 6 弱 阿蘇市、八代市、玉名市、菊陽町ほか
震度 5 強 福岡県久留米市、佐賀県佐賀市、長崎県南島原市
熊本県南小国町、大分県豊後大野市、宮崎県椎葉村ほか
震度 5 弱 愛媛県八幡浜市、福岡県福岡市南区、佐賀県白石町
長崎県諫早市、熊本県荒尾市、大分県大分市、宮崎県延岡市、
鹿児島県長島町ほか

カ 主な被害 死者 273 人、負傷者 2,809 人、全壊住家 8,667 棟

(5) 地震災害の教訓

- ア 昭和 56 年 6 月に改正された建築基準法に基づく新耐震設計基準以前の耐震設計基準の建物や施工上の欠陥をもつ建物が崩壊し、人的被害が集中した。そのため、現存する古い耐震設計基準の建物の安全化方策や被災直後の救出救護体制の確立が課題となった。
- イ 火災が各地で同時に発生し、初期消火体制や消火用水の確保が課題となった。
- ウ 多くの避難者が発生し、指定避難所での応急生活が問題になった。
- エ 全国から多くのボランティアが集まり、避難者や行政の活動支援等を行った。
- オ 電気、水道、ガス等のライフラインが被害を受け、市民生活に打撃を与えたが、自治会、町内会等地域でまとまって対応したところは、比較的早く秩序の回復がなされた。
- カ 震災直後の食料、水、資材備蓄の重要性が認識された。
- キ トイレ対策の重要性が認識された。
- ク 救援物資の受入れ、避難所への配送対策が課題となった。
- ケ 規模の大きな地震が連続発生するなど、地震の揺れの怖さが再認識され、地震発生時の適切な安全確保行動の重要性が再認識された。

(6) 東日本大震災（東北地方太平洋沖地震）の教訓

① 地震・津波対策

- ア 防災備蓄倉庫の築造（目的：食料、簡易トイレ、緊急資材備蓄）
- イ 避難場所での長期停電、緊急時の電源確保として太陽光発電設備の設置
- ウ 緊急体制の構築
- エ 行政と合同で、各避難場所で避難訓練の実施
- オ 津波時の市独自の携帯メール配信サービスの充実
- カ 津波時の防災行政無線放送の有効利用
- キ 津波避難施設や津波避難路の整備
- ク 津波時の火災対策

② 全般的対策

- ア 公共交通機関の機能停止による帰宅困難者への対応
- イ 各ライフラインの耐震化（被害の最小化）
- ウ 迅速な復旧・復興のための地籍調査の実施、道路や下水道の台帳の GIS システムによる構築

- エ ブロック塀の安全対策
- オ 災害時用トイレの増設（学校や公園に）
- カ 照明灯の自然エネルギー化（太陽光発電や風力発電による）
- キ 各家庭への防災情報の伝達手段の多様化
- ク 建築物応急危険度判定
- ケ 避難行動要支援者名簿を活用した実効性のある避難対策

③ 建築物

- ア 大空間の天井落下、損傷により人的被害が発生したことから、構造体の耐震化だけでなく、非構造部材の耐震化についての重要性
- イ 長周期地震動の影響により震源から遠方の超高層建築物においても大きな振幅が観測されたことから、その対策の必要性
- ウ 津波被害を受けた沿岸部においては甚大な人的被害に加え、波圧や漂流物の衝突により、多くの建築物が損壊して、特に木造住宅は跡形もない状況であり、津波被害の規模の甚大さの認識
- エ 湾岸や河川下流域等の埋立地を中心に広範囲にわたって液状化現象によりマンホールの突出や建築物の不等沈下等が発生したことから、液状化対策の重要性

④ 橋りょう

橋りょうにおいては、東日本大震災を経て、平成 8 年改正以降の基準に基づいて耐震化が図られた橋では、地震動による致命的な被害は見られず、耐震性の向上に効果を発揮していることが確認された。しかし、一方で、津波のような外力に対する抵抗性は従来の設計基準では考慮されておらず、今後の課題として新たに認識された。

第2章 被害想定

本市では、これまで、相模トラフを震源とする南関東地震（関東地震の再来）が今後起こりうる最大規模の地震と考え、神奈川県が、平成 9 年度、10 年度に実施した、県全域を対象とした「神奈川県地震被害想定調査」結果から、市内の被害想定結果をまとめてきた。

しかしながら、東日本大震災では、国内観測史上最大となるマグニチュード（M）9.0 という巨大地震と、地震により引き起こされた巨大津波により、死者と行方不明者をあわせると 2 万人に近い甚大な被害が発生した。

そのため、今後の地震災害対策にあたっては、歴史的な研究や科学的な知見を踏まえ、あらゆる可能性を考慮した最大規模の地震と津波を想定する必要がある。

本市としては、神奈川県が平成 25 年度から 26 年度に行った「神奈川県地震被害想定調査」（平成 27 年 5 月）と、県が平成 26 年度末に公表した「津波浸水想定」を基本に、被害想定をまとめた。

第1節 地震被害の想定

地震の想定については、県が想定した 6 つの地震のうち、本市に及ぼす影響が最も大きい大正型関東地震とする。

想定条件及び想定地震の概要と、全県での想定結果は次のとおりである。

1 想定条件

- | | |
|----------|----------------------|
| ア 地震発生条件 | 冬の平日 18 時 |
| イ 風速・風向 | 近年の気象観測結果に基づく地域ごとの平均 |

2 想定地震

大正型関東地震の概要は、表 1-1 のとおりである。

表 1-1 想定地震の概要

	大正型関東地震
震源域	相模トラフ
規模	M8.2
本市における震度	6 弱～7
過去の活動状況	相模トラフを震源域とするモーメントマグニチュード 8.2 の地震である。1923 年の大正関東地震を再現した地震である。1703 年元禄地震も過去の地震として知られている。
地震発生の可能性	地震調査研究推進本部による長期評価では 30 年以内に発生する確率は、ほぼ 0～6% である。今後 100 年先頃には、地震発生の可能性が高くなっていると考えられる。

(首都直下地震モデル検討会が平成 25 年度 12 月に発表した「首都直下の M7 クラスの地震及び相模トラフ沿いの M8 クラスの地震等の震源断層モデルと地震分布・津波高等に関する報告書」及び地震調査研究推進本部が令和 6 年 1 月に公表した「長期評価による地震発生確率値の更新について」より)

3 想定結果

神奈川県地震被害想定調査結果（平成 25、26 年度）に基づき、大正型関東地震による被害想定結果は、次のとおりである。また、本市における被害想定結果は表 1-2 のとおりである。

(1) 大正型関東地震の想定結果

ア 震度

県のほぼ全域で震度 6 弱以上となっており、震度 6 強以上の分布が広範囲に及んでいる。県の西部から中央部、そして東部の一部で震度 7 が予想される。

イ 津波

相模湾岸の各市町では、3m～5m 以上の津波が予測される。特に三浦半島西側の横須賀海岸付近や大磯海岸付近では最大で 8m 弱、本市付近では最大で 6.5m の津波が生じる。

ウ 被害

被害は全県に及ぶと想定されるが、県の中央部から西部の地域、東部の地域、海岸や河川沿いの沖積低地で被害が大きくなると想定される。建物の被害は、全県で全壊棟数が 393,640 棟、半壊棟数が 410,160 棟と想定される。火災については、全県で 1,570 件と想定され、焼失棟数は 169,780 棟数に達すると想定される。

全県での人的被害は、死者 31,550 人、重症者 11,790 人と想定され、津波による死者は 12,530 人である。経済的な被害額は、直接被害が約 48.9 兆円、間接的な被害としては、生産・サービスの低下、交通支障による影響が想定される。

表 1-2 想定地震による藤沢市内の被害想定

項目		想定地震	大正型関東地震
建物被害	全壊棟数(棟)		28,010
	半壊棟数(棟)		21,550
火災	火災件数(件)		120
	焼失棟数(棟)		9,380
自力脱出困難者(人)			5,060
要配慮者	避難者数	高齢者(75才以上)(人)	20,410
		要介護者3以上(人)	5,930
人的被害	死者数(人)		3,260
	負傷者数(人)		12,090
	うち重症者数(人)		820
エレベーター停止台数(台)			650
エレベーター閉じ込め件数(件)			480
ライフライン	電力	停電件数(軒)	219,590
	都市ガス	供給停止件数(世帯)	133,830
	LPガス	ボンベ被害(本)	700
	上水道	被害箇所数(箇所)	1,100
		断水人口数(直後)	336,830
	下水道	被害延長(km)	190
		機能支障人口数	46,030
通信	不通回線数(回線)	155,280	
避難者数(人) ※避難所外避難者含む	1日後		237,900
	4日後		237,900
	1ヶ月後		193,720
全壊・半壊・焼失による 避難者数(人)	1日目～3日目		177,438
帰宅困難者数(人)	直後(一時)		26,300
	1日後		26,300
	2日後		26,300
災害廃棄物(万t)			619
経済被害		建物被害(億円)	23,020

第2節 津波被害の想定

津波は、海底で発生する地震に伴う海底地盤の隆起・沈降や、海底における地すべりなどにより、その周辺の海水が上下に変動することによって引き起こされる。

津波は何度も繰り返し押し寄せたり、複数の波が重なって高い波となることもある。初めに到

来した波（第 1 波）が最大とは限らず、第 2 波、第 3 波、或いはそれよりも後で第 1 波から数時間以上経過してから最大の波が到来することもある。

本市においては、護岸背後に家屋が多く立地していることに加え、河川に沿って平坦地となっている。そのため、津波が護岸を越えて氾濫したり、津波が河川に沿って遡上することによる浸水被害が懸念される。

津波の想定については、県が平成 24 年 3 月に公表した津波浸水予測図を基に、第 1 波が本市に到達するまでの時間が最も早く、規模の大きい南関東地震と、本市に到達する津波高が最も高く、浸水区域が最大となる慶長型地震を、避難体制を整備するにあたっての最大クラスの津波と想定していた。

しかしながら県は、内閣府が設置した「首都直下地震モデル検討会」が示した最新の科学的知見をもとに、神奈川県沿岸地域における「津波高さ」又は「浸水域」が最大となる 5 つの地震による「津波浸水予測図」を平成 27 年 2 月末に公表し、さらにこの予測図をもとに「浸水域」と「浸水深」が最大となるように重ね合わせた「津波浸水想定」（津波防災地域づくりに関する法律第 8 条参照）を設定し、平成 27 年 3 月末に公表した。

藤沢市では、この「津波浸水想定」をもとに本市沿岸における最大クラスの津波となる「相模トラフ沿いの海溝型地震（西側モデル）」を津波避難体制を整備するにあたっての最大クラスの津波と想定する。

なお、想定地震の発生確率については、県の地域防災計画に則り、「相模トラフ沿いの最大クラスの地震」を参考とし、文部科学省が設置した「地震調査研究推進本部」が令和 6 年 1 月に公表した「長期評価による地震発生確率値の更新について」の評価結果を用いている。

表 1-3 想定津波の概要

想定地震	相模トラフ沿いの海溝型地震（西側モデル）
震源域	相模トラフ
規模	マグニチュード 8.7
震度	全県で震度 7
発生確率	30 年以内ほぼ 0～6% （相模トラフ沿いの最大クラスの地震） （2000 年から 3000 年あるいはそれ以上の発生間隔）
本市への第 1 波の到達時間	6 分
最大津波高さ	11.5m（到達時間 12 分）
最大浸水面積	4.7km ²
特徴	発生後 40 分後くらいまでに繰り返し押し寄せる。 20 分後以降は高さ 2m 前後の津波である。

この津波の市沿岸での最大津波高さと最大津波到達時間が示されているのは、湘南港海岸、片瀬漁港海岸、藤沢海岸の 3 地点であり、それぞれ次のとおりである。

	最大津波高さ	最大津波到達時間
ア 湘南港海岸	11.5m	12 分
イ 片瀬漁港海岸	7.9m	11 分
ウ 藤沢海岸※	8.8m	8 分

※茅ヶ崎市境から片瀬漁港海岸西側まで（平成 27 年 3 月神奈川県津波浸水予測図より）

第3節 想定される被害状況

1 液状化被害

砂地盤の液状化現象が注目され始めたのは、昭和 39 年の新潟地震からである。その後、昭和 58 年の日本海中部地震においても家屋、堤防、港湾施設及び農地が液状化により大きな被害を受け、この液状化現象が近年一層重要視されてきている。

神奈川県においても、大正 12 年の関東大震災の際には、相模川の河口部、横浜市の低地部、川崎市の多摩川流域に液状化が生じた記録が残っている。神奈川県地震被害想定で用いた液状化の判定方法は、PL 法を用いており、この方法は、地震による力の強さと砂が持っている強さを比較して判定するものである。

過去の液状化の事例を見てみると、沖積層の砂層及び砂礫層に多く発生しており、今回は沖積層の砂層及び砂礫層を中心に判定を実施している。

東日本大震災による首都圏の液状化被害は、神奈川を含む 1 都 5 県の計 64 市区町村で確認された。臨海部の埋立地を中心に、住宅の傾斜や道路の沈下などが発生している。神奈川県内では、横浜市港北区の住宅地での住宅の傾き、金沢区では地下駐車場の浮き上がりなどが生じた。

過去の液状化の事例を見てみると、沖積層の砂層及び砂礫層に多く発生しており、神奈川県地震被害想定では沖積層の砂層及び砂礫層を中心に判定を実施している。

神奈川県地震被害想定で用いた液状化の判定方法は、PL 法を用いており、この方法は、地震による力の強さと砂が持っている強さを比較して判定するものである。

平成 27 年 3 月神奈川県作成の「神奈川県地震被害想定調査」によると、大正型関東地震において、液状化の可能性が高い地区は南部の市街地及び境川、引地川沿いにみられる。

北部は、台地状地域のほとんどが液状化の可能性のない地域であるが、湘南台、長後、六会、善行、大庭の引地川や境川沿いに液状化の可能性がやや高い地区がみられる。

2 崖崩れ被害

本市は、平坦部と丘陵地からなる都市で、台地及び丘陵地は市域の約 60%を占め、丘陵末端部は、すべて崖状を呈している。また、最近の宅地造成により、人工的な崖も年々増加しているのが現状である。

これらの崖の中で、傾斜度が 30 度以上かつ、高さが 5 メートル以上で崩壊により危害が生ずるおそれのある人家が 5 戸以上ある、または 5 戸未満であっても官公署、学校、病院、旅館等に危害が生ずるおそれがある急傾斜地崩壊危険区域（「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律」（以下、「急傾斜地法」という。）に基づく）は 19 区域が指定されている。また、「土

砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」(以下「土砂災害防止法」という。)に基づく土砂災害警戒区域 189 区域(うち土砂災害特別警戒区域 177 区域)の指定がされている。

また、阪神・淡路大震災や新潟県中越地震時に大規模盛土造成地における地盤の滑動崩落による被害が多数発生している。

地震時の崖崩れは、規模も大きく、広範囲に被害が生じるおそれがある。

3 道路被害

本市の市街地は、湘南砂丘の沖積低地部に発達し、この地域に人口の約 70%が居住している。この沖積低地部は、地震に対し最も弱い地盤といわれている。したがって、この地域の道路や橋りょうは、地割れや陥没のため相当の被害があるとみられる。

地震による道路の被害様相を分類すると、次のように予想される。

ア 形状による被害想定

(ア) 築堤部(盛土部)

埋立地、沖積層のある地域では路肩や法面の崩れ、亀裂、陥没、沈下、隆起がみられ、特に高い築堤については、地すべり、地崩れが起こる。

(イ) 切取部(切土部)

切取法面の崩れ、土留壁の亀裂及び崩壊が主であるが、法面崩壊のなかにしばしば地山が大きくずり落ちる場合が多い。

(ウ) 片側切取、片側盛土部

山間部で多く見られるが、盛土と地山のなじみがよくないため、盛土部のずり落ちが生ずる。

(エ) 舗装部

コンクリート舗装では、目地部分の高低の崩れや横すべりが生ずる。部分的に舗装部分が重なり合って通行不能となる。

アスファルト系の舗装では路面の不陸が生じたり、亀裂が生ずる。

イ 応急活動のための障害及び条件

道路障害は、道路構造物の破壊だけでなく、道路際の建物の崩壊又は火災、道路付属物(電柱、信号、標識等)の倒壊、埋設物の破壊、車両の火災、崖崩れ等道路環境の破壊によってその機能を失うので、応急活動上の障害及び条件は、次のように例示する。

(ア) 市内沖積部分の道路は、亀裂、陥没等によって走行が困難な状態となるが、それ以外の地域の道路は、亀裂、陥没はないものとする。

- (イ) 交通渋滞のため、幅員 10m 未満の道路及び市内の主要交差点は、通行できないものとする。ただし、夜間で交通量の少ない場合は通行可能とする。
- (ウ) 沖積層地域では、道路の両側に木造家屋が密集している場合は、倒壊家屋の路上へのはみ出しを両側で 7m、停車車両幅員 4m、通過車両幅員 2.5m と算定し、それ未満の道路は通行不能とする。ただし、片側木造の場合は 3.5m をみる。
- (エ) 道路に面して、高さ 10m 以上の崖（切通しを含む）がある場所は、通行不能となることを考慮する。
- (オ) トンネルのあるところは、抗口付近の崩落により通行不能となることを考慮する。

4 橋りょう被害

一般に軟弱地盤にあるものは、下部構造である橋台、橋脚等の傾斜、滑動、沈下、倒壊、亀裂等が生ずるが、特に無筋コンクリート造のものは相当の被害を受ける。

上部構造では、橋面舗装等の剥離、亀裂、伸縮継手等の移動、橋桁では地震で発生する水平力や、津波で発生する水の浮力によって落橋が起こる。

5 水道施設被害

水道施設は、大部分が地下埋設施設であるので地盤の軟弱、管路の方向と地震動の方向の関係、埋設の深さ等が大きく関係してくる。軟弱地盤、地層界、地形の変化する箇所における管の被害が大きい。

また、埋設の度合いが深いほど抵抗土圧が大きいため、被害が少なくなると考えられている。さらに埋設部から地上に立ち上がる水道管などの管路は、最も被害を受けやすい。

ア 浄水場

寒川浄水場は、停電になった場合、自家発電設備が稼働され年間平均供給量の約 80% の送水となることが予想される。

イ 配水池

配水池流入弁及び流出弁のフランジ部の破損が予想されるが可とう性継手により、被害は一部に限定される。また、配水池躯体部の被害は、小規模に留まることが予想される。

ウ 送水管及び配水管等

地震によって最も大きな被害が想定されるのは、小口径の配水管及び家庭引込みの給水管である。配水管は、市内全域にわたって、網目状に配管されており、具体的にどこが損壊するということは特定できない。ただし、一般的に送配水管の被害は、主として次のような箇所に多発する。

- (ア) 沖積層の厚い地域

- (イ) 地質構造が変化する境界線
- (ウ) 水管橋の立ち上がり部分、配水ポンプ直結部、管路と構造物の連結部分
- (エ) 老朽管路及び異形管の多い管路

また、地震被害発生と同時に、停電による浄水場の送水停止、飲料水確保のための配水池流出弁の閉止、配水管の被害等により、給水を停止せざるを得ないことが予想される。

6 消防水利施設被害

ア 消火栓

消火栓は、関東大震災と同程度を想定するならば、使用不能になると思われる。

イ 防火水槽

防火水槽は、地盤の強弱によって耐震程度は異なってくると思われる。

地下埋設防火水槽は、一応被害はないと思われる。ただし、3の道路被害想定による消防車の進入不可能道路に面する防火水槽については、可搬ポンプを活用する。

ウ プール

プールは、鋼板、FRP、アルミ製のもののみ使用可能とし、コンクリート造は亀裂等から漏水があると想定する。

エ その他の水利

河川、海等の利用は、地盤軟弱地では土堤道路の損壊によって、車両の接近は困難となる場合も想定される。

7 下水道被害

下水道管には、大部分は上水道管のような内圧がなく、汚水、雨水を自然流下方式で処理する施設となっているので、その分布している地形や地盤に大きく影響される。

一般には、管に多少の亀裂が生じても流下能力には決定的な打撃はないものと判断される。しかし、沖積層の厚い地域や地盤構造の変化する境界線、老朽管のある地域等は、当然損傷等の被害が起きることは十分予想される。また、市域の南部や河川沿岸付近の区域等は液状化による被害が想定される。

ア 下水道処理施設

施工年度が古い下水道処理施設は、現在の耐震基準を適用すると耐力が不足し、被害が想定される。

また、浄化センター・ポンプ場の主たる電源については電力を使用しているため、変電所被災等の広域的な停電や送電設備の故障による機能障害の被害が想定される。

そして、海岸近傍の浄化センター・ポンプ場は、津波の浸水被災による電気機械設備の破損等の被害に加え、津波荷重や漂流物の衝突による構造躯体の破壊等の被害が想定される。

イ 下水道管路施設

管渠の材質、施工年度、土被り等の様々な埋設条件の違いにより、亀裂や破損等の被災や、管渠の継ぎ手部の抜け出しやずれ等の損傷により、内部に土砂が流入し、流下機能が低下するだけでなく道路陥没被害も想定される。

また、液状化の被害による管渠のたるみ、蛇行、抜け出し等の被災や、マンホール躯体の浮き上がり、ずれ等の被災で管渠へ土砂流入が発生し、管路閉塞による流下機能の損失被害が想定される。

8 電気通信施設被害

地震発生と同時に市内全域にわたって広範な電話不通地域の発生が想定される。特に沖積層が厚く、かつ、それが広範囲に分布している市街地においては、地震動による液状化等の発生に伴い地下設備の線路、管路等の切断、損傷被害が多数発生するものと想定される。架空設備においては、地震動による電柱の損傷等の直接被害と併せて火災によるケーブル損傷の被害も想定される。

また、交換所の建物等は、耐震対策を施しており、大きな被害はないものとする。

ア 所内設備

(ア) 交換設備

交換設備は、耐震工法に基づき設置されているが、見舞呼等の通話が集中的に発生するので重要通信の確保に向け一般加入電話からの通話は原則として、利用制限を行う。

(イ) 電力設備

交換所内の電源設備は、耐震工法に基づき設置されている。停電対策として非常用発電機・蓄電池を設置している。

イ 所外設備

(ア) 地下ケーブル

地下ケーブルは、交換所から管路、マンホール等を経由して地上の電柱に上がっている。地下に埋設されていることから、地盤の影響を直接受ける。

(イ) 電柱

地震動の揺れによる傾斜等の被害発生が予想される。

(ウ) 架空ケーブル

地震動の揺れによる電柱の傾斜等の影響による被害が予想される。また、二次災害である火災の発生と類焼により被害を受ける。

9 電気施設被害

架空送配電施設は、地震動に対し十分耐えうる設計になっているが、軟弱地盤箇所、土砂崩れ等の二次的災害を受け、被害が発生すると考えられる。

ア 送電設備

(ア) 架空線

地震動、土地の隆起、陥没、地割れ等の地形変動による損傷及び火災による焼損がある。

(イ) 地中線

地盤の不等沈下、支持部、取付部の相対変異による被害が生ずる。

イ 配電設備

(ア) コンクリート柱

地震動による直接損傷、地すべり、地割れ等による傾斜、倒壊の被害が生ずることが予想される。

(イ) 木柱

地盤軟弱地域等は、倒壊、傾斜等の被害が発生し、また、火災による損傷被害を受けるものと予想される。

(ウ) 電線

振動による異常張力の断線、路上垂れ下がり、火災による損傷被害が生ずる。

(エ) 変圧器

電柱の倒壊による破損、台上のずれ等により停電の原因となる。

(オ) 引込線

電柱と家屋の固有震動数の相違により、支持点脱落又は断線が考えられる。

10 都市ガス施設被害

高圧ガス導管、中圧ガス導管等の重要施設については、阪神・淡路大震災クラス（震度 7 クラス）の地震に耐えられるように設計・建設されていることから、供給に支障を与える被害は受け

ず、供給継続が可能と想定している。低圧導管については、次のとおり想定される。

ア 低圧ガス導管

低圧導管の被害は、直接的には土砂の流動化又は断層等による変位、地盤の陥没、隆起、地割れ及び間接的には、護岸の崩壊、橋桁の落下、他の埋設物の崩壊等によって局所的な被害の発生が予想される。

導管の材質は鋼管と鋳鉄管、ポリエチレン管等が使用されている。

その中で、継手がねじで接合される鋼管で小口径の支管、供給管では、ねじ部における折損が想定される。しかし溶接された鋼管や、機械的に接合された鋼管・鋳鉄管は過去の大地震等の経験より、被害は少ないと想定される。

さらに、ポリエチレン管については地盤の変状に追従する、非常に耐震性に優れた素材となっており、被害の発生は極めて少ないと想定される。

なお、表 1-2 の都市ガスの供給停止件数（世帯）は、地震による被害が大きいと推定される地域全体の安全を確保するために、ガスの供給を停止する件数である。被害がないと確認された地域では、速やかにガスの供給を再開する。

1 1 鉄道施設被害

駅舎、線路、信号施設、電気設備、高架、橋りょう等の鉄道施設は、地震発生と同時に次のような被害原因により JR、私鉄ともすべて不通となる可能性が高く、輸送機能は、麻痺状態となることが考えられる。運転中の列車、電車については、地震発生により自動的に運転を停止する装置も順次設置されつつあるが、関東大震災の時の列車転覆事故にみられるように、地震発生時における走行列車、電車の走行位置が、山崩れ、線路路肩の崩壊、高架橋りょうの落下等の原因と同一地点で同時に合致すれば、脱線転覆等の事故が発生し、被害が拡大することが考えられる。

ア 線路

埋立部分、盛土部分等を中心に路盤陥没、土砂崩壊のため、いたるところで屈曲折損する。

イ 高架、橋

老朽橋を中心に破損、落下する。

ウ 土留、擁壁、高築堤

損傷、崩壊する。

エ 駅舎

木造建物は倒壊する。

オ 信号機、架線

信号機の倒壊、架線の損傷、断線、垂れ下がり等の被害が多数発生する。

カ 変電所、電気系統設備

建物損壊、器具、計器の破損等多数発生する。

1 2 危険物施設等の被害

ア 屋外貯蔵タンク

十勝沖地震は、新潟地震と比較すると地震の規模は大きく、タンクの被害程度は、震度 6 の苫小牧で基礎が 2 cm 低下したため、わずかに傾斜したタンク 2 基、震度 5 の函館市においては、10 度傾斜したタンクが 3 基あった。

また、阪神・淡路大震災で基礎が沈下又は傾斜したのは 123 基で全体の 1.8%であった。

これらは、地盤との関連による耐震性が要求されていなかったものと思われるので、本市のこの種の施設についても、傾斜による油のもれ等による事故発生の可能性がある。

イ 防油堤

土盛のものは被害が少なく、鉄筋コンクリート製、鉄筋コンクリートブロック積の順に被害発生率が大きいと予想される。

ウ 地中配管

高圧ガス及び油類の配管については、地盤の不等沈下や震動によって損傷が発生するものと予想される。

エ 高圧ガス施設

屋外貯蔵タンクと同様にみているが、可燃性ガスが漏えいした場合は、火災と結びつく危険性が高い。

第2部 災害予防対策計画(都市の安全性の向上)

地震災害時に、被害を未然に防止、軽減するという減災の考え方をさらに推進するために、市及び関係機関が、施設整備や公共事業等を実施するにあたり、都市の安全性の向上を図る予防対策を定める。

章	節	実施担当
第 1 章 都市防災化計画	第 1 節 都市計画の推進	本部事務局・計画建築部指揮本部・都市整備部指揮本部・道路河川部指揮本部・下水道部指揮本部
	第 2 節 都市施設整備の推進	経済部指揮本部・都市整備部指揮本部・道路河川部指揮本部・鉄道事業者
	第 3 節 ライフラインの整備	下水道部指揮本部・県営水道・東京電力パワーグリッド(株)・東京ガスネットワーク(株)・LP ガス協会・NTT 東日本
	第 4 節 建築物耐震化の推進	計画建築部指揮本部
	第 5 節 崖崩れ災害等予防対策の推進	計画建築部指揮本部
	第 6 節 液状化予防対策の推進	本部事務局・計画建築部指揮本部・都市整備部指揮本部・道路河川部指揮本部・下水道部指揮本部
第 2 章 防災施設等整備計画	第 1 節 公共施設の安全化・防災機能の強化	企画政策部指揮本部・計画建築部指揮本部
	第 2 節 空地管理計画	企画政策部指揮本部
	第 3 節 消防体制の整備	消防局指揮本部
	第 4 節 防災備蓄倉庫及び防災資機材の整備	本部事務局・消防局指揮本部・教育部指揮本部・地区防災拠点本部
第 3 章 危険物等災害予防計画	—	消防局指揮本部
第 4 章 津波災害予防の推進	—	本部事務局・福祉部指揮本部・教育部指揮本部・計画建築部指揮本部・都市整備部指揮本部・道路河川部指揮本部・下水道部指揮本部・消防局指揮本部
第 5 章 地区防災計画の推進	第 1 節 江の島防災計画	本部事務局・経済部指揮本部・計画建築部指揮本部・地区防災拠点本部

第1章 都市防災化計画

第1節 都市計画の推進

【現状】

都市計画では、都市の健全な発展と秩序ある整備を図るための土地利用、都市施設の整備及び市街地開発事業に関する計画を定めている。

この都市計画を推進し、だれもが安心して暮らすことができる、災害に強い都市づくりを目指して、安全で快適な都市環境の創造に努めている。

都市防災に係る具体的な施策を進めるにあたっては、都市防災に関する都市計画の方針に基づき、土地利用、基盤施設、市街地整備における各種事業・施策を体系的にとらえ、総合的・計画的な展開を図る。

本市における都市計画の概要については、次のとおりである。

表 2-1 都市計画の概要

① 行政区域		6,956 ha
② 都市計画区域		6,956 ha
③ 市街化区域		4,799 ha
④ 市街化調整区域		2,157 ha
⑤ 地域地区		
	ア 用途地域	
	(ア)第1種低層住居専用地域	約 2,227 ha
	(イ)第2種低層住居専用地域	約 33 ha
	(ウ)第1種中高層住居専用地域	約 297 ha
	(エ)第2種中高層住居専用地域	約 83 ha
	(オ)第1種住居地域	約 719 ha
	(カ)第2種住居地域	約 196 ha
	(キ)準住居地域	約 130 ha
	(ク)近隣商業地域	約 158 ha
	(ケ)商業地域	約 171 ha
	(コ)準工業地域	約 293 ha
	(サ)工業地域	約 124 ha
	(シ)工業専用地域	約 368 ha
	イ 防火地域	約 30 ha
	ウ 準防火地域	約 1,723 ha
	エ 高度利用地区	約 2.5 ha
	オ 景観地区	2 地区 約 63 ha

	カ 風致地区	5 地区	約 584 ha
⑥ 都市計画道路		76 路線	約 162.50 km
⑦ 都市計画公園		192 箇所	約 219.67 ha
⑧ 都市計画緑地		5 箇所	約 81.00 ha

(令和 6 年 4 月 1 日現在)

【課題】

東日本大震災をはじめ国内外の大地震や異常気象等による災害の多発により、都市の安全に対する市民の危機意識は高まっており、これまで整備した都市基盤や都市機能等守るべき都市の財産（社会資本）の増大等様々な課題を抱えている。

都市の安全性を高めるために、用途地域を適正に配置し、計画的な土地利用を進めることが、災害に強く安全な都市づくりを形成する基本である。そして、幹線道路やその沿道の耐火建築物等による延焼遮断帯の形成、農地や斜面緑地等の自然的防災空間の保全、建築物の不燃化や耐震化等により、地震に強い都市構造の形成及び都市拠点等における防災力の強化が課題である。

また、市民と行政の協働による地域の防災力の向上が求められている。

災害後の復興に向けては、都市計画や都市施設に関わる様々な情報のシステム化とバックアップ体制が求められる。

【取組の方向】

災害に強い都市基盤の構築とともに、地域の安全・安心を高める取組により、災害に対する予防対策を推進するとともに、減災の視点から被害を最小にする都市づくりを推進する。

【主な事業】

1 都市の不燃化と都市計画

安全で快適な居住環境の保全及び創造の観点から用途地域を適正に配置し、さらに避難路、避難地となる主要な道路、公園・緑地等の整備の推進により、都市の防災性の向上、災害に強い都市づくりを推進する。また、防火地域は、原則、商業地域の容積率 600%以上の区域について、準防火地域は、準工業地域・工業地域・工業専用地域を除く区域のうち、建ぺい率 60%以上かつ容積率 200%以上の区域について指定し、都市の不燃化及び延焼の拡大防止に努める。

本市では、市街化区域の約 36%で区画整理事業による都市基盤整備を進めてきており、市街地の防災性及び災害時における一定の安全性が確保されている。今後も、敷地の細分化を抑制するとともに、緑地の確保等を促進し、防災性の維持に努める。

災害危険度調査の結果や各種ハザードマップの内容を踏まえ、次期都市マスタープランの改定の際には防災都市づくりの観点を一層充実させる。

2 防災を踏まえた土地利用の推進

本市の市街地は都市基盤の整備が行われ、成熟した市街地となっている。その市街地には大

規模な宅地や工場があり、産業構造の転換の中で、その土地利用転換がこの十年進んでいる。

このような土地利用転換や都市施設の新設・更新に際しては、防災空間の確保や建物の防災機能の誘導など、周辺の市街地状況を考慮した防災対策を図る。また、多くの交流人口を抱える都市拠点及びその周辺については、帰宅困難者対策をはじめ災害時を見据えた安心・安全の取組を推進する。

3 地区計画制度等の活用

地区計画制度は、地区の特性等に対応し、建築物の形態・敷地等に関する事項を一体的に定め、良好な市街地環境の形成を目指す制度である。

このような地区計画制度等を活用することにより、建築物の壁面位置や敷地規模等の制限を行い、地震に強く、安全で快適なまちづくりを推進する。

4 地域の防災力の向上

古くからある市街地では、幅員 4m 未満の狭い道路が多く、同時に木造の住宅が立地している割合が高い場合が多い。この状況では、地震時に倒壊する家屋により道路が遮断されるおそれが高い。

そのため、避難と救助の視点から地域防災力の向上を図るため、市民との協働によるきめ細かな都市づくりとして、狭い道路の解消とともにブロック塀の安全対策を進める。

また、市民とともに地区の防災危険度を減少させる方策を検討し、地区の防災計画づくりを進める。

市街化区域内にある農地は、災害時には地域にとって有効な避難地となるため、農業者との連携を図り、確保を進める。また、生産緑地地区に指定している農地についても、災害時における連携を図る。

5 津波防災地域づくりの推進

東日本大震災の教訓を踏まえ、想定される最大クラスの津波と発生頻度の高い津波に対し、津波災害警戒区域に指定されたことから、区域内に居住する人々等の生命を守るため、津波防災地域づくりを総合的に推進するため、災害対策部門と建設部門など関係部門の連携を図り、津波避難対策を強化していく。推進計画は、都市マスタープランとの調和、景観計画その他のまちづくりに関する計画及び地域防災計画とも相互に整合が保たれるよう留意する。

「南海トラフ地震に係る地域防災対策の推進に関する特別措置法」による特別強化地域に指定されたことを踏まえ、津波対策緊急事業計画を関係部門が連携し策定する。

6 都市計画等の情報の構築とバックアップ体制の確保

大規模地震等による被害が想定される中で、復旧・復興を迅速に進められるようにするため、国土調査法に基づき、地籍調査を計画的に推進する。

道路や下水道の整備情報、住居情報、防災や消防の情報、都市計画情報などの地図情報を統合したシステムは、災害時の復旧や復興のために広く活用できるため、その構築とバックアップデータの保管・管理を行う。

第2節 都市施設整備の推進

道路、公園等の施設は、地震災害による被害の拡大を防止する上で重要な役割を果たすものであり、避難、消火、救助・救急等の緊急活動のほか、地震火災における延焼遮断帯としても有効である。

これらの施設が地震発生時に必要な機能を発揮しうよう事前に整備しておくことは、被害を最小限にとどめる上からも極めて重要であることから、これらの施設の整備を積極的に進めていく。

1 道路の整備

【現状】

道路は、幹線道路網を成す都市計画道路と、それ以外の道路に大別される。都市計画道路は、自動車が走行する交通処理機能のみならず、街区の骨格となる市街地形成機能等を有する都市施設であり、緊急物資の輸送、市民の避難、延焼遮断機能等の防災上の機能も有する道路である。

本市の都市計画道路網は、市内の都市拠点や近隣都市を結び、相互の連携強化を図るため、計画的に格子型のネットワークを形成するよう配置している。その整備状況は、令和 4 年度末までに、計画延長約 163km のうち、約 126km、約 78%が整備済となっている。一方、未着手路線・区間は、市域南部を中心に約 36km に及んでおり、防災機能向上のためには、継続的な都市計画道路の整備が必要である。

大規模な地震等の災害が発生した場合に、救命活動や物資輸送を円滑に行うため重要な役割を担う神奈川県指定の緊急輸送道路については、国道、県道を中心に指定されている。

また、既存道路についても拡幅改良、歩道新設、バリアフリー化、電線類の地中化等の事業を実施しており、安全対策、良好な景観形成等のほか、避難路や延焼遮断帯等、防災機能の強化を図っている。

その他、幅員 4m に満たない狭あい道路の問題は、古くから市街地を形成してきた地区ほど深刻であり、歩行者などの通行が危険であることや日照や通風を妨げるといった日常生活における問題だけでなく、消防自動車等の緊急車両の進入が困難であるなど、災害・緊急時に支障を来す場合がある。そのため、狭あい道路の解消の事業は、昭和 62 年度から進めており、令和 5 年度末までに約 135,463m（片側の延長）が整備されている。

また、歩道橋やデッキについては、順次耐震化を進めており、トンネルについては、安全点検を実施している。

【課題】

災害を予防するため、道路網の整備は都市計画道路等幹線道路の整備と防災面での機能向上

につながる既存道路の機能確保という両面から行う必要がある。

都市計画道路としては、防災面からも早期に整備を進める必要があるが、特に、緊急物資輸送機能を確保するための道路、指定緊急避難場所（大規模火災）と主要な都市施設、及び震災応急対策活動の地区防災拠点となる各市民センター及び公民館等公共施設を連絡する道路、災害時の消防活動等の緊急活動に必要な道路、避難路に予定している道路等の整備促進を図る必要がある。

既存道路の機能確保としては、安全対策、良好な景観形成等の目的で行う拡幅改良、歩道新設、バリアフリー化、無電柱化等の事業についても、防災上の機能向上につながることから継続的な道路整備が必要である。さらに、地域での災害時の救援・救助活動等に支障を生じないよう狭あい道路の解消などは、今後とも事業の継続が必要である。

東日本大震災の津波被害を踏まえると、海岸部では津波災害警戒区域外へ避難する道路、経路や高いところへ避難する経路の確保が求められる。

道路利用者を災害から守るため、防災工事などのハード対策とともに、気象や災害等の情報を提供するソフト対策も必要である。

緊急輸送道路や避難路にかかる歩道橋やデッキの耐震化を早急に進める必要がある。

【取組の方向】

道路の整備や補修・補強にあたっては、国等が定める耐震基準等に基づき、その地域の特性・実情（住民の意向、土地利用状況、地形、地質等）に留意し、道路の安全性の向上に一層努める。

主要な道路等の基幹的な施設等の整備については、それぞれの実施主体が、未整備の解消に努めてネットワークの充実強化を図り、災害対応力の一層の充実を図る。そのため、市は、国や県との役割分担のもとに連携を図る。

海岸沿いの道路の津波対策に果たす重要性を認識し、道路ネットワークの形成を図る。

地域の防災性を高めるため、狭あい道路の解消や高いところへ避難する道路の確保を進める。

道路利用者を災害から守るための情報提供を幅広く進める。

【主な事業】

（1）道路ネットワークの整備

災害時における緊急物資の輸送、救助・救急活動、消火活動等の緊急活動を円滑に進めるため、都市間や拠点間を結ぶ道路や都市拠点へのアクセス道路等を道路ネットワークとして整備する。そのため、未着手の都市計画道路等を中心とした道路や津波災害警戒区域外へ避難する道路の整備を推進する。

市道 石川下土棚線 高倉下長後線 藤沢石川線 善行長後線 鶴沼奥田線
亀井野二本松線
国県道 横浜湘南道路 横浜藤沢線 藤沢厚木線

(2) 無電柱化の促進

拠点エリアの道路の整備にあたっては、無電柱化推進計画に基づき、無電柱化を進め、安全性の一層の向上を図る。国県道での無電柱化については、国や県との連携協力を図る。

(3) バリアフリー化の促進

拠点エリアの道路の整備にあたっては、バリアフリー化を進める。

(4) 安全点検の実施

トンネルや横断歩道橋及びデッキの安全点検を実施し、必要な維持管理を図る。
アンダーパス部の安全点検を実施し、必要な維持管理を図る。

(5) 狭あい道路の解消

地域の防災性の向上のため、連続的な 4m 未満の狭あい道路の解消を推進する。

2 公園・緑地の整備

【現状】

本市では、震災時の避難場所や防災活動拠点、復旧・復興拠点として、また、延焼遮断空間としても重要な空間である公園や緑地の確保を進めてきている。

公園については、令和 6 年 4 月 1 日現在、本市の管理による公園 317 箇所（195.56ha）を開設している。また、合わせて市内には、神奈川県が管理する県立公園が 3 箇所（44.6ha）開設されている。

本市が管理する緑地については、11 箇所（13.79ha）を開設している。

上記公園 317 箇所のうち 12 公園を指定緊急避難場所（大規模火災）に指定しており、指定緊急避難場所（大規模火災）の 1 つである八部公園は、災害派遣部隊（自衛隊）宿営施設の受入場所としても指定している。

【課題】

公園・緑地は火災延焼の遮断効果とともに、公園については避難地等としても有効に機能することから、市街地内及びその周辺に、公園の確保を一層進めることが必要である。

公園施設の安全点検の実施と耐震性の確保が必要である。

公園施設の省エネルギー化や再生可能エネルギーの使用は、エネルギー転換の観点から必要である。

公園は、多様な機能を有しており、他機能との整合を図る中で、防災目的のための多角的な使用の検討も必要である。

【取組の方向】

公園は、市街地における延焼防止や避難地として、また、応急仮設住宅の建設候補地としての役割を果たすことから、一層の確保を進める。

防災拠点（指定緊急避難場所（大規模火災））となりうる公園は、防災機能を向上させるための整備を進める。

地域の防災性を高めるため、街区公園等（一時避難場所）の活用を一層図る。

【主な事業】

（1）公園の整備

まとまった面積を持つ公園は、延焼防止や避難地となるなど、防災上重要な役割を担っているため、今後も整備を進める。

（2）身近な公園の配置

災害時における一時避難場所の役割を担う身近な公園は、半径 250m 以内（徒歩 5 分程度）を 1 つの単位に配置する計画を立てている。

ただし、身近に利用できる公園が存在しない区域もあるため、災害時のリスクを考慮し、優先的に整備を進めていく。

（3）緑地の確保

緑地は、公園と同様、災害時の一時避難場所となり、緑道は大規模火災時の避難路となるなど、緑地の防災機能としての効果は高く、今後も緑地の確保や緑道の整備促進を図る。

（4）緑の広場の確保・継続

緑の広場は、土地所有者との契約により確保しているが、相続の発生などにより解除され、オープンスペースとしての利用ができなくなることがあるため、公園等への転換や広場としての継続を図る。

（5）公園内における防災施設の整備

災害時に指定緊急避難場所（大規模火災）及び一時避難場所になる一部の公園に、太陽光発電（又は風力発電）の照明灯や、防災トイレ、飲料水水槽、防災倉庫が設置されている。地域防災力の向上の観点から、今後も災害時を想定し、公園における他機能との整合を図るなかで、防災施設の適切な設置を進める。

3 橋りょうの整備

【現状】

本市には、一級・二級河川（県管理）や準用河川（市管理）、及び道路を交差する多くの橋りょうがある。

境川及び引地川は、平成 26 年 6 月 1 日から「特定都市河川浸水被害対策法」の適用河川に指定されており、現在、神奈川県が策定した境川水系河川整備計画、引地川水系河川整備計画に基づき整備を進めている。

この河川整備計画に合わせた橋りょう架け替え工事を県・市協力のもとに進めている。令和 5 年度末までに、県施工を含めて 60 橋が完成している。

【課題】

今後も神奈川県河川整備計画に沿って、最新の耐震基準に配慮しつつ、橋りょう架け替え整備を進める必要がある。

また、本市では、緊急輸送道路及び避難路に関係する橋りょうを優先的に、耐震化を進めている。橋りょうにおいては、阪神・淡路大震災による甚大な被害の経験を踏まえて、平成 8 年に基準が大きく改正されており、本市の橋りょうでも、その基準に適合した耐震性を確保するため、耐震化工事を今後も順次進めていく必要がある。

【取組の方向】

橋りょうの耐震設計にあたっては、橋の架かっている場所における地形や地盤、立地条件、防災計画等を考慮して、適切な耐震化計画を検討することは重要である。

個々の橋の耐震性能は、重要度の区分に応じて、損傷が大きくても落橋に対する安全性を確保させる橋、損傷が限定的なものに留まり、橋としての機能を速やかに回復させる橋（緊急輸送道路の橋など）等の耐震性能基準を設定して耐震化を進めている。

そうした中、市内の橋りょうの地震対策は、緊急輸送道路と避難路に関係する橋及び沿岸部の橋で優先的に整備を行っている。

また、神奈川県により進められている二級河川の引地川水系と境川水系の河川改修に併せて、本市では橋りょうの架け替えを進めており、架け替えの際に、橋りょうの耐震化も同時に行っている。この河川改修に伴う橋りょうの架け替えは、今後も順次進める。

【主な事業】

（1）橋りょう長寿命化推進事業

本市の管理する橋りょうの急速な高齢化に対応するため、損傷が深刻化してから対応する従来の「事後保全型維持管理」から、損傷が大きくなる前に計画的かつ予防的に対応する「予防保全型維持管理」への転換を図り、損傷が軽微なうちに補修工事を実施していくことで橋りょうの長寿命化を進め、将来的な財政負担の軽減化を図るとともに災害への備えとする。

（2）橋りょう耐震化事業

本市では、管理する橋りょうのうち、歩道橋を含めた緊急輸送道路及び避難路に関係する橋りょう等から優先的に耐震化を図っている。平成 8 年以降、毎年 1～2 橋程度、順次進めており、令和 5 年度末までに対象 52 橋のうち 42 橋が完了している。

また、緊急輸送道路及び避難路に関係する橋りょう等の耐震化を優先的に進めるとともに、本市では河川改修事業に伴う橋りょうの架け替えを進めており、架け替えが生じた際に耐震化も同時に行っている。

4 港湾、鉄道等の安全対策

【現状】

県が管理している湘南港は、既に、耐震岸壁の整備や臨港道路の橋りょうの耐震化が完了している。老朽化したヨットハウスは改築され、津波避難場所も確保されている。

鉄道事業者は鉄道及び鉄道施設の耐震性など安全確保のために整備を進めている。

【課題】

港湾や鉄道の被災は、発災時の市民の避難、救助・救急、消火活動や医療活動等の初動体制の確保や各種の応急対策活動を著しく阻害する。また、都市の機能を不全にし、応急活動はもとより、迅速な復旧・復興対策の支障となる。

そのため、構造物の一層の安全性の向上と多重性を高めることが求められる。

【取組の方向】

主要な港湾や鉄道等の基幹的な交通施設の整備にあたっては、それぞれの実施主体が各施設等の耐震設計やネットワークの充実、施設・機能の代替性の確保、各交通施設間の連携強化などにより、災害対応力の一層の充実を図る。

【主な事業】

(1) 港湾の整備

県の管理する湘南港については、緊急物資、避難者の輸送のための岸壁等の耐震化工事の完了に伴い、さらに機能の充実を進める。

(2) 漁港の整備

片瀬漁港については、海上輸送による救援物資の受け入れができるように、計画的に底質調査や航路浚渫工事を行い、漁港機能の確保を図る。

(3) 鉄道施設の整備

鉄道事業者は、鉄道施設の耐震化等を進め、防災性の一層の向上を図る。

第3節 ライフラインの整備

下水道、上水道、電気、ガス等のライフラインにあっては、防災活動及び市民生活に欠かすことのできない施設である。

これらのライフラインが被害にあうと市民生活と防災活動に大きな影響を与えることから、地震発生時に市民生活等を支える機能を発揮できるよう、耐震化の向上をはじめ、予想を超える地震によって被災した場合の代替措置や応急復旧のための人員及び資材の確保等、応急復旧体制の構築を進めることは極めて重要である。

そのため、各事業者は積極的に対策を進める。

1 下水道

【現状】

下水道については、公共下水道として南部処理区、東部処理区及び相模川流域処理区の 3 つの処理区で、汚水処理、雨水排水を行っている。南部処理区の既成市街地は合流式であるが、ほかは分流式である。

処理人口普及率（行政人口に対する処理可能な人口の比率）は令和 6 年 4 月 1 日現在、96.1%である。

管路の整備延長は、污水管は令和 6 年 4 月 1 日現在、1,187.7km、雨水管は同じく 438.4km である。

処理施設は昭和 39 年に運転開始した辻堂浄化センター（令和 4 年度末処理能力 123,900 m³/日）と昭和 60 年に運転開始した大清水浄化センター（令和 4 年度末処理能力 93,600 m³/日）の 2 施設がある。

下水道施設の耐震化については、2 つの浄化センター内の重要施設や 15 のポンプ場の耐震診断調査を平成 18 年度から実施してきている。管路については、平成 10 年度から耐震化に配慮した管渠工事を実施している。

下水道施設については、地震時に倒壊しないというだけでなく、最低限の下水処理機能が確保されていることが重要であるため、耐震化の考え方も随時改められている。最新の耐震化基準による、現在の下水処理施設の状況は、相当数の施設の耐震化を図る必要がある。

なお、神奈川県が平成 27 年度に公表した津波浸水想定図によると、辻堂浄化センター、浜見山ポンプ場等は津波浸水想定区域に位置している。

【課題】

被災時において二次災害を防止し、下水道機能を最低限確保する必要がある。

下水道施設の段階的な耐震化を図ること（防災）と、被災した場合の被害の最小化を図ること（減災）が必要である。

管路の液状化対策を推進する必要がある。

東日本大震災を踏まえ、耐津波対策を推進する必要がある。

大規模な震災に対しては、耐震化などハード対策のほかにも、被災してからの被害や機能停止期間を最小限にする対策を平時から進める必要がある。

災害の復旧及び下水道機能を最低限確保するために、必要な資機材や非常用電源、燃料などを確保しておく必要がある。また、技術者の確保も重要である。

【取組の方向】

ふじさわ下水道ビジョンに基づく総合的な地震対策を推進する。

市民生活に不可欠な下水道機能を最低限確保するために、必要な施設の耐震診断・耐震化を進める。

防災拠点等の重要度が高い管路の耐震化を進める。

被害の最小化と早期復旧に向けて、下水道台帳等の情報管理を推進する。

危機管理体制の充実・強化を図るとともに、津波被災を想定した対策の検討を進める。

国の「下水道地震・津波対策技術検討委員会」による提言等を受け、下水道施設については、人命を守ることを最優先として、下水道の処理機能確保の観点を踏まえて、優先順位を定めて、対策を進める。

【主な事業】

(1) 下水道の地震対策の推進

- ア 令和 4 年度に策定した下水道総合地震対策計画（第三期）に基づき、引き続き下水道施設の耐震診断や耐震補強を進める。
- イ 2 つの浄化センター内の重要施設や 15 ポンプ場の耐震診断結果に基づき優先順位の高い施設を定めて、耐震化及び耐津波対策の工事を進める。
- ウ 緊急輸送道路を縦横断する管路や主要な幹線管路のうち、液状化しやすい地区から、順番にマンホールの浮上防止対策工事を進める。
- エ 下水道管路については、管路埋戻し部の液状化対策や可とう性を有する継ぎ手の採用等による耐震化を進める。また指定避難所からの流末枝線管路の耐震化を進める。
- オ 幹線管路のネットワークや主たるポンプ場からの圧送管増補ルートに関する検討を進める。

(2) 下水道事業継続計画の策定

- ア 被災時の緊急的な対応を可能とする下水道業務継続計画の必要に応じた見直しを進める。

2 上水道

本市内の水道施設は神奈川県企業庁が設置し供給している。その状況や課題等について記述する。

【現状】

県営水道は、主要水道施設の耐震化、老朽管等の耐震管への布設替え等を進めている。また、水道管等が地震により損傷した場合に備えて、災害用指定配水池を指定して、応急給水用飲料水を確保することとしている。（災害用指定配水池は本市内には、4 箇所ある。）さらに、浄水場等では、長時間の停電に備え、非常用発電機を設置している。

【課題】

東日本大震災ではライフライン施設に甚大な被害が発生し、ライフラインの安全性の一層の向上が必要となっている。また余震が多いときには復旧に時間を要する。

【取組の方向】

浄水場や災害用指定配水池を優先して耐震化を進めるとともに、浄水場と災害用指定配水池

をつなぐ基幹管路や災害時に重要な給水拠点となる医療施設等への供給管路の耐震化を優先して進める。

【主な事業】

県営水道は、水道施設の安全性向上のため、主要水道施設及び水道管路の耐震化を進めるとともに、関係事業者間の連携、応援協力体制の整備を進める。

3 電気、ガス、電気通信

本市内の電気、ガス、電気通信施設は、各事業者が整備し、ライフライン機能を確保している。その状況や課題等は次のとおりである。

【現状】

電気については、東京電力パワーグリッド（株）が、災害に強い電力設備づくりとして、送電系統の二重三重のネットワーク化や設備の耐震対策等を進めている。

都市ガスについては、東京ガスネットワーク（株）が、ガス供給のため、系統の多重化、及びガス供給を停止した地区は迅速な復旧を行うため IT を活用したシステムの整備に努めるとともに、大規模なガス漏えい等を防止するため、ガス遮断装置の設置、感震遮断機能を有するガスメーター又は緊急遮断装置の設置を進めている。

LP ガスについても、容器の転倒防止を徹底するとともに、ガス放出防止器など安全対策を進めている。

電気通信については、NTT 東日本、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ（株）（以下「NTT コミュニケーションズ」という。）及び（株）エヌ・ティ・ティ・ドコモ（以下「NTT ドコモ」という。）において、建物や無線鉄塔等の耐震化、中継ケーブルの複数ルート分散、災害対策機器類の配備等を行っている。

また、輻輳（電話がつながりにくい状況）対策として、NTT 東日本は災害用伝言ダイヤル「171」等を運用開始し、携帯電話事業者等の災害用伝言板を提供する。

【課題】

東日本大震災ではライフライン施設に甚大な被害が発生し、ライフラインの安全性の一層の向上が必要となっている。また余震が多いときには復旧に時間を要する。

【取組の方向】

ライフラインを担う各事業者は、液状化にも配慮した施設の耐震化・耐浪化を図るとともに、道路管理者と調整を図るなどして、共同溝の整備や応急復旧資機材の確保等に努める。

それぞれの事業者において、耐震化等の安全強化対策をさらに進める。

また、被害を最小限にとどめ、早期復旧を可能とするため、施設等の多元化・分散化、多重化等を進める。

【主な事業】

(1) 無電柱化の推進

道路管理者は、災害時の電線類の寸断、緊急通行車両の通行障害を防ぐため、電線管理者等と協調して、緊急輸送道路等について、電線共同溝等の整備を進め、無電柱化することにより、ライフラインの安全性及び防災対策のより一層の向上を図る。

(2) 電気、ガス、電気通信

電気、ガス、電気通信事業者は、各施設について、液状化等にも配慮した耐震化の推進を図るとともに、道路管理者と調整を図るなどして、共同溝の整備や応急復旧資機材の確保等に努め、一層の防災性の向上に取り組む。また、早期復旧を可能とするため、施設等の多元化・分散化、多重化等を進める。

第 4 節 建築物耐震化の推進

【現状】

建築物に適用される建築基準法の耐震基準は、新潟地震、十勝沖地震、宮城県沖地震等の地震被害を教訓に順次強化され、現在は昭和 56 年 6 月に施行された、いわゆる「新耐震設計基準」が耐震化の判断基準となっている。

平成 7 年 12 月に「建築物の耐震改修の促進に関する法律」が施行され、これまで建築物所有者に対する指導、誘導等の措置を講じてきたが、更なる耐震化促進を図るべく、平成 25 年 11 月の改正により、不特定多数が利用する一定規模を超えた建築物等及び所管行政庁が指定する避難路の通行を阻害する恐れのある建築物等について、耐震診断の実施、報告が義務付けられた。

(以下、該当建築物を「耐震診断義務対象建築物」)本市においては、平成 20 年 10 月に「藤沢市耐震改修促進計画」を策定し、平成 28 年 4 月、令和 4 年 4 月に改定した。計画に基づき、新耐震設計基準施行よりも前に建築された木造住宅に対する耐震診断、改修補助、分譲マンションに対する耐震診断、改修等補助等、耐震診断義務付け対象沿道建築物に対する改修等補助を進めている。

住宅及び耐震診断義務対象建築物の耐震化目標の達成には民間建築物の耐震化が重要であり、従来の広範囲を対象とした周知活動に加え、対象者に限定した個別案内等により、促進を図っている。

【課題】

阪神・淡路大震災の死者 6,434 人、住宅の全・半壊約 24 万 9 千棟、公共建物被害 1,579 棟(平成 18 年 5 月 19 日消防庁発表(確定報))という甚大な被害を踏まえて、建設省(現:国土交通省)では「建築審査調査委員会」を設置し、被害状況や被害原因の調査等がなされた。その中で、昭和 56 年 6 月の新耐震設計基準施行よりも前の建築物の被害が特に大きかったことから、耐震診断・耐震改修を一層促進するべく「建築物の耐震改修の促進に関する法律」が施行され、一定の耐震化促進効果は得られているが、未だ旧耐震基準の建築物は多く存在しており、法改正で強化された建築物の倒壊による緊急輸送道路等避難路の閉塞対策など一層の耐震化促進が必要であ

る。

また、東日本大震災では、建築物が倒壊を免れても大空間の天井落下など非構造部材の損壊によって人的被害が生じたことを受け、平成 26 年に建築基準法の新たな規定が設けられた。また、超高層建築物等に対する長周期地震動の影響も懸念されており、平成 28 年に国により超高層建築物等における南海トラフ沿いの巨大地震による長周期地震動への対策がとりまとめられた。

高層マンションなど高層建築物の防災対策について、住民等への意識啓発に取り組む必要がある。

【取組の方向】

地震による建築物の倒壊等の被害を減少させるためには、民間建築物の耐震改修促進のための措置を講ずることが大変重要になる。

現在、本市において建物への被害が最も大きい地震として大正型関東地震等が考えられており、計画的、重点的に既存建築物の地震に対する安全性の向上に取り組むこととしている。

超高層建築物等における長周期地震動への対策について、国の動向を踏まえ検討することが求められる。

【主な事業】

1 耐震改修促進計画等に基づく耐震化の促進

既存建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るため、「建築物の耐震改修の促進に関する法律」に基づき、新耐震設計基準施行よりも前に建築された建築物の所有者に対する耐震診断及び耐震改修について必要な指導及び助言、建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及に努める。

令和 4 年 4 月に改定した「藤沢市耐震改修促進計画」に基づき、住宅の耐震化の促進・耐震診断義務付け対象建築物等の耐震化の促進・耐震診断義務付け路線以外の緊急輸送道路及び避難路並びに津波避難路沿いの建築物等の耐震化の促進・公共建築物の耐震化の促進・その他の地震時における安全対策の推進、計 5 つの視点から具体的施策を推進する。

また、「耐震改修促進計画」については、耐震化の進捗状況や新たな施策の実施等にあわせて、適宜、見直しを行う。

2 市民相談窓口の設置や普及啓発の実施

市民からの耐震診断及び耐震改修に関する相談に的確に対応できるよう、建築技術者団体との連携を図りながら、市民相談窓口を充実・強化するとともに、耐震化促進に関する普及啓発活動としてパンフレット等の配布、補助制度説明会の開催や対象建築物の所有者への個別案内、また、建築指導課や防災政策課等のホームページ等により情報提供に努める。

3 市有施設の耐震改修の促進

公共建築物の地震に対する安全性の向上を図るため、昭和 56 年 6 月の新耐震設計基準以前に

建築された各種建築物について耐震改修の促進に取り組む。

特に、防災対策上の情報拠点となる施設、避難所に指定されている施設、医療施設等、地震災害時の拠点施設は、建て替えを含め重点的かつ計画的に耐震化を図る。

4 民間建築物の耐震診断及び耐震改修促進の支援

木造戸建て住宅に関する耐震診断及び耐震改修並びに分譲マンションに対する耐震診断については、国や県の支援事業を活用した補助金制度により耐震診断及び耐震改修の促進を図る。

また、緊急輸送道路等避難路沿道の耐震診断義務付け建築物についても、補助金制度等により耐震診断及び耐震改修の促進を図る。

5 その他の地震時における安全対策の推進

建築物の耐震改修の促進と併せて、屋上給水塔、看板、窓ガラス等の落下の危険があるもの、エレベーター、ブロック塀などの安全対策の普及・啓発を進め、地震に対する安全性の向上を図る。

6 定期報告制度を活用した指導・啓発の実施

一定の用途・規模以上の建築物に適用される定期報告制度により、建築物の所有者等に対して、安全対策の重要性に関する啓発に努める。

第5節 崖崩れ災害等予防対策の推進

【現状】

① 地形上の特徴

本市は、北部が相模野台地の南端にあたる標高 40m から 50m の平坦な丘陵地で、丘陵末端部は崖状を呈しており、豪雨や地震による崩壊の危険のある崖地が存在する。

② 急傾斜地崩壊危険区域について

急傾斜地崩壊危険区域は、傾斜度が 30 度以上かつ、高さが 5 メートル以上で崩壊により危害が生ずるおそれのある人家が 5 戸以上ある、または 5 戸未満であっても官公署、学校、病院、旅館等に危害が生ずるおそれがある区域の中から、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（以下「急傾斜地法」という。）に基づき、県知事が市長の意見を聴いて指定する。

急傾斜地崩壊危険区域は、傾斜度が 30 度以上、高さが 5m 以上の崖で、崩壊により危険が生ずるおそれのある人家が 5 戸以上ある区域又は官公署、学校、病院、旅館等に危害が生ずるおそれのある区域を指定する。

令和 6 年 4 月 1 日現在の急傾斜地崩壊危険区域指定場所は、19 区域であり、すべて概成している。

③ 土砂災害警戒区域等について

土砂災害警戒区域等は、土砂災害防止法に基づき、県知事が市長の意見を聴いて指定する。

土砂災害警戒区域は、傾斜度が30度以上、高さが5m以上の急傾斜地で、急傾斜地の上端から水平距離が10m以内、同下端から急傾斜地の高さの2倍以内の区域（50mを超える場合は50m）の区域を指定する。

また、土砂災害警戒区域において、建築物に損壊が生じ、住民等の生命又は身体に著しい危害が生じるおそれがあると認められた範囲を土砂災害特別警戒区域に指定する。

令和6年4月1日現在、神奈川県によって土砂災害警戒区域189区域（うち土砂災害特別警戒区域177区域）が指定されている。

④ 宅地造成工事規制区域について

宅地造成工事規制区域は、旧宅地造成等規制法に基づき、宅地造成に伴い崖崩れや土砂の流出による災害が生じるおそれ大きい市街地等の区域を、県知事が市長の意見を聴いて指定する。

宅地造成工事規制区域は、昭和37年、旧宅地造成等規制法に基づき、片瀬地区180.4ha、村岡地区364.6ha、善行地区96.5ha、藤沢地区63.3haが指定されている。

⑤ 大規模盛土造成地について

大規模盛土造成地とは、盛土をした土地の面積が3,000㎡以上の造成地や盛土をする前の地盤面が水平面に対し20度以上の角度をなし、かつ、盛土の高さが5m以上である造成地をいう。

大規模盛土造成地変動予測1次調査により大規模盛土造成地の抽出を行い、大規模盛土造成地マップを作成、公表している。

⑥ 飛砂防備対策について

湘南海岸では、強風により海岸地帯の住宅や道路が飛砂や塩害の被害を被っている。そのため、県では砂防林の整備など、飛砂防備対策に積極的に取り組んでいる。

【課題】

本市は、豪雨や地震による崖崩れ等の土砂災害に備えるため、県が指定した土砂災害警戒区域や避難場所等の周知と、災害発生時における警戒避難体制の確立など防災体制を整備していく必要がある。

【取組の方向】

市は、自然災害回避（アボイド）情報の周知により、自然災害を回避した土地利用を促進するとともに、危険箇所の工事を計画的に進める神奈川県と連携する。さらに、指定した土砂災害警戒区域等については、周知を図るとともに、警戒避難体制の整備を進める。

【主な事業】

1 危険地域のパトロールと指導

日常のパトロールを通じて崖の改善指導を推進する。

2 崖崩れ予防対策等

急傾斜地法、土砂災害防止法、旧宅地造成等規制法の各法令に基づき、ハード及びソフト対策による安全性の向上を図る。

(1) 急傾斜地法に基づく対応

指定された区域に対しては、急傾斜地の崩壊を誘発・助長するおそれのある行為が制限されている。また、当該区域内において居室を有する建築物を建築する場合には、藤沢市建築基準等に関する条例に基づく規定が適用される。

今後も、災害防止のため、地元の協力を得ながら区域の追加指定を行うとともに、崩壊防止工事について、県に働きかけていく。

(2) 土砂災害防止法に基づく対応

土砂災害警戒区域ごとに緊急避難場所や避難経路等を定め、住民への周知理解を図るとともに、土砂災害に関する情報の収集及び伝達、避難体制の整備を図る。

土砂災害警戒区域内の高齢者、障がい者、乳幼児等が利用する施設（要配慮者利用施設）に対して、円滑な避難が行われるよう、土砂災害に関する情報、予報及び警報の伝達方法を定める。

令和 2 年度に作成した土砂災害・洪水ハザードマップを活用し、住民に対し、土砂災害の情報や避難について周知するとともに、土砂災害を対象とした避難訓練の実施ができるよう、検討をする。

また、土砂災害特別警戒区域に対し、県と市の役割分担に応じて、建築物の構造規制、特定の開発に対する許可制若しくは既存建築物の移転勧告等の対策を行う。

(3) 旧宅地造成等規制法に基づく対応

宅地造成工事規制区域で行われる宅地造成工事の許可・指導・監督・検査等を実施するとともに、災害防止上必要があるときには、同法による宅地保全の努力義務の規定に基づき、宅地所有者等に対して改善等の指導を行う。

(4) 大規模盛土造成地への対応

大規模盛土造成地の位置と種類を示すマップを作成し、住民への周知を図るため公表している。

3 崖崩れに対する建築物防災対策

崖に隣接する建築物については、藤沢市建築基準等に関する条例に基づき、急傾斜地崩壊危険区域を災害危険区域とし、当該区域内に居室を有する建築物を建設する場合の規定が適用される。

4 湘南海岸における飛砂防備対策等

県は、湘南海岸一帯の住民及び公共施設を飛砂、塩害から守るとともに、緑豊かな自然環境の保全を図るため、砂防林の整備・保全を進める。

第 6 節 液状化予防対策の推進

【現状】

液状化現象が発生しやすい地盤条件としては一般的に、地下水位が高いこと、ゆるく堆積した砂質土の層が存在すること、砂質土の成分が粒径の揃った細砂や中砂であることが挙げられる。

地震による被害は、地盤の特性に大きく影響される。本市内では、境川や引地川沿い、及び城南や相模湾臨海部等の主に砂質地盤がある地域において、地震発生時に地盤の液状化の発生が懸念されており、建築物、構造物等に対する液状化予防対策が必要とされている。

国や県においては、建築物の液状化マップや対策工法のマニュアル等の普及を図っている。

本市では、県地震被害調査（H19、H20 年度）で想定された最大級の地震被害（南関東地震）について、土地の揺れやすさの状況や、揺れに対する地域ごとの建物倒壊率を表示した、「揺れやすさマップ」及び「地域危険度マップ」を作成している。

大規模建築物等の新築や改築に際しては、機械ボーリングや標準貫入試験等の地盤調査やサンプリングによる土質試験等を実施し、敷地地盤の液状化等に対する検討を行っている。その結果、液状化発生の可能性がある場合、基礎部分には液状化の発生そのものを防止する対策、或いは液状化の発生は許すが被害を低減する対策を行うことにより、基礎上部に築造される建築物、構造物等へ及ぼす影響をできる限り少なくしている。

小規模建築物、構造物では液状化判定に必要な地盤調査や土質試験が行われることは稀であり、この場合の地盤調査として、スウェーデン式サウンディング試験のみが行われている場合が多い。

地盤が地震時に液状化が生じると判定される場合には、橋台基礎に残留変位を生じる可能性がある。また、橋台の変位により橋本体が押し出され、中間橋脚にも変位が生じることが考えられる。

現在の液状化対策工法については、次のとおりである。

〈建築物について〉

ア 液状化そのものを防止する対策

密度増大法・・・サンドコンパクション工法、バイプロフローテーション工法等

置換工法・・・軟弱層の土を撤去して良質土などに置き換える工法
固結工法・・・深層混合処理工法、注入工法等
間隙水圧消散工法・・・グラベルドレーン工法

イ 液状化の発生は許すが上部構造の被害を低減する対策
液状化層を抜いて堅固な地盤に支持させる方法・・・支持杭
不同沈下を防止する工法・・・直接基礎、摩擦杭

ウ 液状化に伴う側方流動が生じる場合への対策
地中連続壁やソイルセメント地中壁などを設ける工法等

〈土木施設構造物について〉

ア 地盤を強化する対策
地盤改良により液状化そのものを防止する工法
・・・置換工法、地盤を締め固める工法、固結工法、排水工法等

イ 構造物の耐力を強化する対策
地盤内部の拘束圧を高める工法
・・・構造物の周囲を矢板等の連続壁で囲む等
既設構造物の耐力を増やす工法
・・・支持杭や鉄筋コンクリートの壁の打ち増し等

これらの工法の適用に際しては、各対策工法のいずれもが、それのみで完璧であるというものではない。このため、建築物、構造物等の規模、当該箇所の地盤特性及びそれぞれの工法の特徴を勘案し、2 種以上を効果的に組み合わせることによって、全体として液状化対策の実効を上げる、という考え方で進めるのが妥当である。

【課題】

東日本大震災では、関東地方でも液状化の発生が確認されており、本市においても引き続き、液状化予防対策を進める必要がある。

大規模建築物、構造物等であっても、基礎の地盤が液状化現象により横方向に流れるように動く側方流動が発生している事例が報告されていることから、今後の液状化予防対策の見直しが迫られている。

小規模建築物の液状化予防対策としては、市民や事業者自らが、敷地地盤の特性を把握して地盤改良等の対策を講じることが重要である。

既存建築物、構造物等の敷地地盤についても、市民や事業者自らが液状化予防対策を講じることが重要である。

【取組の方向】

市は、市民や事業者の「自助」による取組を推進するために、液状化の可能性がある地域での液状化予防対策工法の啓発に努める。

市は、液状化の可能性がある地域にある市管理の建築物、構造物（地下埋設物を含む）について、液状化対策の検討を行う。

市は、液状化の可能性がある地域で、橋の架け替えを行う場合は、地盤の状況に合わせ、耐震性の向上を配慮する。

【主な事業】

1 情報提供と普及・啓発

市は、地震被害想定調査による液状化想定図や古地図による土地の利用状況に関する情報提供を行うとともに、ホームページ等を活用して普及・啓発を行う。

市は、市民や事業者の「自助」による取組を推進するために、液状化の可能性がある地域での液状化判定や予防対策工法等の情報提供を行う。

市は、液状化の問題について、市民に広く啓発を行う。

2 公共建築物等の液状化予防対策

市は、公共建築物の新築・改築等に際して、液状化の発生の可能性があるものについては、液状化予防対策を実施するとともに、液状化の被害のおそれがある市管理の建築物等について対策を検討する。

3 下水道管路施設の液状化予防対策の検討

市は、公共下水道の敷設工事に際して、被災時の管路の破損、マンホールの浮き上がり防止に向け、液状化予防対策の品質管理基準及び管理方法を検討し実施する。

4 橋りょうの架け替えにおける液状化対策の検討

市は、液状化が想定される地盤において、架け替えの設計を行う際には、橋台基礎に所要の耐力を考慮するとともに、橋全体としての耐震性が向上するように検討する。

5 地下埋設物への対策

日常的に不可欠で代替性のない重要なライフライン施設であることから、液状化対策だけでなく、施設全般にわたる地震対策として、施設の耐震化等の事前対策から応急復旧に至るまでの各対策を検討する。

第2章 防災施設等整備計画

第1節 公共施設の安全化・防災機能の強化

【現状】

昭和 56 年以前に建設された公共施設は、順次耐震化を進めており、その耐震化率は 98%まで進んでいる。特に、学校施設については被災者の指定避難所となるため、平成 23 年度の本町小学校の改築により、市立学校の校舎棟と屋内運動場の耐震化（改築・耐震補強）が完了している。

市庁舎（旧本館及び旧東館）は、老朽化と耐震性に問題があったため、市庁舎を建て替えて本庁舎として平成 30 年 1 月から供用を開始した。

本庁舎は、免震構造を採用し、耐震性を確保することで、災害時は一時避難者、帰宅困難者の受け入れや、災害救援ボランティアの活動拠点となる。敷地東側の市民広場には防災トイレを設置し、災害時の一時避難場所となる防災広場としても活用する。また、ヘリコプターのホバリングスペース、非常用発電設備、防災倉庫の設置など防災機能の強化を図っている。

災害拠点病院である藤沢市民病院では、市民病院再整備基本計画に基づき、再整備事業を進め、平成 30 年 7 月に工事が完了し、供用を開始した。建物は免震構造で、浸水対策のため地下階は設けていない。

藤沢市では「公共施設等総合管理計画」を定め、公共建築物、道路、橋梁、下水道などの公共施設について、老朽化対策、施設更新が課題となっており、それぞれ個別施設ごとに計画的な管理や長寿命化に対する取組を進めている。また、公共建築物については、藤沢市公共施設再整備基本方針を策定し、「公共施設の安全性の確保」、「公共施設の長寿命化」、「公共施設の機能集約・複合化による施設数の縮減」を再整備の基本的な考え方として整理している。この中で、再整備計画において考慮すべき事項として、防災機能の強化を位置づけており、再整備を具体化する際に、これらを踏まえた協議をすることとしている。

公共施設の点検は、建築物、昇降機又は昇降機以外の建築設備について、損傷、腐食その他の劣化状況の点検を定期的に行うことが重要である。

防災活動上重要な施設（本庁舎、分庁舎、消防署、市民センター、公民館、市民病院等）には、防災活動に必要な設備を設置している。東日本大震災により、発災後の救援、復旧・復興にはこれらの施設の重要性が改めて認識された。

【課題】

耐震化が完了していない公共施設の耐震化について順次進めていく必要がある。

公共施設の大規模な吊天井や照明器具などの非構造部材の安全確保が求められている。

定期点検の結果については、施設状況の台帳を作成して一元管理を行い、長期の修繕計画を立てることが必要である。

建物内の電子機器類及び備品等の転倒や落下の防止が必要である。

防災活動上重要な施設の防災機能の更なる強化が求められる。特に津波浸水想定区域に立地している公共施設については、津波避難に有効な施設としての検討が必要である。

【取組の方向】

耐震化が完了していない公共施設の耐震化、大規模な吊天井や照明器具など非構造部材の調査を行い、安全性の向上に努める。

公共施設の定期点検を実施し、施設の状況を把握して、長期的な修繕計画に結びつける。

公共施設の機器や備品等の転倒・落下の防止は、施設利用者や職員の安全確保のために、日常からの取組が大切である。電子機器の転倒防止や予備電源を含めたバックアップ体制の確立が大切である。

被害想定が増大、帰宅困難者対策などを考慮すると、防災上重要な施設の防災機能強化は、積極的に取り組む必要がある。

【主な事業】

1 公共施設の安全化

- ア 耐震化が完了していない公共施設の耐震化を図る。
- イ 公共施設の大規模な吊天井や照明器具など施設管理者による非構造部材の安全点検結果を踏まえて、の実施と安全確保を進める。
- ウ 公共施設の施設管理者による定期点検結果を踏まえ、必要に応じて、修理又は計画的な更新を行う。
- エ 各施設管理者の点検結果をもとに、施設状況の台帳による一元管理を進め、長期修繕計画を立案する。
- オ 各施設管理者は書棚、ロッカーその他備品等の転倒や落下防止に努めるとともに、電子機器の転倒防止や予備電源の確保等を含めたバックアップ体制確立の推進を図る。
- カ 防災上重要な施設は、防災備蓄機能の強化、応急活動に必要な非常電源の確保、生活用水の確保、救援活動を行う職員の飲料水の確保など、更なる機能強化に努める。
- キ 洪水浸水想定区域及び津波災害警戒区域に立地する公共施設について対応策を検討する。

第2節 空地管理計画

【現状】

地震発生直後から、ライフラインや交通関係、その他防災に関わる機関による復旧活動や災害応急対策が実施されるが、復旧資機材の置場や避難空間、応急仮設住宅やがれき置場など、空いている土地が必要となる。これらの土地の需要に応じるには、災害時に備えた、未利用地の現状把握が重要である。災害時に利用可能な一定規模以上の空地について、把握し一元的に管理できる準備を進めている。

【課題】

災害時に備えて、日常時から定期的に公共の未利用地の現況把握、公園や学校における仮設建築物が可能な空地の把握、生産緑地や防災協力農地等民間の災害対応が可能な土地の把握などが

必要である。民間の土地の場合には、面積やライフラインの状況などの調査や所有者の理解と協力が必要である。

【取組の方向】

公共、或いは民間の土地で、災害時に応急仮設住宅やがれき置場など災害対応が可能な土地の一元的な把握と定期的なデータの更新を進める。

空地情報について、平常時から一元的に管理し、総合的に対応することとしている。

【主な事業】

1 空地の管理と活用

ア 空地情報のデータベース化を図り、災害時に活用できる空地情報のデータベース化を図る。

イ 発災時には、空地情報と空地利用ニーズとのマッチングを図り、需要調整を行う。

ウ 迅速な復旧活動のために、時系列的に空地の合理的活用を図り、適切な管理を行う。

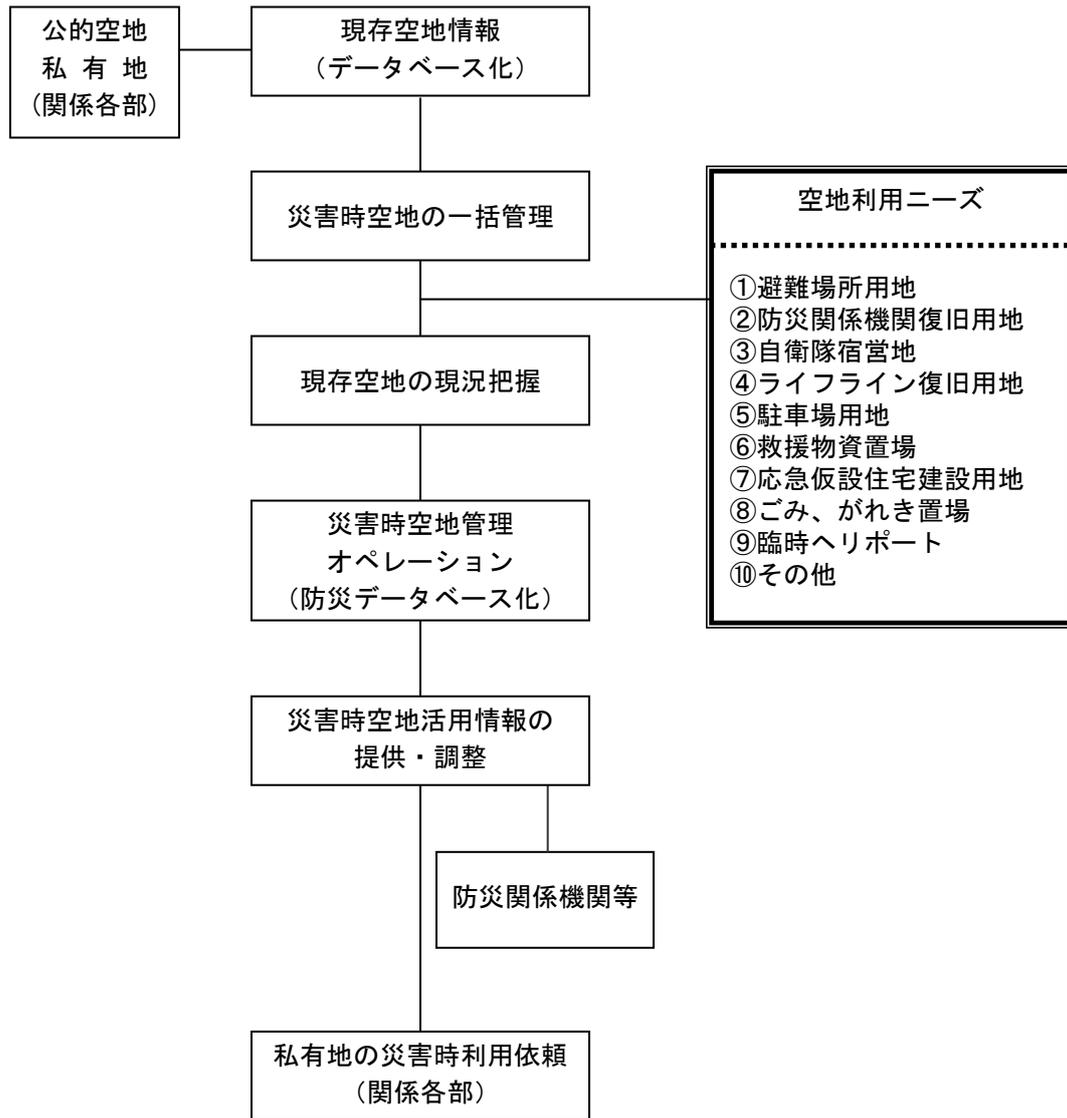


図 2-1 災害時空地管理フロー

第3節 消防体制の整備

【現状】

現在、1 消防局・2 消防署・12 出張所・1 分遣所及び 1 消防団本部・31 消防分団を配置し、消防体制を確保している。

さらに、消防部隊については、救助隊 3 隊、消防隊 12 隊（水難救助隊兼務 1 隊含む）指揮隊 2 隊、救急隊 15 隊の編成となっている。

【課題】

大規模な地震が発生した場合は、同時に数多くの火災や建築物の倒壊及び津波が発生し、市民の生命、身体及び財産に大きな危険が生ずることが予想される。また、ライフラインなどの障害を伴う広域的な災害となり、発生当初の段階から効果的な消防活動を展開する必要がある。

このような広域的な災害に対処し、被害を最小限にとどめるため、消防職員・団員並びに消防

施設・資機材及び消防水利等の総合的な整備を図る。また、大規模火災及び断水への対応として、遠距離送・排水システム車を活用した長距離送水体制の構築が必要である。

加えて、東日本大震災において、消防職員・団員及び施設、車両等に多大な被害が生じた教訓から、被災により災害対応に影響を及ぼさないためにも、通信連絡体制の強化及び退避ルールの明確化等の安全対策を図るとともに、消防力の整備指針に基づき、大規模災害時に消防庁舎の機能確保が困難となった場合に備え、代替施設を活用して、当該機能を確保する計画を事前に策定する必要がある。

【取組の方向】

消防力の整備指針等に基づき、整備を進めることで大規模災害時に、有効かつ効果的な災害活動体制が構築できる。

【主な事業】

1 消防施設の整備

地域に即した消防活動に要する消防施設の強化拡充を図り、消防体制の万全を期するものとし、消防庁舎及び消防車両の整備を図る。

2 消防水利の整備

地震時には、水道管の破損、断水等により、消火栓が使用不能になることが予想されることから、火災時の消火用水を確保するため、計画的に防火水槽等を整備し、災害時にも使用可能な消防水利を確保する。また、学校施設管理者はプールを常時使用可能な状態にするように努める。

3 消防団体制の整備

消防団は、地震時には常備消防と一体となって、初期消火、延焼防止等の消火活動や救出・救助活動、避難誘導等の防災活動を効果的に行うことができるように、平常時から連携強化と技術の向上を図るための訓練を実施する。

また、平常時には、市民に対して出火防止、初期消火、応急救護等の技術的な訓練指導を行い、地域防災の中核としての役割を担っている。

今後も消防団活動の強化・充実を行うために、消防団施設及び資機材の整備を図る。

4 消防通信の整備

大規模地震発生時における 119 番通報の受信をはじめ、消防活動時に重要な情報収集や伝達などに必要となる消防通信体制の充実強化を図る。

第 4 節 防災備蓄倉庫及び防災資機材の整備

【現状】

防災備蓄倉庫は、災害時の指定避難所となる小・中学校をはじめとする市の施設、私立学校等に設置をしており、毛布、担架、仮設トイレ等の応急対策に必要な資機材を備蓄している。

備蓄、防災活動、避難などに活用できる新たな防災空間の確保に向けて制定した「藤沢市防災広場の確保に関する要綱」などに基づき、より多くの資機材を備蓄できる拠点防災備蓄倉庫を村岡地区防災広場・片瀬山プール跡地・大鋸交番跡地・長後市民センター北側・F プレイス・藤-teria・六会中学校・市役所本庁舎等に整備している。

防災資機材については、被害想定の見直しに基づき、防災備蓄資機材整備計画を作成している。

【課題】

神奈川県地震被害想定調査の結果により、避難者数が大幅に増加したことを受けて、備蓄資機材の数量の増加、品目の追加に対応するため防災備蓄機能の充実を図っている。

また、設置から約 20 年を経過している倉庫も多く、津波災害警戒区域内にもいくつかの倉庫があるため、全体の更新計画の策定を進めていく。

【取組の方向】

災害時の迅速な被災者支援や良好な生活環境の確保に向け、食料、生活物資、応急給水資機材及び防災用資機材等の備蓄を実施するとともに、防災備蓄倉庫及び防災備蓄資機材を最適配置するほか、新たな防災空間として、防災広場等の拡充に努める。また、地震、津波時に孤立化が予想される江の島島内に備蓄資機材の整備の検討を進める。要配慮者、女性の視点を取り入れた備蓄品の整備を実施する。

【主な事業】

1 防災備蓄倉庫の整備

「藤沢市防災広場の確保に関する要綱」に基づき、未利用の公共用地や既存公共施設の空きスペースの活用、民間土地の借地などにより、新たな防災空間の確保に努め、防災備蓄倉庫の充実を図る。

消防署等その他防災活動上重要な市の施設を増改築又は新築する際には、合わせてより多くの備蓄品が備蓄できるよう備蓄倉庫の拡充を図るとともに、避難施設である小・中学校をはじめとする市の施設、私立学校等にスペースの余裕がある場合には、倉庫としての活用を進めるほか、津波避難施設に必要な防災備蓄倉庫は、想定浸水深より上の階への設置を促進する。

2 防災資機材の整備

防災応急活動に必要かつ緊急調達が困難な資機材については、防災備蓄資機材整備計画に基づき備蓄の充実を図る。また必要に応じて他自治体や企業との協定により調達する。

第3章 危険物等災害予防計画

【現状】

本市においては、都市化の進展に伴い、ガソリンスタンドに代表される危険物施設と高圧ガスや都市ガス、毒物・劇物などを取り扱う工場や各種研究機関といったその他の施設（これらの施設を合わせて、「危険物等施設」という。）が市街地に混在している。

これら危険物等施設は、個別法令ごとの耐震性を含めた技術基準に基づき設置されており、市は県や関係団体と協調して、その安全対策に取り組んでいる。

また、法令の規制に属さない先端産業等で使用される未規制化学物質に対しても、同様の安全対策に取り組んでいる。

〈危険物等施設に対する関係法令〉

危険物：消防法

高圧ガス：高圧ガス保安法、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律

都市ガス：ガス事業法

火薬類：火薬類取締法

毒・劇物：毒物及び劇物取締法

【課題】

危険物等施設は、取り扱う物質の性質上、地震時において火災等が発生した場合、周囲に及ぼす影響が非常に大きく、多大な被害を生じる可能性があるため、その安全性の強化、充実が必要である。

また、先端技術の発展により、未規制の化学物質の使用が増大しており、その安全管理対策の拡充が求められている。

さらに、東日本大震災では、津波に起因する火災が発生したと考えられており、危険物等施設における津波対策を進める必要がある。

【取組の方向】

市は、県や関係団体とともに、国の施策や施設の耐震化の促進、事業所の自己責任、自主保安体制の充実などをはじめとする安全確保対策を強化する。

【主な事業】

1 事業者に対する指導

地震による危険物等の災害は、地震の規模、発生時期、発生場所及び危険物等施設において貯蔵し、又は取り扱う危険物等の種類、数量、施設の規模、設備の形態等によって異なることから、市は、立入検査を通じて危険物等施設の実態にあった対策を指導する。

危険物等施設の事業者に対しては、施設・設備の耐震化を促進するとともに、保安体制の充

実、防災教育、防災訓練の実施など、必要な対策を講じるよう指導する。また、先端技術の発展に伴う化学物質の安全対策を促進する。

高圧ガス事業者に対しては、県が作成する最新の津波浸水予測図や県ホームページ掲載の津波に対する有効な対策等の情報を提供する。

2 各事業所の措置

各事業所は、危険物等施設からの火災、爆発等による被害の発生、拡大を防止するため、施設等の耐震化、緊急保安体制の確立、防災訓練の実施、防災資機材の整備など必要な措置を行うとともに、関係機関との連携強化に努める。

特に、地震災害時には、公設消防隊の出動が不可能な状態となることが予測されるため、消防法に基づく自衛消防組織を編成し、資機材の備蓄、消火等の応急措置訓練を実施するなど、組織の充実・強化に努める。

また、県が作成する津波浸水予測図等を踏まえ、二次災害の発生防止等に向けた必要な措置を講じるよう努める。

第4章 津波災害予防の推進

【現状】

本市の海岸保全区域延長は 6,967m あり、市南部の沿岸地域は市街化が進み、幹線道路沿いを除き、ほとんどが低層の住宅地である。海水浴シーズンには約 328 万人（平成 22 年から 26 年までの年平均）が訪れる海水浴場を抱え、またマリンスポーツの拠点として、一年を通して観光客をはじめ大勢の人々が利用している。

これまで、南関東地震（関東大震災の再来型）を想定した津波高さから、神奈川県は、国道 134 号、或いは遊歩道（防潮堤）の高さを 6.5m としてきた。

神奈川県が、令和 3 年 3 月に藤沢市沿岸の一部地域を津波災害警戒区域に指定したことに伴い、県の想定した最も厳しい条件に基づき津波ハザードマップを作成している。

市は、津波対策として津波避難ビルの指定については、津波浸水想定区域を一部でも含む丁目単位の地域の公共施設及び民間施設等を指定していたが、神奈川県が平成 27 年 3 月に公表した「津波浸水想定図」に基づき、原則として、同図に示される津波浸水想定区域を一部でも含む丁目単位の区域にある公共施設及び民間施設等を対象に指定を行う。

南部地域のカーブミラーと電柱に、関係機関の協力を得て、その地点の海拔を表示している。

東日本大震災の津波の被害を映像等で目の当たりにし、市民は津波に対する不安を強く訴えている。津波に対する訓練を含め、避難する方法など様々で切実な要望がある。

国道 134 号を挟んで南は、神奈川県の湘南海岸公園地区で、北側はマンション・飲食店等のビルが立ち並んでいる。

国では、東日本大震災を踏まえ、想定を超える巨大な津波によって甚大な被害が発生したことから、津波対策を進めるために、「津波対策の推進に関する法律」や「津波防災地域づくりに関する法律」を制定したほか、南海トラフ地震及び首都直下地震に係る震度分布・津波高、人的・物的被害、経済被害等の推計を公表するなど、これまでの津波対策を抜本的に見直している。

平成 26 年 3 月に「南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法」に基づく南海トラフ地震防災対策推進地域（以下、推進地域という。）に指定された。

本市では、このような状況を踏まえ、津波対策については、庁内の関係部局が連携して総合的に取り組んでいる。津波災害警戒区域内の津波避難ビルに対する簡易トイレの備蓄、住民が津波の状況を視覚的に理解できるような津波浸水 CG の作成、住民との協働による地域ごとの津波避難計画の作成、民間の津波避難施設整備に対する補助制度の創設、津波避難路となる橋りょうの耐震化など、新たな施策を展開している。

さらに、平成 25 年 12 月に内閣府の首都直下地震モデル検討会から新たな知見による最大クラスの津波が公表されたことから、神奈川県は、平成 27 年 2 月に、5 つの地震による「津波浸水予測図」を公表するとともに、平成 27 年 3 月に、これらの予測図をもとに、「津波防災地域づくりに関する法律」に基づく浸水想定を公表し、令和 3 年 3 月には津波災害警戒区域に指定した。

【課題】

津波からの迅速かつ確実な避難を実現するため、地域の実情を踏まえて、避難場所、避難路の確保等が必要になる。

津波からの避難の視点等を踏まえて、まちづくりを進めていく必要がある。

平成 26 年度に策定し、令和 4 年度に見直しを行った藤沢市津波避難計画については、要配慮者や観光客など対策の充実を図るとともに津波対策訓練で明らかになった課題や津波防災対策の実施状況等を踏まえ、必要に応じて修正する必要がある。

引き続き多くの住民が早期に、避難対象地域外に避難できる意識を醸成するとともに、高い場所として避難できるよう津波一時避難場所・津波避難ビルの指定・協定を進める必要がある。また、海岸利用者の避難場所としても津波一時避難場所・津波避難ビルの確保が必要である。さらに、藤沢市津波避難計画に位置づけた津波避難路については、沿道の建築物の耐震化の促進、狭あい道路の解消、ブロック塀等の安全確保が必要である。

住民のほか、海岸利用者に対して、的確に情報の伝達ができる手段を構築する必要がある。

市民の津波防災意識の向上を図り、津波発生時の避難行動に結びつける必要がある。

今後の津波対策を進めるため、過去に本市を襲った津波について、県が行う調査を知る必要がある。また、迅速な復旧・復興のため、地籍調査を推進し、土地の基礎的な情報を整備しておく必要がある。

「南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法」に基づく特別強化地域に指定されたことから、推進計画を地域防災計画各論 I 第 7 部に定めた。

さらに、津波災害警戒区域に指定されたことにより、避難対策への対応が必要である。

【取組の方向】

最大クラスの津波（相模トラフ沿いの海溝型地震（西側モデル））による津波を対象として作成している藤沢市津波避難計画については、今後、迅速かつ適切な避難ができるよう情報伝達訓練や避難訓練を実施するとともに、それらの過程で得られた成果等を踏まえ、必要に応じて見直しを行う。

市民及び海岸利用者の避難場所として、津波一時避難場所・津波避難ビルの指定・協定の締結を進める。

市民等の迅速かつ適切な避難行動が行えるように、津波警報等の伝達体制の整備、伝達手段、津波避難施設の整備を進めるとともに、継続的な普及啓発活動や実効性のある津波対策訓練により、沿岸住民、海岸利用者等への津波防災知識の普及を図る。

津波災害のおそれのある地域については、徒歩による避難を原則として、できるだけ短時間で避難が可能となるまちづくりを目指す。そのために、行政の取組だけではなく、民間の取組も可能となる仕組みづくりを目指す。

沿岸住民及び海岸利用者が早期に避難ができるように、高台への避難経路の標識の設置を進める。あわせて、地籍調査の推進を図る。

最大クラスの津波（相模トラフ沿いの海溝型地震（西側モデル））の浸水想定への対応を進める。

最大クラスの津波（L2）に対しては、避難することを中心とするソフト対策を、比較的発生頻度の高い津波（L1）に対しては、県と連携した施設整備も視野に入れた対応を進める。

【主な事業】

1 津波に強いまちづくり

市は、地域防災計画、都市計画等の相互の有機的な連携を図るため、関係部局が緊密に協力し合い、専門家や市民の参画を得ながら、津波防災の観点からのまちづくりを進める。

都市計画や福祉計画など各分野の計画策定等を担当する職員に、ハザードマップ等を用いた防災教育を実施し、計画づくりの中に防災の観点を取り入れるよう努める。

市は、県と連携協力して、「津波防災地域づくりに関する法律」の適切な運用に努め、市民の命と暮らしを守るまちづくりに努める。令和 3 年 3 月に、同法に基づく津波災害警戒区域に指定されたことから、当該区域内の地下街等や要配慮者利用施設について、津波の発生時における円滑かつ迅速な避難の確保を促進する。

市は、津波浸水想定区域の市民等が区域外又は津波一時避難場所・津波避難ビルにできる限り速やかに避難できるように、地域住民との協働により作成した「地域ごとの津波避難計画」（津波避難マップ）に基づく訓練を毎年行い、計画の見直しを図る。

藤沢市津波避難計画で指定した津波避難路の沿道について、その沿道の建築物の耐震化、狭あい道路の解消、ブロック塀等の安全確保を推進する。

市は、行政関連施設や要配慮者利用施設について、できるだけ浸水の危険性の低い場所に立地するように整備するものとし、やむを得ず設置する場合は、施設の耐浪化、非常電源の設置場所の工夫、必要な物資の備蓄など防災力の向上を図る。

津波避難に必要な都市計画道路の整備や橋りょうの整備を図る。

迅速な復興計画につなげるため、地籍調査の推進を図る。

「南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法」に基づく津波避難対策緊急事業計画を策定する。また、津波災害警戒区域の住宅地における津波防災の考え方を検討する。

2 海岸保全施設等の整備

県及び施設管理者は、海岸保全施設、港湾施設、漁港施設及び河川管理施設等の整備を行うとともに、必要に応じて、耐震性の強化について検討する。また被災した場合には、復旧を迅速に行うことのできるよう、あらかじめ対策をとるとともに、適切な維持管理に努める。

津波発生時に的確な応急対策を図るため、津波からの防災性にも優れた交通基盤を整備するほか、孤立化防止のため、ヘリポート整備を進める。

3 津波避難施設の整備

津波から迅速に避難するため、津波避難路、津波避難階段等の津波避難関連施設の整備を進めるとともに、その安全性の確保を図る。

津波避難ビルの屋上を避難場所として確保できるよう、屋上フェンスや外付け階段などの整備を促進する。津波災害警戒区域及びその周辺部に立地する民間の津波避難ビルに対して、避難場所確保のため創設した補助制度の活用を促進する。

津波災害警戒区域内の行政関係施設、公共施設及び空地等については、機会を捉えて津波避難施設として新設又は増改築並びに活用提供するほか、屋上へ避難できる階段や手すりの整備等避難のための対応を進める

津波から高台や区域外へ避難できる道路にわかりやすい表示を行う。

津波災害警戒区域に立地する津波避難ビルに対する簡易トイレの備蓄を進める。

海浜利用者の津波避難場所を拡充するため、県や鉄道事業者及び民間事業者に避難場所確保を働きかける。

4 伝達体制の整備

住民及び海水浴客など海岸利用者に対して、早期に情報を伝えるため、防災行政無線等を整備するとともに防災ラジオを頒布し、津波警報等伝達体制の充実を図る。

津波災害警戒区域が指定されたときは、当該区域内の地下街等や要配慮者利用施設の管理者に対する人的被害を生ずるおそれがある津波に関する情報、予報及び警報の伝達について充実を図る。

5 避難対策

藤沢市津波避難計画に基づき、津波一時避難場所・津波避難ビル及び津波避難路の指定状況や、避難指示等の発令基準について周知を図る。また、藤沢市津波避難計画において長距離避難が必要であると位置付けた地域については、特に計画的に避難できるよう対策を進める。

6 要配慮者対策

新たに津波災害警戒区域に福祉施設等を設置する場合は、施設内避難ができるように、その対策を講じるものとする。

津波災害警戒区域内の福祉施設等の管理者は、地震・津波発生時に迅速・的確な対応を行うため、施設における避難確保計画を作成、避難訓練を実施し、入所者の安全対策の強化を行うとともに、緊急連絡体制の確保や地域住民、自主防災組織等との連携に努める。

7 津波に関する知識の普及

津波ハザードマップや津波浸水想定 CG などを活用し、住民等に対して、想定される津波による被害、津波が発生した際にとるべき行動等に関する知識の普及を図る。

8 防災教育の充実

あらゆる機会を捉えて、住民に対して、広く災害時の危険について教育を行い、安全で素早い行動ができるように、指導を行う。

教育委員会は、市立学校長に対し、神奈川県教育委員会が発行している「学校における防災教育指導資料」等を活用し、在籍する児童生徒への津波防災を含めた防災教育を行うよう指導す

る。

9 津波対策訓練の実施

訓練の実施にあたっては、最大クラスの津波やその到達時間等を十分に配慮し、津波災害警戒区域の外に避難するのか津波避難ビルに避難するのかを地域の実情に応じて設定するなど、具体的かつ実践的な訓練を実施する。

10 江の島における避難対策

江の島においては、大規模地震発生時には孤立するおそれがあることから、江の島の住民のほか、年間約 700 万人の観光客や多くのマリナー愛好者が来島していることを踏まえ、地域住民、観光客及びマリナー愛好者の身体、生命及び財産の保護及び津波による被害を極限に抑えるための安全対策を推進する必要がある。

このため、湘南海上保安署及び藤沢警察署等関係機関、消防団等関係団体並びに地域住民等で構成する江の島防災対策協議会は、次の対策を実施する。

ア 江の島における関連情報の伝達方法、関係機関等の連携体制、避難計画等を定め、地域住民及び観光客等来島者の迅速かつ安全な避難を図るとともに、避難に必要な資機材の備蓄を進める。

イ 湘南港における関連情報の伝達方法、関係機関等の連携体制、避難計画を定め、船舶交通の安全を確保するとともに、緊急物資受入港としての機能を確保する。

第5章 地区防災計画の推進

第1節 江の島防災計画

1 はじめに

江の島においては、大規模地震発生時には孤立するおそれがあることから、江の島の住民のほか、年間数百万人の観光客や多くのマリンレジャー愛好者が来島していることを踏まえ、地域住民、観光客及びマリンレジャー愛好者の身体、生命及び財産の保護及び津波による被害を極限に抑えるための安全対策を推進する必要がある。

そのため、平成 26 年 7 月 28 日に、江の島の地域組織や関係機関からなる「江の島防災対策協議会」を設立し、江の島における防災対策について、会員相互の問題意識の共有と情報交換を行い、津波避難対策などをまとめ、訓練を実施している。協議会で具体化に向けて検討している個々の対策を、江の島の防災対策としてまとめ、総合的に進めていくために「江の島防災計画」を作成する。

江の島防災対策協議会では、次の対策を推進することを基本としている。

- ア 江の島における関連情報の伝達方法、関係機関等の連携体制、避難計画等を定め、地域住民及び観光客等来島者の迅速かつ安全な避難を図るとともに、避難に必要な資機材の備蓄を進める。
- イ 湘南港における関連情報の伝達方法、関係機関等の連携体制、避難計画を定め、船舶交通の安全を確保するとともに、緊急物資受入港としての機能を確保する。

2 江の島の現況

(1) 地理的地形的条件

江の島は藤沢市を含む湘南を代表する景勝地であり、古くから観光の名所である。神奈川県指定の史跡・名勝、日本百景の地である。江の島稚児ヶ淵は、1979 年に「かながわの景勝 50 選」に選定されている。

江の島は境川河口部から相模湾へ突き出ている陸繋島で、周囲約 4 km、面積約 38.4ha、最も高い地点で標高 66m ほどである。島は切り立った崖に囲まれているが、この崖は波で削られてできた地形で海蝕崖とよばれている。島の南部には波に削られてできた平坦な岩場があるが、この岩場を波食台という。江の島は藤沢では一番古い約 1500 万年前の葉山層群、二番目に古い逗子層、新生代第四紀のローム層、古相模川の河床れき層などが分布している。江の島の中央部は東西二つにくびれているが、この部分を山二つという。

周囲を海に囲まれた江の島の気候は、藤沢市の中でもとくに温暖であり、アメダスの観測点が設置されていた 1979～1991 年の記録では、島の冬季の平均気温は市の内陸部より約 1 度高い。一年を通じての最も多い風向は、南南西で常に南方向の風を受けている。

島の植生については、照葉樹林とよばれる常緑広葉樹林に覆われている。主要な樹種は、

スタジイ、タブノキ、クスノキなどである。島の森林は 1988 年に、かながわの美林 50 選に選定されている。頂上部にある江の島サムエル・コッキング苑のツバキは、1994 年に「かながわの花の名所 100 選」に選定されている。

(2) 人口及び観光客

江の島の人口は、明治・大正時代は 600~700 人台、昭和時代は急増し昭和 30 年には 1370 人を超えたが、それ以降は減少する。

平成 22 年以降の人口をみると、江の島一丁目、二丁目をあわせて、356 人(H30)、347 人(R1)、339 人(R2)と微減の傾向にあり、令和 3 年 4 月 1 日では、330 人である。江の島一丁目が 226 人、二丁目が 104 人で、江の島一丁目の人口が約 7 割である。

観光客数は平成 23 年は東日本大震災の影響で前年より減少しているが、平成 22 年、24 年は年間約 1500 万人強である。令和 5 年の統計をみると、観光客総数 19,608 千人、その内日帰り客数は 18,952 千人であり、圧倒的に日帰り客が多い。また、7、8 月の夏期は 4,779 千人、江の島サムエル・コッキング苑利用者数は 1,397,869 人である。

(3) 建物、道路及び土地利用に関して

江の島では、昭和後期には観光地としての魅力低下が懸念され、昭和 61 年に、「江の島地区整備計画検討会議」を発足させ、昭和 63 年に官民一体となった総合的な地区整備計画を策定し、まちづくりに着手した。基盤整備とあわせ、旧都市景観条例にもとづく特別景観形成地区（平成 2 年決定）と地区計画制度（昭和 63 年決定）を適用し、江の島のまちづくりを推進してきている。

参道（県道 305 号（江ノ島））のある西町地区（江の島 2 丁目）は、江島神社の門前町として歴史と文化を感じさせる街並みとなっている。建物用途としては、住宅と店舗、旅館、観光施設が主である。参道の終点に、江の島市民の家が立地している。

東町地区（江の島 2 丁目）は斜面緑地を背景とした斜面住宅地と臨港地区の海辺とを結ぶ観光上重要な役割を担う商店街から形成されている。市道片瀬 334 号線が地区の中央を貫いている。

島の樹林と崖地を含む山地区（江の島 2 丁目）は、神社、観光施設（江の島サムエル・コッキング苑、岩屋、稚児ヶ淵レストハウスなど）、民宿、店舗及び住宅から形成される。参道から頂上部、奥津の宮へ至る道路は、市道片瀬 358 号線である。

湘南港を含む臨港地区は、臨港道路が江の島入口から湘南港まで貫いている。住宅はなく、湘南海上保安署、北緑地（オリンピック記念噴水池）、駐車場、聖天島公園、西緑地、ヨットハーバー、ヨット置き場、ヨットハウスなどからなる。

(4) 交通環境

江の島への最寄り駅は、小田急江ノ島線片瀬江ノ島駅（徒歩約 5 分）、江ノ島電鉄江ノ島駅（徒歩約 12 分）、湘南モノレール湘南江の島駅（徒歩約 15 分）の三駅がある。駅の日平均の利用者数は次のとおりである。

・片瀬江ノ島駅 19,067 人 ・江ノ島駅 8,599 人

・湘南江の島駅 4,239 人

島内へは、江ノ電バスが藤沢駅と大船駅から、京浜急行バスが大船駅と鎌倉駅から、江の島大橋たもとのバスターミナルまで運行している。

島内への橋は、明治時代以降、村営の棧橋が明治 23 年に初めて架けられ、何回か流失・復旧を繰り返し、大正 10 年に県営になった。しかし、大正 12 年関東地震による津波で流失し約 2 ヶ月後に復旧した。

その後、昭和 15 年には、県営棧橋復路橋（延長 234m）が完成し、昭和 24 年には橋桁がコンクリート製、上部が木製の橋に改築され「江の島弁天橋」と命名された。昭和 33 年に、鉄筋コンクリート製（延長 389m、幅 4m）の現在の江の島弁天橋が架けられた。昭和 37 年自動車専用の江の島大橋（県道 305 号（江ノ島））が架けられ、江の島弁天橋は人道橋となり、現在に至っている。

島内には公共の有料駐車場が 4 か所あるが、収容台数は約 1,000 台程度であり、休日には不足しているのが現状である。

- ・江の島なぎさ駐車場 327 台
- ・観光協会江の島駐車場 普通車 74 台 大型バス 10 台
- ・湘南港臨港道路附属駐車場 普通車 320 台 大型車 5 台
- ・江の島かもめ駐車場 普通車 314 台 バス 34 台

(5) その他

江の島は、都市計画の用途地域では、東部の住宅、店舗、港等が商業地区、西部の山地区が第一種住居地域である。また第 2 号江の島風致地区に指定されているとともに、特別景観形成地区、地区計画も指定されている。

また急傾斜崩壊危険区域が 5 区域で指定されており、土砂災害警戒区域については、6 区域が指定されている。

3 過去における災害

藤沢市史ブックレット 5「関東大震災とふじさわ」、藤沢の自然 4「ふじさわの大地」、「江の島の自然」などの刊行物により、江の島の過去の災害履歴をみる。

(1) 地震

- | | | |
|--------|------------|-------------------------------------------------|
| 1213 年 | 建保元年の大地震 | |
| | 建保 4 年正月 | 江の島が陸続きとなる |
| 1257 年 | 正嘉元年 8 月 | 鎌倉に大地震。午後 8 時頃。 |
| 1293 年 | 正応 6 年 4 月 | 推定 M7.1。震源地は丹沢山の北部と推定される。 |
| 1495 年 | 明応 4 年 8 月 | 遠州灘を中心に大規模地震発生。
推定 M8.2。
鎌倉では津波が大仏殿まで上がる。 |
| 1703 年 | 元禄地震 | 江の島では 1m 隆起。 |

1923 年 大正 12 年 9 月 江の島では 1m 隆起。津波高さ 7m (or9m)。東町では多くの家が流された。江の島栈橋が流失。7 名死亡。約 50 名行方不明。

(2) がけ崩れ

1890 年 明治 23 年 さぬきや旅館東側の崖が崩れる。6 人死亡。
1920 年 大正 9 年 延命寺付近でがけ崩れ。人命の被害はなし。
1961 年 昭和 36 年 延命寺付近でがけ崩れ。人命の被害はなし。
1971 年 昭和 46 年 岩屋入口での落石事故。2 名死亡。
岩屋再開は 1993 年。

(3) 風水害台風等

1914 年 大正 3 年 台風による高波。漁師 50 名が遭難。
1917 年 大正 6 年 時化による被害。

4 防災の視点

(1) 島の特性を踏まえた防災の考え方

ア 地震対策、津波対策、風水害対策（土砂災害も含む）など、これまでの災害の経験を踏まえ、対策を進める。
イ 港湾部は標高が低く平坦な土地が広がっていること、東町は海蝕崖の低地部に位置していること、西町は神社や頂上部に上がる斜面地に位置していることなど、居住地等の標高や地形上の特性を踏まえた対策を進める。

(2) 地域住民の防災と観光客の防災

地元住民の安心安全確保のための防災の観点とともに、観光客の多い江の島では、観光客対策も重要である。

5 災害予防対策

(1) 地震津波対策

ア 津波避難計画

協議会で議論し、まとめた江の島の津波避難計画は、江の島島内を 8 つの対象地域に分け、対象者と避難場所、収容可能人数、避難経路等を示したものである。（藤沢市地域防災計画資料編：資料 6-28「江の島津波避難マップ」、資料 6-29「江の島津波避難計画」（以下本章において「資料編」という。））

島内の住民及び観光客は、原則として島内避難としている。江の島大橋は通行できないものと想定している。海上で逃げ遅れた人や高台への避難が困難な人は、湘南港港湾管理事務所（通称ヨットハウス）等の津波避難デッキに避難する。

資料編に示すように、高台へ避難するルートは、西町参道と東町からの階段路しかな

い。そのためさらなる高台への避難路の整備が求められる。

イ 津波避難経路の整備

協議会でも議論されたが、東町における避難路としては、延命寺裏から児玉神社へ上がるルートが有力である。この道は、かつて斜面に墓地があり、かなり上部まで墓地へ通ずる道があった。そのため、一部は片瀬市民センターで整備をしたが、さらに高い場所へのルートを確保するため、関係権利者の理解を得ながら整備手法を検討する。

ウ 災害時の水の供給について

江の島島内頂上部にある県営水道の配水池跡地を活用し、給水の災害時対応が可能となる 50 t の耐震性飲料用貯水槽を整備した。

エ 避難路等の表示

津波避難計画に示している津波避難経路について、避難場所の方向を示した路面表示を進める。表示については、路面だけではなく、柱など現存するものを活用する。その際には景観面について配慮する。

オ 緊急津波避難場所の確保

臨港地区については、津波浸水深が 5m から 10m あることから、高台へ避難することが困難な方々のために、さらなる津波避難場所の確保を働きかけていく。

(2) 風水害対策

土砂災害警戒区域が江の島では多数あるため、その対策について、関係各課と連携を図り進める。

警戒区域や避難場所等の情報提供については、平成 27 年度から自治会町内会への説明を順次行っている。

豪雨や土砂災害が予測される場合の、緊急的な避難所として指定緊急避難場所（洪水・崖崩れ）を指定している。江の島では、湘南港港湾管理事務所（通称ヨットハウス）、江の島大師、江の島アイランドスパとなる。

(3) 訓練の実施

江の島島民の災害からの避難についての意識を高めるための、防災訓練を毎年 1 回実施する。

第3部 災害時応急活動事前対策計画

大規模な地震災害が発生した場合、発災直後の応急対策活動を適切に実施することが、二次災害などによる被害の拡大を軽減、防止するための鍵といえる。応急活動の実施にあたっては、住民に最も身近で基礎的な自治体としての市の役割が重要になるため、応急活動の事前対策を強化・充実する。

章	節	実施担当
第 1 章 災害対策本部組織体制の充実	第 1 節 災害対策本部の組織体制の充実	各指揮本部
	第 2 節 災害対策本部の設置・運営	各指揮本部
	第 3 節 災害対策本部各指揮本部の所掌事務	各指揮本部
	第 4 節 職員の配備・動員	各指揮本部
	第 5 節 災害対策本部の代替機能の整備等	本部事務局
	第 6 節 業務継続体制の確保	各指揮本部
第 2 章 情報の収集・伝達体制の整備	—	本部事務局・企画政策部指揮本部・消防局指揮本部
第 3 章 救助・救急、消火活動体制の充実	—	消防局指揮本部
第 4 章 医療救護計画	—	健康医療部(保健所)指揮本部・消防局指揮本部・市民病院指揮本部
第 5 章 警備等対策計画	—	県警察・湘南海上保安署
第 6 章 避難対策計画	—	本部事務局・福祉部指揮本部・健康医療部(保健所)指揮本部・計画建築部指揮本部・都市整備部指揮本部・道路河川部指揮本部・下水道部指揮本部・消防局指揮本部・教育部指揮本部・地区防災拠点本部
第 7 章 帰宅困難者対策計画	—	各指揮本部
第 8 章 要配慮者対策計画	—	本部事務局・企画政策部指揮本部・福祉部指揮本部・健康医療部(保健所)指揮本部・子ども青少年部指揮本部・教育部指揮本部・地区防災拠点本部
第 9 章 被災者救援対策計画	—	本部事務局・総務部指揮本部・財務部指揮本部・市民自治部指揮本部・生涯学習部指揮本部・経済部指揮本部・地区防災拠点本部
第 10 章 保健衛生、防疫、遺体の処置等に関する計画	—	生涯学習部指揮本部・福祉部指揮本部・健康医療部(保健所)指揮本部・環境部指揮本部・都市整備部指揮本部・道路河川部指揮本部
第 11 章 文教対策計画	第 1 節 学校教育対策	教育部指揮本部
	第 2 節 生涯学習対策	生涯学習部指揮本部
第 12 章 緊急輸送計画	—	本部事務局・財務部指揮本部・生涯学習部指揮本部・道路河川部指揮本部
第 13 章 居住環境改善計画	第 1 節 建築物応急危険度判定及び被災宅地危険度判定	計画建築部指揮本部
	第 2 節 応急仮設住宅建設対策	計画建築部指揮本部
	第 3 節 応急修理対策	計画建築部指揮本部
第 14 章 ライフラインの応急復旧対策計画	—	下水道部指揮本部・県営水道・NTT 東日本・東京ガスネットワーク(株)・LP ガス協会・東京電力パワーグリッド(株)
第 15 章 災害廃棄物等処理計画	—	環境部指揮本部・下水道部指揮本部
第 16 章 広域応援体制計画	—	本部事務局・企画政策部指揮本部・消防局指揮本部
第 17 章 災害救援ボランティア活動の推進	—	本部事務局・福祉部指揮本部
第 18 章 要配慮者利用施設の名称及び所在地	第 1 節 津波災害警戒区域における要配慮者利用施設	福祉部指揮本部・健康医療部(保健所)指揮本部・子ども青少年部指揮本部・教育部指揮本部

第1章 災害対策本部組織体制の充実

第1節 災害対策本部の組織体制の充実

市は、地震発生時における災害対策本部の参集要員を確保し、非常時に備え、職員の配置等にも留意する。

第2節 災害対策本部の設置・運営

地震が発生したとき、又は発生するおそれがあるときは、迅速かつ的確な災害応急活動を実施できるよう、災害対策本部として、本来の行政組織を主体とした活動組織を直ちに設置・運営する。

詳細は、序論第 2 部第 1 章第 2 節を準用する。

第3節 災害対策本部各指揮本部の所掌事務

各活動組織は、所掌事務に基づき、関係機関等と調整し作成するマニュアル等を元に災害応急活動を実施する。

災害対策本部各指揮本部の事務分掌は、原則として本来の行政組織を主体に定める。

詳細は、序論第 2 部第 1 章第 5 節を準用する。

第4節 職員の配備・動員

各職員は、地震災害ごとにあらかじめ定められた配備区分に従い、直ちに警戒活動又は応急活動を実施する。また、災害対策本部応援職員、地区防災拠点本部応援職員など「災害対策における従事職員の指名基準」において、指名を受けている職員については、各々の活動拠点において、警戒活動又は応急活動を実施する。

詳細は、序論第 2 部第 1 章第 7 節を準用する。

第5節 災害対策本部の代替機能の整備等

市は、災害対策本部室が被災した場合を想定して、藤沢市役所分庁舎の通信機器の整備、防災システムのバックアップ機能の確保、交通手段の確保など、災害対策本部の代替機能を整備する。

第6節 業務継続体制の確保

市及び防災関係機関は、災害発生時の災害応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、災害時に必要となる人員や資機材等を必要な場所に的確に投入するための事前の準備体制と事後の対応力の強化を図る必要があることから、業務継続計画に基づき、業務継続性の確保を

図る。また、業務継続計画については、継続的に見直しを行う。

詳細は、序論第 2 部第 1 章第 9 節を準用する。

第2章 情報の収集・伝達体制の整備

【現状】

大規模地震等の災害発生時に、その被害を最小限にとどめ、迅速、的確な災害応急対策活動を実施するためには、被害状況を素早くかつ正確に収集、伝達することが重要である。

情報収集・伝達手段として、災害対策本部においては衛星電話、防災行政無線、また、各地区防災拠点及び指定避難所等を結ぶ MCA 無線が整備されている。

また、地震、津波等の緊急情報を全国に一斉配信する全国瞬時警報システム（J アラート）と防災行政無線システムを連動させるなど、市民に対する災害情報の伝達体制に努めている。さらに、インターネット、緊急速報メール等での防災情報の配信を行っている。

【課題】

災害対策に関する各種システムが、施設の被災、停電等により機能しない場合、迅速な災害応急対策活動に支障が生ずるため、安全性の強化と多重化が課題となっている。

日ごろの災害対応では、被害情報を中心に情報収集を進めているが、大規模地震発生時には、迅速な初動体制の確保や被災者の支援のための被害状況や応急対策需要量の推計など現行のシステムでは収集できない情報を的確に把握する必要がある。

【取組の方向】

衛星電話、インターネット、防災行政無線、防災ラジオその他の多様な通信手段の整備などにより、国・県、企業、報道機関、住民からの情報など多様な災害関連情報等の収集・提供体制の整備に努める。

【主な事業】

1 地震情報等の情報収集手段の確保・強化

市内に地震が発生した場合は、速やかに地震の規模、震源の位置、市内の震度情報の把握に努める必要がある。市は「地震観測収集システム」を整備し、市内 5 拠点の震度を確認し、その情報は迅速に伝達するよう努める。

震度情報以外の情報収集については、序論第 2 部第 2 章第 1 節を準用する。

2 震度情報の提供及び共有について

地震情報の提供及び共有については、序論第 2 部第 2 章第 2 節及び第 3 節を準用する。

3 被災者支援に関する情報システムの構築

被災者支援に関する情報システムの構築は、大規模災害時の対口支援の受入れを念頭に被災

地で活用実績があり、他市等での導入実績が多く、また住民基本台帳等と連携することで、被災者支援を総合的に管理できるシステムを事前準備として整備し、その活用が図れるように努める。

第3章 救助・救急、消火活動体制の充実

【現状】

大規模な地震の発生時は、家屋の倒壊や損傷による数多くの要救助者と火災が発生して、極めて大きな人命危険が生ずるため、消防機関は、その機能を効率的かつ効果的に運用し複雑多発の災害に対処しなければならない。

消防機関は、速やかに活動体制を確立し、人命救助及び救急活動を行うとともに、火災の延焼防止に努める。

地震による被害の軽減を図るために、消防計画を定めている。

【課題】

大規模な地震の発生直後から、同時に多数発生する被害に対応する消防活動を実施するには、限られた人員、装備、資機材を活用し、火災の鎮圧、人命救助及び救急活動が実施できる体制を整える必要がある。また、各署所への自家発電設備の設置、MCA 無線機の配置、消防団員の装備充実等の整備を図るとともに、災害時の燃料の確保に努める必要がある。

【取組の方向】

消防力の整備指針に基づき、人員、施設、消防水利の整備を進めることで大規模災害時に、有効かつ効果的な活動体制を構築できる。

発災直後は、地域における人命救助活動が必要となるため、「災害時職員行動マニュアル」に人命救助活動を位置づけ、有効かつ効果的な災害活動体制の構築に努める。

【主な事業】

1 救助・救急、消火活動体制の整備

(1) 救助・救急体制の強化

市は、地震時における広域的な火災防ぎょ活動及び救助活動の適切かつ効果的な実施を図るため、消防計画で定める消防活動の基本方針に基づき、消防体制の充実・強化に努める。

地震災害においては、倒壊建築物からの人命救助に建設用大型重機が必要となるため、市は、災害時におけるこれら大型重機の確保に努める。

大規模・特殊災害に対応するため、大型ブローカー車や特殊災害対応車等の特殊車両の整備及び高度な技術・資機材を有する高度な救助部隊の整備の推進に努める。

救助活動が円滑に行われるよう、津波や浸水により孤立化する可能性のある地域の状況を事前に把握しておく。

また、多数傷病者対策として、災害拠点病院との連携、DMAT の受入れ、活動調整等ができるような体制の整備を進める。

市は、災害直後の救助活動時において市職員が自主防災組織等と協力して人命救助活動を

実施できるよう体制確立に努める。

(2) 消火活動体制の強化

消防局は、地震により同時に多発火災が発生した場合への事前対策計画を消防計画の中に位置づける。消火活動が有効かつ円滑に行われるよう、道路の寸断、消火栓の使用不能を想定し、消防水利の整備及び長距離送水体制の確立を図る。

(3) 消防団の機能強化

市は、消防団の充実強化に努め、地域防災や消防団活動の重要性に関する普及啓発に努めるとともに、将来の消防団活動を担う若年世代の地域防災に関する理解促進を図る。

(4) 行政指導の強化

事業所に対する火災予防査察を通じて、施設の不備を早期に発見し、地震発生時における出火危険要因及び延焼拡大要因を排除するため、次の事項を主眼とした指導を徹底する。

ア 防火管理体制の確立

防火管理者選任義務対象の事業所はもとより、小規模事業所についても職場を組織的、機能的に活用して、地震に対する事前対策と発生時の応急対策が効果的に実施できるよう行政指導を強化して、事業所における防火管理体制の確立を図る。

イ 消防用設備等の点検・整備の指導

機能を確保するため、消防用設備等の点検・整備を実施するよう指導する。

ウ 火気使用設備等の安全管理、点検・整備の指導

火気使用設備等の安全管理を徹底し、点検・整備を実施するよう指導する。

エ 自衛消防力の強化

消防法等の規定に基づく自衛消防力の整備を指導する。

オ 防災教育の指導

事業所ごとに計画を立て、従業員に対し積極的に防災教育を実施するよう指導する。

カ 地震対策計画の策定指導

事業所における地震災害に対処するため消防計画を策定する事業所に対し、藤沢市地域防災計画を基準として、事業所ごとに地震災害予防対策・地震災害応急対策等、具体的な地震対策計画を策定するよう指導する。

南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法第 7 条及び第 8 条の規定により、南海トラフ地震に伴い発生する津波により水深 30 cm 以上の浸水が想定される区域において、特定の施設又は事業を管理し、又は運営する者は、南海トラフ地震防災対策計画又

は南海トラフ地震防災規程を作成する必要があることから、これらの者に対して必要な指導を行う。

キ 訓練等の助言、指導

防災教育、地震対策計画の適否が訓練等の機会を通じて検証され、実態に即した体制が確立されるよう助言指導する。

2 広域応援体制の強化

大規模な災害が発生した場合は、本市の通常の防災体制のみでは、対応できないことが予想されるため、県、県警察、自衛隊、湘南海上保安署との協力、連携等の強化を進めるとともに、消防広域応援や緊急消防援助隊、相互支援を目的として、他市町村及び防災関係機関等との広域支援体制を整備する必要がある。また、応急対策職員派遣制度を活用した応援職員の受け入れについて、活用方法の習熟、発災時における円滑な活用の推進に努める必要がある。

第4章 医療救護計画

【現状】

大規模な地震発生時には、多くの傷病者が発生し、一時的に医療機関に集中することが予想される。これらの多くの傷病者に対して、迅速、的確な医療救護を実施するため、平常時より医師会等との調整、連携を図り、医療情報の連絡体制、初動医療体制や後方医療体制、搬送体制の整備を推進している。

【課題】

災害発生直後の傷病者に対し、応急的な医療措置を講ずるため、医療救護班の編成、応急救護所の設置、医薬品及び医療資機材の確保など、初動医療体制の整備を図る必要がある。

【取組の方向】

医師及び看護師等により、医療救護班の編成、班構成及び必要な班編成を医師会等との協議により確保する必要がある。

災害医療を行う医療機関を支援する役割を担う災害拠点病院と迅速、円滑な対応が図れるように、災害の種別に応じた医療体制について、病院との連携を図る。

【主な事業】

1 医療救護活動体制の整備

(1) 医療救護対策本部の設置

医師会、歯科医師会、薬剤師会等と市との連携、一体化による情報収集、処理及び判断機能の強化及び応急救護所、地域の医療機関、地域救護病院等への支援、調整を行うために医療救護対策本部を保健所内に設置し、医療救護活動の総合調整機能の確立を図る。

また、災害発生後の様々な医療ニーズに対応するため、地域災害医療対策会議と連携し、神奈川県との調整等を行う。

(2) 地域救護病院・災害協力病院の活用・応急救護所の設置

地域救護病院・災害協力病院を中心にして重症者・中等症者の受入れを行い、医師会館及び保健医療センターの 2 箇所に応急救護所を設置する。また、必要に応じて市民センター・公民館、指定避難所等に臨時応急救護所を開設する。

(3) 情報の収集・分析・提供

地震発生時における内全域の広域救急医療情報の収集、医療情報の提供、患者搬送先情報の把握と提供を行う。

(4) 医療機器、医薬品等の確保と提供

医療機器、医薬品等については、事前の備蓄と災害発生時における各医療機関の要請に対応した調達及び提供を行う。

2 関係機関の役割

医療救護活動に関する藤沢市、災害拠点病院、医師会、薬剤師会、歯科医師会の役割は、序論第 2 部第 4 章第 2 節を準用する。

3 医療救護システムの整備

市は、災害時における医療救護活動を迅速かつ確実に実施するため、平常時における医療救護システムや保健医療活動を基礎とした組織体制を定めるとともに、応急救護所等の開設場所の指定を行う。

4 広域医療搬送計画

市は、広域搬送が必要な傷病者を想定して、救急車やヘリコプター、船舶等を利用した移送手段について、県及び防災関係機関と調整を行う。

また、DMAT の要請及び受入れについて、県及び関係機関との調整を行う。

一次搬送体制、二次搬送体制については、序論第 2 部第 4 章第 6 節を準用する。

5 医薬品等の確保対策

災害時用の医薬品等については、市民病院に 3 日分、薬事センターに 3 日分を備蓄する。

市は、災害時に医薬品等を確保するため、企業等と災害時における医薬品等の供給に関する協定の締結を進めるとともに、他自治体に対して、災害時相互応援協定の締結を進める。

また、薬剤師会は、日ごろから市内の薬局や災害薬事コーディネーターと連携し、災害時に医薬品等の在庫が活用できるよう努める。

第5章 警備等対策計画

(神奈川県警察)

【現状】

県警察は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、迅速かつ的確な災害応急対策が推進できるよう、平素から、自治体、関係機関・団体等の防災関係機関との連携協力体制を構築しつつ、組織を挙げて必要な準備を進めているところである。

【課題】

県警察は、災害発生時に、早期に警備体制を確立し、組織の総力を挙げて人命の安全を第一とした迅速かつ的確な災害応急対策を実施することにより、市民の生命、身体及び財産の保護に任じ、犯罪の予防・検挙、交通規制その他公共の安全と秩序の維持に当たり、被災地における市民生活の安全安心の確保に万全を期することにある。

【取組の方向】

県警察は、平素から、警備体制の整備、装備資機材の点検整備、防災関係機関との連携、訓練の実施等の事前対策を計画的に推進する。

【主な事業】

1 警備体制の整備

県警察は、災害の規模、態様等を勘案し、事前に災害別の職員の招集・参集要領を策定しておくとともに、常に点検・整備、訓練を実施する。

2 装備資機材の整備

県警察は、保有する装備資機材について、常に最良の状態になるよう点検・整備を徹底し、災害発生時に必要な装備資機材等を効果的に活用できるよう準備するとともに、災害応急対策に必要な食料、消耗品等の備蓄及び調達体制の整備に努める。

3 防災関係機関との連携

県警察は、平素から、県、市区町村、消防、自衛隊、海上保安庁、ライフライン事業所等との緊密な協力関係の構築を図り、災害発生時における災害応急対策が防災関係機関との連携の下、効果的に行われるように努める。

4 交通安全施設の整備

県警察は、災害発生時等において交通状況を迅速かつ的確に把握するため、光ビーコン、交通情報板等の整備を図るとともに、停電時に自動復旧できる信号機等を設置するなど災害に強い交通安全施設の整備を行う。

5 訓練の実施

県警察は、防災関係機関をはじめ、自主防犯・防災組織、ボランティア団体、地域住民、企業等と連携した訓練を実施し、災害発生時等に官民一体となった災害応急対策が実施できるよう努める。

(湘南海上保安署)

【現状】

大規模地震発生時は、海上における人命、財産の保護及び救助を第一とした迅速な災害応急対策活動を実施した後、警備体制を早期に確立し、海上交通安全の確保、海上秩序の維持、海上犯罪の予防・取締りを維持して、被災地における治安の維持にあたる。

【課題】

大規模地震が発生した場合における応急対策活動を迅速・的確に実施するため、情報収集資機材、救助資機材をより一層充実する必要がある。

【取組の方向】

災害応急活動において、関係機関との連携を図る。

【主な事業】

関係機関との連携体制の整備を図り、発災時に防災業務を総合的かつ効果的に推進するため、市の災害対策本部等に職員を派遣する体制を整備する等の協力体制を確立する。

第6章 避難対策計画

【現状】

本市は、地震災害時に安全かつ迅速な避難誘導を行えるよう、また、市民の避難先を明確にするため、避難場所等の考え方を示している。一時避難場所については、一時的に身を守る場所で、公園など、地域住民の身近にある広場を、自主防災組織等が指定する。指定避難所は、火災や倒壊で住宅を失った市民が一定の期間、避難生活の場とする施設で、市立小・中学校、及び県立や私立の学校施設等を主体に指定している。指定緊急避難場所（大規模火災）は、大規模火災による輻射熱から市民の生命及び身体を守る場所で、八部公園などを指定している。

指定避難所では、防災備蓄倉庫を設置し、防災資機材を備蓄している。

指定緊急避難場所（大規模火災）へアクセスする主な道路として、都市計画道路を整備し、避難路として位置づけている。

【課題】

大規模な都市型地震の場合、大量の被災者が出ること、避難生活が長期にわたるおそれがあることから、指定避難所の不足、ごみ・し尿の滞積、食料や生活物資の配布の遅れ、情報の不足などが生じるおそれがある。

プライバシーの確保やペットの同伴、指定避難所不足などの理由から、被災者が車中泊やテント泊など指定避難所以外の場所に避難することが予想されることから、その対策が必要である。

指定避難所での生活環境を良好なものとするため、高齢者、障がい者等の要配慮者へのケア、避難者のプライバシー確保、大人と子ども、男女のニーズの違いへの対応などに十分配慮する必要がある。また、ペット同行の避難者についても、指定避難所における対策が必要である。

津波が海岸部に達して河川を遡上し、浸水すると予測されている本市においては、津波に対する避難対策が重要課題である。

ターミナル駅等の不特定多数が利用する都市施設において、施設の内外における混乱を防止し、的確な避難誘導を行うためには、各施設の管理者は、情報伝達体制の確保、従業員への防災教育、防災訓練の実施、平常時からの利用者への広報等安全対策を市と連携して効果的に行う必要がある。

応急仮設住宅の迅速な設置には建設地や資材の確保が必要になり、また応急仮設住宅における高齢者、障がい者等への生活支援のあり方が課題となっている。

令和 2 年から令和 5 年にかけて発生した新型コロナウイルス感染症の感染拡大を踏まえ、避難所における避難者の過密抑制など感染症対策の観点を取り入れた防災対策を推進する必要がある。

【取組の方向】

市は、避難場所の確保及び整備を継続して進める。

市は、指定避難所に指定している県施設や私立の学校等が指定避難所として効果的に機能を発揮するように、情報共有に努めるなど、連携を図る。

市は、「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」や「男女共同参画の視点からの防災・復興の取組指針」を踏まえ、要配慮者に対する支援及び男女双方の視点、ジェンダー平等に配慮した避難対策を充実させる。

市は、居住地以外の市町村に避難する被災者が必要な情報や支援・サービスを確実に受け取ることのできる体制の整備を目指す。

ターミナル駅等の不特定多数の者が利用する都市施設等の施設管理者は、各施設における地震時の安全性の確保対策、震災時の応急体制の整備を目指す。

津波に対する避難については、津波避難ビル等や高いところを含む避難場所の確保など、津波避難対策の検討を進める。

車中泊やテント泊など指定避難所以外の場所への避難について、国や県の動向を注視しながら、キャンピングカーや民間大規模商業施設の駐車場等の活用の推進を図る等、対策を検討していくとともに、新たな指定避難所の確保に努める。

指定避難所や指定緊急避難場所となる施設については、必要に応じ、良好な生活環境を確保するために、換気、照明、空調設備等の施設の整備や停電対応に配慮するとともに、キッチンカーを活用した温食提供に努めるものとする。また、感染症対策について、感染症患者が発生した場合の対応を含め、平常時から本部事務局と健康医療部（保健所）指揮本部が連携して、必要な場合には、ホテルや旅館等の活用等を含めて検討するよう努めるものとする。

【主な事業】

1 避難場所の確保及び整備

（1）指定緊急避難場所（大規模火災）

ア 地震に伴う火災が延焼拡大して地域全体が危険な状態になったとき、避難するための場所をいう。地域住民が火災の輻射熱や煙に侵されることなく生命の安全を確保できる場所として、指定緊急避難場所（大規模火災）の選定基準に基づき、市が指定している。

指定緊急避難場所（大規模火災）での避難は、延焼火災が収束するまでの一時的なものになる。

イ 指定緊急避難場所（大規模火災）を新たに選定する場合は、次の選定基準に基づき選定する。

（ア）指定緊急避難場所（大規模火災）としての条件

- ・指定緊急避難場所（大規模火災）は、地区内の人口に応じた有効面積と、地区内のどこからでも避難者が容易に到達できる位置に均等に存在しなければならない。
- ・本市が指定緊急避難場所（大規模火災）を指定するにあたっては、次のような条件を考慮して選定するものとする。
- ・純木造密集地から 300m 以上、木造建物疎散地域から 200m 以上、耐火建物から 50m 以上離れた空地であること。（市街地の延焼から人命を守るために必要な空間距離は正

面の純木造密集市街地の場合、人間の許容輻射熱 $2,050\text{kcal}/\text{m}^2 \cdot \text{h}$ から考えて、安全距離は 300m である。)

- ・空地の面積は、原則として $10,000\text{m}^2$ 以上であること。
- ・収容人員は、当該割当て地域の要避難人口を収容できることとし、1 人当たりの必要面積は、最低 2m^2 以上であること。

(イ) 指定緊急避難場所（大規模火災）の指定

市長は、地域人口と他の避難場所との関係及び当該場所の安全性、地目等、必要な調査を行い、避難場所として適していると認めるときは、これを指定する。

(2) 指定避難所

ア 地震による延焼火災や崖崩れ、津波等危険が去った後、火災や倒壊等によって住宅を失った市民（二次災害の危険がある市民を含む。）が一定の期間、避難生活を送るための施設をいう。市立小・中学校を主体として、市が指定している。

指定避難所への避難は、建物の安全性を確認した後に行う。

指定避難所では、食料・生活物資等の支給が行われ、在宅避難者や分散避難者など指定避難所以外の場所で生活している被災者も、近くの指定避難所に登録することにより支給を受けることができる。

イ 市は、指定管理者制度が導入されている施設や県立施設、民間施設等を指定避難所等として指定する場合は、協定等の締結により、施設管理者との役割分担を明確化するとともに、指定避難所としての機能が十分発揮されるように、連携を強化する。

ウ 大規模地震発生時において、市単独では指定避難所の確保が困難になった場合などに備え、県と共同して、広域的な避難の支援体制の構築を図る。

エ 指定避難所に指定されている施設の管理者は、当該施設のバリアフリー化に努める。

オ 市は県と連携して、指定避難所への太陽光発電その他の再生可能エネルギー等の導入に加え、自立型分散エネルギーシステムを導入してエネルギーの多重化を推進する。

カ 市は、県立都市公園ごとに来園者の避難誘導や避難者の受入対策などの検討について、県に協力し、防災訓練の実施についても連携協力する。

キ 市は、多様な防災機能を持つ避難場所の充実について、様々な手法を用いて計画的に確保する。

(3) その他の避難場所

ア 一時避難場所

災害から一時的に身を守る場所、又は指定緊急避難場所（大規模火災）に一団となって避難するため集合する場所をいう。地域住民の身近にある公園等を、自主防災組織等が指定している。

一時避難場所では、自主防災組織による住民の安否確認が行われ、初動期の共助による人命救助活動の拠点になる。

イ 津波一時避難場所・津波避難ビル

津波の衝撃や浸水から身を守るため、津波の影響を受けるおそれのある区域内から、地域住民等が一時的又は緊急に避難するための高台又は建築物をいう。津波一時避難場所・津波避難ビルの基準に基づき、市が指定している。

津波一時避難場所・津波避難ビルに避難した場合は、火災による危険がない限り、津波警報が解除されるまで移動しないこととしている。

建築物の要件としては、鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造で、1人当たりの必要面積は0.6㎡を基本とする。

ウ 指定緊急避難場所（洪水・崖崩れ）

風水害により家屋の浸水、崖崩れの危険性があり、緊急的にかつ一時的に身を守るため避難する施設を市が指定する。損壊によって住宅を失った市民（二次災害の危険のある市民を含む。）が一定の期間、避難生活を送る場合は、市が指定する指定避難所を使用する。

エ 福祉避難所（一次）

指定避難所での生活が困難な要配慮者（高齢者や身体障がい者等）が、福祉避難所（二次）へ移動するまでの間、一時的に避難するための施設をいう。市民センター・公民館に開設される。福祉避難所（二次）での受入れ態勢が整い次第、要配慮者は福祉避難所（一次）から福祉避難所（二次）へ移送される。

なお、福祉避難所（一次）の運営については、災害時福祉ボランティアとして事前に登録された者等の協力により行うものとする。

オ 福祉避難所（二次）

災害時における要配慮者の緊急受入等に関する協定を締結した、高齢者・障がい者等の福祉施設等をいう。災害時において、福祉避難所（二次）としての本来機能が果たせるよう、市民等に対する平時からの施設名等の公表は行わないこととする。

カ 外国人避難所

外国人が、多言語により支援を受けられる施設をいう。外国人避難者については、原則として一般の避難施設で受入れることとし、必要に応じて7つのエリアで指定する避難施設に外国人避難所を開設し受入れを行う。

外国人避難所では、災害多言語支援センター及び災害救援ボランティアセンターと調整し、多言語による避難生活の支援が行われる。

キ 一時滞在施設

地震により公共交通機関が停止したとき、駅周辺の帰宅困難者が身の安全を確保するために待機する場所をいう。駅周辺の公共施設や事前協定等に基づく、大規模商業施設等に開設される。

帰宅困難者は、公共交通機関が回復するまでの間、一時滞在施設で過ごす。

2 指定緊急避難場所（大規模火災）関連施設等の整備

大震災時に多数の住民が避難することを考慮して、避難場所を明示した標識柱及び誘導標識、案内板等を整備するとともに、消防用水利及び消防資機材置場等の施設、食料備蓄施設等の防災上必要な施設を設け、指定緊急避難場所（大規模火災）としての機能並びに救援復旧活動の拠

点としての機能を確保する。

3 避難路の整備

指定緊急避難場所（大規模火災）へ避難のためアクセスする道路として位置づけている都市計画道路については、未整備の道路については計画的に整備を進める。

津波時に高台や津波災害警戒区域外へ避難するための津波避難路や津波避難ビルへアクセスする道路については、安全性を点検するとともに、避難する方向の表示を進める。

4 避難計画の策定

市は、地震災害時に安全かつ迅速に避難誘導が行えるように、あらかじめ避難計画を策定する。

5 指定避難所運営への対策

市は、自主防災組織等地域の代表、施設管理者及び地区防災拠点本部応援職員で構成する避難所運営委員会を設置し、指定避難所の円滑な運営を行うため、指定避難所ごとに地域の実情に応じた「避難所運営マニュアル」を作成する。

指定避難所においては、避難所の開設後、速やかにパーティションや簡易ベッドの設置などの居住環境を確保するとともに、女性や子ども等に対する性暴力・DVの発生を防止するために、女性用と男性用のトイレを離れた場所に設置する、トイレ・更衣室・入浴施設等は昼夜問わず安心して使用できる場所に設置する、照明を増設する、性暴力・DVについての注意喚起のためのポスターを掲載するなど、女性や子ども等の安全に配慮するとともに、警察、病院、女性支援団体との連携の下、被害者への相談窓口情報の提供を行うよう努めるものとする。また、要配慮者（高齢者、障がい者、妊産婦、乳幼児、外国につながる人等）など、特に支援が必要となる方への配慮や要配慮者向けスペースの設置に努めるものとする。

加えて、一時的な避難者の増大を想定した他施設への移動調整を考慮することや、スフィア基準等を参考とした段階的な避難所運営の質の向上など、避難所における良好な生活環境の確保について注意をはらい、常に良好なものとするよう努めるものとする。

指定避難所は、避難者の受入れだけでなく、在宅被災者への物資等の供給場所としての役割も担う。

6 住民への周知

市は、地震災害時に安全かつ迅速に避難が行えるよう、地域内の避難場所、避難路、避難指示方法について、あらかじめ住民に周知するとともに、早期の自主避難の重要性について周知する。

7 訓練の実施

市は、避難場所への避難訓練や指定避難所の運営訓練を実施し、発災時における混乱防止を図る。

また、小冊子「ふじさわ防災ナビ～防災訓練編」等の配布により、地域住民の自助・共助の意識啓発を行う。

8 ペット対策

市は、飼い主不明かつ負傷した犬、猫等の円滑な救護を図るため、「災害時の動物救護活動に関する協定」に基づき、藤沢市獣医師会と連携して動物救護活動を行い、「神奈川県災害時動物救護対策実施要綱」及び「災害時動物救護活動マニュアル」に基づき、神奈川県等と連携して、動物救護活動に努めるとともに、飼い主に対し普段からの備え等の普及啓発を行い、災害時に備える。

また、指定避難所におけるペットの扱いについては、鳴き声や衛生面等に関する問題から、生活スペースから離れた場所でケージにおいて飼育するなどの注意事項を可能な限り、「避難所運営マニュアル」に位置づけるとともに、ペットの避難対策に伴う、ケージ等の用具やペットフード等の調達の支援に努める。

なお、ペットの同行避難と同伴避難について整理し、市民周知を図るとともに、新たなペット同伴避難施設の開設については今後も検討していく。

9 ターミナル駅等の対策

市は、各施設の管理者に対して、施設利用者の避難対策及び安全確保対策について適切な指導を行うとともに、定期的に訓練を行うなど、日ごろからの連携に努める。

10 市外避難者への支援体制

市は、他の市町村に避難する被災者に対し、必要な情報や支援サービスの提供ができる体制の整備に努める。

1.1 指定緊急避難場所及び指定避難所の指定・整備

東日本大震災の経験を受けて、平成 25 年 6 月に災害対策基本法が改正され、切迫した災害の危険から逃れるための「指定緊急避難場所」と、一定期間滞在し、避難生活を送るための「指定避難所」の指定制度が平成 26 年 4 月から施行された。

このことに伴い、市は、市民等の安全な避難先を確保することを目的に、従来の避難場所（広域避難場所・避難施設・津波一時避難場所・津波避難ビル・水害避難所）を基本として、災害対策基本法に基づき、切迫した災害の危険から逃れるための「指定緊急避難場所」と一定期間滞在し避難者の生活環境を確保するための「指定避難所」に区分し、指定基準を平成 30 年 4 月に定めた。

指定緊急避難場所又は指定避難所に指定された場合、施設管理者等は、施設の廃止や改築を行う際、市長への届出義務が生じるほか、災害時には、施設本来の目的での使用が制限されるため、指定に当たっては、施設管理者等に同意を得る必要がある（市で所有する施設は除く）。

(1) 指定緊急避難場所

切迫した災害の危険から逃れるための場所で、政令で定める基準（災害対策基本法施行令第 20 条の 3）に適合する施設又は場所を災害の種類（洪水・内水氾濫・崖崩れ・地震・津波・高潮・大規模火災・火山現象）ごとに市が指定する。

(2) 指定避難所

災害の危険性があり、避難した住民等が災害の危険性がなくなるまで必要な期間滞在し、又は災害により家に戻れなくなった住民等が一定期間滞在するための施設として市が指定する。また、指定緊急避難場所と指定避難所は、相互に兼ねることができる。

第7章 帰宅困難者対策計画

【現状】

東日本大震災では、本市において、約 4,300 人の帰宅困難者が発生し、駅周辺の公共施設での対応を図った。

平成 21 年 3 月公表の神奈川県地震被害想定調査報告書では、平日の 12 時に想定地震が発生した場合には、本市では約 39,000 人を超える帰宅困難者が発生すると想定され、平成 27 年 3 月公表の同報告書では、冬の 18 時に想定地震が発生した場合に、本市で 26,300 人の帰宅困難者が発生すると想定されている。

帰宅困難者対策については、東日本大震災の教訓を踏まえ、市は、国や県、民間企業等がそれぞれ取り組む情報を共有することが重要である。国や都県、民間企業等で構成する「首都圏直下地震帰宅困難者対策協議会」が設置され、神奈川県も参画していた。これを受けて市は、平成 25 年 7 月に「藤沢駅周辺帰宅困難者等対策協議会」、平成 26 年 5 月に「辻堂駅周辺帰宅困難者等対策協議会」、平成 26 年 6 月に「湘南台駅周辺帰宅困難者等対策協議会」、平成 27 年 7 月に「江の島駅周辺帰宅困難者等対策協議会」を設置し、対策を順次進めている。それぞれの協議会では、委員及び住民の参画を得て訓練を実施している。

【課題】

膨大な数の帰宅困難者等への対応は、行政による「公助」だけでは限界があり、「自助」や「共助」も含めた総合的な対策が必要である。

帰宅困難者対策の推進には、国、県、民間企業等との連携、協働した取組が必要である。

交通機関の復旧の見通しが立たない時には、企業は、事業所の安全を確認し、従業員等を一定期間事業所内にとどめることも必要である。

市内では、通勤・通学者、観光客など多くの帰宅困難者の発生が予測されるが、帰宅困難者には情報提供、一時滞在施設への収容、代替交通の確保など多岐にわたる対策が必要となる。

また、徒歩帰宅者の支援を効果的に実施するためには、他の沿線自治体との情報共有などの相互連携が必要不可欠である。

【取組の方向】

鉄道事業者、警察等の関係機関や大規模集客施設、企業・学校等の参画を得た主要駅の帰宅困難者等対策協議会における取組を継続し、対策の具体化・改善を図る。

市は、帰宅困難者の発生を抑制するため、県と連携して、市民や企業に対し、一斉帰宅抑制の周知を図る。

帰宅困難者のために開設する一時滞在施設について、市は駅周辺公共施設のうち可能なスペースの提供に努めるとともに、駅周辺にある大規模集客施設又は企業に対して提供を要請する。

市は、帰宅困難者のために、物資の備蓄を促進する。

【主な事業】

1 帰宅困難者等対策協議会

市は、藤沢駅、辻堂駅、湘南台駅及び江ノ島駅（片瀬江ノ島駅及び湘南江の島駅を含む。）の各駅周辺における帰宅困難者等対策協議会を継続的に開催し、関係機関の情報共有を図るとともに、主要駅ごとのエリア防災計画や帰宅困難者等安全確保計画及び帰宅困難者対策マニュアルの作成・見直しを進める。

2 一斉帰宅抑制の周知

市は、帰宅困難者の発生を抑制するため、「むやみに移動を開始しない」という基本原則を、市民、企業、学校、関係団体などへの周知を図る。

帰宅困難者とその家族間において、安否確認が取り合えるように、携帯電話災害用伝言板や災害用伝言ダイヤル等の安否確認手段について、家族間であらかじめ決めておく必要性について周知する。

3 企業等の取組の促進

市は、企業等に対し従業員等を一定期間事業所等内にとどめるために、最低 3 日分（可能な限り 7 日分）の必要な飲料水、食料物資等の備蓄、事業所建物の耐震化などを図るよう促進する。

4 一時滞在施設の充実

市は、県と連携して、帰宅困難者用の一時滞在施設の確保に努めるとともに、一時滞在施設における毛布等の計画的な備蓄を進める。

また、市は、一時滞在施設の管理者に対し、帰宅困難者等の受入に係る運営計画をあらかじめ作成するよう促す。

5 徒歩帰宅者対策

市は、徒歩帰宅者の円滑な帰宅を図るため、徒歩帰宅支援マップを作成するほか、備蓄品、交通情報の提供等の支援について検討する。

6 訓練の実施

市は、帰宅困難者等対策協議会の参加機関等の協力を得て、関係機関間の情報共有、帰宅困難者用の一時滞在施設の開設・運営、開設状況の広報、帰宅困難者の誘導のための訓練を実施する。

7 情報伝達手段の充実

市は、帰宅困難者等対策のために交通情報や災害情報を迅速に伝達する手段を拡充する。

第 8 章 要配慮者対策計画

【現状】

災害時に配慮を要する対象として、難病者、人工透析患者、精神障がい者、発達障がい者、妊婦・乳幼児、高齢者、身体障がい者、知的障がい者、未就学児童、児童生徒、外国につながるのある人及び災害により負傷し、自立歩行が困難になった者等が挙げられる。

これらの要配慮者のうち、地震が発生したときに自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する者については、「避難行動要支援者」と位置付け、「避難行動要支援者避難支援プラン全体計画」を作成し、地域で支援するための体制づくりを進めている。避難行動要支援者に関する情報について、関係部課での共有に努めるとともに、住所・氏名等の基本的な情報については、自主防災組織等や民生委員・児童委員などに対して情報の提供を行っている。

指定避難所における要配慮者支援として、一般の避難施設において要配慮者向けスペースの設置に努めるとともに、要配慮者の身体等の状況や介護者の有無等を踏まえ、地区防災拠点本部に開設された福祉避難所（一次）を経由して、市と協定を締結した福祉施設である福祉避難所（二次）への搬送を行う。

市は、高齢者、障がい者、児童等が利用する公共施設の安全確保対策として、耐震診断を行い、耐震補強工事を行ってきている。まだ耐震化が図られていない施設については、順次進めていく。

さらに、感染症対策を踏まえ、指定避難所や指定緊急避難場所への避難が適していない要配慮者が避難してきた場合の避難場所の確保として、民間宿泊所を避難場所として使用する協定を令和 2 年 12 月に市内ホテルと締結した。

【課題】

支援が必要な高齢者等については、「避難行動要支援者避難支援プラン全体計画」に基づいて、市民センター・公民館と民生委員・児童委員、自主防災組織等関係機関及び地域住民との更なる連携が必要になる。

避難行動要支援者の円滑かつ迅速な避難を目的として、「災害対策基本法」に基づき、市町村での個別避難計画の作成が努力義務化されている。個別避難計画の作成数を増やすため、自主防災組織や民生委員・児童委員、関係機関等と連携し、個別避難計画の作成に努める必要がある。

隣近所等の関係が希薄にならないように、地域等の支援（共助）に加えて、避難行動要支援者本人やその家族の日ごろの備え（自助）の重要性について、防災意識の啓発に努める必要がある。

また、情報伝達手段のない自治会未加入世帯については、周知方法などの課題があるため、未加入世帯の避難行動要支援者対策が急務となっている。

避難行動要支援者情報の収集・共有の方法については、日ごろから避難行動要支援者の居住地や生活状況等の情報を把握し、関係者間で共有できる体制の構築を進める必要がある。

高齢者及び乳幼児等に配慮した食料等を指定避難所等に備蓄する必要がある。

要配慮者が速やかに危険を覚知し、避難行動につなげられる地震・津波対策を進める必要がある。

人工透析患者の医療を確保する必要がある。

地震等災害発生時、子育て支援施設等を利用中の児童、乳幼児等の一時的保護等について、対応を図る必要がある。また、保育所児童等の保護者の所在の確認ができないことが想定されるため、保育所における乳幼児の保護等について、対応を図る必要がある。

【取組の方向】

地震等災害発生時に避難行動要支援者を適切に避難誘導し、安否確認を行うため、地域住民、自主防災組織等の協力を得ながら、平常時より避難行動要支援者に関する情報の把握・共有、避難誘導體制の整備を図るとともに、支援者には法的責任を伴わないことを説明する。

要配慮者の避難対策として、指定避難所における要配慮者向けスペースの確保、地区防災拠点本部における福祉避難所（一次）の確立及び、さらにその後の受入先となる福祉施設等（福祉避難所（二次））との連携協力体制の確立に努める。なお、要配慮者の身体等の状況や介護者の有無等を踏まえ、医療機関や福祉避難所（一次）等への移送の必要性について考慮する必要がある。

地震災害発生時における要配慮者への広報や相談など支援体制の強化に努める。

市は、災害時に、子育て支援施設、保育所における児童・乳幼児の一時的保護等について、情報の共有化や連絡体制の整備を図りながら、対応を進める。

災害を経験すると誰でも動揺するが、子どもは特にこうした影響を受けやすいと考えられる。

子どもの心のケアに早い段階から取り組むことが重要であり、心の安心を得られる基盤の整備に取り組む。

市は、個別避難計画の作成数を増やすため、災害時に自力避難が困難な要支援者に対して、福祉専門職による災害時のケアプランの作成を進める等、関係機関等が一層連携して取り組むとともに、避難行動要支援者名簿を活用した避難支援を実効性のあるものとするため、地域団体等との協力体制の構築を図る。

【主な事業】

1 要配慮者に対する各機関の役割

災害時に配慮が必要となる要配慮者に対して、的確な支援を実施するため、各機関は平常時より役割を自覚し、災害時に備えた対策を講じる。

（1）市の役割

＜平常時＞

ア 避難行動要支援者避難支援プラン全体計画の策定及び管理

イ 災害対策基本法及び避難行動要支援者避難支援プラン全体計画に基づく避難行動要支援者名簿の作成・提供

ウ 個別避難計画の作成

- エ 福祉施設等との福祉避難所（二次）としての協定、運営体制の確保
- オ 要配慮者本人、家族、関係者等に対する災害時への備えの啓発
- カ 高齢者等避難の情報伝達体制の整備
- キ 自主防災組織等による避難支援体制づくりの支援
- ク 保育所における防災体制及び保護者との連絡体制の整備
- ケ 子育て支援施設等における災害時対応の事前調整
- コ 市立小・中・特別支援学校における防災体制及び保護者との連絡体制の整備
- サ 災害時福祉ボランティアの募集・事前登録

<災害時>

- ア 防災関係機関等との連絡調整
- イ 指定避難所における要配慮者の状況把握
- ウ 福祉避難所（一次）の開設・運営
- エ 福祉避難所（二次）として協定を締結している福祉施設等への受入れ要請、調整及び福祉避難所（一次）からの移送調整
- オ 自主防災組織等との連絡調整及び避難支援
- カ 安否情報の確認
- キ 保育所児童の保護者への連絡及び一時保護・避難
- ク 子育て支援施設等における利用者の一時保護及び避難誘導
- ケ 児童生徒の一時保護・避難
- コ 子どもの心のケアを実施するための基盤整備

(2) 民生委員・児童委員の役割

<平常時>

- ア 自主防災組織への協力
- イ 市が作成する避難行動要支援者名簿作成への協力
- ウ 要配慮者の防災マップの作成への協力
- エ 避難行動要支援者名簿等の共有

<災害時>

- ア 避難行動要支援者及び避難支援者への避難誘導、自主避難の呼びかけ等の伝達協力
- イ 要配慮者の安否確認への協力

(3) 地区社会福祉協議会の役割

<平常時>

- ア 自主防災組織への協力

<災害時>

- ア 避難行動要支援者及び避難支援者への避難誘導、自主避難の呼びかけ等の伝達の協力

(4) 福祉施設、福祉サービス事業者の役割

<平常時>

ア 在宅の要配慮者の避難支援の協力

イ 要配慮者への避難支援体制を推進するための福祉避難所（二次）としての協定締結への協力

ウ 災害発生後も継続して福祉サービスを提供できる体制づくり

※令和 6 年 4 月 1 日から介護保険制度により介護事業所等に係る業務継続計画（BCP）の策定等が義務化された。

エ 施設職員等の防災教育の徹底

<災害時>

ア 要配慮者の受入れ（地区防災拠点本部と調整し、福祉部指揮本部が受入れの要請・調整を行う）

2 避難行動要支援者避難支援対策

市は、「避難行動要支援者避難支援プラン全体計画」に基づいた必要な支援を充実させるなど、避難行動要支援者に対する支援体制の強化を図る。

市は、避難行動要支援者に対する避難支援、安否確認等をより確実なものとするため、その基礎となる名簿（避難行動要支援者名簿）を災害対策基本法第 49 条の 10 第 1 項の規定に基づき作成するものとする。

この名簿には、次の項目を記載・記録するものとする。

- (1) 氏名
- (2) 生年月日
- (3) 性別
- (4) 住所又は居所
- (5) 電話番号その他の連絡先
- (6) 緊急時連絡先
- (7) 避難支援等を必要とする理由
- (8) 必要とする支援内容
- (9) 自治会・町内会・自主防災組織名
- (10) 避難支援等の実施に関し市長が必要と認める事項

また、市は、必要に応じて、同法第 49 条の 11 第 2 項の規定に基づき、避難行動要支援者本人の同意を得た上で、災害の発生に備え、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者（自主防災組織、自治会・町内会、民生委員・児童委員、消防局、警察）に対し、同意をした避難行動要支援者に係る名簿情報を提供するものとする。

この避難行動要支援者名簿の作成・更新方法や活用方法、名簿情報提供に当たっての情報漏え

い防止措置などの必要な事項については、「避難行動要支援者避難支援プラン全体計画」に定めるものとする。具体的には、次の事項について定める。

- (1) 避難行動要支援者名簿に掲載する者の範囲
- (2) 名簿作成に必要な個人情報及びその入手・更新方法
- (3) 避難行動要支援者の避難支援等に関する事項
- (4) 避難支援等関係者の範囲
- (5) 避難支援等関係者の安全確保
- (6) 個人情報の保護に関する事項（名簿情報の提供を受けた者の秘密保持義務を含む。）

3 対象別要配慮者対策

(1) 難病者、人工透析患者、精神障がい者、発達障がい者、妊婦・乳幼児への対策

医療機関等と連携して避難及び避難生活に対する支援体制を整備するとともに、要配慮者自身の備えを促すため、災害に対する啓発活動に努める。

ア 難病者

災害時の避難行動に介助が必要となることが多い。継続的な医療の確保が必要となる。

イ 人工透析患者

週 2～3 日、血液透析を受ける必要がある。血液透析を受けられる体制を整備することが不可欠となる。

ウ 精神障がい者

災害発生時には、環境の変化により精神的な動揺が激しくなる場合がある。常時、服薬が必要とされる人が多い。継続的な服薬が確保されるよう、医療機関等と連携した支援が必要となる。

エ 発達障がい者（自閉症等）

人間関係やコミュニケーションが苦手であることが多い。避難誘導には、家族、支援者、介護者等による援助が必要となり、ゆっくり話したり視覚情報を活用するなど周囲の理解が不可欠となる。

オ 妊婦・乳幼児

妊婦については、自力で移動できる人が多いが、素早い避難行動は困難な場合が多い。妊娠の時期や状態により、緊急に産科等医療機関の対応が必要となるほか、場合によっては車いす等による搬送支援が必要となる。

乳幼児については、保護者による適切な養護が必要であり、その養護には多くの負担が生じる場合があるため、災害時は特に、保護者及び乳幼児に対する理解や支援が必要となる。

(2) 高齢者、身体障がい者、知的障がい者への対策

地域住民や自主防災組織、福祉施設等との連携を強化して、避難及び避難生活に対する支援体制を整備するとともに、要配慮者自身の備えを促すため、災害に対する啓発活動に努める。

ア 高齢者

災害情報の覚知が遅れる場合がある。特に、介護を必要としている場合は、行動が遅くなる場合がある。迅速な情報伝達及び支援者、介助者による避難誘導等が必要となる。また、認知機能が著しく低下した状態にあつては、急激な環境の変化についていくことが困難であるため、周囲の理解が必要となる。

(ア) ひとり暮らし高齢者（75 歳以上）・高齢者のみ世帯（75 歳以上）

家屋の倒壊、家具の転倒などで閉じ込められた場合、安否確認をする家族等が身近にいないため、取り残されるおそれがある。家族等に代わる安否確認が大切なため、自治会・町内会、自主防災組織、民生委員・児童委員といった地域住民等による安否確認の協力を得られる体制が必要となる。

(イ) ねたきり高齢者（65 歳以上）

自力で避難できず、また、自分の状況を伝達すること及び自分で判断し、行動することが困難な場合がある。安否確認及び状況把握が不可欠であり、避難誘導時には支援者、介助者等の援助が必要となる。

イ 身体障がい者

(ア) 内部障がい者

心臓、腎臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸、肝臓、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障がいの総称。体の内部の障がいなので、外見からは障がいがあるかないかの判断が難しい。各障がいの状態に応じた周囲の理解が必要となる。

(イ) 視覚障がい者

視覚による災害情報の覚知が不可能又は困難な場合が多い。音声による情報伝達及び状況説明が必要である。また、一般的には、家族、支援者、介助者等による避難誘導が不可欠となる。

(ウ) 聴覚障がい者等

聴覚、音声・言語障がい。コミュニケーションが困難な場合が多い。文字をボードに記入するなど、視覚情報（文字・絵図等）を活用した情報伝達や状況説明が不可欠である。避難誘導時には、音声による指示が認識できない場合もあるため、手話通訳者や周囲の協力が必要となる。

(エ) 肢体不自由者

自力歩行や素早い避難行動が困難な場合が多い。特に、重度の全身性障がい者の場合は、自宅内の移動も困難な場合がある。避難誘導には、車いす等の補助器具とともに、家族、支援者、介助者等による避難誘導が不可欠となる。

ウ 知的障がい者

情報や状況を正確に把握、理解、判断することや、自らの状況を人に伝えることが困難な場合が多い。人によっては、環境の変化による精神的な動揺が見られる場合や、身体障がいなどが重複している場合がある。避難誘導には、家族、支援者、介助者等による援助が必要となり、重複障がいの場合には、車いす等の補助器具が必要となる。

(3) 未就学児童等への対策

保育施設や放課後児童クラブの管理者は、災害時における保護者との連絡方法を定め、管理者と保護者との協力により、日常的に訓練を行い、保護者及び未就学児童等の安否や所在の情報を把握できるように努める。

ア 未就学児童

保護者不在の未就学児童は、災害情報の覚知が遅れたり、自力での避難が困難な場合がある。語彙が少なく、歩行速度が遅い場合が多く、適切な誘導、保護が必要である。

(4) 児童生徒等への対策

学校は、児童生徒並びに職員に対して、防災教育や訓練を通じて、災害に対する心構えや、防災に関する正しい知識の普及・啓発に努めるとともに、災害時を想定した保護者との協力体制を整える。

ア 児童生徒

状況を自分で判断して的確に行動することが難しく、自力での避難が困難な場合がある。授業時間においては、教職員等により適切に誘導、保護し、保護者へ引き渡すことが必要である。

(5) 外国につながる人への対策

言語、生活習慣、防災意識の異なる外国につながる人が、災害発生時に迅速かつ的確な避難行動をとれるように、普段から広報体制、防災知識の普及活動に努め、外国につながる人等の支援体制の強化を図る。

なお、訪日外国人旅行者の安全確保を図るため、国土交通省官公庁が平成 26 年 10 月に定めた「訪日外国人旅行者の安全確保のための手引き」を基に具体的な対策の整備を図る。

ア 外国につながる人

日本語を十分理解できない場合がある。また、地震を知らないなど、日本の災害事情や災害時の対応に関する知識が不足している場合がある。やさしい日本語や多言語での情報提供が必要となる。

(6) その他要配慮者

普段は障がいがない者でも、災害時には要配慮者となる場合がある。負傷等により自力歩行や素早い避難行動が困難な場合には、簡易担架等の補助器具や家族等による援助が必要となる。

化学物質等の過敏症の方は、におい等に反応し体調不良を引き起こすため、避難所の設備、環境に配慮を要する。また、外見からは分かりにくく理解されにくい病気であるため、過敏症で困っている方がいることを周知し、他の避難者の理解に努める必要がある。

4 避難体制

要配慮者の避難誘導について、避難順位、避難路、避難後の対応等、被災した要配慮者等の

生活の確保を考慮した地域ぐるみの避難誘導體制の確立を図る。

被災時の要配慮者の安全と入所施設を確保するため、医療機関、福祉施設、地域住民、自主防災組織やボランティア組織、県及び他の地方公共団体等の応援協力体制の確立に努める。

5 防災知識の普及、防災訓練の実施

要配慮者及びその家族に対して、パンフレット、小冊子等を配布するなど、広報の充実を図るとともに、地域の防災訓練等への積極的な参加を呼びかけ、災害に対する啓発活動に努める。

第9章 被災者救援対策計画

【現状】

災害時の飲料水対策として、市内に 16 基の耐震性飲料用貯水槽（50、100m³）を設置しているほか、市立小・中学校等のプールの鋼板、FRP、アルミ製化とろ水機の整備や、県営水道の配水池からの給水、民間事業者との協定により災害時の飲料水を確保している。

また、災害時に必要な生活用水確保のため、学校教育において使用しないプール水の利用や指定防災井戸の指定を進めている。

食料、生活物資について、市は非常食及び毛布等応急防災資機材を備蓄するほか、市民・企業に対し最低 3 日分（可能な限り 7 日分）の非常食の備蓄を要請している。また、必需品が不足した際は、藤沢市地域防災計画資料編：資料 10-5（「災害用応急必需物資の調達に関する協定締結対象一覧表」（以下本章において「協定」という。）に記載のとおり、企業等に要請することにより、確保を図っている。

【課題】

備蓄物資を更新していく必要がある。とりわけ多数の被災者が集中した場合等における備蓄に課題が残る。

東日本大震災では、道路被害や燃料供給の停滞によって、県から市町村の集積場所への輸送や市町村から避難場所までの配送が滞り、避難場所等で物資が不足する状況が発生している。

東日本大震災を教訓とした新しい被害想定に相当する備蓄の確保について、検討する必要がある。また、応急給水車の確保等飲料水等の運搬手段について検討する必要がある。

【取組の方向】

市は、市民や企業に対し、災害に備え最低 3 日分（可能な限り 7 日分）の飲料水や食料、非常持出品（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等）の準備に努めるよう周知徹底を図る。

市は、市民のニーズや地域性を考慮し、計画的な飲料水の確保や防災資機材、非常食の備蓄を進める。

【主な事業】

1 飲料水、生活水の確保

市は、断水によって飲料水が得られない地域住民に対する応急飲料水として、指定避難所に指定した施設等への水の配給に努める。

また、防災活動拠点では、災害対策要員となる職員の 3 日以上飲料水の備蓄に努める。

応急飲料水の運搬に関しては、神奈川県等の防災関係機関と協議するとともに、応急給水車の確保等飲料水の運搬手段について検討する。

応急飲料水として、指定避難所の受水槽の活用も検討する。

市は、災害時における住民の生活用水を確保するため、自主防災組織・所有者の協力を得て、市内に点在する井戸を防災井戸に指定する。

プールの管理者（市立小・中学校は教育委員会、その他の施設にあっては施設管理者）は、清掃や破損等の特別な場合を除き、災害の発生に備えて常にプールを満水にしておく。

市は、ろ水機等をプールに配備する。

2 食料、生活物資等の確保

市は、指定避難所に指定した施設等への指定避難所設置用資機材や食料、生活物資の備蓄に努める。

食料の備蓄は、被災想定人数の 3 日分の非常食とする。

また、炊き出し用の機材として、鍋釜を地区防災拠点本部、指定避難所に備蓄する。炊き出し用の燃料については、協定に基づき、調達することとする。

食料、生活物資等の備蓄に際して、高齢者、障がい者、女性、乳幼児等や季節性に配慮した備蓄品目の検討を行い、整備を進める。

さらに、災害時において物資等の調達を円滑に行うため、適当な時期に企業等と協定内容を確認し、連絡体制の整備を行う。

3 市民、企業等の対策

市民、企業等は、最低 3 日分（可能な限り 7 日分）の飲料水及び非常食、その他生活に必要な物資を備蓄し、確保に努める。特に企業においては、従業員のほか、顧客等の帰宅困難者が必要とする量の備蓄に努める。

第10章 保健衛生、防疫、遺体の処置等に関する計画

【現状】

指定避難所においては、生活環境の激変に伴い、被災者が心身の健康に不調を来す可能性があるため、常に良好な衛生状態を保てるように、仮設トイレの設置、清掃、し尿処理、生活ごみの収集処理等の対応について、検討を行っている。

また、被災者のこころのケアを行うために、保健師、医師等を指定避難所に派遣することを定めている。

【課題】

被災者の健康保持のため、衛生、防疫活動を行うとともに、地域の衛生状態に十分配慮する必要がある。

また、それぞれの活動に携わる職員の教育・訓練などの体制強化に努める。

大規模地震発生時には、多数の死者、行方不明者が発生することが予想される。一方これらの捜索、処置、埋・火葬等対策を行うための要員、施設、設備等が被災により、使用等ができなくなることの対策として、広域的な応援体制の確立を図る必要がある。

【取組の方向】

地震発生時の保健、防疫等の対応を行うため、限られた職員による最大限の衛生効果を上げ、被災者の健康管理の保持を確保することの対策を行う。

また、遺体の捜索、收容、処置、埋・火葬等の一連の流れを十分に把握し、関係機関との協力体制の構築に努める。

【主な事業】

1 保健衛生、防疫対策の推進

市は、指定避難所等に衛生・防疫対策を行い、被災者の健康管理に最善の対策を講じるとともに、感染症の予防、環境衛生の悪化を防ぐことに努める。

感染症等の発生が予測されるとき対策、発生してからの対応については、速やかに処置を行うことに努める。

2 遺体処置等

市は、多くの人命が失われるような事態に備え、遺体の安置所の候補を次のとおり定める。また、遺体安置所を適切に運営するため、遺体の身元確認、検視、検案、埋・火葬等について、マニュアルの見直しや訓練を市・警察・民間葬祭業者の連携のもと実施する。

ア 秋葉台文化体育館

- イ 奥田公園駐車場、湘南台駅地下自動車駐車場
- ウ 市の斎場
- エ 民間の葬祭場・寺院

第11章 文教対策計画

第1節 学校教育対策

【現状】

藤沢市教育委員会では、地域防災計画に基づき、災害時、並びに南海トラフ地震臨時情報及び南海トラフ地震関連解説情報が発表された場合、或いは警戒宣言が発せられた場合等における児童生徒等の生命・身体の安全確保や迅速・的確な保護対策、さらには日常における小・中・特別支援学校（以下、「学校」という）の防災対策について、「地震—そのとき学校は—」を定め、市立学校では、これに基づき学校防災計画を作成している。

各校で作成する学校防災計画では、避難訓練や防災教育の年間計画、災害時の児童生徒への対応、防災組織など防災活動マニュアルの内容を定めている。さらに、学校における防災対策本部の設置、児童生徒等の保護や帰宅に関し、的確な対策を講じることとしている。

防災教育や防災訓練、通学路の安全点検、校内の避難経路や避難場所の明確化などを通じて、日常的に児童生徒の防災意識の向上を図っている。

【課題】

災害に対する心構えや防災に関する正しい知識などを学ぶ防災教育や、家庭・地域と連携した取組が必要である。

東日本大震災では大津波等による被害で、多くの児童生徒等が犠牲になった。そのため、津波に対してはまず高い場所へ避難するということを第一に、学校における防災教育の一層の充実が必要である。

学校の施設、設備の安全性の確保が必要である。特に屋内運動場については、非構造部材の安全点検が必要である。

児童生徒等の保護や帰宅に関し、通学路の安全性等の情報の把握と的確な判断及び指導が求められる。

災害時における避難場所としての機能と学校教育の場としての調整を図る必要がある。

【取組の方向】

学校は、防災教育の充実や家庭・地域との連携を推進する。

学校は、学校施設、設備の定期点検を行い、安全確保を図るとともに、通学路の安全点検を推進する。

学校における地震防災体制の充実を図るため、各学校で作成している学校防災計画等の見直しを行う。

学校の避難場所として果たす役割と教育活動との関係を明らかにし、児童生徒等の安全確保、避難誘導において必要な防災資機材等を学校施設に整備する。

【主な事業】

1 学校等における防災体制の整備

学校は、学校長を本部長とする「学校防災計画」の策定、見直しを行い、災害時における、児童生徒の安全確保のため、実効性のある避難計画を定める。

特に、特別支援学校、特別支援学級設置校及び障がいのある児童生徒が在籍する学校においては、障がいの状態をよく把握し、実状に応じた対策を講じる。

学校は、地震についての知識や心得などの防災教育及び家庭・地域との連携を強化する。

学校は、児童生徒及び教職員との連絡方法を確立しておくとともに、児童生徒の日々の現況を正確に把握しておく。

教育委員会は震災時における学校・教育委員会の各施設との情報伝達体制を確立する。

2 学校等施設・設備の安全性の確保

教育委員会は、学校等の施設状況を定期点検等により把握し、必要に応じて補修・補強等の予防措置を行う。

教育委員会は、児童生徒等の安全確保・避難誘導において必要な防災資機材の整備を行う。

教育委員会は、各施設の消火設備、階段、出入口及び非常口、ろ水機、プールの貯水状況等の定期的な点検を実施する。

学校は、備品等の転倒、落下防止の措置を行う。

学校は、負傷者の救急処置のため、携帯用医薬品を常備し、定期的に点検する。

学校は、プール及び貯水槽について、消火用及び緊急飲料水、生活用水として常時貯水しておく。

学校は、児童生徒等の通学路の安全点検を行い、学区内の危険度の高い箇所を把握するとともに、適切な措置を行う。

3 家庭・地域との連携

学校は、家庭や地域との連携を強化する。

児童生徒の保護者は、学校と協議し、緊急時の連絡方法や協力体制を整えるとともに、通信不能の事態を想定した連絡方法の確立に努める。

4 防災教育の充実

県教育委員会等が作成する防災教育指導資料や津波防災に関する指導資料を活用し、防災教育の充実を図る。

また、教職員の防災教育に関する指導力や災害対応能力を高めるため、研修会を実施し、防災意識の普及を図る。

5 学校等における避難場所の開設

市は、指定避難所に指定している学校が、災害時に有効に機能を発揮するため、学校と市との役割分担や指定避難所開設の方法等について、防災訓練等を通して、連携の強化を図る。

また、市は指定避難所に指定している県立学校や私立学校等と、災害時に適切な対応をとることができるように、県立や私立の学校と市との連携の強化を図る。

第2節 生涯学習対策

【現状】

市では、地域防災計画に基づき、図書館、体育館、公民館等（以下、「社会教育施設」という。）、市民会館、湘南台文化センター等（以下、「生涯学習施設」という。）の施設状況を把握して、必要に応じて補修等を行っている。

また、市では、防災知識について、生涯学習活動の場において啓発に努めている。

【課題】

社会教育施設・生涯学習施設の安全性の確保が求められている。

東日本大震災による文化財の逸失が大きかったことから、災害に備えた文化財の保護策を検討する必要がある。

【取組の方向】

社会教育施設・生涯学習施設について、施設、設備の定期点検を行い、安全確保を図る。

施設が所蔵している図書や資料、文化財について、災害時の保護方策を進める。

【主な事業】

1 社会教育施設・生涯学習施設の施設設備の安全性の確保

市は、社会教育施設・生涯学習施設の施設状況を定期点検等により把握し、必要に応じて補修・補強等の予防措置を行う。

市は、社会教育施設・生涯学習施設の被災に対応する防災資機材の整備を行う。また、施設の消火設備、階段、出入口、及び非常口等の定期的な点検を実施する。

2 社会教育施設の利用者対策

社会教育施設・生涯学習施設の施設管理者は、利用者の避難訓練を定期的に行うよう努める。

3 文化財の保護

市は、文化財の震災対策を確立し、文化財を保護するため、地域における文化財の所在情報

の充実、整理を行い、防災関係機関等と情報を共有するとともに、具体的な震災対策の検討を連携して進める。

第12章 緊急輸送計画

【現状】

発災時における災害応急活動や広域的緊急輸送を円滑に行うには、幹線道路、物資受入港及びヘリポートの確保が極めて重要である。

東日本大震災では、自動車専用道路をはじめとする幹線道路は、緊急輸送道路として、救援や復旧に役立つ道路として機能を発揮した。

県警察は、防災拠点や都市間を結ぶ国道や主要な県道等のうち、57 路線を緊急交通路指定想定路線として選定している。そのうち、本市内にかかる路線は 9 路線である。大震災発生時等に指定された緊急交通路では、緊急通行車両以外の車両は、通行の禁止、制限の交通規制を受ける。

また、県では、発災後の復旧活動をはじめとする緊急輸送の拡大に対応するため、広域防災活動拠点、市災害対策本部、県現地災害対策本部などを有機的に連絡する 386 路線（令和 3 年 4 月時点）を緊急輸送道路として、事前に指定している。そのうち、本市内にかかる路線は、15 路線である。県及び道路管理者、県警察は「緊急輸送道路管理マニュアル」を策定し、地震災害後の復旧、緊急輸送の確保に関する手順を整理している。

海上輸送として、県内で 9 つの物資受入港が指定されている。本市内にかかる港は湘南港である。

市は大規模災害発生時に利用可能なヘリコプターの臨時離着陸場を選定し、ヘリコプターの効果的な運用が可能ないように努めている。

【課題】

緊急通行車両の通行や緊急輸送の確保に向けた幹線道路の事前の地震対策が必要である。

緊急交通路指定想定路線や緊急輸送道路は、路線の多重性や代替性を考慮しながら、総合的に整備していく必要がある。

船舶による大量輸送のためには、港湾施設の耐震性の確保が求められる。

ヘリコプターの臨時離着陸場の整備、拡充や燃料の確保が必要となる。

【取組の方向】

県警察は、緊急交通路について、的確な交通情報、効果的な交通規制、緊急通行車両の事前届出制の運用により、災害時の交通規制の円滑化を図る。

市は、市が管理する緊急輸送道路の機能確保に向けて、さらなる整備を進める。また、緊急輸送の確保を確実に図るため、主要な市街地と高速道路のアクセス強化等ネットワーク機能の向上、道路の防災対策、関係機関との連絡体制の強化を通して、安全性の高い道路網の整備を図る。

港湾やヘリコプター臨時離着陸場の機能が十分に発揮されるよう、県等と事前調整を図る。

【主な事業】

1 緊急交通路等の耐震化及び復旧体制の整備

市は、市が管理する橋りょうのさらなる耐震性の向上を図るとともに、立体交差部、トンネル等の重要構造物の安全点検を進める。また、応急復旧のための資機材について事前の備蓄を検討するとともに、災害時における建設業者との協力体制の充実強化、道路管理者相互の連携強化に努める。

2 ヘリポート等の整備

市は、臨時ヘリポートを指定し、ヘリポート施設の耐震性を高めるとともに、大型ヘリコプターの離着陸が可能なオープンスペースの確保を積極的に進める。

3 港湾の整備及び復旧体制の整備

港湾管理者は、耐震強化岸壁の整備に努める。

関係機関との連携のもと、港湾機能の維持継続のための対策を検討する。その検討に基づき、港湾の危険物の除去、応急復旧等に必要となる人員や資機材の確保に関して、建設業者等との協定等必要な対策を講じる。

4 輸送活動に関する関係機関相互の情報共有化

市は、県、県警察及びその他道路管理者、さらには自衛隊など関係機関と、緊急性の高い輸送対象、道路啓開の優先度の高い路線等について関係者での情報の共有化を図る。

5 輸送拠点の整備

緊急物資の集積、配分のための輸送拠点として次の施設を指定する。

- ア 協定に基づく民間物流集積輸送拠点
- イ 秩父宮記念体育館：南緊急物資輸送拠点
- ウ 江の島湘南港本船岸壁：海上緊急物資輸送拠点

6 緊急通行車両等の事前届出

防災政策課は、市域において緊急通行車両として活動すると予測される車両について、あらかじめ公安委員会に「事前届出」を行い「標章」及び「確認証明書」の事前の交付を受けておくものとする。

7 輸送活動に関する関係機関相互の情報共有化

道路管理者は、県、県警察と連携して、緊急性の高い輸送対象、道路啓開の優先度の高い路線等について、関係者間で情報の共有化を図る。

また、緊急輸送道路の機能の確保に向けた整備を図るほか、県警察、自衛隊、警備業協会との適切な連携を進める。

8 燃料の確保

緊急輸送活動に係る燃料に関しては、神奈川県と神奈川県石油協同組合が締結している「災害時における石油類燃料の供給に関する協定」に基づき、県石油業協同組合と調整をしておく。

緊急輸送のための燃料について、自家用給油取扱所を南北 2 箇所確保する。北については、既に消防防災訓練センターに設置している。南については、検討している。

第13章 居住環境改善計画

第1節 建築物応急危険度判定及び被災宅地危険度判定

【現状】

危険度判定は、地震発生後、余震等による被災建築物の倒壊、落下物等や余震及び降雨による宅地の崩壊がもたらす人的二次災害を防止することを目的としている。被災住民の不安を解消するためには、建築物応急危険度判定及び被災宅地危険度判定、さらに、被災建築物の応急修理が必要となる。

建築物応急危険度判定は、大地震により被災した建築物を調査し、余震等による倒壊の危険性や外壁・窓ガラスの落下、付属設備の転倒等の危険性を判定することによって、人的な二次被害を防止することを目的としている。また、判定結果を建築物の見やすい位置に表示することにより、所有者はもとより付近を通行する歩行者などに対しても、その建築物の危険性について情報提供することが可能となる。

建築物応急危険度判定制度については、神奈川県建築物震後対策推進協議会の主導で平成4年度より体制の構築が進められており、令和6年4月1日現在、民間、行政合わせて602名の建築物応急危険度判定士が市に登録されている。これまで、判定士の養成活動として、県下の協議会を通じて判定士養成講習会を継続的に実施するなど、制度の充実を図っている。

被災宅地危険度判定制度は、神奈川県建築物震後対策推進協議会により整備が進められており、平成10年度から被災宅地危険度判定士の養成を始めて以降、本市では令和6年4月1日現在、209名の被災宅地危険度判定士が登録されている。

危険度判定の全国組織として、「全国被災建築物応急危険度判定協議会」及び「被災宅地危険度判定連絡協議会」が設置されており、判定方法の標準化、都道府県相互の支援等に関し事前に調整するなど、判定の実施体制の整備が進められている。また、県内においては全市町村が参加する建築物震後対策推進協議会が設置されており、判定士養成講習会を開催したり、模擬訓練を実施するなど、制度の充実を図っている。

【課題】

大規模震災時には、判定対象となる棟数及び被災地域の広域性等の問題から行政の判定士のみによる対応は困難であることが推測され、十分な判定士数の確保が課題となっている。発災後は、建築物応急危険度判定士及び被災宅地危険度判定士が迅速に活動体制に入れることが重要であり、判定士の指導、支援を行う判定コーディネーター及び宅地判定調整員の養成、判定士向けの講習会の開催、判定資機材の確保対策が必要になっている。さらに、地震の発生時には、判定士自らが被災者になる可能性があり、全国協議会の検討を踏まえ、広域的な相互支援体制の拡充が必要となっている。

被災宅地危険度判定については、実際に行う場合を想定して、県との協議や判定本部の的確な運営に向けた実施計画の充実が必要になっている。

【取組の方向】

人的二次災害を防止するため、建築物応急危険度判定については、共同住宅及び長屋、被災個人住宅すべてを対象として実施し、被災宅地危険度判定については、宅地が大規模かつ広範囲に被災した場合の宅地被災度の調査を中心に実施する。

県が進める、建築物応急危険度判定士及び被災宅地危険度判定士の指導、支援を行う判定コーディネーター及び宅地判定調整員の養成、資機材の確保などを進め、その実施体制、連絡体制及び判定制度相互の連絡体制などの整備の充実に向けた取組に、市としても積極的に参加・連携し、充実していく。

東日本大震災で応急危険度判定士の支援が広域的な連携で成果を挙げた実状を踏まえ、危険度判定の応援支援体制のより一層の充実を図る。

被災宅地危険度判定制度については、被災宅地の危険度判定にあたって、事前に準備すること、判定実施にあたって行うべきことについて、具体的に業務の手順、役割分担をあらかじめ定めるマニュアルの充実を図る。

【主な事業】

1 判定士の養成及び体制整備

県外自治体との広域的な相互支援など、より充実した判定活動が可能となるよう、県の協議会等を通じて建築物応急危険度判定士及び被災宅地危険度判定士の募集、養成及び体制整備を図る。

2 危険度判定の体制整備

東日本大震災の経験から、被災した場合の建築物応急危険度判定士及び被災宅地危険度判定士の実施体制、応援派遣要請と受入体制、連絡体制及び判定制度相互の連絡体制などの整備、資機材の確保等を充実していくよう、県からの情報提供を活用しながら、建築物応急危険度判定及び被災宅地危険度判定については既往のマニュアルを充実する。

第2節 応急仮設住宅建設対策

【現状】

災害の発生によって、住宅が全焼、全壊若しくは流出した被災者のうち、自らの資力では住宅を確保することができない者に対し、災害救助法第 4 条に基づき応急仮設住宅により一時的な居住の安定を図ることとしている。

災害救助法が適用されたときは、県知事（県知事から事務の委任があった場合は市長）が実施し、適用されない場合で、市長が必要と認めたときは、災害救助法に準じて市長が実施する。

県は、災害救助法が適用される大規模災害に備えて、応急的な住居として応急仮設住宅の供給を行うため、関係団体と協定を締結している。

神奈川県地域住宅協議会（県や市町村等で構成する協議会。）は、大規模災害の発生に際し、

応急仮設住宅を迅速・的確に供給するための神奈川県応急仮設住宅供給マニュアルなどの被災時の住宅対策に関する各種マニュアルを作成した。このマニュアルに基づき神奈川県地域住宅協議会は、各市町村が報告した建設候補地をデータベース化し、応急仮設住宅が必要になった際に、迅速に建設できるように備えている。

【課題】

応急仮設住宅の供給にあたっては、必要な戸数を必要な場所に迅速かつ的確に供給することが必要である。そのため、応急仮設住宅建設候補地データベースに登録された候補地を定期的に見直すなど、建設可能な用地がどこに、どの程度あるか、あらかじめ検討しておくことが急務である。

建設による応急仮設住宅の供給と併せて、市営住宅や民間賃貸住宅なども活用して、被災者のニーズに配慮したコミュニティの維持など多様な対策がとれるよう、事前対策を立てておく必要がある。

阪神・淡路大震災や東日本大震災で、自力で建設された仮設住宅への対応や災害公営住宅供給手法等に関する考え方についてなど、今後研究する必要がある。

【取組の方向】

県が進める応急仮設住宅の建設と供給体制の確立に協力、連携し、市域内の応急仮設住宅の迅速な供給や設置運営を円滑に実施するため、事前対策を進める。

【主な事業】

1 応急仮設住宅の建設と供給体制の確立の推進

- ア 応急仮設住宅の建設に迅速にとりかかることができるよう、空地管理計画のなかで、ライフラインの状況、津波及び災害危険箇所にも配慮した建設可能地の土地情報について調査、収集し、管理する。建設可能地は原則として、公有地を優先する。建設可能地が民間の土地の場合には、事前に交渉を行う。
- イ 従来のプレハブ型の応急仮設住宅のほかに、藤沢市建設業協会をはじめ地元の建設会社等を活用した新たな工法や供給体制についても検討する。
- ウ 災害時における被災者の住居として利用可能な公営住宅等の空き室情報の把握に努め、災害時に迅速にあっせんできるように、宅地建物取引業協会等と連携し、あらかじめ体制を整備する。
- エ 応急仮設住宅の入居選定基準、運営方法等について、県との役割分担と協力関係を明確にする。
- オ 県や関係機関と連携し、応急仮設住宅（建設型、賃貸型）の供給に関する訓練を実施する。
- カ 東日本大震災の教訓を踏まえ、神奈川県応急仮設住宅供給マニュアルを県や県内自治体と連携して改定する。

第3節 住宅の応急修理・障害物の除去対策

【現状】

災害のため被害を受けた住宅に対し、自らの資力では応急修理・障害物の除去をすることができない被災世帯については、居室、炊事場、トイレ等の日常生活に必要最小限度の部分に対する応急修理・障害物の除去を行うこととしている。

応急修理については、実際に行う場合を想定し、県が作成しているマニュアルを活用し、対応を図る。

住宅の応急修理・障害物の除去の対象は、応急修理・障害物の除去を行うことによって応急仮設住宅を利用しないと見込まれる者である。

【課題】

応急修理は災害発生の日から 3 ヶ月以内に完了（ただし、国の災害対策本部が設置された場合は、災害発生の日から 6 ヶ月以内に完了）、障害物の除去は災害発生の日から 10 日以内に実施できる対策が必要である。

また、実施にあたっては、藤沢市建設業協会等の協力が不可欠である。

【取組の方向】

県と連携して、被災建築物の応急修理をできる限り早期に対応できるよう協議を進める。

【主な事業】

1 応急修理マニュアルの作成

県や県内自治体と連携し、「住宅の応急修理マニュアル」を改定し、市としては、そのマニュアルを活用する。

2 一元的な窓口による対応

応急修理・障害物の除去については、対象者のニーズに的確かつ迅速に対応するため、一元的な窓口を設置する。

第14章 ライフラインの応急復旧対策計画

【現状】

地震被害が発生した場合に、市民生活に欠かすことのできない上下水道、電気、ガス、電気通信などのライフラインを早期に復旧するため、各関係機関においては、各施設の安全強化対策と併せて災害時の応急復旧体制の整備を推進している。市においては、各関係機関とは、東日本大震災での計画停電時の連携協力をはじめ、市災害対策本部との連携協力を強めている。

県、ライフライン事業者等による「県・ライフライン事業者・交通事業者地震防災対策推進協議会」（以下、「対策推進協議会」という。）において、県は情報連絡体制を確保しているが、市としても各関係機関との情報連絡は県とも連絡し、把握に努めている。

上水道については、発災により、電力の供給が停止した場合に備え、浄水場等に非常用発電機を設置するとともに応急復旧資機材を備蓄している。

下水道については、管路の保守点検を行い、必要に応じて補修又は改築に努めているが、耐震性を有している管路は少ない。浄化センター及びポンプ場においては、耐震化が必要な施設や停電時の機能確保において能力不足となっている施設が存在している。また、災害の発生により汚泥処理に重大な支障が生じたときに、復旧までの間、被災した大清水浄化センターの汚泥を、相互協力により緊急に処理する協定を、横浜市西部水再生センターと締結している。

電気については、東京電力パワーグリッド（株）において、神奈川総支社非常災害対策総支社本部及び藤沢支社非常災害対策支部を設け、速やかに応急措置を講じ、二次災害の発生を防止する。他電力会社との相互応援体制、各地の資材センター等への復旧用資機材の備蓄、輸送用車両等や応急復旧用の発電機車などの確保、非常災害対策要員の確保などの対策を進めている。

都市ガスについては、東京ガスネットワーク（株）において、ガス供給停止区域を最小限に抑えるため被害が大きい地域のみ供給停止するしくみを整えている。ガス供給を停止した地区は迅速な復旧を行うため、IT システム整備や全国の都市ガス事業者の応援体制を作っている。LP ガスについても、神奈川県 LP ガス協会において、災害対策本部及び現地対策本部を設置し、被災地への応急復旧体制の整備を進める。

電気通信については、NTT 東日本においては、停電時に備え、非常用発電機と蓄電池を配備するとともに、移動電源車、移動無線車等の配備を行う。NTT コミュニケーションズ、NTT ドコモ、KDDI においても、停電時に備え、非常用発電機と蓄電池を配備するとともに、移動電源車等の配備を行う。災害発生後の電話回線の輻輳による安否確認等が困難になることに対して、NTT 東日本では災害用伝言ダイヤル等を運用するため、指定避難所では災害時用公衆電話（特設公衆電話）の設置を進めている。

【課題】

東日本大震災では、広範囲にわたって上下水道、電気、ガス、電気通信などのライフライン施設に大きな被害が発生し、また余震等の発生により復旧に時間を要した。

そのため、緊急措置及び応急復旧が迅速に行えるよう、資機材の備蓄強化など、体制の強化が

必要である。各関係機関は、事前の対策を一層進める必要がある。

また、復旧にあたっては、二次災害が起こらないように復旧にあたる体制の確立が必要である。「対策推進協議会」において、応急復旧活動拠点の確保についての検討が必要である。

【取組の方向】

市及びライフライン関係機関は、ライフライン施設が市民生活に欠かすことのできない施設であるため、その安全性の向上に努めているが、地震災害が発生した場合には、できるだけ早期にかつ安全に復旧できるよう、応急復旧用の資機材の備蓄強化や応急活動体制の整備を進めるとともに、関係事業者間の連携、県及び他市町との応援協力体制の整備など応急復旧対策を進める。

県及びライフライン関係機関は、「対策推進協議会」において、応急復旧活動拠点の確保等、地震防災対策の推進に関する課題解決に向けた取組を進める。

【主な事業】

1 下水道対策

市は、下水道について具体的な復旧活動のマニュアルを策定することにより、近隣自治体などとの広域的な支援体制の充実、復旧用資機材の備蓄強化を進める。

さらに、災害時において、まずは汚水を排水する機能の確保、被害の程度に応じて汚水の処理水質の段階的な向上を図り、下水道の機能を早期に復旧するよう、対策を進める。

また、断水解消後は下水道流入量が増えるため、下水道の機能復旧が遅れている場合は、県営水道との暫定機能確保の時期の調整を図る。

2 上水道対策

県営水道では、日本水道協会神奈川県支部災害相互応援に関する覚書に基づき、より実践的な対応が可能となるような応援受入れや復旧活動に係る計画を必要に応じて見直す。

災害時には医療機関や福祉施設、避難施設等防災上重要な建築物に配慮し早期に復旧するよう対策を進める。

3 電気及びガス対策

電気及びガス事業者は、復旧過程での二次災害の発生を防止するため、各事業者において、被災地域の市民に復旧状況や安全確認についての広報を徹底するとともに、各事業者間や県災害対策本部などとの相互の情報連絡体制を整備し、連携を図りながら復旧するよう対策を進める。

4 電気通信対策

NTT 東日本は、避難場所に、被災者が利用する災害時用公衆電話（特設公衆電話）の設置に努める。また、NTT ドコモは、避難場所、現地災害対策本部機関等への携帯電話の貸出しに努め

る。

通信設備を収容する NTT 東日本、NTT コミュニケーションズ及び NTT ドコモのビルは、震度 7 クラスの地震にも耐えるよう設計されており、また通信ネットワークの信頼性向上のため、伝送路のループ化・多ルート化、交換機の複数分散設置、有線伝送路のとう道への収容等の対策を行っている。また、停電時には予備の蓄電池が作動し、その後非常用発電機や移動電源車によりバックアップを行う。

災害時には防災関係機関等の重要通信を優先的に確保するため、一般加入電話については利用制限等を行う。

被災地へ向かう安否確認のための通話等が増加し、被災地へ向けての通話がつながりにくい状況になった場合、安否確認等の情報を円滑に伝達できるよう、NTT 東日本では災害用伝言ダイヤル「171」等を、携帯電話事業者等の電気通信事業者は災害用伝言板の運用を開始する。

なお、提供条件等は報道機関（テレビ、ラジオ等）を通じて周知する。

第15章 災害廃棄物等処理計画

【現状】

国は東日本大震災の経験を踏まえ、平成 26 年 3 月に都道府県及び市町村における災害廃棄物処理計画の作成に資することを目的に「災害廃棄物対策指針」を策定、県では、平成 29 年 3 月に「神奈川県災害廃棄物処理計画」を策定し、県と市町村の役割や発災後の実行計画の策定に必要な事項等を定めている。

市においては、平成 30 年 3 月に「藤沢市災害廃棄物処理計画」を策定し、発災時に本市で発生する災害廃棄物を迅速かつ適正に処理するための事項を定めている。

【課題】

東日本大震災では、東日本の太平洋沿岸部を中心に、13 道県にわたり災害廃棄物約 2,000 万トン及び津波堆積物約 1,100 万トンが発生し、処理完了に平成 26 年 3 月まで要した（ただし、福島県の一部地域を除く。）。県で想定する地震・津波が発生した場合においても、大量の災害廃棄物の発生が予想される。

東日本大震災のような甚大な災害が発生したときには、県が災害廃棄物の処理に主体的に関わり、広域的に処理していくことが必要である。

災害時におけるし尿処理については、下水道部門との連携が重要である。

災害時におけるごみ処理に関しては、湘南地域県政総合センター所管の市町と相互援助協定を締結しているが、実際の災害時にどの様に連携していくのかを検討する必要がある。

【取組の方向】

市は、災害廃棄物等の処理・処分の手順や方法を定めた災害廃棄物等処理計画に基づき、事前の備えに努める。

市は、ごみ処理施設及びし尿処理施設の耐震化、浸水対策及び補修等に必要な資機材の備蓄に努めるとともに、収集車両や機器等を常時整備し、緊急出動できる体制の整備に努める。

市は、仮設トイレやその管理に必要な物品の備蓄に努めるとともに、その調達を迅速かつ円滑に行う体制の整備に努める。

市は、し尿処理対策については、現行のし尿処理施設の機能維持とともに、下水道部門との連携による取組について、先進例を研究しながら、手法の検討に努める。

近隣市町との広域的な支援体制については、県及び近隣市町との連携に努める。

大量の災害廃棄物の発生に備え、県域を越えた広域処理体制の確立に向けては、県との連携が肝要である。

【主な事業】

1 一般廃棄物処理施設の耐震化等の整備

市は、藤沢市焼却施設整備基本計画等に基づき、老朽化した廃棄物処理施設及びし尿処理施設の更新又は修繕等の対策を進める。なお、施設更新時には大規模災害時においても廃棄物の処理が行えるように、設備の強靱化を図る。

施設の補修等に必要な資機材の備蓄を進めるとともに、収集車両や機器等を常時整備し、緊急出動できる体制の整備を進める。

2 災害廃棄物処理計画の推進

市は、震災時における応急体制の確保のため、藤沢市災害廃棄物処理計画にて定める事前の備えを進め、災害発生時に即応できるように準備する。

3 相互協力体制の整備

市は、協定を締結している近隣の市町や民間事業者と協議調整し、震災時の相互協力体制の整備を図る。

また、県とともに、災害廃棄物に係る新しい協力体制の構築について検討する。

4 災害時のし尿処理対策に関する手法の検討

災害時のし尿処理対策について、先進事例を参考にしながら、下水道部門との連携により、手法を検討する。

第16章 広域応援体制計画

【現状】

市は、大規模地震の発生に伴い、被害の規模に応じて広域的な応援が必要な場合は、神奈川県に対し応援の必要性を伝え、応急対策職員派遣制度に基づいた総括支援チームの派遣など、必要となる応援の内容と応援規模等を調整する。

また、災害時相互応援協定に基づき、協定締結団体等に対し応援職員等の派遣を要請する。

自衛隊、警察、防災関係機関、ボランティア、ライフライン事業者等を含めた広域的な応援体制の構築に努めている。

【課題】

災害発生時において、広域防災応援を迅速かつ的確に実施するために防災関係機関とあらかじめ協議を行い、応援要請の手続、情報連絡体制、指揮体制等について具体的に定める必要がある。

また、広域防災拠点の整備や広域応援に対応した物資・資機材等の備蓄を促進するとともに、受入体制の整備や広域応援を含む防災訓練の実施等により、実効性のある広域応援体制の整備を図る必要がある。

【取組の方向】

災害発生時には、防災関係機関相互の連携体制が重要であり、市は、応急活動及び復旧活動に関し、各関係機関において相互応援の協定を締結するなど、平常時より連携強化に努める。なお、相互応援協定の締結にあたっては、近隣の自治体に加えて、大規模な地震災害等による同時被災を避ける観点から、遠方に所在する自治体との間の協定締結も考慮する。

市は、応援機関が必要とする機材、器具等の整備を進める。また、他自治体等への支援の経験を活かして、本市の広域的応援の円滑な受入れのための受援体制のさらなる充実を図る。

【主な事業】

1 広域応援の受入体制の強化

市は、広域応援活動拠点への広域応援部隊の円滑な受入れのための設備の整備を進める。

市は、他都道府県警察からの広域緊急援助隊等の部隊を迅速に受け入れる体制を警察と連携し、確立する。

また、上空から重要拠点や被災場所を把握できるように努める。

2 応援協定の締結

市は、他の自治体との相互応援協定の締結を拡大するとともに、応援活動を確保するため、特殊施設、器具の整備を進める。

3 相互の情報交換及び訓練の実施

市は、大規模な災害が発生した場合に、迅速かつ的確な応援が実施できるよう、応援機関と一層の連携を図るとともに、県・市町村合同総合防災訓練等を通じて体制の検証を行う。

第17章 災害救援ボランティア活動の推進

【現状】

ボランティアには、専門的な知識、経験や特定の資格を有するボランティアと、指定避難所等における被災住民の世話や支援物資の配布、炊き出し等などの資格を必要としないボランティアがある。

本市において、大規模地震が発生した場合、全国から多くのボランティアが参集することが予想される。

このため、本市は藤沢市社会福祉協議会、FSV ネットとの三者で締結した「藤沢市災害救援ボランティアセンターに関する協定書」に基づき、災害救援ボランティア支援センターを設置する。

また、藤沢市社会福祉協議会、FSV ネットは災害救援ボランティアセンターを設置する。災害救援ボランティアセンターでは災害救援ボランティアコーディネーターを活用して、ボランティアの受入れ、派遣ボランティアの種別、人員の振り分けなど被災地活動支援を行う。

また、地区防災拠点においては、災害救援ボランティアセンターと相互に連絡調整を行い、サテライトセンターの設置に努める。さらに日常からの情報共有や連携を深めるため藤沢市社会福祉協議会は FSV ネットの理事運営委員会に参加している。

【課題】

災害救援ボランティア支援の主体となる災害救援ボランティアセンターの立上げ・運営に関わる藤沢市社会福祉協議会、FSV ネット等と、日ごろから相互に連携体制を密にし、情報共有及び活動体制等を検討する必要がある。

市及びボランティア関係団体は、平常時より協力して、災害救援ボランティア活動に関する知識の向上や活動支援能力の研修を図るとともに、訓練等の実施により、ボランティア意識の普及、啓発を図る必要がある。

また、災害救援ボランティアコーディネーターの養成及び資質の向上を目的とした講習会等を開催して、育成支援を図る必要がある。

【取組の方向】

大規模地震時における災害救援ボランティア活動は、被災地の救援、救護活動に重要な役割を担うことから、藤沢市社会福祉協議会、FSV ネット、その他ボランティア団体等との連携協力体制の仕組みを日ごろから構築することを進める。

【主な事業】

1 ボランティアの受入体制の整備

市は、藤沢市社会福祉協議会、FSV ネット、その他ボランティア団体等の協力のもと、災害救

援ボランティアセンターを開設し、災害救援ボランティアの受入体制及び活動環境の整備、ボランティアニーズの把握及び各ボランティア団体への情報提供等について、あらかじめ定める。

また、県との協力のもと、災害時にボランティアの活動拠点となる場所や必要な資機材の確保に対する便宜の提供に努める。

2 連携協力体制の構築

市は、災害時に円滑な支援活動を推進するために、平常時から、藤沢市社会福祉協議会、FSV ネット、その他ボランティア団体等の協力のもと、災害救援ボランティアセンターの設置・運営の訓練の実施等を通じて、発災時を想定した連携協力体制づくりに努める。

3 ボランティアの登録・育成

ア 災害救援ボランティアコーディネーター

市は、藤沢市社会福祉協議会と協力して、FSV ネットが実施する災害救援ボランティアコーディネーター養成講座に必要な支援を行うとともに、受講者に限らず、災害救援ボランティアコーディネーターとしての経験や能力を持つ人材の掘り起こしとネットワーク化に努める。

また、災害時にボランティアが円滑に活動できるよう、平常時における登録、研修、災害時における活動の受入窓口、その活動の調整方法等の体制整備を図る。

イ 災害時福祉ボランティア

市は、災害時に福祉避難所（一次）等で要配慮者へ支援活動を行う災害時福祉ボランティアとしての経験や能力を持つ人材の掘り起こしに努める。

また、災害時に災害時福祉ボランティアが円滑に活動できるよう、平常時における登録、研修、災害時における活動の受入窓口、その活動の調整方法等の体制整備を図る。

4 マニュアルの作成等

市は、大規模な災害が発生した際に、全国から駆けつける多くのボランティアを円滑に受入れ、効果的な支援活動が展開できるよう、それぞれ藤沢市社会福祉協議会、FSV ネット等と協働して、災害時におけるボランティアセンターの運営等に関するマニュアル書（手順書）等を作成する。

また、藤沢市社会福祉協議会、FSV ネット、その他ボランティア団体等と連携した防災訓練を実施し、作成した災害救援ボランティア支援マニュアルの検証・見直しを行う。

第18章 要配慮者利用施設の名称及び所在地

第1節 津波災害警戒区域における要配慮者利用施設

本節は、津波防災地域づくりに関する法律第 54 号 1 項第 4 号に基づき、津波災害警戒区域内における防災上の配慮を要するものが利用する施設であって、当該施設の利用者の津波の発生時における円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められる要配慮者利用施設について定めるものである。

市は、各施設の所有者又は管理者に対し、メールマガジン等により津波警報等を伝達するものとする。

各施設の所有者または管理者は、単独で又は共同して、避難訓練その他当該施設の利用者の津波発生時における円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な措置に関する計画を作成し、これを市長に報告するとともに公表しなければならない。また、訓練結果を市長へ報告しなければならない。（同法第 71 条第 1 項及び第 2 項）

要配慮施設の範囲は、津波災害警戒区域内に所在する施設のうち、次のものとする。（津波防災地域づくりに関する法律施行令第 19 条）

なお、該当する施設の名称及び所在地は、「資料編」に定める。

ア 老人福祉施設、（老人介護支援センターを除く。）、有料老人ホーム、認知症対応型老人共同生活援助事業の用に供する施設、身体障がい者社会参加支援施設、障がい者支援施設、地域活動支援センター、福祉ホーム、障がい福祉サービス事業（生活介護、短期入所、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援又は共同生活援助を行う事業に限る。）の用に供する施設、保護施設（医療保護施設及び宿泊提供施設を除く）、児童福祉施設（母子生活支援施設及び児童遊園を除く）、障がい児通所支援事業（児童発達支援又は放課後等デイサービスを行う事業に限る。）の用に供する施設、児童自立生活援助事業の用に供する施設、放課後児童健全育成事業の用に供する施設、子育て短期支援事業の用に供する施設、一時預かり事業の用に供する施設、児童相談所、母子健康包括支援センターその他これらに類する施設。

イ 幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、高等専門学校及び専修学校（高等課程を置くものに限る。）

ウ 病院、診療所及び助産所

第4部 災害時の応急活動計画

大規模な地震災害が発生した場合、発災直後の応急対策活動を適切に実施するため、被害規模等の概括的な情報をいち早く把握することが不可欠である。

市では、様々な種類の通信手段を活用して被害の規模や程度を推定し、その情報に基づき災害対策本部設置の判断をはじめ、国、県、防災関係機関と協力して速やかに応急対策を進める。

また、市民や企業等が適切な行動をとるためには、地震や津波及び交通に関する情報が必要となる。そのため、市では、県や関係機関等と連携し、必要な情報の迅速な提供に努める。

応急対策活動の実施にあたっては、生命・身体の安全を守ることを最優先に、災害の拡大や再発といった二次災害の防止や救助・救急、消火及び医療救護活動を進める。特に発災当初の 72 時間は、救命・救助活動において重要な時間帯であるため、活動に必要な人的・物的資源を優先的に配分する。また、指定避難所の設置等の避難対策、食料、水等の確保対策等の生活支援対策を進めるとともに、そのための条件としての交通確保対策を進める。

ライフラインの応急復旧活動、さらに被災地の社会的混乱や心理的動揺の防止に向けて、正確な情報の提供や災害相談の実施等、時間経過に沿った対策を進める。

なお、巨大地震が発生した場合、甚大かつ広域的な被害が予想されると同時に、これまでの大災害で経験したような広域的な停電や断水の発生、防災拠点の被災、市町村等の行政機能の喪失、交通インフラの被災による応急対策活動への支障の発生、ガソリン等の燃料を含む各種物資の著しい不足などを含め、事前の想定を超える事態が発生するおそれがあることを十分留意しつつ、災害応急対策を行う。

章	節	実施担当
第 1 章 災害対策本部指揮本部等の設置、運営	第 1 節 初動体制の確立	各指揮本部
	第 2 節 災害対策本部等の設置、運営	各指揮本部
	第 3 節 災害対策要員の確保	各指揮本部
	第 4 節 災害対策資源の確保と活用	各指揮本部
第 2 章 災害時情報の収集・伝達	第 1 節 地震情報等の収集・伝達	本部事務局・企画政策部指揮本部・消防局指揮本部
	第 2 節 被害情報の収集・伝達	各指揮本部
	第 3 節 災害広報の実施	本部事務局・企画政策部指揮本部・消防局指揮本部・地区防災拠点本部
第 3 章 救助・救急、消火活動	第 1 節 初動体制の確立	消防局指揮本部
	第 2 節 火災防ぎょ活動	消防局指揮本部
	第 3 節 救助・救急活動	消防局指揮本部
	第 4 節 行方不明者の搜索	消防局指揮本部
	第 5 節 通行禁止区域における措置命令等	消防局指揮本部
	第 6 節 消防応援要請	消防局指揮本部
第 4 章 医療救護活動	第 1 節 医療救護体制の確立	健康医療部(保健所)指揮本部・消防局指揮本部・市民病院指揮本部
	第 2 節 医療情報の収集・提供	企画政策部指揮本部・健康医療部(保健所)指揮本部・消防局指揮本部・市民病院指揮本部
	第 3 節 医薬品等の確保	健康医療部(保健所)指揮本部
	第 4 節 ライフラインの確保	健康医療部(保健所)指揮本部・市民病院指揮本部

章	節	実施担当
	第 5 節 傷病者の搬送体制	健康医療部(保健所)指揮本部・消防局指揮本部・市民病院指揮本部
第 5 章 警備等対策	第 1 節 陸上警備救助活動	県警察
	第 2 節 海上警備救助活動	湘南海上保安署
第 6 章 避難対策	第 1 節 避難指示等	本部事務局・企画政策部指揮本部・消防局指揮本部・県警察・湘南海上保安署・自衛隊
	第 2 節 避難場所の開設	本部事務局・市民自治部指揮本部・教育部指揮本部・地区防災拠点本部
	第 3 節 他市町村への避難	本部事務局
	第 4 節 地震災害の避難対策	各指揮本部
	第 5 節 ベット対策	健康医療部(保健所)指揮本部
	第 6 節 男女双方の視点、ジェンダー平等に配慮した生活環境の確保	地区防災拠点本部
第 7 章 帰宅困難者対策	第 1 節 一斉帰宅者の発生の抑制	各指揮本部
	第 2 節 帰宅困難者への支援	各指揮本部
	第 3 節 徒歩帰宅者への支援	本部事務局・企画政策部指揮本部
	第 4 節 県への要請	本部事務局
第 8 章 要配慮者支援対策	第 1 節 災害発生時の支援	本部事務局・企画政策部指揮本部・市民自治部指揮本部・福祉部指揮本部・健康医療部(保健所)指揮本部・子ども青少年部指揮本部・教育部指揮本部・地区防災拠点本部
第 9 章 被災者救援対策	第 1 節 応急給水	市民自治部指揮本部・地区防災拠点本部
	第 2 節 食料供給	総務部指揮本部・財務部指揮本部・市民自治部指揮本部・生涯学習部指揮本部・経済部指揮本部・地区防災拠点本部
	第 3 節 生活物資供給	総務部指揮本部・財務部指揮本部・市民自治部指揮本部・生涯学習部指揮本部・経済部指揮本部・地区防災拠点本部
	第 4 節 救援物資の受入れ・配分	総務部指揮本部・財務部指揮本部・市民自治部指揮本部・生涯学習部指揮本部・経済部指揮本部・地区防災拠点本部
第 10 章 保健衛生、防疫、遺体の処置等に関する活動	第 1 節 保健衛生対策	健康医療部(保健所)指揮本部
	第 2 節 防疫活動	健康医療部(保健所)指揮本部・環境部指揮本部
	第 3 節 遺体の処置(遺体安置所の開設)及び埋・火葬	生涯学習部指揮本部・福祉部指揮本部・健康医療部(保健所)指揮本部・都市整備部指揮本部・道路河川部指揮本部
第 11 章 文教対策	第 1 節 学校の応急措置	教育部指揮本部
	第 2 節 学校教育の再開	教育部指揮本部
	第 3 節 社会教育施設・生涯学習施設の応急措置	生涯学習部指揮本部
第 12 章 緊急輸送対策	第 1 節 緊急輸送道路及び緊急輸送等の確保対策	道路河川部指揮本部・県警察
	第 2 節 輸送拠点の確保	生涯学習部指揮本部
	第 3 節 輸送手段の確保	本部事務局・財務部指揮本部
	第 4 節 障害物の除去	計画建築部指揮本部・都市整備部指揮本部・道路河川部指揮本部
第 13 章 居住環境改善対策	第 1 節 建築物応急危険度判定及び被災宅地危険度判定	計画建築部指揮本部
	第 2 節 応急仮設住宅	計画建築部指揮本部
	第 3 節 住宅の応急修理・障害物の除去	計画建築部指揮本部

章	節	実施担当
第 14 章 ライフラインの応急対策	第 1 節 情報交換・連携体制	本部事務局
	第 2 節 下水道	下水道部指揮本部
	第 3 節 上水道施設	県営水道
	第 4 節 電力施設	東京電力パワーグリッド(株)
	第 5 節 ガス施設	東京ガスネットワーク(株)・LP ガス協会
	第 6 節 電気通信施設	NTT 東日本
	第 7 節 鉄道施設	鉄道事業者
第 15 章 災害廃棄物等処理対策	第 1 節 災害廃棄物の処理に関する基本方針	環境部指揮本部
	第 2 節 災害廃棄物等処理体制の確立(情報収集・記録の開始、連絡体制の確保)	環境部指揮本部
	第 3 節 し尿の処理	環境部指揮本部・下水道部指揮本部
	第 4 節 生活ごみの処理	環境部指揮本部
	第 5 節 がれきの処理	環境部指揮本部
第 16 章 広域応援体制	第 1 節 広域応援要請	本部事務局・企画政策部指揮本部・消防局指揮本部
	第 2 節 海外からの支援の受入れ	本部事務局
第 17 章 災害救援ボランティアの受入れ・支援活動	第 1 節 ボランティア活動支援拠点の設置	福祉部指揮本部・地区防災拠点本部
	第 2 節 災害救援ボランティア活動の連携	福祉部指揮本部・地区防災拠点本部
	第 3 節 災害救援ボランティアの受入れ	福祉部指揮本部・行政委員会指揮本部
	第 4 節 災害救援ボランティア支援団体の活動に対する支援	福祉部指揮本部・行政委員会指揮本部・地区防災拠点本部
第 18 章 被災状況の調査、情報提供及び広聴活動等	第 1 節 被災者等への情報提供	企画政策部指揮本部
	第 2 節 被災家屋台帳の整備	財務部指揮本部
	第 3 節 被災者台帳の整備	本部事務局・市民自治部指揮本部・財務部指揮本部・消防局指揮本部・地区防災拠点本部
	第 4 節 罹災台帳の整備	本部事務局・市民自治部指揮本部・財務部指揮本部・消防局指揮本部・地区防災拠点本部
	第 5 節 罹災証明書の交付	本部事務局・企画政策部指揮本部・市民自治部指揮本部・財務部指揮本部・消防局指揮本部・地区防災拠点本部
	第 6 節 広聴活動	市民自治部指揮本部・地区防災拠点本部
	第 7 節 物価の安定、物資の安定供給	市民自治部指揮本部
第 19 章 災害救助法	第 1 節 災害救助法の適用	本部事務局・財務部指揮本部
	第 2 節 救助の内容	各指揮本部
	第 3 節 求償事務	財務部指揮本部
第 20 章 二次災害の防止活動	第 1 節 水害・土砂災害対策	本部事務局・企画政策部指揮本部・計画建築部指揮本部
	第 2 節 爆発等及び有害物質による二次災害対策	本部事務局・企画政策部指揮本部・消防局指揮本部
	第 3 節 津波による二次災害対策	本部事務局・道路河川部指揮本部・消防局指揮本部
第 21 章 津波対策	第 1 節 津波警報等の受理伝達	本部事務局・消防局指揮本部
	第 2 節 津波災害の初動体制	消防局指揮本部
	第 3 節 津波災害の避難対策	各指揮本部

第1章 災害対策本部等の設置、運営

地震が発生し、又は発生するおそれがある場合において、市民の生命、財産の安全を確保するための災害応急対策について定める。

第1節 初動体制の確立

地震発生時には、図 4-1 に示すフローに従い応急活動を実施する。

地震発生直後から実施する応急活動について、勤務時間内、勤務時間外に地震が発生したケースに分けてその内容を定める。

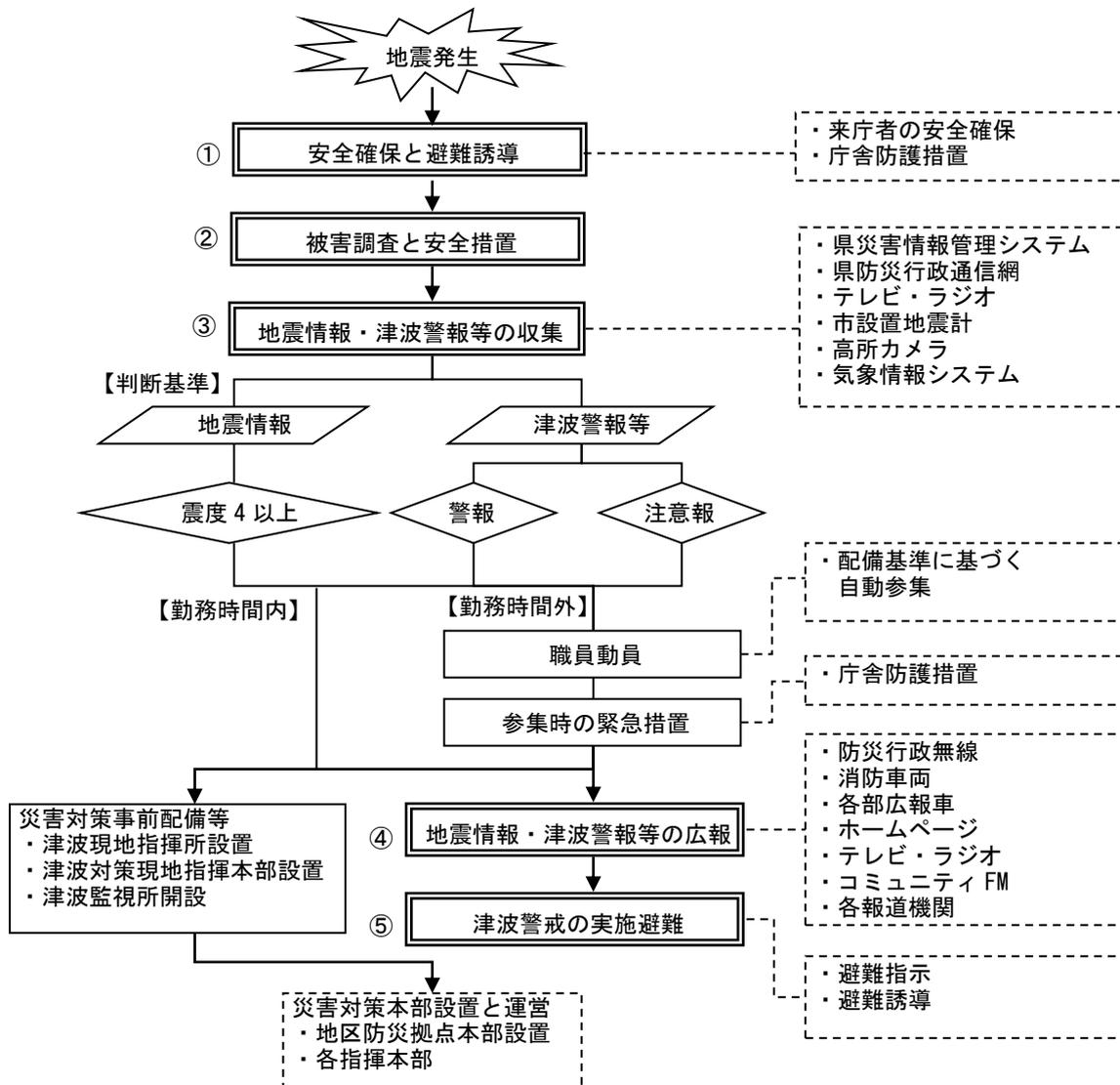


図 4-1 地震発生時の対応フロー

1 勤務時間内に地震が発生した場合

① 災害発生直後の市職員等の対応

勤務時間内に地震が発生した場合、地震直後の緊急措置として、職場ごとに次を実施する。

市の施設を管理する指定管理者についても、施設利用者や避難者に対して、これに準じた対応を行うことを基本とする。

- ア 来訪者の安全確保と避難誘導
- イ 職場での救出救護、初期消火（津波の危険がない場合）
- ウ 津波からの避難（津波災害警戒区域内にいる場合）
- エ 負傷者の確認及び応急手当の実施
- オ 住民からの電話などによる情報収集
- カ 家族の安否確認
- キ 災害情報の確認

② 公共施設の被害調査と安全措置の実施

余震などによる二次災害を防止するとともに、速やかに災害対応を実施するため、その場の建物の安全確認として、次の措置を行う。

- ア 建物被害箇所の確認と危険箇所の応急安全措置
- イ 建物からの退去の判断（倒壊する危険がある場合）
- ウ 被害状況の整理と報告
- エ 帰宅困難者の対応の実施
- オ 災害対策における従事職員は活動拠点へ出動
- カ 災害対策における従事職員以外の職員は各指揮本部の立上げの準備

③ 地震情報・津波警報等・被害情報の把握

関連⇒各論 I 第 4 部第 2 章第 1 節 地震情報の収集・伝達

関連⇒各論 I 第 4 部第 2 章第 2 節 被害情報の収集・伝達

関連⇒各論 I 第 4 部第 21 章第 1 節 津波警報等の受理伝達

④ 市民への災害情報や避難に関する広報

関連⇒各論 I 第 4 部第 2 章第 3 節 災害広報の実施

⑤ 津波警戒の実施と早期避難

関連⇒各論 I 第 4 部第 21 章第 2 節 津波災害の初動体制

関連⇒各論 I 第 4 部第 21 章第 3 節 津波災害の避難対策

2 勤務時間外に地震が発生した場合

① 災害発生直後の市職員の対応

勤務時間外に地震が発生した場合、判断基準に従い自動参集を行い、地震直後の緊急措置として、次を実施する。

- ア 家族の安全確認、安全確保
- イ 津波からの避難（津波災害警戒区域内にいる場合）
- ウ 参集行動の開始
- エ 参集途上での初動活動（救出救護、初期消火）の実施
- オ 参集途上での被害把握の実施
- カ 参集の報告

② 活動拠点の安全確保と各指揮本部の立上げ

余震などによる二次災害を防止するとともに、速やかに災害対応を実施するため、指揮本部等の設置場所となる活動拠点の安全確認として、次の措置を行い、指揮本部を立ち上げる。

- ア 参集状況の確認
- イ 建物被害の確認と危険箇所の応急安全措置
- ウ 指揮本部の設置
- エ 各課被害状況の報告及び応急体制の確認

第2節 災害対策本部等の設置、運営

市長は、地震による災害が発生したとき又は発生するおそれがあるときは、災害応急活動を円滑に行うため、災害対策基本法第 23 条の 2 第 1 項の規定に基づき、災害対策本部を設置する。

詳細は、序論第 2 部第 1 章第 2 節を準用する。

第3節 災害対策要員の確保

1 民間団体等の活用

(1) 災害救助協力団体の活用

市は、自主防災組織等、民間団体（藤沢市の出資団体を含む）の協力を得て、災害救助活動を行う。

(2) 赤十字奉仕団

市長は、必要があると認めるときは、所要人員、場所、期間、業務内容等を示して、委員長に出動要請する。

(3) ボランティア

市は、ボランティアとして志願した人やボランティア団体等と緊密な連携を図り、相互に協力しながら、被災者の生活支援や被災地環境改善等の活動に努める。

2 作業員の確保

活動要員が不足又は特殊作業のため労力が必要なときは、次の方法により作業員を確保する。

(1) 市登録業者や出資団体への依頼

ア 実施業務

各部において作業員を確保することができないときは、災害対策本部は各部からの要請により、市登録業者や出資団体に依頼し、可能な限り作業員を確保し応急対策活動を行うものとする。

イ 要請方法

各部は、藤沢市受援計画に基づき就労場所、作業内容、所要人員その他必要事項を災害対策本部に依頼し、登録業者や出資団体へ要請する。

ただし、作業員の監督、賃金支払い等に関することは、各依頼部の責任において行う。

ウ 市登録業者や出資団体との協定

関係各部は、市登録業者や出資団体との間で事前に作業の内容、報酬等について協定を締結するものとする。

(2) 応援協定自治体への要請

ア 実施業務

各部において作業員等を確保することができないときは、災害対策本部は各部からの要請により、市が応援協定を締結している自治体に応援を要請する。

イ 要請方法

各部は、藤沢市受援計画に基づき就労場所、作業内容、所要人員その他必要事項を災害対策本部に依頼する。

災害対策本部は、当該応援自治体に対し、必要事項を伝達の上、応援を要請する。

第4節 災害対策資源の確保と活用

1 拠点施設の機能の確保

市は、災害直後における情報収集・伝達を速やかに行うため、災害対策の拠点となる本庁舎の非常用通信手段や観測・監視装置、情報システム、電源を確保する。

- ア 通信の確保
- イ 情報システム等の確認と復旧
- ウ 電源の確保

2 資機材の確保

市は、災害後の応急復旧活動を円滑に行うため、協定締結業者等により必要資機材等を確保する。

市内において資機材等を調達することが困難な場合、災害時相互応援協定に基づく他市町村、国、その他機関に対し、必要資機材等の提供を依頼する。

3 空地の活用

市は、災害後の迅速な応急復旧活動のために、あらかじめ整理した空地情報をもとに、発災後多目的に利用される現存空地の合理的活用の調整を行う。

- ア 利用可能な空地の把握
- イ 空地利用要望の受け付け及び調整
- ウ 空地の提供と受入れ
- エ 空地利用状況の管理

第2章 災害時情報の収集・伝達

災害時の初動における情報収集・伝達活動は、人命救助、消火、自衛隊の災害派遣要請や他自治体の応援要請等の判断に係る重要な活動であり、迅速かつ的確に行う必要がある。

第1節 地震情報等の収集・伝達

1 地震に関する情報の収集

市内の地震情報については「地震観測収集システム」から収集する。
市外の地震に関する情報は、気象庁から伝達を受ける。
地震に関する情報とは、次のとおりとする。

- ア 各地の震度・震源の情報
- イ 地震の規模
- ウ 津波に関する情報
- エ 余震に関する情報

2 市民への情報伝達・広報

地震観測収集システムにより市内に震度 4 以上の地震を確認した場合、序論第 2 部第 2 章第 2 節 1 を準用し、必要に応じて災害広報を実施する。

気象庁が津波注意報・津波警報・大津波警報を発表した場合は、次のとおりとする。

(1) 大津波警報が発表された場合

防災行政無線、緊急速報メール、メールマガジン、ウェブサイト、スマートフォンアプリ、Lアラート、防災ラジオ、ケーブルテレビ、SNS 等、コミュニティ FM、消防車両、地区防災拠点本部等の広報車、ハンドマイク等により広報する。

なお、広報車、ハンドマイク等による広報は、津波災害警戒区域（避難対象地域）外又は津波避難ビルにおいて実施するものとし、津波災害警戒区域内においては実施しない。ただし、大津波警報の発表前から津波災害警戒区域内にいたときは、津波災害警戒区域外等への率先避難を行いながら、避難の呼びかけも実施するものとする。

(2) 津波警報が発表された場合

防災行政無線、緊急速報メール、メールマガジン、ウェブサイト、スマートフォンアプリ、Lアラート、防災ラジオ、ケーブルテレビ、SNS 等、コミュニティ FM、消防車両、地区防災拠点本部等の広報車、ハンドマイク等により広報する。

(3) 津波注意報が発表された場合

防災行政無線、緊急速報メール、メールマガジン、ウェブサイト、スマートフォンアプリ、Lアラート、防災ラジオ、ケーブルテレビ、SNS 等、コミュニティ FM、消防車両、地区防災拠点本部等の広報車、ハンドマイク等により、避難の呼びかけを海岸付近にいる人に対して実施する。

第2節 被害情報の収集・伝達

特に混乱が生じる災害時の初動期では、住民避難、人命救助活動、応援要請に係る情報を迅速かつ的確に入手することが重要となる。また、入手した情報は、職員の動員や住民への注意喚起・避難対応など災害の状況に応じて、活用可能なあらゆる通信手段を用いて伝達する必要がある。

1 被害情報の収集

市は、災害発生直後の初動期において状況判断を行うために、庁舎及びその周辺に関する概括的被害情報、ライフライン被害の範囲等、被害の規模を推定するための関連情報の収集にあたる。

被害情報については、序論第 2 部第 2 章第 1 節 2 を準用する。

2 防災関係機関等への伝達

市は、地震災害に関する収集した各情報については、序論第 2 部第 2 章第 3 節 1 を準用し、正確に伝達するように努める。

3 被災者支援に関するシステムの活用

地震災害発生後は、多くの情報を収集整理しながら災害対応を実施することが想定される。効率的な災害対応業務支援のために、被災者支援に関するシステムを活用する。

- ア 被災者情報管理
- イ 犠牲者・遺族管理
- ウ 緊急物資管理
- エ 倒壊家屋管理
- オ 仮設住宅管理
- カ 指定避難所管理
- キ 罹災証明書の交付
- ク 各種義援金の交付
- ケ 復旧・復興計画支援など

第3節 災害広報の実施

災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合は、市民等に対して、正確な情報を迅速に提供することにより混乱の防止を図り、適切な判断による行動ができるようにする必要がある。

市は、次により災害広報を実施する。

- ア 防災行政無線
- イ 緊急速報メール
- ウ メールマガジン
- エ ウェブサイト
- オ コミュニティ FM
- カ 防災ラジオ
- キ ケーブルテレビ
- ク SNS 等
- ケ スマートフォンアプリ
- コ Lアラート（災害情報共有システム）
- サ 消防車両、地区防災拠点本部等の広報車、ハンドマイク等
- シ ラジオ・テレビ・新聞等の報道機関への情報提供
- ス オートバイ・自転車による伝達
- セ 災害時用広報紙

第3章 救助・救急、消火活動

地震災害は、人命に対するあらゆる危険現象が複合的に発生するもので、最も被害を増大させるものは二次的に発生する火災である。

したがって、地震発生時における消防活動は人命の安全確保を最優先とするため、消防の総力を挙げて電気、ガス等の関係機関と連絡を密にし、出火防止、火災の早期鎮圧及び拡大防止を図るものとする。

また、地震時には、家屋の倒壊、障害物の落下、交通事故、危険物、毒物、ガス等の漏えい等により複合的に被害が発生することが予想されることから、消防の人員、資機材を活用し、人命救助、救急活動を行い人命の安全確保に努めるものとする。

火災の発生件数が多く、延焼火災の鎮圧が困難と予想される地域については、市民の安全避難を確保するための活動を行うものとする。

第1節 初動体制の確立

1 地震特別配備体制及び消防局指揮本部の設置

消防局長は、災害活動を総合的に掌握し、適切に災害情報の収集分析を行うため、地震特別配備体制を発令すると同時に防災センター内に地震対策消防局指揮本部を設置する。また、必要により南消防署・北消防署に方面指揮所を設置するものとする。

2 消防車両の安全確保及び各種機械器具の点検

地震発生後速やかに車両を安全な場所へ移動するとともに、各種機械器具等の点検を行い、出動体制の万全を図るものとする。

3 通信及び情報収集体制の確立

(1) 通信の確保

通信施設の機能試験及び非常電源装置等の点検を実施し、通信の確保を行うとともに情報収集体制の確立を図るものとする。

ア 消防無線の混信防止を図るため、無線統制を行う。

イ 他都市からの応援消防隊に対する通信体制は、あらかじめ定められた無線波によって運用するものとする。

(2) 高所見張り要員の配置

地震発生直後の災害情報を収集するため、警防課は NTT 鉄塔、江の島展望灯台及び日本大学生物資源科学部本館の高所カメラにより、市内の監視を行うとともに、必要に応じ南消防

署・北消防署の署所は高所見張りによる災害情報収集を行うものとする。

(3) 消防車両等による情報収集

発生直後に消防車両や徒歩による管内パトロールを実施し、管内の被害状況等を把握するとともに、参集する職員・団員や駆け込み、加入電話等からも情報の収集を行うものとする。

情報収集の内容は、次のとおりとする。

- ア 火災の発生及び延焼の状況
- イ 建築物の倒壊状況
- ウ 負傷者及び要救助者の発生状況
- エ 道路被害状況及び通行の可否
- オ その他、消防活動上必要な事項

4 職員の動員及び参集

別に定める消防計画のとおり、参集を行う。

5 部隊編成

招集された職員は、別に定める消防計画に基づき、南北方面及び地区隊等の部隊編成を行い、必要な消防体制を整えるものとする。

6 消防団の措置

(1) 消防団指揮本部の設置

市域に「震度5強」以上の地震が発生した場合、消防団長及び副団長は消防局及び南・北消防署に参集し、消防団指揮本部を設置するとともに、各分団の指揮を行うものとする。

(2) 団員の非常参集

市域に「震度5強」以上の地震が発生した場合は、各分団員は所定の器具置場に自動参集し、別に定める消防計画に基づき、ポンプ隊、徒歩隊及び救助班を編成し、消防部隊と連携し消防活動を行うものとする。

また、「震度5弱」以下の場合は団長の指示により行動するものとする。

7 火気使用の制限

ガスの漏えい等による二次災害を防止するため、ガス及び電気等の関係機関との連携を密にするとともに、被災地域内の火気使用の制限を行うものとする。

第 2 節 火災防ぎょ活動

地震による災害は直接の被害のほか、二次的である火災による被害が非常に多く、また、同時に多発するばかりでなく、道路、水道、通信網等の損壊により消火活動が阻害され、さらには飛び火、旋風等による延焼拡大等によって、多くの死傷者を伴うことが予想されることから、現有消防力の全機能を発揮して効率的な消火活動を行うものとする。

1 消火活動の基本

建物が密集している市街地の火災防ぎょを優先し、これらの火災を鎮圧したのち、他の延焼拡大のおそれのない地域の火災に対する防ぎょにあたるものとする。

また、住民に避難の必要があるときは、避難地及び避難路の安全確保に全力を傾注し、防ぎょ活動を行うものとする。

2 火災防ぎょ活動

別に定める消防計画に基づき部隊編成を行い、消防局の指示のもと原則として受持ち地域の火災の防ぎょ活動を行うものとする。

火災の延焼拡大等、消防力を結集する必要がある場合は、消防局において全市総括的な防ぎょ方針を決定し、出動部隊に指示するものとする。

火災出動については、道路の損壊又は建築物の倒壊等による通行障害を考慮して可搬式の小型動力ポンプを同時出動させ活用するものとする。

消防団は、1 個分団をポンプ隊、徒歩隊及び救助班の 3 隊に編成し、ポンプ隊は地区隊単位の活動を行うとともに、徒歩隊は受持ち区域の災害活動を行うものとする。

各消防隊は、消火ホース及び必要資機材を増強積載し遠距離送水等に備えるものとする。

火災出動途上において、付近住民から火災及び救助・救急の通報があり、住民の行動から本来の出動現場に行くことが困難な場合は、その旨を指揮本部に報告し指示を受けるものとする。

消防水利は、防火水槽及び河川等の自然水利を活用するものとする。

第 3 節 救助・救急活動

地震時に発生する崖崩れや建物の倒壊等による生き埋めや火災からの救助体制、そして大量に発生すると予測されるけが人や病人に対して、迅速かつ的確に救助・救急活動を行うものとする。

1 救助・救急活動の基本

救助・救急活動は、救助隊、救急隊及び徒歩隊により実施することを基本とする。

ただし、災害の状況等により必要な場合は消防局の指示によるものとする。

2 救助・救急活動

火災現場付近とそれ以外の場所にあった場合は、火災現場付近を優先するものとする。

同時に救助事案が多数発生している場合は、多数の人命を救護できる事案を優先に効率的な救助活動を行うものとする。

多数の傷病者が同時に発生した場合は、トリアージタグを使用して搬送の優先順位を決定し、医療機関への円滑な搬送を行うものとする。

救出した負傷者は、救急隊に引き継ぐことを原則とするが、これができない場合は消防団員、自主防災組織及び付近住民に医療機関への搬送を依頼するほか、医師の派遣を要請するものとする。

医療施設が被害を受け又は医療従事者が被害を受けるなどにより診療体制が不十分となるおそれがあるため、神奈川県救急医療情報システム等の情報を活用し、状況を把握して傷病者の円滑な搬送及び分散搬送を行うものとする。

余震による再被害又は救助中の二次災害の防止に努める。

第4節 行方不明者の搜索

大規模な災害が発生した場合、多数の行方不明者が発生する可能性があることから、関係機関等との連携を図り、遅滞なく行方不明者の搜索を実施するものとする。

1 行方不明者の存否確認

行方不明者届出の受理は、地区防災拠点本部及び多数遺体収容施設等で取り扱う。

行方不明者届出受理担当者は、届出者から行方不明者の住所、氏名、年齢、性別、身長、身体特徴、着衣、地震発生時の居場所等を聴取し、行方不明者相談受付票に記録するとともに、行方不明者搜索申出受付台帳を作成する。

災害対策本部は、行方不明者情報を集約し、関係機関と情報交換を行う。

2 行方不明者の搜索

行方不明者の搜索は、警察、消防及び横須賀海上保安部湘南海上保安署が連携をとり、状況によっては自衛隊、自主防災組織の協力を得て実施する。

3 災害救助犬等の要請

災害対策本部長は、地震災害時において建物倒壊等による生き埋め事案等が発生した場合、的確かつ迅速に救助活動を行うため、市内で活動している特定非営利活動法人「救助犬訓練士協会」及び神奈川県に対し協力を要請し、救助体制の確立を図るものとする。

4 遺体を発見した場合の措置

遺体を発見したときは、直ちに所轄警察署又は直近の警察官及び災害対策本部に連絡するものとする。

また、災害対策本部は、検視・調査を経ずに埋・火葬することを防ぐため、死亡者を取り扱ったときは、必ず警察に通報し、検視・調査を受けさせることを徹底するものとする。

第 5 節 通行禁止区域における措置命令等

消防職員は、災害対策基本法第 76 条に基づき、県公安委員会により指定された通行禁止区域において、車両その他の物件が消防用緊急車両の通行の妨害となり、災害応急対策の実施に著しい支障が生じるおそれがあると認められるときで、かつ、警察官がその場にいない場合、同法第 76 条の 3 第 4 項に基づき、消防用緊急車両の円滑な通行を確保するため、必要な措置をとることを命ずることができる。

この場合において、措置をとることを命ぜられた者が当該措置をとらないとき又は命令の相手方が現場にいないため、当該措置をとることを命ずることができないときは、自ら当該措置をとることができる。この場合、やむを得ない限度において、当該措置に係る車両その他の物件を破損することができる。

同法第 76 条の 3 第 4 項に規定する措置命令等をとったときは、同法第 76 条の 3 第 6 項に基づき、直ちに、その旨を当該措置命令等をとった場所を管轄する警察署長に通知する。

第 6 節 消防応援要請

災害が発生し、本市の消防力のみでは対処することが困難である場合は、他都市消防機関に応援要請を行うものとする。

1 応援要請先等

県知事に対する応援要請は、別に定める消防計画の要請手続事項に基づき要請するものとする。

- ア 消防庁に対する緊急消防援助隊の派遣要請
- イ 神奈川県内消防広域応援実施計画に基づく応援要請

2 応援部隊の集結場所及び宿営場所

応援部隊の集結場所及び宿営場所は、次のとおりとする。

- ア 集結予定場所 消防防災訓練センター
- イ 宿営予定場所 消防防災訓練センター

3 応援部隊の任務

応援部隊の任務は、次のとおりとする。

- ア 火災の延焼阻止
- イ 工場等大規模火災の防ぎよ
- ウ 手薄地区の火災防ぎよ及び人命救助
- エ 水利補給及び緊急資機材の搬送
- オ 救急活動
- カ 情報収集（ヘリを含む）

第4章 医療救護活動

大規模災害時には、通常の医療能力を大幅に超えた負傷者の発生と、医療機能の著しい低下が予想され、広域的医療及び支援対策体制が必要である。

そのため本章では、神奈川県保健医療救護計画を踏まえ、医療救護活動体制、情報の収集・提供、応急救護所の開設、傷病者の搬送体制等について定める。

第1節 医療救護体制の確立

災害時に医療救護を必要とする負傷者（想定）に対して、緊急性に即応した具体的な対応を実現するには、情報の収集、分析、医療救護活動を実践するための体制の整備等が大変重要となる。そのため、市と医師会との連携を強化することが必要であり、医療救護活動を統括する本部機能の位置づけ及び実行可能な医療救護体制を確立する。

詳細は、序論第 2 部第 4 章第 1 節を準用する。

第2節 医療情報の収集・提供

災害発生時における市内全域の被災状況、医療機関の被害状況、各医療機関の活動状況等の情報の収集、分析及び提供等を行うとともに、情報通信の確保を図る。

詳細は、序論第 2 部第 4 章第 3 節を準用する。

第3節 医薬品等の確保

医療機器、医薬品等については、事前の備蓄と災害発生時における各医療機関の要請に対応した調達及び提供を行う。

詳細は、序論第 2 部第 4 章第 4 節を準用する。

第4節 ライフラインの確保

市は、医師会と調整して、医療機関に速やかに水の供給を行うものとする。

関係機関は、医療機関を優先してライフラインの復旧にあたるものとする。

詳細は、序論第 2 部第 4 章第 5 節を準用する。

第5節 傷病者の搬送体制

市は、広域搬送が必要な傷病者を想定して、救急車やヘリコプター、船舶等を利用した移送手段について、県及び防災関係機関と調整を行う。

また、DMAT の要請及び受入れについて、県及び関係機関との調整を行う。

詳細は、序論第 2 部第 4 章第 6 節を準用する。

第5章 警備等対策

本章では、地震災害発生時に、県警察及び湘南海上保安署が行う避難誘導、救出救助活動、犯罪防止、交通規制等を実施するために必要な事項を定める。

第1節 陸上警備救助活動

1 警備対策

県警察は、大地震発生に際しては、早期に警備体制を確立し、組織の総力を挙げて人命の安全を第一とした迅速かつ的確な災害応急対策を実施することにより、市民の生命、身体及び財産の保護に任じ、犯罪の予防・検挙、交通規制その他公共の安全と秩序の維持に当たり、被災地における市民生活の安全安心の確保に万全を期することとする。

(1) 警備体制の確立

県警察は、大地震発生と同時に、警察本部に神奈川県警察災害警備本部を、警察署に警察署災害警備本部を設置し、指揮体制を確立するとともに、部隊編成を行い、事案の規模及び態様に応じて迅速かつ的確な部隊運用を行う。

警察署災害警備本部は、市災害対策本部に必要により職員を派遣し、連絡体制を確立する。

(2) 災害応急対策の実施

ア 情報収集・連絡

県警察は、災害警備上必要な情報収集を行い、収集した情報を必要により関係機関に連絡する。

イ 救出救助活動等の実施

県警察は、災害発生時において、速やかに所要の部隊を編成し、人命を最優先とした被災者の救出救助活動及び行方不明者の捜索活動を実施する。

ウ 避難誘導等

県警察は、市長が避難指示の発令を行ったときは、市及び消防の職員等と連携及び協力の上、避難誘導、広報等を実施する。

エ 津波対策

県警察は、津波警報等の発表を認知したときは、迅速かつ正確な津波情報等の伝達・通報並びに沿岸住民等に対する避難の指示及び安全かつ効率的な避難誘導を実施する。

オ 社会秩序の維持

県警察は、被災地に必要な部隊を派遣し、被災地の混乱に乗じた各種犯罪の予防、パトロールの強化、取締り等を実施し、被災地の社会秩序の維持に努める。

カ 交通規制

県警察は、災害発生時等における救助活動等の応急措置が円滑に行われるよう交通状況に応じた交通規制を実施する。

キ ボランティア等との連携

県警察は、自主防犯組織等のボランティア関係組織・団体との連携を図り、被災地における各種犯罪、事故の未然防止と被災住民等の不安除去を目的として行われるボランティア活動が円滑に行われるよう必要な支援を実施する。

(3) 情報伝達活動

県警察は、市と連携し被災者等のニーズを十分把握し、あらゆる広報媒体を活用して、災害関連情報、避難関連情報、犯罪関連情報、交通規制関連情報等の情報伝達活動を行う。

(4) 帰宅困難者対策

県警察は、災害の状況に応じて、鉄道の途絶、道路の寸断等により、駅、大規模集客施設等に帰宅困難者が集中的に滞留し、雑踏事故等の発生が予想されるときは、施設等の管理者、市及び関係機関の職員と連携及び協力の上、入場規制、避難所等への誘導、広報等を実施する。

(5) 応援警察部隊の活動拠点

応援により派遣された警察部隊の活動拠点は、神奈川県立スポーツセンターとする。

2 交通対策

大規模地震等が発生した場合、人命の救助、災害の拡大防止等の災害応急対策等を迅速に実施するため、一般車両の通行を禁止、又は制限することにより、災害応急対策等に従事する緊急通行車両の通行を円滑にする必要がある。

県警察が策定した大規模災害等発生時の交通規制計画は、想定地震に基づく被害想定範囲から災害応急対策等のために緊急交通路として確保する可能性の高い道路をあらかじめ指定して交通を規制する「路線規制」と、一定以上の震度を観測した区域と被害が甚大で交通規制が必要であると認められる区域及び津波浸水区域を面で規制する「面規制」の二つの柱で構成されている。

(1) 想定地震に基づく交通規制（路線規制）

神奈川県地域防災計画において想定されている地震について、被災地域ごとの 4 つに類型化した上で、被災地域方向に通じる高速道路、自動車専用道路等を公安委員会の意思決定により、あらかじめ緊急交通路として指定する。

また、以下の別表に示した道路の他に、必要に応じて県警察交通部長が必要と認めた路線を、緊急交通路として指定する。

別表

1 東海地震（警戒宣言発令時を含む）、神縄・国府津松田断層地震及び県西部地震

- 東名高速道路県内全線
- 中央自動車道県内全線
- 小田原厚木道路全線

2 南関東地震

- 東名高速道路県内全線
- 中央自動車道県内全線
- 首都高速道路県内全線
- 東京湾アクアライン県内全線
- 小田原厚木道路全線
- 横浜横須賀道路全線
- 保土ヶ谷バイパス全線

3 三浦半島断層群地震

- 東名高速道路県内全線
- 首都高速道路県内全線
- 東京湾アクアライン県内全線
- 横浜横須賀道路全線
- 保土ヶ谷バイパス全線

4 東京湾北部地震、県東部地震

- 東名高速道路県内全線
- 中央自動車道県内全線
- 首都高速道路県内全線
- 東京湾アクアライン県内全線
- 国道 246 号の都県境から新石川交差点まで

(2) 震度等に基づく交通規制（面規制）

あらかじめ、公安委員会の意思決定により、気象庁から行政区域ごとに発表される震度が一定の値を超えた区域、また大津波警報が発表された場合等において、津波を警戒すべき区域について、同区域から区域外へ流出させ、同区域内へ進行しようとする、又は、区域内を移動しようとする一般車両の通行を禁止する交通規制を定めている。

- ・ 震度 6 強以上が観測された区域
- ・ 震度 6 弱を観測し、甚大な被害が確認された区域で、県警交通部長が必要と認めた区域
- ・ 沿岸市町が定めた津波浸水区域

(3) 運転者のとるべき措置

- ア 津波から避難するためやむを得ない場合を除き、避難のために車を使用しないこと。
- イ 急ハンドル、急ブレーキを避けるなど、できるだけ安全な方法により道路の左側に停止させ、カーラジオ等で地震情報や交通情報を聞き、その情報や周囲の状況に応じて行動す

ること。

ウ 車を置いて避難するときは、できるだけ道路外の場所に移動しておくこと。

エ やむを得ず道路上に置いて避難するときは、道路の左側に寄せて停車し、エンジンを止め、エンジンキーは付けたままとし、窓を閉め、ドアはロックしないこと。

オ 駐車するときは、避難する人の通行や緊急通行車両の通行等、災害時応急対策の実施の妨げとなるような場所には駐車しないこと。

カ 危険物等を運搬中の車両は、あらかじめ定められている安全対策を速やかにとること。

第2節 海上警備救助活動

海上においては湘南海上保安署が、地震災害が発生した場合において、人命の救助・救急活動、消火活動、流出油等の防除活動、海上交通の安全確保、避難対策、救援物資の輸送活動、社会秩序の維持、船舶等への情報提供、二次災害の防止等にあたる。

1 警報等の伝達

津波警報等の地震関連情報を入手したとき及び災害に関する情報の通知を受けたときなどは、防災行政無線やあらゆる手段により、避難の指示を行う。

また、船艇及び航空機等により船舶、磯釣り客、サーファー等に速やかに周知する。

2 情報の収集及び連絡

被害状況、被害規模その他災害応急対策の実施上必要な情報について、船艇及び航空機等により情報を収集するとともに、関係機関等と密接な情報交換等を行う。

3 海難救助等

船舶の海難、人身事故等が発生したときは、速やかに船艇、航空機等により捜索救助を行う。

4 緊急輸送

傷病者、医師、避難者等又は救援物資等の緊急輸送については、必要に応じ又は要請に基づき、迅速かつ積極的に実施する。

5 関係機関及び地方公共団体の災害応急対策の実施に対する支援

関係機関及び地方公共団体の災害応急対策が円滑に実施されるよう、要請に基づき海上における災害応急対策の実施に支障をきたさない範囲において、救助・救急活動等についての支援を行う。

6 流出油等の防除等

船舶等から海上に大量の油等が排出されたときは、関係者に対し防除作業の実施等応急対策に関する指導を行う。

7 海上交通の安全確保

船舶交通の整理、指導及び漂流物等の応急措置を行い、海上交通の安全を確保する。

8 警戒区域の設定

生命又は身体の危険を防止するため、特に必要があると認められるときは、災害対策基本法第 63 条第 1 項及び第 2 項の定めるところにより、警戒区域を設定し、船艇、航空機等により船舶等に対し、区域外への退去及び入域の制限又は禁止の指示を行う。

9 治安の維持

海上における治安を維持するため、巡視船艇及び航空機等により犯罪の予防、取締り及び警戒区域等の警戒を行う。

第6章 避難対策

本章では、地震による延焼火災や崖崩れなど、市民等の生命及び身体を守るために実施する避難指示や、住宅を失った市民のための指定避難所の開設など避難対策に必要な事項について定める。

指定避難所においては、男女のニーズの違いや大人と子どものニーズの違いに十分配慮する必要がある。

ペット等については、関係機関と連携した動物救護活動に努める。

なお、本章では地震が発生した場合の避難対策を定め、津波が予測される場合については、各論 I 第 4 部第 21 章津波対策に定める。

第1節 避難指示等

1 避難指示、緊急安全確保

災害が発生し、又は発生のおそれがあるときは、市長若しくはその補助執行機関としての消防局長、又は消防署長は、指定された避難場所への避難の指示又は緊急安全確保を行う。

災害の発生により、市長がその全部、又は大部分の事務を行うことができないときは、県知事が、避難のための立退きの指示に関する措置の全部、又は一部を市長に代わって実施しなければならない（災害対策基本法第 60 条）。

市長は、避難の指示の判断に際し、指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長又は県知事に助言を求めることができる。

これらの機関は、リアルタイムのデータを保有しており、専門的知見や広範な情報を有していることから、災害発生危険性が高まった場合など、躊躇することなく助言を求める。

2 警戒区域の設定

災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、市民の生命及び身体を守るため、特に必要があると認めるときは、市長は、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずることができる（災害対策基本法第 63 条）。

表 4-1 避難指示等の実施責任者

権限者	災害の種類	実施要件	根拠法
市長	災害全般	・ 生命の保護、災害の拡大防止のため、特に必要があると認めるとき	災害対策基本法第 60 条
知事・命を受けた職員又は市長	洪水・津波・高潮	・ 著しい危険が切迫していると認められるとき	水防法第 29 条
知事又は命を受けた職員	地すべり	・ 著しい危険が切迫していると認められるとき	地すべり等防止法第 25 条
警察官	災害全般	・ 市長等が避難の指示を行うことができないと認められるとき、又は市長から要求があったとき ・ 危険な事態があり、特に急を要するとき	災害対策基本法第 61 条 警察官職務執行法第 4 条
海上保安官	災害全般	・ 市長等が避難の指示を行うことができないと認められるとき、又は市長から要求があったとき	災害対策基本法第 61 条
自衛官	災害全般	・ 災害の状況により、特に緊急を要する場合で、警察官がその場にはいないとき	自衛隊法第 94 条

3 避難指示等の伝達

避難対象地域の住民に対し、あらゆる広報手段をもって伝達を行うとともに、自主防災組織等の協力を得て組織的な伝達を行う。また、各放送局に対し、災害対策基本法第 57 条に基づき避難指示等についての放送を依頼する。

4 避難誘導

警察、防災関係機関、地元自主防災組織等の協力を得て、住民が安全かつ迅速に避難できるよう組織的な避難誘導を行う。

緊急時の一時避難については、行政による誘導がない場合でも、安全かつ迅速に避難できるよう、自主防災組織単位で訓練を重ねておくものとする。

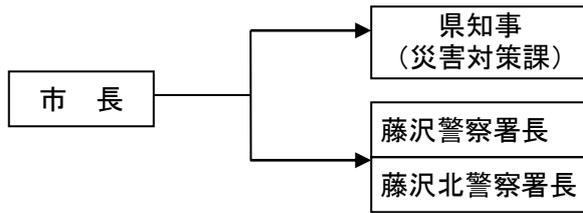
学校、病院、福祉施設等の管理者は、災害が発生し又は発生するおそれがあるときは、あらかじめ定めた安全な方法により児童生徒、入院患者、施設入所者等を避難誘導するものとする。

5 報告等

(1) 関係機関への通知

避難の指示を行った者は、次により必要な事項を報告（通知・連絡）する。

ア 市長の措置

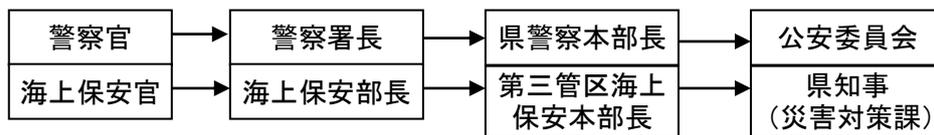


イ 警察官又は海上保安官の措置

(ア) 災害対策基本法に基づく措置



(イ) 職権に基づく措置



(ウ) 自衛官の措置



(2) 消防局長又は消防署長の措置

消防局長又は消防署長は、避難の指示を行ったときは、速やかに避難対象地域、避難世帯人員等を市長に報告する。

表 4-2 報告事項

報告事項	避難の指示の実施時期 避難の対象地域 避難対象世帯及び人員 収容対象施設(学校名、所在地等) その他必要な事項
------	---------------------------------------------------------------------

第 2 節 避難場所の開設

1 避難場所の開設・運営・閉鎖

(1) 避難場所の開設・運営

震度 5 弱以上の地震が発生したとき、避難指示が発令されたときなど必要に応じて、速やかに指定避難所又は指定緊急避難場所（大規模火災）を開設する。

避難場所の開設及び運営は、次による。

ア 一時避難場所

一時避難場所は、自主防災組織、自治会・町内会等が必要に応じて開設し運営するものとする。

イ 指定避難所

指定避難所は、あらかじめ指名された地区防災拠点本部応援職員が、震度 5 弱以上の地震が発生したとき、又は必要に応じて開設する。

指定避難所の運営は、避難所運営マニュアルに基づき、避難所運営委員会が円滑な運営を行うものとする。

また、男女双方の視点、ジェンダー平等を十分に配慮し、女性用のトイレや専用の物干し場、更衣室、授乳室、休憩室の設置及び設置場所の工夫、生理用品、女性用下着の女性による配布、男女ペアによる巡回警備、防犯ブザーの活用など、女性の生活環境を良好に保つとともに、安全性を確保するため、避難者の個人情報厳重に管理し、特に DV やストーカー被害の観点からも慎重に取り扱うものとする。さらに、大人と子どものニーズの違いや子育て家庭に対して十分に配慮する。また、要配慮者（高齢者、障がい者、妊産婦、乳幼児、外国につながる人等）など、特に支援が必要となる方へ配慮するとともに、要配慮者向けスペースの設置に努めるものとする。

ウ 指定緊急避難場所（大規模火災）

指定緊急避難場所（大規模火災）は、消防局からの情報に基づき、本部長又は地区防災拠点本部長が開設し、あらかじめ指名された地区防災拠点本部応援職員が自主防災組織等の協力を得て運営するものとする。

(2) 避難場所の集約・閉鎖

本部長は、避難者数の減少などに伴い、学校教育の早期再開を踏まえ、指定避難所を集約する。避難の必要がないと判断したときは、支援が必要な避難者に対して支援を行い、避難場所（一時避難場所を除く）を閉鎖する。

(3) 避難場所の開設・閉鎖の通報

避難場所を開設又は閉鎖したときは、県知事及び警察署長等に通報する。

2 避難人員等の掌握

地区防災拠点本部長は、避難場所における避難人員、要配慮者、傷病者の有無及び火災の延焼状況による安全度の確認を行うため、職員を避難場所に派遣するほか、地域内を巡回させて情報の収集と災害対策本部への報告を実施する。

第3節 他市町村への避難

市長は、市域に係る災害が発生し、被災住民の生命若しくは身体を災害から保護し、又は居住の場所を確保することが困難な場合において、住民を県内の他市町村へ一時的に滞在させる必要があると認めるときは、災害対策基本法第 86 条の 8 第 1 項に基づき、当該住民の受入れについて他市町村に協議する。

市長は、他市町村への一時的な避難について協議しようとするときは、災害対策基本法第 86 条の 8 第 2 項に基づき、その旨を県知事に報告する。

第4節 地震災害の避難対策

地震発生に伴う家屋倒壊、火災等により、避難が必要な状況が発生した場合の避難計画を次に示す。また、避難のあり方を図 4-2 に示す。

① 避難指示等又は呼びかけ（自主避難）

地震発生後、火災や崖崩れ等の危険が発生したため、避難指示等が発令されたり、市民自らの判断で避難が必要な状況が発生したときは、避難行動を開始する。避難行動は、自主防災組織や自治会等の単位で避難することを原則とする。

② 一時避難場所への避難

地震災害から一時的に身を守るとき、又は、指定緊急避難場所（大規模火災）に自主防災組織や自治会等の単位で避難するときは、一時避難場所へ避難又は集合する。

集合後は拠点として、自主防災組織による住民の安否確認や、初動期の共助による人命救助活動が行われる。

③ 一時滞在施設での滞在

駅など不特定多数の者が利用する施設の帰宅困難者は、交通機関が復旧するまで一時滞在施設等において滞在する。交通機関が復旧次第、順次帰宅する。

④ 指定緊急避難場所（大規模火災）への避難

地震に伴う火災が拡大して地域全体が危険な状態となったときは、指定緊急避難場所（大規模火災）へ避難する。指定緊急避難場所（大規模火災）での避難は、延焼火災が収束するまでの一時的な避難とする。

⑤ 指定避難所への避難

地震による延焼火災や崖崩れ等の危険が去った後、火災や倒壊等によって住宅を失った市民（二次災害の危険のある市民を含む。）は、一定の期間、市が指定する施設で避難生活を送る。

指定避難所は、地域の情報収集拠点となるほか、在宅避難者や分散避難者への物資等の供給場所となることから、在宅避難者や分散避難者及び他地区（市外）からの避難者（帰宅困難者）も指定避難所にて、名簿等に登録する必要がある。

⑥ 避難者の帰宅

指定避難所に避難した市民は、自宅周辺での火災等の危険が去り、かつ、自宅が被害を免れ又は被害が軽微な場合は、それぞれ帰宅する。ただし、規模の大きな地震が連続発生する可能性もあることから、最初の地震で壊れやすくなった建築物が後の地震で倒壊して人的被害が発生することを防ぐため、建築物応急危険度判定士の危険度判定や被災宅地危険度判定士の危険度判定を受ける。

また、住宅の応急修理やライフラインの復旧などに伴い、自宅での生活が可能となった場合は、自宅に帰宅する。

⑦ 医療機関への搬送

指定避難所に避難した医療処置の必要な要配慮者（難病者や人工透析患者等）は、症状や対応の状況によっては、医療機関に搬送する。

⑧ 福祉避難所（一次）及び福祉避難所（二次）への移送

地区防災拠点本部は福祉避難所（一次）を開設し、指定避難所での生活が困難な要配慮者（高齢者や障がい者等）を受け入れる。受入れ可能な福祉施設等（福祉避難所（二次））が確保でき次第、福祉避難所（一次）から福祉避難所（二次）に移送する。

⑨ 他市町村への避難

避難者が増加し、市内の指定避難所では収容しきれない場合、「災害相互応援協定都市」「近隣市町」又は県知事に対して受入れを要請した後、受入れ可能な市町村に、一時的に避難者を移送する。

⑩ 保育施設への移送

保護者のかわりにケアが必要な保護者不在の要配慮者（未就学児童等）は、受入れ可能な保育施設等に移送し、一定期間応急的な保育を受ける。

⑪ 外国人避難所への移送

多言語による支援が必要な外国人は、7つのエリアごとに指定された外国人避難所へ移り、多言語による支援を受ける。

⑫ 応急仮設住宅等への移行

指定避難所開設の後、応急仮設住宅等が建設されたときは、被災者は応急仮設住宅等での生活に移行する。

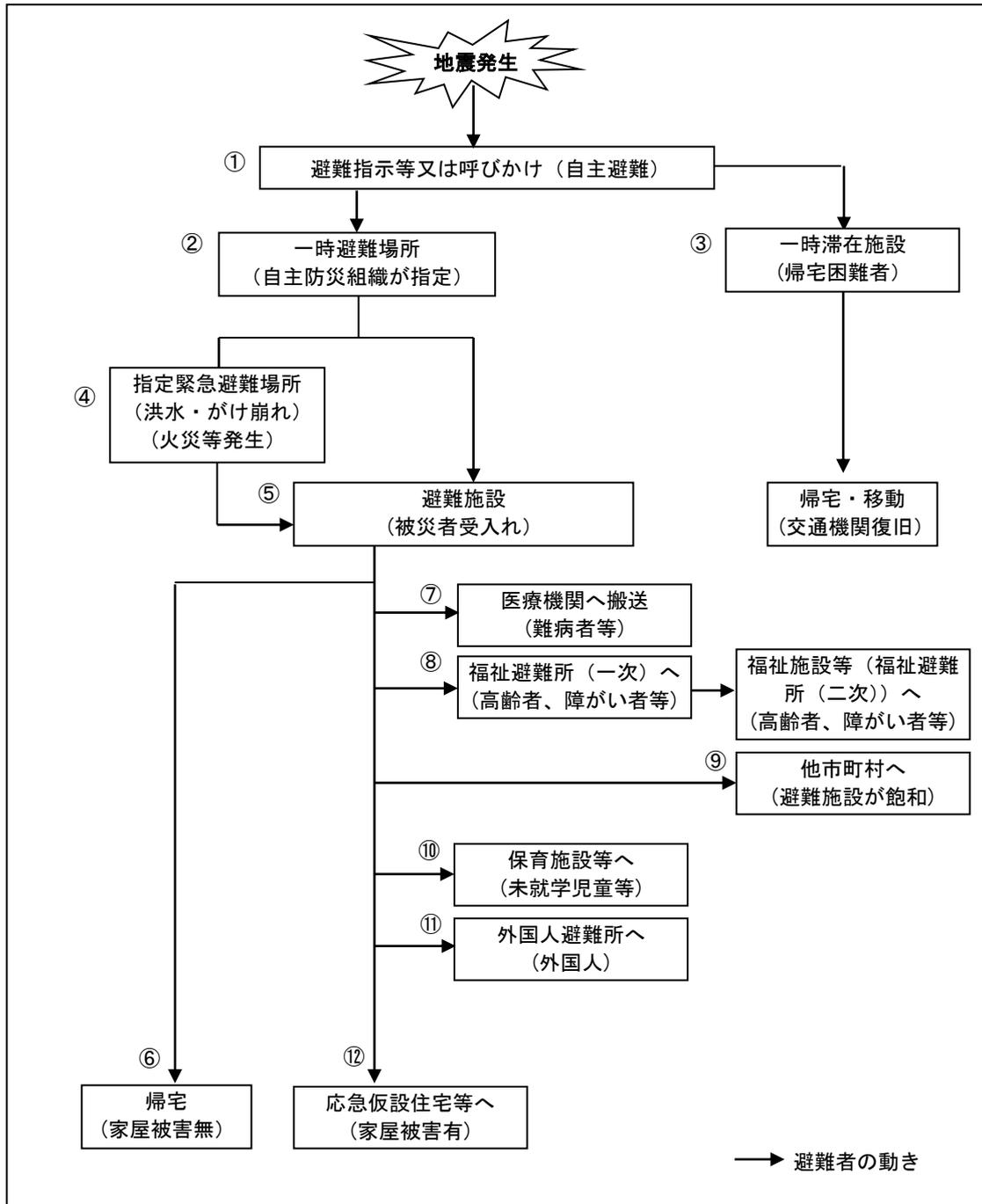


図 4-2 避難のあり方

第5節 ペット対策

市は、「災害時の動物救護活動に関する協定」に基づき、藤沢市獣医師会と連携して、動物救護活動を行う。

また、市は、「神奈川県災害時動物救護対策実施要綱」及び「災害時動物救護活動マニュアル」に基づき、神奈川県等と連携して、動物救護活動を行う。

なお、県では、「災害時動物救護活動マニュアル」に基づき、獣医師会及び動物愛護団体等と連携して動物救護本部を設置し、被災した犬猫等の救護を行うこととしている。

第 6 節 男女双方の視点、ジェンダー平等に配慮した生活環境の確保

市は、被災時の男女のニーズの違いを踏まえた男女双方の視点、ジェンダー平等や参画に十分配慮し、指定避難所における生活環境を常に良好なものとするよう努める。

市は、女性用のトイレや専用の物干し場、更衣室、授乳室、休憩室の設置及び設置場所の工夫、生理用品、女性用下着の女性による配布など、女性の生活環境を良好に保つとともに、安全性を確保し、女性や子育て家庭のニーズに配慮した指定避難所の運営に努める。

また、男女別に限定しないトイレの設置、更衣室や入浴施設の個別利用化、相談窓口の設置など、LGBT など性的少数者の人に配慮した対応に努める。

第 7 節 感染症対策

市は、避難所における避難者の過密抑制など感染症対策の観点を取り入れた防災対策に努める。

第7章 帰宅困難者対策

地震発生による公共交通機関の運行停止又は不通区間の発生があった場合、大勢の人がホテル、デパート、駅等の施設に滞留することが予測されるため、その滞留者についての対応を定める。

第1節 一斉帰宅者の発生の抑制

1 基本的な考え方

救助・救急活動、消火活動、緊急輸送活動等の応急活動を迅速・円滑に行い、帰宅困難者等の発生による混乱を防止するため、「むやみに移動を開始しない」という基本原則を徹底する。

2 情報の提供

市は、情報の不足による不安や混乱状態の発生を防止するため、主要駅周辺の帰宅困難者等対策協議会の参加機関等との連携を密にし、帰宅困難者に対して一時滞在施設の状況、公共交通機関の運行、復旧状況等の情報を可能な限り周知する。

3 企業・事業所等の対応

企業・事業所は、発災時に災害関連の情報を収集し、適切な対応ができるよう組織内に的確に伝達するよう努める。また、「むやみに移動を開始しない」という基本原則のもと、施設の安全が確認できた場合は、公共交通機関の運行情報等から施設利用者が安全に帰宅できることが確認できるまでは、建物内にとどめるよう努める。特に施設内の要配慮者に対しては、その対応を徹底する。

第2節 帰宅困難者への支援

1 一時滞在施設の開設

市は、帰宅困難者の安全を図るため、あらかじめ指定した主要駅周辺の公共施設に一時滞在施設を開設するとともに、その旨をあらゆる広報手段をもって周知する。また、公共の一時滞在施設が満員となったときは、事前協定に基づき、民間施設に対して一時滞在施設の開設を要請する。

2 一時滞在施設への誘導

ホテル・デパート、駅等の不特定多数の者が利用する施設の管理者は、発災後の施設利用者の混乱を防止するため、自らの施設機能を十分に活用し安全確保に努めるとともに、帰宅困難

者が滞在できない場合などは、必要に応じて帰宅困難者を一時滞在施設に誘導する。

誘導については、あらゆる広報手段をもって行き、治安維持及び交通安全等の確保は、災害の状況に応じ藤沢警察署及び藤沢北警察署の協力を得て行うものとする。

3 帰宅困難者数の把握

一時滞在施設に收容された帰宅困難者数の把握は、各一時滞在施設の管理者が行う。

4 指定避難所の提供

市は、帰宅困難者の安全を図るため、必要に応じて指定避難所に收容する。

第3節 徒歩帰宅者への支援

発災によって交通機関が停止したことにより、徒歩で帰宅している者が本市を通過する際の対応は、次のとおりとする。

1 情報の提供

市は、関係機関と連携し、市内における道路事情の把握に努め、交通情報の周知や徒歩帰宅支援マップの配布など、徒歩帰宅者へ可能な限り情報を提供する。

2 災害時帰宅支援ステーションの利用

徒歩帰宅者に対し、帰宅途上にある災害時帰宅支援ステーション（九都縣市と協定締結）で水道水やトイレ、情報等の提供ができるよう促進する。

第4節 県への要請

帰宅困難者が多数生じた際には、被災者への応急対応、市外への分散避難等について、県知事に応援を要請する。

第8章 要配慮者支援対策

本章では、地震災害時における要配慮者の救助、避難生活支援を実施するために必要な事項を定め、対策の万全を図る。

第1節 災害発生時の支援

1 要配慮者の安全確保及び安否確認

市は、福祉施設、民生委員児童委員、自主防災組織等の協力を得て、要配慮者の安全確保、所在・安否確認、指定避難所への誘導等、必要な支援を行う。

保育施設、学校施設等においては、児童生徒等の安全を確保するとともに、保護者引渡し状況を確認する。

地区防災拠点本部は、要配慮者の安否確認情報を集約する。

また、地区防災拠点本部の相談窓口を基点に、地区防災拠点本部応援職員、民生委員児童委員、自主防災組織等の協力を得て要配慮者の健康、福祉ニーズ等の情報収集にあたる。

なお、高齢者や障がい者等にあつては、身体等の状況や介護者の有無等を踏まえ、医療機関や福祉避難所（一次）等への移送の必要性について考慮する必要がある。また、福祉避難所（一次）の運営にあつては、災害時福祉ボランティア等の協力のもと、要配慮者への支援を行うものとする。

市は、必要に応じて、災害対策基本法第 49 条の 11 第 3 項の規定に基づき、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために特に必要があると認めるときは、避難行動要支援者本人の同意を得ずに、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者その他の者に対し、名簿情報を提供できるものとする。

この場合において、市は、「避難行動要支援者避難支援プラン全体計画」に定めた手続きに準じて、避難行動要支援者及び第三者の権利利益を保護するために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 対象別要配慮者支援

要配慮者のニーズに応じて、医療機関、福祉施設、民生委員児童委員、ボランティア、自主防災組織等と連携し、的確な支援を行う。

(1) 難病者、人工透析患者、精神障がい者、発達障がい者、妊婦・乳幼児への支援

医療依存度が高い難病者、人工透析患者、精神障がい者、発達障がい者、妊婦・乳幼児に対して、次の支援を行う。

ア 指定避難所における支援

イ 受入れ可能な医療機関等の確保及び搬送

- ウ 被災後の生活支援
 - エ 指定避難所及び住宅等の巡回相談
- (2) 高齢者、身体障がい者、知的障がい者への支援
高齢者、身体障がい者、知的障がい者に対して、次の支援を行う。
- ア 指定避難所における支援
 - イ 福祉避難所（一次）における支援
 - ウ 受入れ可能な福祉避難所（二次）等の確保及び搬送
 - エ 被災後の生活支援
 - オ 指定避難所及び住宅等の巡回相談
- (3) 未就学児童等への支援
保護者の不在等により、保護の必要な未就学児童等に対し、次の支援を行う。
- ア 保護者への引渡し
 - イ 保護者への引渡しができない未就学児童等の保護
 - ウ 指定避難所における支援
 - エ 保育所への緊急入所の調整
 - オ 保育業務再開の検討
 - カ 未就学児童等及び保護者のこころのケア
- (4) 児童生徒等への支援
保護者の不在等により、保護の必要な児童生徒等に対し、次の支援を行う。
- ア 保護者への引渡し
 - イ 保護者への引渡しができない児童生徒等の保護
 - ウ 指定避難所における支援
 - エ 学校教育再開の検討
 - オ 児童生徒等のこころのケア
- (5) 外国につながる人への支援
日本語の理解が十分でない外国につながる人に対し、次の支援を行う。
- ア 指定避難所における支援（外国につながる人の避難状況の把握）
 - イ 災害多言語支援センターの設置に向けた関係機関との連携・協力
 - ウ 外国人避難所の開設と運営
 - エ やさしい日本語や多言語による情報提供
 - オ 外国につながる人の帰国支援

(6) その他要配慮者への支援

災害により負傷するなど支援が必要となった者に対しては、前項(1)(2)に準じて、適切な支援を行う。

第9章 被災者救援対策

本章では、地震災害によって被災した市民に対する、飲料水、食料、衣服等生活物資の供給等、被災者を救援するために必要な事項について定める。

第1節 応急給水

1 応急飲料水の供給対象者及び給水量

(1) 供給対象者

災害時に応急的に給水する飲料水（以下、「応急飲料水」という。）は、断水によって飲料水が得られない地域の住民及び帰宅困難者に対し行うものとする。

(2) 給水量

応急給水の量は、1日1人3リットルを目安とする。

2 応急飲料水の確保

市は、耐震性飲料用貯水槽、市立小・中学校等の鋼板、FRP、アルミ製プール等により、全市民の9日分以上の応急飲料水を確保する。

(1) 耐震性飲料用貯水槽による確保

市内各地区に整備する100tの耐震性飲料用貯水槽（江の島は50t）は、発災直後、水道水と同様の品質を容易に確保でき、迅速な対応が可能である。時間の経過とともに塩素濃度が減少していくため、優先的に活用する。

(2) 災害用指定配水池による確保

県営水道は、応急飲料水を確保するため、給水区域内の配水池の一部を災害用に指定している。

(3) 鋼板プール等による確保

市は、市立小・中学校等の学校教育において使用している鋼板、FRP、アルミ製プールの水は、備蓄するろ水機を活用し飲料水とする。ろ水機の運用は、あらかじめ指名する地区防災拠点本部応援職員が行う。

(4) 協定等による確保

ペットボトル等による飲料水については、協定に基づく提供を受け、各指定避難所等に搬送する。併せて、飲料水等の確保等について、民間プール事業者との協定について検討を進めていく。

3 生活水の確保

災害時の生活用水（洗面、洗濯、トイレの流し水等）は、次により確保する。

(1) 指定防災井戸による確保

事前に指定した防災井戸により、災害時における付近住民の生活用水を確保する。

(2) 市立小・中学校等の井戸による確保

市立小・中学校等に設置した井戸により、被災者等の生活用水を確保する。

(3) 鋼板プール等による確保

市は、市立小・中学校等の学校教育において使用しない鋼板、FRP、アルミ製プールの水は、備蓄するろ水機を活用し主に生活用水とするよう検討する。ろ水機の運用は、あらかじめ指名する地区防災拠点本部応援職員が行う。

(4) 雨水利用等による確保

防災上重要な公共施設に設置した雨水利用システム又は井戸により、生活用水を確保する。

(5) その他

- ア 状況に応じて、大型水槽車等の消防自動車を活用する。
- イ 河川の水を生活用水として活用する。

4 応急飲料水の運搬

(1) 県営水道と市の任務分担

- ア 県営水道は、災害用指定配水池において応急給水車に注水を行う。
- イ 市は、応急給水車による運搬、被災者等への小分け配分を行う。

(2) 車両、機材の確保

- ア 搬送車両は、市が所有する車両のほか、神奈川県トラック協会県南サービスセンター、自動車製造関連会社等に要請して確保する。
- イ 給水車が確保できない場合に備え、1～2 トンのキャンパス水槽、給水コンテナ等を備蓄する。

5 応急飲料水の給水場所

被災者に対する応急飲料水の給水場所は、原則として地区防災拠点本部及び指定避難所（小・中学校等）、耐震性飲料用貯水槽設置場所とする。

ただし、高齢者、障がい者等で指定避難所での給水を受けることができないときは、近隣の住民、ボランティア等に協力を要請し配達給水を図る。

県営水道は、市からの依頼により臨時給水栓の設置について協力する。

市は、県営水道と連携し、災害用指定配水池等の飲料水が地区に偏りなく確実に被災者へ行き渡る体制の構築等に取り組む。

6 医療用水の供給

医療用水は、要請のあった医療機関と調整して給水するとともに、他に優先して供給するものとする。

7 応援要請

大規模な断水時等には県営水道その他に支援要請し、必要に応じ、県を通じて自衛隊に協力を要請するものとする。県営水道は、市からの要請に基づき、状況に応じて日本水道協会を通じ他の水道事業者等に支援要請を行う。

第 2 節 食料供給

1 応急食料の供給対象者及び応急食料品目等

(1) 供給対象者

災害時に応急的に供給する食料（以下「応急食料」という。）の供給対象者は、次のとおりとする。

- ア 指定避難所に避難している者
- イ 住宅が損壊し、炊事ができない者
- ウ 災害が原因で食料の調達ができない者
- エ 災害応急活動に従事する者
- オ 帰宅困難者（配布に努める）

(2) 応急食料品

応急食料品は、原則として、備蓄非常食、炊き出し飯、握り飯、弁当又はパンとする。

(3) 1 人当たりの基準額

応急食料の 1 人当たりの基準額は、災害救助法が適用された場合には、災害救助法に基づき県知事が定める額とする。

2 応急食料品の確保

(1) 備蓄非常食

市・企業等は、備蓄非常食を供給できるよう準備する。

(2) 米穀の確保

市長は、必要な米穀の調達が困難な場合は、知事に支援を要請し調達する。なお、災害救助法が適用された場合で、交通、通信途絶のため知事に要請できない場合は、農林水産省農産局農産政策部貿易業務課に要請する。

(3) 応援協定者に対する要請

「災害用応急生活物資供給等の協力に関する協定」及び「災害時相互応援協定」に基づき関係者に要請し確保する。

なお、調達が困難な場合には、県に対して支援要請する。

3 応急食料の供給

(1) 初期の供給

初期における応急食料の供給品は、備蓄している非常食、炊き出し食とし、流通機関の復旧に伴い、流通機関を活用しての支給に切り替える。

(2) 支給場所等

応急食料の支給場所は、原則として地区防災拠点本部及び指定避難所とする。また、一時滞在施設において、帰宅困難者に対する配布に努める。

(3) 在宅避難者等への支給

在宅避難者、分散避難者など指定避難所以外の場所（空地、公園、町内会館、車等）で生活している被災者は、近くの指定避難所に登録し、その指定避難所で支給を受ける。

ただし、高齢者、障がい者等で指定避難所での支給を受けられない者に対しては、近隣の住民、ボランティア等の協力を得て支給する。

(4) 炊き出し

ア 炊き出し場所

炊き出し場所は、地区防災拠点本部、指定避難所等及び「災害時におけるキッチンカーによる炊き出しの実施等に関する協定」に基づき指定した場所等とする。

イ 機材の確保

(ア) 鍋釜は、地区防災拠点本部、指定避難所に備蓄してあるものを使用する。

(イ) 燃料は、協定に基づく要請により調達する。

4 応急食料の供給期間

応急食料の供給期間は、原則として 7 日間とする。

5 経費の負担

応急食料の支給に要する経費は、災害救助法が適用されたときは、同法の規定に基づき神奈川県が負担する。

第3節 生活物資供給

1 生活物資の供給対象者及び範囲

(1) 供給対象者

生活物資の供給対象者は、災害による住宅被害によって衣類、寝具、炊事用具等の生活物資を喪失又は毀損し、これらの物品を入手することができないため、日常生活を営むことが困難な者とする。

(2) 生活物資の範囲

災害時に供給する生活物資は、次に掲げるもののうち、必要最小限のものとする。

- ア 寝 具：毛布又は布団
- イ 外 衣：普通着、トレーニングウェア、婦人服、子供服等
- ウ 肌 着：パンツ、シャツ、ズボン下、靴下等
- エ 身の回り品：タオル、手ぬぐい、運動靴等
- オ 炊事道具：鍋、包丁、バケツ等
- カ 食 器：茶碗、湯飲み、皿、箸等
- キ 日 用 品：石鹸、歯ブラシ、歯磨き粉、トイレットペーパー等
- ク 光 熱 材：マッチ、ろうそく、灯油、携帯ガスコンロ等
- ケ そ の 他：生理用品、携帯用トイレ、紙おむつ等

2 応急物資の調達

「災害用応急生活物資供給等の協力に関する協定」、「災害時相互応援協定」に基づき、応急物資の調達を行う。

必要と認めるときは、テレビ、ラジオ等の報道機関を通じて全国に支援要請を行う。

3 生活物資の配分

(1) 指定避難所での配分

生活物資は、指定避難所の運営責任者を通して配分する。

(2) 在宅避難者等への配分

在宅避難者、分散避難者など指定避難所以外の場所で生活している被災者は、近くの指定避難所に登録し、その指定避難所で配分を受ける。

ただし、高齢者、障がい者等で指定避難所での支給を受けられない者に対しては、近隣の住民、ボランティア等の協力を得て支給する。

第4節 救援物資の受入れ・配分

1 救援物資の要請

災害発生後、食料、その他生活物資が必要になったときは、ホームページに不足する物品を求めるとともに、テレビ、ラジオ、新聞等の報道機関の協力を得て、全国へ救援物資の要請を行う。

ア 民間企業や自治体等からの救援物資

市は、関係機関等の協力を得ながら、民間企業や自治体等からの救援物資について、受入れを希望するもの及び希望しないもののリスト及び送り先を公表し、周知等を図るものとする。また、現地の需給状況を勘案し、同リストを逐次改定するものとし、これを活用し、物資の配分を行う。

国や神奈川県からのプッシュ型支援についての情報伝達は、「物資調達・輸送調整等支援システム」を通して行われるので、本システムを活用するものとする。

イ 個人等からの小口の救援物資

市は、個人等からの小口救援物資については、原則受け入れないこととし、その方針を周知するものとする。

なお、周知にあたっては、記者発表や県及び市町村のホームページへの掲載のほか、県域報道機関及び全国ネットの報道機関による放送や他の自治体等のホームページへの掲載依頼などを行う。

2 救援物資の受け付け

救援物資は、受付時間、担当者、物資の内容、数量、受入場所を確認して受け付ける。

3 救援物資の受入れ・配分拠点

救援物資の受入れ・配分拠点は、輸送手段に応じて、次のとおりとする。ただし、医薬品等については、南部地区では医師会館、北部地区では保健医療センターに輸送し、配分する。

(1) 陸上輸送の受入れ・配分

陸上輸送の受入れ・配分は、協定に基づく民間物流集積輸送拠点、南緊急物資輸送拠点（秩父宮記念体育館）で行う。

なお、状況に応じて、企業の倉庫、体育館等を借り上げて受入れ・配分拠点を開設する。

(2) 海上輸送の受入れ・配分

海上輸送の受入れは、湘南港で行う。

なお、海上輸送によって受け入れた救援物資は、民間物流集積輸送拠点、南緊急物資輸送拠点に輸送し、分類して配分する。

(3) 航空輸送の受入れ・配分

航空輸送の受入れは、各論 I 第 3 部第 12 章に定める臨時ヘリポートで行う。

なお、航空輸送によって受け入れた救援物資は、民間物流集積輸送拠点、南緊急物資輸送拠点に輸送し、分類して配分する。

4 救援物資受入れ・配分要領

民間物流集積輸送拠点、南緊急物資輸送拠点は、救援物資を受け付け、仕分けし、物資の受入日時、物資ごとの受入量を記録する。

また、指定避難所等からの要請に基づき発送し、その搬出先、種類、数量を記録し、物資ごとの在庫量を把握するなど、物資の管理と配分を行う。

第10章 保健衛生、防疫、遺体の処置等に関する活動

被災者の健康保持のため、市は必要な活動を行うとともに、地域の衛生状態にも十分配慮する。

第1節 保健衛生対策

1 保健衛生体制の確立及び参集

避難所等が開設するなど、被災者が避難生活を強いられるときは、被災者の心身の健康をはじめとした衛生状態を良好に保てるよう、感染症対策や避難者へのケア等に当たるため、あらかじめ編成された災害時保健師活動チームにより保健衛生活動を実施する。

2 災害時保健師活動チームの構成及び参集

災害時保健師活動チームは、市保健師をもって構成し、健康医療部（保健所）指揮本部が編成・配置する。

健康医療部（保健所）指揮本部は、あらかじめ定めた配置区分に従い、保健師を指定の配置場所に参集させる。

3 保健衛生活動内容

市は、次の保健衛生活動を行う。

- ア 活動方針の決定、活動計画の立案及び活動の総合調整
- イ 医療及び地域の状況に係る情報等の収集・分析
- ウ 被災した住民及び公共施設の利用者の健康管理
- エ 応援派遣保健師の受け入れ対応及び活動支援

第2節 防疫活動

1 防疫活動体制の確立

水道、電気等のライフラインが寸断し、環境衛生の悪化による感染症や集団食中毒等が発生したとき又は発生のおそれがあるときは防疫班を編成し、防疫活動を実施する。

2 防疫活動内容

市は、被災地における次の防疫活動を行う。

- ア ごみ、し尿集積場所の清掃、消毒及びそ族、昆虫の駆除
- イ 指定避難所等の仮設トイレの消毒及び避難住民に対する清掃防疫の指導
- ウ 被災地域住民に対する清掃、防疫法についての指導
- エ 被災地域住民に対する消毒剤の配布
- オ 浸水箇所の消毒

3 感染症の予防措置等

市は、一類～四類感染症、又は新感染症の患者が発生し、県知事の指示があるときは、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」に基づき、感染症の発生場所及びその周辺の消毒を実施する。

4 防疫用薬剤等の調達

防疫用薬剤及び噴霧器等の資機材については、協定を締結している事業者又は薬業協会及び取扱業者等から緊急調達するとともに、県、相互応援協定締結都市に対し薬剤・器具の調達、あつせんを依頼する。

第3節 遺体の処置（遺体安置所の開設）及び埋・火葬

大規模な災害が発生した場合、多数の死亡者が発生する可能性があることから、死亡者の処置、埋・火葬を遅滞なく実施する。

1 遺体の処置

災害により死亡し、その遺族等が混乱のため遺体の処置等を行うことができない場合、市が遺体の処置を行う。

（1）遺体安置所の開設及び収容

遺体安置所の候補場所を対象に市内各地の被害及び施設の活用状況に応じて開設する。

また、遺体安置所の開設に併せて納棺用品等必要資材の調達を行う。

遺体安置所の開設について、神奈川県及び警察署に報告する。

（2）遺体の処置

収容遺体の処置は、遺体収容のマニュアル等に基づき、的確に行う。

（3）身元確認及び遺族への引渡し

警察・自治会等の協力を得て、遺体の身元確認と、遺体引取人の発見に努める。

また、身元不明者の身元確認のため、県歯科医師会への協力要請を行う。

身元不明者については、遺体及び所持品等を写真撮影するとともに、人相、所持品、着衣、特徴等を記録し、遺留品を保管する。

身元が判明した遺体については、遺族等に引き渡す。

(4) 遺体安置所における行方不明者（遺体）搜索の対応

遺体安置所における行方不明者（遺体）の搜索については、遺体収容のマニュアル等に基づき、的確に行う。

(5) 身元不明遺体の処理

遺体の身元確認ができない場合は、行旅死亡人として取り扱う。

2 遺体の埋・火葬

遺族等の引取手がない場合又は遺族等が混乱のため埋・火葬を行うことができない場合は、応急的措置として、市が遺体の火葬及び遺骨等の保管を行う。

(1) 遺体の埋・火葬の実施

火葬は、「遺体埋・火葬台帳」に必要事項を記載し、「遺体埋・火葬許可証」の発行手続に従って行う。

火葬すべき遺体が多い場合は、聖苑の火葬場の処理能力を最大限に活用できる措置を講ずる。

本市の火葬場が地震等の被害により使用できない場合及び火葬場の火葬能力を上回る死者が発生した場合は、神奈川県広域火葬計画に基づき県に応援を求めものとする。

(2) 遺骨等の保管

遺骨及び遺留品については、遺留品処理票を添付して遺体安置所に一時保管し、身元調査を行う。遺体の身元が判明し、遺族から希望があったときには遺骨等を引き渡す。

1 年以内に引取人が判明しない場合は、別に定める場所に遺骨等を保管する。

(3) 遺体の処置に係る費用

遺体の処置に係る費用については、遺体の埋葬及び掘り起こしに要する費用（機材借上料、賃金職員等雇上費用）、遺体の再度納棺等に要する費用（新しい棺の購入費、賃金職員雇上費、洗浄等処置費用）、遺体の火葬場までの搬送費用、火葬料、骨壺・骨箱の購入費用、土葬に使用した土地の原状回復費用が災害救助法の対象となる。

ただし、これらの救助は災害救助法の特別基準に位置付けられているため、国との協議が必要となる。

第11章 文教対策

本章では、地震災害時における児童生徒等の安全確保に関する応急措置、文教施設の保全、教育施設及び児童生徒等の被災によって通常教育が困難な場合の文教施設の応急復旧及び早急な学校教育の再開に必要な事項について定める。

第1節 学校の応急措置

地震発生時における教育機関が行うべき応急措置は、次のとおりとする。

1 教育委員会

教育委員会は、次に掲げる応急措置を実施する。

- ア 市立小・中・特別支援学校等との情報収集と伝達にあたる。
- イ 市立小・中・特別支援学校等における応急措置について、指示連絡を行う。
- ウ 市立小・中・特別支援学校等の被害調査を行い、必要に応じて施設の応急復旧を行う。

2 学校

(1) 勤務時間内に地震が発生した場合の応急措置

学校防災対策本部を設置し、次に掲げる応急措置を実施する。

- ア 使用中の火気、薬品類の始末等出火防止
- イ 児童生徒の掌握及び安全確保のための指示と誘導
- ウ 保護者が帰宅困難な児童生徒について、保護者が引き取るまで学校での児童生徒の保護
- エ 負傷者が発生した場合の応急手当
- オ 学校施設の被害状況、周辺の災害状況、地震の規模等の把握
- カ 教育委員会の指示又は学校長の判断で、指定緊急避難場所（大規模火災）への誘導、帰宅等の措置
- キ 被害状況等の教育委員会への報告
- ク その他、「学校防災計画」に基づく応急措置

(2) 勤務時間外に地震が発生した場合の応急措置

あらかじめ定められた職員は、震度 5 弱以上の地震を確認したときは、学校に参集して校長を本部長とする学校防災対策本部を設置し、次に掲げる応急措置を実施するものとする。

- ア 施設の被害及び周辺の状況並びに指定避難所としての使用状況調査
- イ 児童生徒、教職員の安否確認体制確立とその実施
- ウ 臨時休校等の決定と伝達

- エ 被害状況等の教育委員会への報告
- オ その他、「学校防災計画」に基づく応急措置

(3) 指定避難所運営の支援

指定避難所の設置運営は、地区防災拠点本部応援職員として指名された市職員があたり、学校職員は、校長の指揮監督のもとに、おおむね次に掲げることについて協力する。

- ア あらかじめ定められた順位に従い、屋内運動場、教室等を避難者に開放
- イ 避難者数、必要物資の調査と災害対策本部への報告
- ウ 備蓄品等の分配、仮設トイレの設営等
- エ 炊き出し
- オ 避難者に対する情報の伝達
- カ その他、避難者に対する生活支援

3 給食施設

施設職員は、次の応急措置を実施する。

- ア 火気の始末、その他消防計画に基づく応急措置を実施する。
- イ 給食施設の被害を調査し、必要な応急措置を施す。
- ウ 避難の状況に応じ、学校給食を中止し、指定避難所として避難者への炊き出し等に備える。

第2節 学校教育の再開

教育施設、児童生徒等の被災又は学校を指定避難所として使用していることにより、通常教育が困難に陥ったときは、次により学校の早期かつ円滑な再開に努める。

1 教育委員会

(1) 被害状況調査と報告

児童生徒、教職員及び施設の被害状況、職員の参集状況、休校等の状況、指定避難所開設状況を調査し、把握する。

(2) 教育施設の確保

応急修理、仮設校舎の設置、公共施設を活用するなどにより、臨時の教育施設を確保する。

(3) 教職員の確保

教職員の死傷等により授業に支障を来すときは、教職員の確保に努める。

(4) 学用品等の確保と供給

児童生徒の被害状況に応じ、県の協力を得ながら学校再開に必要な教科書や学用品を確保し、供給する。

(5) 教育施設・設備の安全確認と応急措置

校舎内外の施設・設備の安全点検、学校環境衛生検査を実施し、危険防止及び環境衛生の措置を講ずる。

(6) 給食施設の点検整備と復旧

復旧計画に基づき施設を整備し、給食用設備、備品等の清掃及び消毒を行い、学校給食開始の準備を整える。

2 学校

(1) 教職員の参集

勤務時間外に発災したときは、報道情報に注意し、自らや家族の安全を確認の上、勤務する学校に参集し、学校再開のための準備等にあたるほか、校長の指揮監督のもとに指定避難所の運営に参加するものとする。

(2) 学校教育再開に向けた活動

被害状況調査、教育施設の確保、学用品等の確保と供給、その他教育委員会が行う点検等に協力する。

(3) 児童生徒の安否調査

学区外に避難した児童生徒、大けが、死亡等によって登校できない児童生徒の実態調査を行う。

(4) 児童生徒のこころのケア

スクールカウンセラー、学校医、精神保健の専門家等の協力を得ながら、児童生徒のこころのケアに努める。

3 家庭・地域

児童生徒及びその保護者は、学区外避難やけが等で登校できないときは、その旨を学校に連絡するとともに、学校の指示連絡に基づき学習の正常化に努める。

また、学校に避難している者は、学校再開に協力する。

第3節 社会教育施設・生涯学習施設の応急措置

施設管理者は、関係職員を指揮して、次の応急措置を実施する。

(1) 開館時間帯

- ア 火気の点検と始末
- イ 利用者の避難誘導等、安全確保
- ウ 施設の被害及び周囲の状況調査と教育委員会への報告
- エ その他施設の消防計画に基づく応急措置

(2) 閉館時間帯

- ア 施設の被害及び周囲の状況調査と、教育委員会への報告
- イ その他、施設の消防計画に基づく応急措置

(3) 施設が指定避難所、輸送拠点等に使用された場合

施設管理者は、関係部の指揮を受け、現場責任者として関係職員を指揮し、指定避難所、一時滞在施設、輸送拠点、その他の施設としての応急活動を実施する。

第12章 緊急輸送対策

本章では、地震災害発生時における緊急物資、応急対策関係者等の輸送手段及び輸送のための道路の確保等緊急輸送対策に必要な事項について定める。

第1節 緊急輸送道路及び緊急輸送等の確保対策

1 緊急道路啓開

(1) 優先啓開道路

次の道路は、倒壊建築物等の路上障害物撤去等、他の道路に優先して啓開を進めるものとする。

- ア 緊急輸送道路
- イ 緊急交通路
- ウ 病院等の主要公共施設、警察、消防等の関係機関を結ぶ道路

(2) 道路啓開体制等

ア 道路啓開の実施主体

道路の啓開は、その道路の管理者が行うものとする。

イ 情報の収集

道路管理者は、パトロール隊を編成して情報を収集し、この情報を踏まえて道路啓開を進める。

ウ 防災作業隊

藤沢市建設業協会は、市と締結した「災害応急措置の協力に関する協定」に基づき、防災作業隊を編成し、建設関係部の指揮のもと道路の啓開にあたる。

エ 啓開作業要領

- (ア) 作業にあたっては関係機関（道路管理者、警察、消防等）が連絡を密にし、被害の状況に応じて緊急輸送、救急救援活動等を考慮した優先順位を定める。
- (イ) 障害物を除去するときは、障害物の状況により、できるかぎり所有者等への周知を図り実施する。
- (ウ) 原則として、2車線が確保できるよう障害物を撤去し、緊急車両の走行に支障とならない程度に道路陥没、亀裂等の破損箇所を応急復旧する。

2 啓開完了道路情報の伝達

(1) 防災関係機関への情報伝達

道路河川部、消防、警察、国、県、自衛隊、ライフライン関係等の防災関係機関は、定期的に情報交換の場を開き、道路啓開に関する情報伝達を行い、情報の共有化に努める。

(2) 一般市民に対する広報

道路啓開情報は、報道機関等を通して市民に対する広報を行うものとする。

3 交通規制

藤沢警察署、藤沢北警察署は市及び道路管理者と連携を密にし、協力体制を確保して、住民の避難、緊急車両等の道路通行の確保及び通行者の安全を守るため、交通規制を行う。

交通規制を優先する道路は、避難路、指定された緊急交通路等とする。

4 緊急道路啓開に伴う車両の移動等

(1) 道路管理者による車両等の移動命令

道路管理者は、災害が発生した場合において、道路における車両の通行が停止し、又は著しく停滞し、車両等が緊急通行車両の通行の妨害となることにより災害応急対策の実施に著しい支障が生じるおそれがあり、かつ、緊急の必要があると認めるときは、区間を指定して、車両等の占有者等に対し、その車両等を道路外の場所へ移動することその他必要な措置をとるよう命じることができる。（災害対策基本法第 76 条の 6 第 1 項）。

道路管理者は、この指定をしようとするときは、あらかじめ神奈川県公安委員会にその区間及び指定の理由を通知する。ただし、そのいとまがなかったときは、事後において、これらの事項を通知する。（災害対策基本法施行令第 33 条の 3 第 1 項）。

(2) 指定道路区間の周知

道路管理者は、指定をした道路の区間（以下「指定道路区間」という。）内に在る者に対して、その指定道路区間を周知するものとする（同法第 76 条の 6 第 2 項）。なお、周知については、道路情報板やラジオ等を活用するものとする。

(3) 道路管理者自らが行う車両等の移動

道路管理者は、指定道路区間において、車両等の移動命令について、命ぜられた者がその措置をとらない場合、命令の相手方が現場にいないために命ずることができない場合、又は措置をとらせることができないと認めて命令をしないこととした場合は、自ら車両等の移動の措置をとることができる。また、この場合、道路管理者は、やむを得ない限度において、その措置に係る車両等を破損することができる（同法第 76 条の 6 第 3 項）。

なお、道路管理者は、自ら車両等の移動を行ったときは、その地域を管轄する警察署長に情報提供を行う。

(4) 車両等の移動のための土地の一時使用

道路管理者は、指定道路区間を指定し、車両等の移動の措置をとるためやむを得ない必要があるときは、必要な限度において、他人の土地を一時使用し、又は竹木その他障害物を処分することができる（同法第 76 条の 6 第 4 項）。

(5) 損失補償

道路管理者は、自らが行う車両等の移動又は土地の一時使用により通常生ずべき損失について、補償するものとする（同法第 82 条第 1 項）。

第 2 節 輸送拠点の確保

1 緊急物資輸送拠点の開設

市は、地震災害による被災者の生活物資を確保するため、広域的かつ大量な救援を要するときは、輸送拠点を開設する。

輸送拠点開設場所及び名称は、次のとおりとする。

ア 協定に基づく民間物流集積輸送拠点

イ 秩父宮記念体育館：南緊急物資輸送拠点

なお、状況により、企業の倉庫、体育館等を借り上げて緊急物資輸送拠点を開設することを検討する。

2 緊急物資輸送拠点の役割

生活救援物資は、すべて緊急物資輸送拠点に集積して分類し、指定避難所、地区防災拠点本部等に輸送、被災市民に配分する。

なお、医薬品及び医療器材は、南部地区は医師会館、北部地区は保健医療センターで受入れ、配分を行うものとする。

また、海上輸送された救援物資は、湘南港で受入れ、緊急物資輸送拠点に輸送し、分類して配分を行うものとする。

第 3 節 輸送手段の確保

1 輸送手段

緊急通行車両、その他の輸送手段は次により確保する。

(1) 車両

ア 市が所有する車両

イ 神奈川県トラック協会県南サービスセンターに対する協力要請

ウ JR 東日本、小田急電鉄（株）、神奈川中央交通東（株）藤沢営業所、江ノ島電鉄（株）、相模鉄道（株）、横浜市営地下鉄、湘南モノレール（株）に対する協力要請

エ その他、自動車関連会社等に対する協力要請

(2) 船舶

- ア 江の島モーターボートクラブに対する協力要請
- イ 漁業協同組合に対する協力要請

(3) ヘリコプター等

海上保安庁の巡視船艇及び航空機については横須賀海上保安部に協力を依頼する。他の航空機及び海上自衛隊の艦艇は、県に対して派遣要請を依頼する。

2 緊急通行車両の確認手続

(1) 緊急通行車両の対象

緊急通行車両は、災害対策基本法第 50 条に定める「災害応急対策」の実施責任者又はその委託を受けた者が使用する車両で、次に定める業務に従事する車両とする。

- ア 警報の発令及び伝達並びに避難の指示に関する事項
- イ 消防、水防その他の応急措置に関する事項
- ウ 被災者の救難、救助その他保護に関する事項
- エ 災害を受けた児童及び生徒の応急の教育に関する事項
- オ 施設及び設備の応急の復旧に関する事項
- カ 廃棄物の処理及び清掃、防疫その他の生活環境の保全及び公衆衛生に関する事項
- キ 犯罪の予防、交通の規制その他災害地における社会秩序の維持に関する事項
- ク 緊急輸送の確保に関する事項
- ケ 前各号に掲げるもののほか、災害の発生の防ぎよ又は拡大の防止のための措置に関する事項

(2) 緊急通行車両確認証明書及び確認標章の交付申請等

災害対策基本法第 76 条に基づき、交通規制が行われたときは、緊急通行車両として、事前届出を行っている車両の使用者等は、車両の使用の本拠の位置を管轄する警察署等又は、県警察本部交通規制課、第一交通機動隊、第二交通機動隊及び高速道路交通警察隊のうち、いずれか 1 箇所で「標章」及び「確認証明書」の交付を受け、標章を車両の前面に掲示する。災害発生後、新たに災害対策に必要となった車両については、市災害対策本部がとりまとめて県公安委員会に交付申請を行う。

3 燃料の確保

「災害用応急必需物資の調達に関する協定」に基づき、協定締結事業所（神奈川県石油業協同組合、（有）池田商会）に対して燃料の供給を要請する。

消防防災訓練センターに設置している「自家用給油取扱所」を活用する。

4 臨時ヘリポートの開設

災害時の航空輸送を円滑にするため、あらかじめ指定しておいた臨時ヘリポートを開設する。

第4節 障害物の除去

1 実施機関

災害時における障害物除去の実施機関は、次のとおりとする。

- ア 緊急な応急措置を実施するため、障害となる工作物等の除去は市長が行う。
- イ 道路・河川等にある障害物の除去等は、その道路・河川等の管理者が行う。
- ウ 崖（山）崩れ、浸水等によって、住家又はその周辺に運ばれた障害物で、災害救助法が適用される障害物の除去は、県知事（県知事から事務の委任があった場合は市長）が行う。
- エ その他、施設敷地内の障害物の除去は、その施設敷地の所有者又は管理者が行う。

2 障害物除去の対象

災害時における障害物除去の対象は、おおむね次のとおりとする。

- ア 住民の生命、財産等の保護のため、除去を必要とする場合
- イ 河川氾濫、護岸決壊等の防止、その他水防活動実施のため、除去を必要とする場合
- ウ 緊急な応急措置の実施のため除去を必要とする場合
- エ その他公共的立場から除去を必要とする場合

3 障害物除去の方法

障害物除去の方法は、次のとおりとする。

- ア 実施者は、自らの組織・労力・機械器具を用い、又は土木建設業者等の協力を得て、速やかに行う。
- イ 除去作業は、周囲の状況等を考慮し、事後支障の起こらないよう配慮し行う。
- ウ 障害物の除去は、原状回復ではなく、応急的な除去に限るものとする。

4 除去した障害物の集積場所

除去した障害物の集積場所は、それぞれの実施者において選定するものとするが、災害の状況によっては、海岸、緑地帯、遊休地等を一時使用するほか、次のことを考慮して集積場所を選定する。

- ア 廃棄するものについては、実施者の管理に属する遊休地及び空地、その他廃棄に適当な場所

- イ 保管するものについては、その保管する工作物等に対応する場所
- ウ 除去した障害物が、二次災害の原因にならないような場所
- エ 地震災害時の指定緊急避難場所（大規模火災）として指定された以外の場所

5 障害物除去に関する応援、協力の要請

障害物の除去については、藤沢市建設業協会防災作業隊に応援を要請するとともに、必要に応じて、県に対し応援協力要請を行う。

第13章 居住環境改善対策

本章では、大規模地震により被災した建築物や宅地の危険度判定の実施や、住宅を失った者、住宅に被害を受けた者に対する居住環境改善対策に必要な事項について定める。

第1節 建築物応急危険度判定及び被災宅地危険度判定

1 建築物応急危険度判定実施本部及び被災宅地危険度判定実施本部の設置

大規模地震により多くの建築物が被災し、又は宅地が大規模かつ広範囲に被災した場合、余震等による建築物の倒壊、部材の落下等や、被災宅地において生ずる二次災害を軽減又は防止し、市民の安全を図るとともに被災宅地の円滑な復旧に資するため、建築物応急危険度判定実施本部及び被災宅地危険度判定実施本部を設置し、ボランティア等の協力を得て判定作業を実施する。

2 建築物応急危険度判定の実施

被災建築物の応急危険度判定を、次のとおり実施する。

(1) 建築物応急危険度判定士（以下「建築物判定士」という。）の要請

市長は、地震発生後建築物の被害状況の把握を行い、建築物応急危険度判定の必要があると認めた場合は、建築物応急危険度判定実施の決定を行い、市内の建築物判定士に協力を要請するとともに、地震被害の規模に応じて、県災害対策本部に対し、応援の建築物判定士の派遣要請を行う。

(2) 活動拠点

市本庁舎（建築指導課）及びまちづくり協会事務所とする。

(3) 市内の建築物判定士への連絡

建築物応急危険度判定実施本部は、コミュニティ FM や各報道機関等の広報メディアや携帯電話等により、建築物判定士へ協力要請を行う。

(4) 建築物判定士の移動

災害対策本部が用意した移動手段で行う。

(5) 建築物応急危険度判定作業の準備

建築物応急危険度判定作業が円滑に実施できるよう、次の内容で準備を行う。

ア 建築物判定士数の把握

- イ 建築物判定士受入名簿と判定チーム編成
- ウ 建築物応急危険度判定実施区域と判定地区マップのリストアップ
- エ 建築物応急危険度判定実施マニュアル、判定調査票、判定標識、判定備品
- オ 建築物応急危険度判定実施建築物の指定（建物用途・規模）

(6) 建築物応急危険度判定作業の広報

被災者への広報を行う際、この建築物応急危険度判定は余震等による二次災害から人命の安全を確保するため緊急的に建築物の危険度を判定する作業であり、被災度判定ではないことを正確に広報する必要がある。

被災者への広報は、次のように実施する。

- ア 防災行政無線やマスコミ等を通じて、被災者に対し建築物応急危険度判定作業に関する広報を実施する。
- イ 建築物判定士への電話による協力要請が不可能な場合には、マスコミ等を通じ、次の内容で広報を実施する。
 - (ア) 建築物判定士への判定実施の呼び掛け
 - (イ) 集合日時、集合場所

(7) 判定結果の表示

建築物判定士は、建築物応急危険度判定結果（危険・要注意・調査済）を判定した建築物の入り口若しくは外壁等の見やすく、かつ、安全な位置に表示する。

(8) 建築物応急危険度判定結果の集計・報告

建築物応急危険度判定実施本部長は、判定終了後、建築物応急危険度判定結果を災害対策本部長に報告する。災害対策本部長は、県に対し、建築物応急危険度判定結果について報告を行う。

3 被災宅地危険度判定の実施

被災宅地の危険度判定を、次のとおり実施する。

(1) 被災宅地危険度判定士（以下「宅地判定士」という。）の要請

市の災害対策本部内に設置される被災宅地危険度判定実施本部は、地震発生後宅地の被害状況の把握を行い、危険度判定の必要があると認めた場合は、被災宅地危険度判定実施の決定を行い、県の災害対策本部へ宅地判定士の協力を要請する。

(2) 活動拠点

市本庁舎（開発業務課）とする。

(3) 宅地判定士の応援派遣の受入れ準備

被災宅地危険度判定実施本部長は、応援派遣される宅地判定士の食料、宿泊場所、交通手段等の確保を検討し、正確な伝達と受入れの準備を行う。

(4) 被災宅地危険度判定作業の準備

被災宅地危険度判定実施本部長は、被災宅地危険度判定作業が円滑に実施できるよう、準備を行う。

ア 被災宅地危険度判定数の把握

イ 名簿に基づき被災宅地危険度判定チーム編成

ウ 被災宅地危険度判定実施計画に基づく判定資機材の調整

(5) 被災宅地危険度判定結果の周知、協力依頼

被災宅地危険度判定実施本部長は、被災宅地危険度判定結果（危険宅地、要注意宅地、調査済宅地）を現地に表示させるとともに、被災宅地危険度判定結果を、報道機関等を通じて市民に周知するよう努め、被災宅地危険度判定を受けた宅地の所有者等に対して、必要に応じて適切な措置等を講ずるように協力依頼を行う。

(6) 被災宅地危険度判定結果の集計・報告

被災宅地危険度判定実施本部長は、被災宅地危険度判定結果の集計・資料整理を行い、その結果を災害対策本部長に報告する。災害対策本部長は、県に対し、被災宅地危険度判定結果について報告を行う。

第2節 応急仮設住宅

災害により、住宅を失った被災者のうち、自らの資力では住宅を確保することができない者に対し、応急仮設住宅により一時的に居住の安定を図る。

1 実施機関

被災者に対する応急仮設住宅の供与は、災害救助法が適用されたときは県知事（県知事から事務の委任があった場合は市長）が実施する。

ただし、災害救助法が適用されない場合で、市長が必要と認めたときは災害救助法に準じて市長が実施する。

2 応急仮設住宅

(1) 被害報告（人的・建物被害等）

災害が発生した場合には、速やかに当該被害の状況等を県知事に報告する。

(2) 応急仮設住宅必要戸数の把握

市は、応急仮設住宅等として利用可能な公営住宅及び民間賃貸住宅などの戸数を調査する。災害救助法が適用された場合は、原則として、県が応急仮設住宅設置計画を定める。市は、必要戸数について、建築戸数調書（神奈川県応急仮設住宅供給マニュアル）により、県に報告する。

(3) 応急仮設住宅の供与

市は、災害救助法が適用されたときは、県と密接な連携をとり、応急仮設住宅（建設型、賃貸型）の供与の実施に協力する。

(4) 応急仮設住宅への入居者募集及び運営管理

応急仮設住宅への入居者の募集にあたっては、要配慮者優先の観点から、入居者の優先順位を設定して選考する。

応急仮設住宅の運営管理にあたっては、応急仮設住宅における安心・安全の確保、孤独死や引きこもりなどを防止するためのこころのケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、女性の参画を推進し、女性をはじめとする生活者の意見を反映できるよう配慮する。また、必要に応じて、応急仮設住宅におけるペットの受入れに配慮する。

(5) 応急仮設住宅供給マニュアルの準用

建設場所の選定、設置戸数、設置方法、着工の時期、供与対象者、供与の期間、応急仮設住宅標準規格については、応急仮設住宅供給マニュアルを参照とする。

3 公的賃貸住宅の空き室活用

被災者の一時入居及びその後の借上げ型応急仮設住宅としての利用も見据え、公的賃貸住宅の空き室を積極的に活用する。公的賃貸住宅の範囲は、市営住宅、県営住宅、都市再生機構や神奈川県住宅供給公社の賃貸住宅及び公務員住宅等とする。

4 民間賃貸住宅等の空き室の活用

民間賃貸住宅、企業社宅、保養所等の民間所有施設についても、避難者の一時入居のため、その施設管理者に対し提供について協力を要請するとともに、県との連携を図りながら、神奈川県宅地建物取引業協会等からの情報を受け、空き室の活用に努める。

5 応急仮設住宅の建設等に関する応援、協力の要請

応急仮設住宅の建設については、藤沢市建設業協会等の協力を求めるものとする。

第3節 住宅の応急修理・障害物の除去

住宅の応急修理・障害物の除去は、災害のため被害を受けた住宅に対し、居住のため必要な最小限の部分を応急的に行うもので、住宅の安定と被災者を支援するため、次の計画により実施する。

1 実施機関

被災者に対する住宅の応急修理・障害物の除去は、災害救助法が適用されたときは県知事又は県知事から委任された市長のうち、救助を迅速に行える者が実施する。

また、市長が実施する際は、県知事は、直ちにその旨を公示する。

ただし、災害救助法が適用されない場合で、市長が必要と認めたときは災害救助法に準じて市長が実施する。

2 応急修理

(1) 対象者

ア 住宅が半焼若しくは半壊、又は大規模半壊の被害を受け、そのままでは当面の日常生活を営むことができない者

イ 自らの資力では応急修理が困難である者

ウ 応急修理を行うことによって、応急仮設住宅を利用しないと見込まれる者

(2) 修理の範囲と費用

ア 居室、炊事場及び便所等日常生活に欠くことのできない必要最小限の部分に限る。

イ 費用は、災害救助法に定めるところによる。

ウ 期間は災害発生の日から1ヶ月以内とする。

(3) 応急修理マニュアルの準用

応急修理の基本的な考え方、借家の取り扱い等について、住宅の応急修理マニュアルを参照とする。

3 障害物の除去

(1) 対象者

ア 住宅が半壊又は床上浸水の被害を受け、そのままでは当面の日常生活を営むことができない者

イ 住宅又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で一時的に居住できない状態にあり、自らの資力では障害物の除去ができない者

ウ 障害物の除去を行うことによって、応急仮設住宅を利用しないと見込まれる者

(2) 修理の範囲と費用

ア 居室、炊事場及び便所等日常生活に欠くことのできない必要最小限の部分に限る。

- イ 費用は、災害救助法に定めるところによる。
- ウ 期間は災害発生の日から 10 日以内とする。

4 住宅の応急修理・障害物の除去に関する応援、協力の要請

住宅の応急修理・障害物の除去については、藤沢市建設業協会等の協力を求めるものとする。

第14章 ライフラインの応急対策

本章では、地震災害によって電気、ガス、上下水道及び交通のライフラインが被災し、都市機能が麻痺状態に陥ったとき、これらを所管する関係機関がそれぞれの応急復旧体制を確立するとともに、市災害対策本部と連携し、応急復旧活動を迅速に実施するために必要な事項について定める。

第1節 情報交換・連携体制

1 市災害対策本部への連絡

各関係機関は、市災害対策本部に対し、次に掲げる事項について適宜連絡を行うものとする。

- ア 各関係機関施設の被害状況
- イ 各関係機関における応急対策の状況
- ウ 各関係機関施設の応急復旧の見通し

2 連携を要する事項の協議等

市災害対策本部は、関係機関と適宜連絡調整会議を開き情報を交換して応急対策の円滑化を図る。

第2節 下水道

1 初動対応

(1) 要員の確保

迅速かつ効果的な応急対策を実施するために、下水道業務継続計画等に基づき、要員の確保を図る。

(2) 配備体制

ア 非常配備体制

災害対策本部長又は下水道部指揮本部長の指令に基づき、序論第 2 部第 1 章第 7 節に定める職員の配備を行う。

イ 勤務時間外動員体制

所属職員は、勤務時間外に震度 5 弱以上の地震が発生した場合は、あらかじめ指定された場所へ参集し、応急対策に従事する。

(3) 緊急点検調査

二次災害のおそれや重大な機能障害の把握をするために、市内パトロール等により、目視調査、災害情報の収集等を行う。

- ア 浄化センター及びポンプ場
- イ 管路施設

(4) 情報収集、伝達活動

ア 情報収集

施設の特徴から被害状況がすぐには発見できないため、他のライフライン等の被害状況や建物倒壊程度、道路等の陥没などから推測しなければならない。このため、応急復旧は当然であるが、次の被害状況等の情報収集活動が重要になる。

- (ア) 道路、水道、電気、通信等の情報収集
- (イ) 排水設備の被害状況

イ 伝達活動

被害情報の収集とともに、的確に被害状況等を職員に伝達するため、あらゆる手段を講じて必要な情報を的確かつ迅速に提供することとする。

2 応急対策

(1) 応急対策用資機材の確保

災害発生時に、保有している資機材等で不足する場合は、災害時の協定の締結などにより他都市、業者等に要請する。

(2) 施設の一次調査

重要性が高い幹線管路等から調査を行い、下水道部職員で対応できない場合は、他都市職員及び施工業者等の支援を求め、緊急に施設の調査を行う。

(3) 応急復旧

復旧の基本方針として、下水道施設は、市民生活に必要不可欠なものであり、応急復旧については緊急性・重要性の高いものから復旧し、被害に伴う社会的影響の軽減に努める。

3 関係機関への応援要請

市長は、災害発生時において、本市の能力では万全な応急対策が不可能と判断されるときは、各応援協定等に基づいて、資機材、人員等の復旧に際しての協力を得るために、他都市、関係機関、下水道工事業者への応援要請を行う。

4 広報活動

被害情報の収集とともに、市民への必要以上の不安を解消し、復旧作業への理解を得るために、関連各課と連携し、マスコミ機関へ情報提供するとともに、あらゆる媒体を活用して、市民等へ広報する。

第3節 上水道施設

県営水道は、地震発生初動時における応急給水用飲料水の確保を行うとともに、水道施設の迅速な復旧に努める。

1 要員の確保

別に定める県企業庁災害対策計画の職員配備体制に基づき、応急復旧要員の確保を図る。

2 広報

水道施設の損壊等により給水を停止する場合、また、断水のおそれが生じたときは、的確な情報を市に提供し、住民に対する広報の実施を依頼する。

また、復旧の時期についても、随時、市に情報の提供を行う。

3 工事業者等の確保

応急復旧工事を迅速に実施するため、あらかじめ工事業者を選定し、復旧工事の協力に関する協定等締結しておくものとする。

4 被害状況調査

地震災害の被害状況調査については、速やかに実施し、被害の全容を把握することに努める。

5 送配水管等の復旧

送配水管の復旧は、浄水場から配水池にいたる幹線を優先し、次いで主要な送配水管などを順次復旧する。

また、応急復旧を迅速に行うため、状況によって仮設配水管を設置する。

6 給水管の復旧

指定避難所、病院、診療機関、学校、その他の公共施設等から、順次、原則として官民境界まで復旧するものとする。

第 4 節 電力施設

東京電力パワーグリッド（株）は、災害により、電力設備に被害があった場合には、二次災害を防止し、速やかに応急復旧を行い、社会公共施設としての機能を維持する。

1 防災体制

（1）非常態勢の区分

災害の発生のおそれがある場合、又は発生した場合（以下「非常災害」という。）に対処するための非常態勢は、その情勢に応じて次のとおりとする。

表 4-3 非常態勢の区分

非常態勢の情勢	非常態勢の区分
<ul style="list-style-type: none"> ・災害の発生が予想される場合 ・災害が発生した場合 	第 1 非常態勢
<ul style="list-style-type: none"> ・大規模な災害の発生が予想される場合 ・大規模な災害が発生した場合 ・電気事故等による突発的な広範囲停電が発生した場合 ・東海地震注意情報が発せられた場合 	第 2 非常態勢
<ul style="list-style-type: none"> ・大規模な災害が発生し、復旧に長期化が予想される場合 ・サービス区域、或いは所属店所のある都・県内で震度 6 弱以上の地震が発生した場合 ・警戒宣言が発せられた場合 	第 3 非常態勢

（2）非常態勢の組織

本社、総支社及び第一線機関等が非常態勢に対応し設置する組織（非常災害対策本部と非常災害対策支部）は次のとおりとする。

表 4-4 非常態勢の組織

事業所	組織	機能
本社	非常災害 対策本社本部	<ul style="list-style-type: none"> ・本社における非常災害対策活動の実施 ・全事業所において実施される非常災害対策活動の総括及び指揮
総支社、電力所等	非常災害 対策総支社 本部	<ul style="list-style-type: none"> ・自事業所における非常災害対策活動の実施 ・自総支社に所属する事業所において実施される非常災害対策活動の総括及び指揮
第一線機関(支社、その他の指定事業所)	非常災害 対策支部	<ul style="list-style-type: none"> ・自事業所における非常災害対策活動の実施

2 非常災害対策活動

(1) 非常災害時における電力設備の運転

- ア 非常災害が発生した場合においても、電力供給は可能な限り継続する。
- イ 電力供給の継続が危険であると認められる場合は、その旨を関係箇所に連絡するとともに、運転を停止するなどの必要な措置を講じる。ただし、緊急やむを得ない場合は、必要な措置を講じた後、関係箇所へ速やかに連絡する。

(2) 非常災害時の情報の収集・連絡

ア 情報の収集

非常災害対策本部・支部は、それぞれの機能に基づき次の情報を迅速・的確に収集し、災害情報を集約・共用するシステム（以下、災害情報システムという。）へ登録する。

- ・ 当社設備等に関わる人身災害発生状況
- ・ 停電状況（停電件数・停電地域等）、停電による主な影響、重要なお客さま等の停電状況、停電復旧状況
- ・ コンタクトセンター等で受け付けたお客さまからの特別な要請・設備情報
- ・ 各設備の被害状況（被災画像等）、設備復旧状況
- ・ 復旧用資機材、要員等の応援、食料等の手配・調達状況、要望事項
- ・ 非常災害対策要員の出勤状況、社員及び家族の被災状況
- ・ 社外対応状況（国及び地方公共団体の災害対策本部等、官公庁（署）、報道機関及びお客さま等への対応状況）
- ・ 公共交通機関や道路等の被害情報等
- ・ その他気象等に関する情報等

イ 情報集約

各非常災害対策本部は、災害情報システムにより集計された被害状況を把握する。

ウ 関係機関との連絡

市災害対策本部からの要請に基づき職員を派遣し、防災関係機関等との緊密な連絡調整を行う。

(3) 被害の復旧

ア 復旧計画の作成

非常災害対策本部・支部は、電力系統の全体的な復旧方法と各設備の復旧方法、仮復旧を含めた工程、復旧資機材の調達、応援の必要の有無、復旧作業隊の配置、宿泊施設、食料、衛生対策等の手配等を明らかにした復旧計画を作成する。

イ 復旧順位

各設備の復旧順位は、原則として人命に関わる箇所、官公署、報道機関、避難場所等を優先するなど、あらかじめ定めたものによることを原則とするが、公共交通機関や道路等の被害状況、当社設備の被害状況並びに設備復旧の難易度を勘案し、復旧効果の最も大きなものから行う。

ウ 復旧作業上の留意事項

- (ア) 災害発生状況により交通規制がとられた場合は、あらかじめ定められた、所定の手続を実施する。
- (イ) 復旧作業には、あらかじめ準備された所定の腕章を、また、連絡車、作業には、所定の標識を掲示して、東京電力復旧業者であることを明示する。
- (ウ) 幹線道路上において支障となっている当社の被害工作物は、避難路、輸送路の確保のため早期に取り除く。
- (エ) 河川、海岸及び急傾斜地に近接している箇所で復旧作業を行う場合は、事前に避難方法等を確認しておく。

(4) 復旧資機材の確保

- ア 各事業所においては、予備品、貯蔵品等の在庫量を常に把握しておくとともに、調達を必要とする資機材は速やかに確保する。
- イ 復旧資機材の輸送は、原則としてあらかじめ調達契約をしている請負会社の車両、船艇、ヘリコプター等により行う。
- ウ 災害時には、復旧資機材置場としての用地を確保する。

(5) 広報活動

ア お客さまに向けた広報

- (ア) 非常災害が発生した場合は、広報車やホームページ、SNS 等により、感電事故及び電気火災等の防止に関する広報を行う。
- (イ) 当社独自では速やかな広報活動ができない場合（停電規模が数万軒で 1 時間を超えるような広範囲・長時間停電の場合）は、防災行政無線による広報を市へ依頼する。詳細については、市との協議による。

イ 報道機関を通じた広報

- (ア) 広範囲にわたる停電事故が発生した場合は、報道機関を通じて、電力施設の被害状況、復旧見込み、感電事故及び電気火災等の防止等について迅速、適切に広報を行う。
- (イ) 報道機関への対応は、原則として支部は行わず、本社本部、総支社本部が調整の上、実施する。迅速な対応の観点等から、総支社本部がそれぞれの受持区域内の事故等に関する広報を行った場合は、広報内容を速やかに本社本部へ報告する。
- (ウ) 首都圏（東京都、千葉県、神奈川県、埼玉県）で震度 5 強以上の地震が発生し広範囲・長時間停電が発生した場合などには、本社本部はあらかじめ定められた手続に従い、NHK 及び在京ラジオ 6 社に同時広報を行う。

第 5 節 ガス施設

1 東京ガスネットワーク（株）

（1）体制の確立

災害が発生した場合に対処するための非常体制は次による。

体制区分	適用条件
第 0 次非常体制	1. 震度 5 弱の地震が発生した場合、その他必要な場合
第 1 次非常体制	1. 震度 5 強の地震が発生した場合、その他必要な場合 2. 地震警戒宣言等（東海地震予知情報、南海トラフ地震臨時情報、北海道・三陸沖後発地震注意情報）が発表された場合
第 2 次非常体制	1. 震度 6 弱以上の地震が発生した場合 2. 震度 5 弱・5 強の地震が発生し、中圧又は低圧ブロックを供給停止した場合

（2）通報・連絡の経路

社内及び外部機関との連絡が相互に迅速かつ確実に行えるよう、情報伝達ルート多重化及び情報交換のための収集・連絡体制の明確化など、体制の確立に努めるものとする。

（3）通報・連絡の方法

通報・連絡は、災害時優先電話、社内電話、携帯電話、無線通信等を使用して行う。

（4）災害時における情報の収集・連絡

災害が発生した場合は、次に掲げる各情報を巡回点検、出社途上の調査等により迅速・的確に把握する。

- ア 気象庁の発表する、地震、大雨、洪水等に関する情報
- イ 対外対応状況（地方自治体の災害対策本部・官公庁・報道機関・お客様等への対応状況）
- ウ ガス施設等被害の状況及び復旧状況
- エ ガス施設等の被害及び復旧に関する情報、復旧作業に必要な資機材・食料又は応援隊などに関する情報
- オ その他災害に関する情報

（5）災害時における広報

ア 広報活動

災害発生時には、その直後、ガス供給停止時、復旧作業中、その他必要な場合において、その状況に応じた広報活動を行う。

イ 広報の方法

広報については、テレビ・ラジオ・インターネット・新聞等の報道機関を通じて行うほか、必要に応じ直接当該地域へ周知する。また地方自治体等の関係機関とも必要に応じて

連携を図る。

(6) 災害時における復旧用資機材の確保

ア 調達

各班長、各支部長は、予備品・貯蔵品等の復旧用資機材の在庫量を確認し、調達を必要とする資機材は、次のような方法により速やかに確保する。

- (ア) 取引先・メーカー等からの調達
- (イ) 被災していない他地域からの流用
- (ウ) 他ガス事業者等からの融通

イ 復旧用資機材置場等の確保

災害復旧は、復旧用資機材置場及び前進基地が必要となるため、あらかじめ調査した用地等の利用を検討する。また、この確保が困難な場合は、地方自治体等の災害対策本部に依頼して、迅速な確保を図る。

ウ 協力応援

地震等大規模災害時には、ライフラインの復旧に多くの車両や人員が全国より駆けつけて対応するため、復旧拠点の場所の確保が必要不可欠となる。そのため、車両や資器材の保管場所確保等、初動体制時点でライフライン事業所と連携を行い、1日でも早い復旧を図るよう協力応援をする。

(7) 非常事態発生時の安全確保

ア 危険予防措置

ガスの漏えいにより被害の拡大のおそれがある場合には、避難区域の設定、火気の使用禁止、ガス供給停止等の適切な危険予防措置を講ずる。

(8) 災害時における応急工事

応急の復旧にあたっては、復旧に従事する者の安全の確保に配慮した上で、非常事態発生後可能な限り迅速・適切に施設及び設備の緊急点検を実施するとともに、これらの被害状況等を把握し、二次災害の発生防止、被害の拡大防止及び被害者の生活確保を最優先に行う。

(9) 復旧対策

ア 復旧計画の策定

非常事態により被災した地域の社会経済活動が低下する状況に鑑み、被災した地域施設又は設備の復旧については、可能な限り迅速に行う。

(ア) 災害が発生した場合、被害状況の調査を速やかに行い、正確な情報を収集し、次に掲げる事項を明らかにした復旧計画を策定する。

- ①復旧手順及び方法
- ②復旧要員の確保及び配置
- ③復旧用資機材の調達

- ④復旧作業の期間
- ⑤供給停止需要家への支援
- ⑥宿泊施設の手配、食料等の調達
- ⑦その他必要な対策

(イ) 重要施設の優先復旧計画

救急病院、ごみ焼却場、老人ホーム等の社会的な重要度の高い施設については、移動式ガス発生設備による臨時供給を含めて、優先的に復旧するよう計画立案する。なお、臨時供給にあたっては、関係機関（国、神奈川県、日本ガス協会等）と連携を図る。

イ 復旧作業の実施

供給設備の復旧作業は、二次災害の発生防止に万全を期しつつ、次の手順により行う。

(ア) 高・中圧導管の復旧作業

- ①区間遮断
- ②漏えい調査
- ③漏えい箇所の修理
- ④ガス開通

(イ) 低圧導管の復旧作業

- ①閉栓作業
- ②復旧ブロック内巡回調査
- ③被災地域の復旧ブロック化
- ④復旧ブロック内の漏えい検査
- ⑤本支管・供給管・灯外内管の漏えい箇所の修理
- ⑥本支管混入空気除去
- ⑦灯内内管の漏えい検査及び修理
- ⑧点火・燃焼試験（給排気設備の点検）
- ⑨開栓

2 (公社) 神奈川県 LP ガス協会

(1) 災害対策本部の設置

気象庁により震度 6 弱以上の地震発表があったとき又は警戒宣言が発表されたときは、災害対策本部及び現地対策本部を設置する。

ア 災害対策本部

災害対策本部は、協会事務所（協会事務所に設置できないときは、協会長の所属する会社）に設置する。

イ 現地対策本部

現地対策本部は、被災支部の支部事務所又は（株）神奈川県エルピーガス保安センター営業所に設置する。

(2) 災害対策本部の任務

ア 災害対策本部の任務は次のとおりとする。

- (ア) 現地対策本部及び防災機関との連絡調整
- (イ) 被害状況及び防災機関との情報収集、分析、広報
- (ウ) 県内各支部への応援隊の派遣要請
- (エ) 他の都道府県協会等からの応援の調整と派遣要請
- (オ) 応急供給と緊急資材の調達及び輸送の調整
- (カ) 二次災害防止のためのマスコミ等による広報活動
- (キ) 現地対策本部の活動支援と調整

イ 現地対策本部

- (ア) 本部及び防災機関との連絡調整
- (イ) 二次災害防止のための緊急措置と応急措置
- (ウ) 被害状況及び復旧状況の調査
- (エ) 応急供給
- (オ) 緊急資機材の受入れ及び応援隊の受入れ調整と要請
- (カ) 二次災害防止のための広報活動

ウ 被災地の LP ガス販売事業者の任務

- (ア) 被災地の安全を確認するとともに被災状況を現地対策本部に報告する。
- (イ) 現地対策本部長の指示により応急措置を行う。

エ 卸事業者の任務

- (ア) 被災地の安全を確認し、被災状況を本部及び現地対策本部に報告するとともに、緊急措置を行い二次災害の防止に努め、応急供給を行う。
- (イ) 販売事業者の要請に応え、応急措置及び応急供給を行う。
- (ウ) LP ガス及び応急資機材の確保と輸送にあたる。
- (エ) 応急供給に伴う LP ガスの供給を行う。

オ 応援隊の任務

- (ア) 現地対策本部長の指示に従い、緊急度の高い順に二次災害の防止と住民の生活保持に協力する。
- (イ) 重要特定施設（病院、公共施設、避難場所等）等への LP ガスの設置と取扱いの指導を行う。
- (ウ) LP ガス及び応急資機材の確保と輸送を行う。

- (エ) 現地対策本部の要請により、炊き出し等の支援、指導を行う。
- (オ) 特定施設（LP ガス消費施設のある集会所等）等への応急供給を行う。
- (カ) その他、現地対策本部長の指示に従い行動する。

(3) 応急活動要領

応急活動要領は、神奈川県 LP ガス協会が別に定める「災害対策マニュアル」（協会マニュアル編、支部マニュアル編）による。

第 6 節 電気通信施設

1 通信の確保

災害が発生した場合、災害の規模その他の状況により災害復旧を推進するため、NTT 東日本は災害対策本部を設置し、情報の収集伝達及び応急対策ができる体制をとる。この場合、災害対策本部は各防災機関と緊密な連携を図る。

(1) 応急復旧計画

防災関係機関等の災害時優先電話を優先して復旧するほか、一般市民の通信手段も可能な範囲で確保するなど、逐次段階的に実施する。

ア 防災関係機関

防災関係機関等の災害時優先電話を優先第一順位で復旧する。

イ 災害時用公衆電話（特設公衆電話）

指定避難所への災害時用公衆電話（特設公衆電話）の設置に努めるとともに、街頭公衆電話については被災の程度、地域性を勘案して早期に復旧する。

(2) ダイヤル通話

大規模災害等が発生すると、その直後から通話が集中し、輻輳することが想定されるので、次の考え方で対処する。

ア 防災関係機関等の災害時優先電話からの通話は、最優先でそ通を確保する。

イ 街頭公衆電話及び指定避難所に設置する特設公衆電話からの通話は、そ通を確保する。

ウ 一般加入電話からの通話については、災害時優先電話等の通話を確保するため、原則として通話規制を行う。

エ 輻輳対策、安否確認方法として災害用伝言ダイヤル「171」等の運用を開始する。提供条件等は報道機関（テレビ・ラジオ等）を通じて周知する。

(3) 電気通信サービスの復旧順位

重要通信の確保に留意し、災害等の状況、電気通信設備の被災状況に応じ、次の各号に示

す復旧順位を参考とし、適切な措置をもって復旧に努める。

表 4-5 電気通信設備及び回線の復旧を優先する機関等

第 1 順位	気象機関、水防機関、消防機関、災害救助機関、警察機関、防衛機関、輸送の確保に直接関係ある機関、通信の確保に直接関係のある機関、電力の供給の確保に直接関係のある機関
第 2 順位	ガス、上下水道の確保に直接関係のある機関、選挙管理機関、預貯金業務を行う金融機関、新聞社、通信社、放送事業者及び第 1 順位以外の国又は地方公共団体
第 3 順位	第 1 順位及び第 2 順位に該当しないもの

2 復旧計画の作成

復旧計画の作成にあたって目安とする復旧期間は被災の状況により異なるが、標準的な考えは次のとおりである。

- ア 災害救助機関等、重要通信を扱う機関の業務継続及び災害等応急復旧に最低限必要となるサービスについては 24 時間以内を目標とする。
- イ 激甚な災害等発生時は被災状況により最大約 1 ヶ月程度を要する場合も想定されるが、応急復旧期間の短縮に最大限努めるものとする。

第 7 節 鉄道施設

1 JR 東日本（横浜支社）

（1）災害対策組織法、動員に関する計画

ア 横浜支社管内の JR 東日本の施設を地震から守って、輸送の安全を確保するため、別に定めるところにより任務を分担する。

イ 社員の緊急動員

社員の緊急動員は、居住地の最寄り駅を中心として非常参集の体制を計画し、旅客の救護、応急復旧作業の任務を行う。

（ア）体制の発動

対策本部の関係者及び地震災害対策に関係する者は、災害により被害の発生が予想される場合は、直ちに所属する対策本部等からあらかじめ定められた箇所に参集する。

（イ）社員の非常参集

対策本部要員、現業機関の長及びその他あらかじめ参集場所の指定を受けた者を除き、社員は、震度 5 強以上の地震が発生した場合、非常呼び出しがなくても自律的に勤務箇所又は最寄りの駅区所へ非常参集し、各長の指揮下に入り活動する。

(2) 情報連絡に関する計画

ア 情報手段の整備

通信回線は、ほとんど通信ケーブルにより構成されて線路側傍に敷設されたトラフ内に收容されているので、地震に対しては相当の強度を有している。

イ 通信関係の復旧体制

地震発生によって通信ケーブル断線による通信回線不良の場合は、社員の緊急動員により復旧体制をとり、早期の復旧に努める。

(3) 救援、救護に関する計画

ア 横浜支社対策本部の設置

災害等で、著しい支障又は社会的に甚だしい影響のある事象が発生したときは、対策本部を横浜支社に設置して、災害時の発動措置、指示、命令及び災害情報の収集、連絡、その他復旧等について必要な措置をとる。

イ 現地対策本部の設置

災害の状況により、現地に対策本部を設置して、必要な応急活動を行う。現地対策本部長は地区長とする。

ウ 災害時の初動措置

(ア) 旅客に対する広報

乗務員は相互に連絡、情報を交換し、輸送指令からの指示、情報等について必要な事項を旅客に案内するとともに、今後とるべき措置をできるだけ速やかに放送して、混乱等の発生を防止する。

駅長は、地震被害の状況を考慮して、旅客及び公衆の動揺、混乱を招かぬようにするため、避難口の状況、社員の誘導に従うこと、地震規模と構造物の耐震的安全性、落下物についての注意、列車の運行状況、駅周辺及び沿線の被害状況等についての放送を行い、周知に努める。

(イ) 避難誘導

乗務員は、列車又は線路構造物の被害若しくは二次災害の発生危険が大きいと予測したとき、その他沿線被害地の火災等により、危険が迫ると判断したときは、速やかに輸送指令及び近接の駅長と連絡の上、帰宅困難者対策の考え方（各論 I 第 4 部第 7 章）に基づき、旅客を安全な地点に誘導する。

駅長は、地震の規模、二次災害の発生の危険、建造物の状況、駅及び駅周辺の被害状況を考慮して、要配慮者等を優先誘導して、混乱を招かないよう配慮する。転倒、落下物に注意し、停電で誘導不能の事態が生じないように携帯電灯を準備する。

駅ビル及び地下街と連絡する駅にあっては、関係者と連絡をとり、相互の避難誘導を円滑にする。駅周辺の火災、その他の被害状況が著しく、駅構内に避難が危険と認めら

れるときは、一時駅構内の安全な箇所を選び待機する。

エ 救護措置

被害の状況により救護所を開設し、関係防災機関及び横浜支社、隣接現業機関、医療機関の救護を求める。

オ 箇所長の救護事前措置

箇所長は、災害事故に対処するため、事前に次の措置を講ずる。

- (ア) 救護を要請する箇所及びその方法
- (イ) 負傷者に対する応急措置
- (ウ) 部外関係機関等に対する緊急連絡の方法
- (エ) 救護用材料の整備及び点検
- (オ) 救護上必要な教育
- (カ) その他、救護に関し必要な事項

カ 横浜支社長の行う救護事前措置

- (ア) 災害の規模に応じた救護計画の樹立
- (イ) 緊急救護に関する諸般の検討
- (ウ) 部内外関係機関との連絡調整
- (エ) 救護資機材の整備

キ 救護班の派遣

横浜支社長は、救護班の派遣を必要とする事態が発生した場合は、災害事故の状況を勘案して出動する救護班の数、その他必要事項を決定して、地元医師会への派遣要請、災害拠点病院への手配等、必要な救護措置を講ずる。

(4) 他の機関との相互協力に関する計画

横浜支社長は、神奈川県及び東京都災害対策本部と地震等の応急災害対策の諸般の事項について、緊密な連携を図るほか、管内の各現業機関にあつては、市町村、特別区等の災害対策本部及び地域防災機関並びに医療機関と密接な防災体制を確立して、被害を最小限に止めるよう努める。

また、震災時の被害状況調査のため、関係都県知事にヘリコプターの出動を要請する。

(5) 関係施設の応急復旧に関する計画

大地震の被害は広域にわたり、その状況も極めて多岐で、復旧は重要度の高い線区から仮復旧を行って、食料、その他、非常緊急に関わるものの輸送を可及的速やかに行えるよう努めるが、JR東日本施設の応急復旧は、道路、電気、通信等施設の被害状況との関連が深い。復旧の体制は、横浜支社社員を動員するほか、外注工事能力を全面的に活用して、線路建

造物、建築、通信等各系統別地域別に復旧にあたる。

(6) 地震による運転規制

在来線では、一定区間に地震計を設置して地震が発生したときは、直ちに震度（カイン表示）を測定する。

ア 運転士は、列車の運転中に地震を感知したときは、直ちに列車を停止する。

イ 輸送指令員は、別に定めた運転規制区間と運転規制方法（カイン表示）により運転の中止及び速度規制（貨物列車は 25km/h 以下、貨物列車以外の列車は 35km/h 以下に）を実施する。

ウ 地震計が 40 カイン以上を検知した場合は、自動的に警報等を乗務員に知らせ、乗務員は直ちに列車を停止する。

2 小田急電鉄（株）

(1) 地震発生時の対応

大規模地震により災害が発生、又は地震により甚大な損失を受けると判断した場合は、社内制定の「危機管理規則」に基づき、本社に総合対策本部、また、状況により災害発生現場等に現地対策チームを設置し、被害状況を把握するとともに、人命救助、被害の拡大防止、復旧活動及び広報活動を行う。

(2) 初動措置

ア 発災直後における運転取扱い

(ア) 地震計の計測値が 40 ガル未満の場合

- ・乗務員は運転中に強い揺れを感知し、列車の運転が危険であると判断したときは、直ちに列車を停止させる。
- ・前項により列車を停止させる場合、列車の停止位置が築堤、切取り、トンネル、橋りょう、或いは陸橋下のような場合は、安全と思われる場所に列車を移動する。
- ・運輸司令所長に通告しその後の指示を受ける。

(イ) 地震計の計測値が 40 ガル以上の場合

- ・全線の列車に対し一時停止を指令する。
- ・関係駅区所長に点検を指示し施設等の異常の有無を確認する。
- ・構内点検及び線路点検にあたっては、「鉄道防災計画【地震災害編】」に基づき、地震計の計測値によって定められた点検を運輸司令所の指示により実施する。

イ 非常召集

地震が発生し、総合対策本部及び鉄道現地対策チームを設置する場合は、既定の「緊急動員手配系統図」により関係従業員の非常召集を行う。

ウ 応急措置

被災地の当該現業長は、現地対策チーム長が到着するまでの間、災害現場の状況を的確に把握し、人命を最優先とする応急措置を行う。

エ 初期消火及び火災制御活動

社内規則の「防火管理規則」に基づき、初期消火及び火災防ぎょ活動を行う。

オ 旅客の避難及び避難誘導

ハ 駅長の取扱い

構内放送等により状況を説明し、混乱防止を図るとともに、必要に応じて指定緊急避難場所（大規模火災）又は安全な場所と思われる避難場所（駅前広場、運動場等）への避難を案内する。

ニ 乗務員の取扱い

地震の規模に応じて安全な場所に列車を停車させる。

また、さらに車内が危険であると判断した場合は、車内放送等により旅客に対して、降車及び避難場所への避難を案内する。

3 江ノ島電鉄（株）

（1）防災組織体制概要

各駅、区別に防災組織を置き、区長を指揮者とする防災体制をとる。（防火管理規定の鉄道関係を充当する。）

（2）応急対策実施要領

ア 保全対策

イ 技術係員に巡回及び検査の励行を徹底させる。

ウ 輸送応急対策

エ 災害の状況に応じ、当社自動車線に切替輸送を依頼する。

オ 応急復旧作業

カ 事故復旧対策組織を適用するとともに、関係係員を動員して復旧に努める。

（3）通信連絡体制

ア 列車無線及び社内専用電話を利用し、災害情報、応急活動等を連絡指示する。

イ 緊急自動車（無線付）を災害地へ急派し、連絡にあたる。

4 湘南モノレール（株）

（1）災害時の活動体制

災害が発生した場合、被害を最小限に止め、旅客の安全を確保するため、災害対策本部を本社に設置し、復旧及び救援作業等の指示を行う。

(2) 応急対策実施項目

- ア 災害時の活動組織の編成
- イ 初動措置
- ウ 応急輸送対策
- エ 災害時の通信、情報連絡体制
- オ 旅客に対する避難誘導

(3) 通信連絡体制

- ア 列車無線及び社内専用電話を利用し、災害情報、応急活動等を連絡指示する。
- イ 緊急自動車（無線付）を災害地へ急派し、連絡にあたる。

5 横浜市営地下鉄

(1) 応急対策

地震が発生した場合は、旅客の安全の確保を第一に「地震発生時の運転規制等に関する要領」に基づき対応する。

(2) 応急体制

災害が発生又は予想される場合は、交通局電車部内に非常災害対策本部を設置し、被害状況等の情報を的確に把握して復旧作業の迅速化を図る。

(3) 通信連絡体制

鉄道電話、運転指令電話、列車無線、NTT 電話等を活用して情報収集、連絡指示を行う。

なお、有線電話による通信ができない場合、或いはつながりにくい場合は、超短波無線電話の利用も可とする。

6 相模鉄道（株）（相模鉄道（株）事故・災害等対策規則より抜粋）

(1) 目的

事故、災害及び不測の異常事態（以下「事故・災害等」という。）が発生し、又は発生するおそれがある場合の措置を定め、もって輸送の安全を確保し、相模鉄道の社会的使命を果たすことを目的とする。

(2) 定義

この規則における用語の定義は、次のとおりとする

① 事故

鉄道事故その他事故をいう。

② 災害

地震、暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、落雷、津波その他自然災害及び火災の発生による被害をいう。

(3) 各種体制の発令及び解除

特別非常体制、非常体制、警戒体制及び注意体制（以下「各種体制」という。）の発令及び解除は社長が行うものとする。

なお、特別非常体制及び非常体制が発令された場合には、本社部門は通常業務を必要最低限の人員で稼働し、その他の社員は、事故・災害等対策本部からの指示に基づき具体的な措置を講じるものとする。

(4) 各種体制の発令基準

社長は、別表 2「各種体制の種類及び発令基準」に基づき行うものとする。

(5) 事故・災害等対策本部の設置

特別非常体制及び非常体制が発令された場合は、本社内に事故・災害等対策本部を設置し、事故・災害等対策本部長は社長とする。

(6) 指令及び連絡体制

対策本部からの指令及び情報提供の方法については、伝達内容の徹底と錯誤の防止を図るため、対策本部指令（様式第 2 号）、対策本部指令（様式第 3 号）の書式を使用して行うこととする。

※ 事故・災害等対策規則は相鉄湘南台駅常備

第15章 災害廃棄物等処理対策

本章では、地震災害時に発生する、がれきなどの災害廃棄物等（災害廃棄物、ごみ及びし尿）の処理について定める、藤沢市災害廃棄物処理計画に基づき記載する。

第1節 災害廃棄物の処理に関する基本方針

災害廃棄物の処理の基本方針は、次のとおりとする。

1 計画的な処理

収集経路の不通等による収集効率の低下や処理施設の運転停止など、災害時の様々な状況を想定し、効率的かつ経済的な処理を推進するため、計画的に処理を行う。

2 衛生的な処理

災害廃棄物の腐敗・悪臭の防止、公衆衛生確保のため、迅速に処理を行う。

3 資源化を前提とした処理

資源化の促進及び最終処分場における埋立量の削減のため、災害廃棄物を分別して可能な限り資源化する。

4 安全な処理

被災地での収集作業や災害廃棄物を処理する現場等では、作業員の安全を確保するため、二次災害の発生や危険物の混入がないよう十分注意する。

5 環境に配慮した処理

災害廃棄物の処理に際しては、土壌や水質等の汚染による環境への影響や騒音や振動等による近隣住民への影響がないよう、環境モニタリングを実施する等、十分に配慮する。

第2節 災害廃棄物等処理体制の確立（情報収集・記録の開始、連絡体制の確保）

市は、災害発生後速やかに収集部門、ごみ処理施設、し尿処理施設及び委託業者における職員等の安否情報、参集状況及び施設の被害状況を確認する。

市内の被害情報を収集し、被災状況と災害廃棄物発生状況等における写真撮影等の記録を実施する。

市は協定を締結している民間事業者との連絡体制を確保する。

第3節 災害時トイレの利用及びし尿の処理

市は、避難状況や上下水道の被災状況を確認し、震災時に被災者の生活に支障が生じることのないよう、し尿の汲み取りを速やかに行うとともに、避難場所の仮設トイレの設置をできる限り早期に完了し、し尿の汲み取り等処理を速やかに行う。

また、し尿の処理対策については、環境部と下水道部の連携を密にする。

1 仮設トイレの設置

市は、指定避難所等に仮設トイレをできる限り早期に設置する。

また、必要に応じて仮設トイレを備蓄している他の市町村及び民間事業者の協力を得るなどして、公園及びその他の空地に仮設トイレを設置する。

2 し尿の収集体制

地震等災害による破損のため、水洗トイレの使用ができなくなることが予想される。このため、想定される避難人口からし尿の発生量を推計し、現行の収集能力をもとに、し尿の収集・処理を効率的に行える体制を確立する。また、必要に応じて協定を締結している市町又は神奈川県に収集車両の応援を要請する。

3 し尿の貯留及び処理

収集した、し尿の貯留及び処理は北部環境事業所し尿処理施設で行い、地震による破損や断水等により、施設の運転が困難となった場合は、最終処分場内での貯留や、下水道施設等への受入れの可否を検討し、可能であれば要請する。また、必要に応じて他の市町、神奈川県に処理を要請する。

4 その他の処理方法

(1) 指定避難所における処理方法

被災者は組み立て式等の仮設トイレ、地下埋設型トイレ、穴掘りトイレ及びトイレ処理袋のほか、下水道の利用が可能であれば、井戸水等により水洗トイレを使用する。

なお、仮設トイレを長期間設置する見込みがある場合に備え、仮設浄化槽の設置や流下型マンホールトイレの設置を検討する。

(2) 指定避難所等を利用する必要がない被災者（在宅避難者等）の処理方法

ア 穴掘りトイレにより処理する。

イ トイレ処理袋を使用する。

ウ 浄化槽を便槽として使用する。

エ 下水道のマンホール部分を利用する。

(3) 事業所の処理方法

仮設トイレ等の備蓄に努めるとともに、上記（１）、（２）の方法を併用して処理する。

5 仮設トイレ等の衛生管理

市は、仮設トイレ等に対する消毒剤の散布を行い、衛生向上を図る。

6 仮設トイレの撤去

市は、下水道の復旧に伴い、水洗トイレが使用可能になった場合には、仮設トイレの撤去を可能な限り速やかに進め、避難場所の衛生向上を図る。

第4節 生活ごみの処理

市は、災害により一時的に大量に発生した生活ごみについて、可能な限り速やかに収集、処理を開始し、一時的に大量に発生した生活ごみを早期に処理するよう努める。

1 ごみの収集体制

想定される生活ごみの発生量及び現行の収集能力をもとに、効率的なごみの収集体制を確立する。

環境事業センターのダンプカー、パッカー車、平ボディトラック等合わせて約 50 台、職員約 140 人が交代で収集を行う。

また、必要に応じて協定を締結している市町、県及び民間事業者に支援を要請する。

2 仮置場の確保

地震等災害により中間処理施設の復旧及びライフラインの復旧に時間を要することが予想される。このため、想定されるごみ発生量をもとに、ごみの仮置量を推計し、仮置場を確保する。

ごみの仮置場として指定の場所を活用するとともに、指定した仮置場が不足した場合等、状況によって民有地を借り上げるなど、確保を図る。

なお、仮置場は、衛生・火災予防対策を施す。

また、作業に必要な重機・車両・人員の確保のため、協定を締結している民間事業者や市町に支援を要請する。

3 住民への啓発、情報提供

災害発生当初の混乱に乗じた不法投棄や野焼き等の不適正な処理が行われることがないように、ごみの分別方法や排出方法などの情報提供を図るなど、住民に対して災害廃棄物の適正処理の確保への理解を求める。

第5節 がれきの処理

がれき（損壊建物の撤去等に伴って発生するコンクリートがら、廃木材等）は、地震発生後から長期にわたり膨大な量が排出されることが予想される。

市は、危険なもの、通行上の支障のあるもの等を優先的に収集・運搬する。また、選別、保管、焼却できる仮置場の十分な確保を図るとともに、最終処分までの処理ルートを確保する。

さらに、鉄骨や木材、コンクリート等リサイクルの可能なものについては破砕・分別の徹底を図るとともに、有害廃棄物の適正処理の徹底を図る。

1 がれきの処理方法

がれき処理の基本方針は、次のとおりとする。

- ア がれきの解体、撤去、処理は、自らの責任に基づいて行うことを基本とする。津波被害でがれき所有者が不明な場合は、市で解体、撤去及び処理を行う。また、市は、これらの廃棄物の処理場の確保や解体・処理・処分に関する情報の提供を行う。
- イ リサイクルと適正処理を図るため、解体、撤去の際に分別を徹底する。分別区分は、有害廃棄物、木くず、その他の可燃物、家電リサイクル法対象品目、金属くず、コンクリート、その他の不燃物及び選別後に残る混合廃棄物等とし、定められた仮置場に搬入する。
- ウ 市は、処理を国庫補助事業として行う場合、危険性、緊急性等公益的観点から補助の対象及び優先順位を定める。
- エ 作業に必要な重機・車両・人員の確保のため、協定を締結している民間事業者や市町に支援を要請する。

2 がれき発生量の推計

がれき等の発生量を建物の被害棟数等から推計し、仮置場の必要性及び必要面積を算定する。

3 仮置場・中間処理場の確保

がれきの仮置場として指定の場所を活用するとともに、指定した仮置場が不足した場合等、状況によって民有地を借り上げるなど、確保を図る。

発災直後の仮置場の運営・管理については協定締結事業者とともに、敷鉄板等の資機材・誘導員や受付等人員を確保し運営・管理を行う。

4 有害廃棄物の処理

アスベスト等の有害な廃棄物は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び災害時における石綿飛散防止に係る取り扱いマニュアル等の規定に従い、適正な処理を進める。

特にアスベストについては、解体、処理行為時において飛散防止（散水の徹底等）の徹底を図り、仮保管時より分別を行う。他の有害廃棄物についても分別保管を行うこととする。

また、有害物質の漏えい等によりがれきに有害物質が混入すると、廃棄物の処理に支障を来すことになるため、有害物質取扱事業所を所管する神奈川県等関係機関と連携し、厳正な保管及び震災時における対応を図るものとする。

5 貴重品等の取り扱い

被災地で所有者が不明な貴重品等を回収した場合は、貴重品は警察へ引き渡し、思い出の品は市で保管・管理に努める。保管・管理する思い出の品は閲覧の機会を作り、可能な限り持ち主に返却するよう努める。

第16章 広域応援体制

第1節 広域応援要請

1 他の地方行政機関等への応援要請

(1) 応援要請の判断

市長は、地震災害の規模、初期情報から判断して、人員、資機材、備蓄物資等が不足し、災害応急活動、応急復旧活動を実施するのが困難であると判断したときは、藤沢市受援計画等に基づき、速やかに関係機関に対して応援を要請するものとする。

表 4-6 応援要請の種別

要請先	要請の内容	根拠法令
指定地方行政機関の長	当該指定地方行政機関の職員の派遣要請	災害対策基本法第 29 条第 2 項
県知事	指定地方行政機関の職員の派遣のあっせん要請	災害対策基本法第 30 条第 1 項
	他の地方公共団体の職員の派遣のあっせん要請	災害対策基本法第 30 条第 2 項
	応援の要求及び応援措置の実施要請	災害対策基本法第 68 条第 1 項
	職員の派遣要求	地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 252 条の 17 第 1 項
他の市町村長	応援の要求	災害対策基本法第 67 条第 1 項
	職員の派遣要求	地方自治法第 252 条の 17 第 1 項

(2) 応援要請の方法

市長は、応援要請するときは、応援要請先に次の事項について、口頭で要請し、後日文書により提出するものとする。

- ア 被害の状況
- イ 応援を希望する物資等の品名、数量
- ウ 応援を希望する職員の職種及び人員
- エ 応援場所とその経路
- オ 応援の期間
- カ その他必要事項

(3) 広域応援の受入れ

応援部隊の受入れにあたっては、次の事項及びその他必要な事項を明確にし、受入体制を整備する。

ア 要請及び応援活動の記録

- (ア) 要請先、要請時間、要請内容
- (イ) 回答内容、回答時間
- (ウ) 応援部隊の到着時間、人員、責任者の氏名、連絡先
- (エ) 活動時間、食料・飲料水・宿泊所の手配の状況
- (オ) 搬入物資の内容・量、返却義務の有無
- (カ) 撤収日時

イ 応援部隊の活動計画

要請した応援部隊に対して、どこで、何を、いつまで応援活動を要請するか等、応援部隊の活動計画を作成し、市内の地図や必要な図面、帳票類等を準備する。

ウ 応援部隊活動拠点の確保

活動が円滑に行えるよう、活動拠点の確保に努める。応援側による「自己完結」の考えのもと、宿泊場所等については応援側が確保することを基本とする。

エ 上空からの指定避難所の把握について

市は、上空から指定避難所を把握できるように努める。

(4) 経費の負担

応援を受け入れた場合に要する経費は、協定に基づくものは協定に定められているとおりとし、自主的な応援については応援側に負担を依頼する。

2 自衛隊派遣要請

(1) 災害派遣要請の手続

市長は、応急措置を実施するために必要があると認めるときは、知事に対して、自衛隊の派遣要請を要求する。

この場合、必要に応じて、その旨及び市域に係る災害の状況を防衛大臣、地域担任部隊等の長に通知する。また、この通知をしたときは速やかにその旨を知事に通知する。

市長は、知事の自衛隊への派遣要請の要求が連絡不能で要求できない場合には、直接防衛大臣、地域担任部隊等の長に被害の状況などを通知する。

なお、市長は、この通知をしたときは速やかにその旨を知事に通知する。

(2) 災害派遣要請の方法

要請は、様式に次の事項を記載し、FAX で行う。

ただし、緊急を要する場合は、口頭又は電話等をもって依頼し、事後速やかに文書を送付する。

- ア 災害の状況
- イ 派遣を要請する事由
- ウ 派遣を希望する期間
- エ 派遣を希望する区域及び活動内容
- オ その他参考となるべき事項

(3) 災害派遣部隊の受入体制

ア 連絡窓口の明確化

派遣部隊との円滑かつ迅速な連絡調整ができるよう、連絡窓口を本部事務局に置き、対応にあたる。

イ 防災対策図等の活用

調整にあたっては、座標の記された同一の地図を用いることが効率的であることから、県が作成した「防災対策図」を活用するなどにより、県及び自衛隊との連絡・調整を図るよう努める。

ウ 他の災害救助復旧機関との競合や重複の回避

自衛隊の作業が他の災害救助復旧機関と競合重複することのないよう効率的な作業分担に配慮する。

エ 資機材提供及び施設確保等

自衛隊に対し作業を要請するにあたっては、作業実施に必要な資機材の提供に努め、また諸作業に必要な施設（広域応援活動拠点、ヘリ臨時離着陸場等）の管理者に使用に係る了解を得るなど、施設の確保や受入体制の確立を図る。

オ 派遣部隊宿営施設の提供

派遣部隊の宿営施設として、次の場所を提供する。また、八部公園については、津波災害警戒区域に指定されていることに留意する。

表 4-7 派遣部隊の宿営施設

施設名	所在地
八部公園	鵜沼海岸 6-12-1
県立スポーツセンター	善行 7-1-2
引地川親水公園球技場	大庭 6510

(4) 災害派遣要請の範囲

自衛隊派遣要請の範囲は、人命の救助を第一義とした即時救援及び民生支援、応急復旧活動とし、おおむね次の活動が必要な場合とする。

ア 被害状況の把握

車両、航空機等状況に適した手段によって情報収集活動を行って被害の状況を把握する。

イ 避難の援助

避難指示等が発令され、避難、立退き等が行われる場合で必要があるときは、避難者の誘導・移送等を行い、避難を援助する。

ウ 遭難者等の捜索救助

行方不明者、負傷者等が発生した場合は、通常他の救助活動に優先して捜索救助を行う。

エ 水防

堤防、護岸等の決壊に対しては、土のう作成、運搬、積込み等の水防活動を行う。

オ 消火

林野火災等に対するヘリコプターによる空中消火の実施等、消防機関に協力して、対応可能な消火活動を行う。

カ 道路又は水路の啓開

道路若しくは水路が損壊し又は障害物がある場合は、それらの除去等応急復旧にあたる。

キ 応急医療、救護及び防疫

被災者に対し、応急医療及び救護等の防疫を行う。（薬剤等は、通常関係機関の提供するものを使用する。）

ク 人員及び物資の緊急輸送

緊急患者、医師及び災害対策関係者、その他救援活動に必要な人員並びに救援物資の緊急輸送を実施する。この場合において、航空機による輸送は特に緊急を要すると認められるものについて行う。

ケ 炊飯及び給水

被災者に対し、炊飯及び給水を実施する。

コ 物資の無償貸付け又は譲与

被災者に対し生活物資等を無償貸付けし、又は救じゅつ品を譲与する。

サ 危険物の保安及び除去

能力上可能なものについて火薬類、爆発物等危険物の保安措置及び除去を行う。

シ その他

その他臨機の必要に対し、自衛隊の能力で対処可能なものについては、所要の措置をとる。

(5) 経費の負担

自衛隊の救援活動に要した経費は、原則として、市が負担するものとし、その内容は、おおむね次のとおりとする。

- ア 派遣部隊が、救援活動を実施するために必要な資機材（自衛隊装備に関わるものを除く。）などの購入費及び借上料並びに修繕費
- イ 派遣部隊の宿営に必要な土地、建物などの使用料及び借上料
- ウ 派遣部隊の宿営及び救援活動に伴う光熱費、水道料、電話料並びに入浴料等
- エ 派遣部隊の救援活動実施の際に生じた（自衛隊装備に関わるものを除く。）損害の補償
- オ その他救援活動の実施に要する経費で負担区分に疑義ある場合は、市長と派遣部隊等の長との間で協議するものとする。

3 緊急消防援助隊派遣の要請

消防局は、別に定める消防計画のとおり、緊急消防援助隊の要請及び受入れを行う。

第2節 海外からの支援の受入れ

市は、国の非常（緊急）災害対策本部等が海外からの支援の受入れを決定した場合には、その受入れと円滑な活動の支援に努める。

第17章 災害救援ボランティアの受入れ・支援活動

大災害時には、被災者への衣食住等生活環境の整備、要配慮者への対応等、多様で膨大な支援が必要となる。このため、本市では、災害救援ボランティアを積極的に受入れ、行政と連携し多様なニーズに対応するものとする。

第1節 ボランティア活動支援拠点の設置

1 災害救援ボランティア支援センターの設置

市は、大災害時に被害の大きさなどを判断して、市役所本庁舎内に災害救援ボランティア支援センターを設置し、災害救援ボランティアセンターへの場の提供、災害救援に必要な資機材等の提供及び被害状況や被災者のニーズの把握、行政情報の提供等の支援を行う。

設置場所は、市本庁舎福祉部内を基本とする。

2 災害救援ボランティアセンターの設置

市は、藤沢市社会福祉協議会、FSV ネットとの三者で締結した「藤沢市災害救援ボランティアセンターに関する協定書」に基づき、災害救援ボランティアセンターを開設し、被災者（被災地）からの救護要請にボランティアの援助を適合させ効果的な災害救援活動を展開するため、次に示すもののほか必要な支援を行う。

ア 被災者支援として、物資の仕分け、物資の運搬、炊き出し、買い物、洗濯、掃除、引越しの手伝い、片付け、話し相手、遊び相手、付き添い、勉強などのサポートなどを行う。

イ 要配慮者への支援として、高齢者、身体障がい者、精神障がい者、知的障がい者、乳幼児・児童、外国人及び難病者等への支援などを行う。

ウ その他、生活を維持するための、入浴介助、配食サービス、移送サービス、理・美容サービス、安否確認及び市への情報提供等、その他、必要な支援活動を行う。

設置場所は、分庁舎 1 階・2 階及び分庁舎敷地内を基本とする。ただし、当該施設がり災により使用できない場合や、その他当該施設内に設置できない場合は、代替施設に設置を行う。

また、市内の被害状況によっては複数の代替施設に設置を行うことも検討する。

3 サテライトセンターの設置

サテライトセンターは、災害救援ボランティアセンターの地区の活動拠点として、被害の程度及び地域のニーズを考慮して地区ごとに設置を行う。

サテライトセンターの開設準備・運営については、災害救援ボランティアコーディネーター、又は、藤沢市社会福祉協議会・FSV ネット及び市が協議し、認めた団体が担うものとする。

設置場所は地区防災拠点本部敷地内を基本とする。

第2節 災害救援ボランティア活動の連携

市は、円滑な災害救援ボランティア活動を進めるために、災害救援ボランティア支援センター及び災害救援ボランティアセンターを中心に、地区防災拠点本部、指定避難所等の連携を強化する。また、かながわ県民活動サポートセンターとの連携も図る。

第3節 災害救援ボランティアの受入れ

市は、関係団体等と協力し、災害救援ボランティアに対する活動場所や、必要に応じ、資機材・宿泊場所等の提供、或いはそれらの情報提供により、活動の円滑な実施が図られるよう支援に努めるものとする。また、消防機関においても、元消防団員等の経験や能力を有した災害救援ボランティアとの連携に努めるものとする。

あわせて、広報を通じて各報道機関に対し、災害救援ボランティア活動の要請、必要なボランティアの種類・内容・受付方法等災害救援ボランティア受入れに関する情報の放送や紙面掲載の要請を行う。

県外からの支援の受入れについては、市は県と連携し、迅速に受入体制を整えるものとする。

海外から派遣される災害救援ボランティアについては、外務省経由で県災害対策本部へ受入れの打診又は直接市災害対策本部へ派遣受入れの打診がある。この場合、市長は、被害の状況、被災者支援の活動状況等を総合的に判断し、知事等へ回答する。受入れを行った部は、通訳や宿所等必要な対応を行う。

第4節 災害救援ボランティア支援団体の活動に対する支援

行政とボランティア団体の特性の違いを活かした効果的な支援活動を行うため、市は、災害救援ボランティア支援団体の自律性をふまえつつ、支援団体との協働・連携を進めるとともに、その活動に必要な場所・資機材・資金等の確保に対する便宜の提供に努めるものとする。

第18章 被災状況の調査、情報提供及び広聴活動等

市は、発災後速やかに広報担当を設置し、防災関係機関と連携して被災地住民をはじめとする市民に対し、正確な情報を適切かつ迅速に提供することにより、混乱の防止を図り、適切な判断による行動がとれるよう努める。

また、被災者の生活上の不安を解消するとともに生活再建へ向けて、被災家屋台帳及び被災者台帳からなる罹災台帳の整備と罹災証明書の交付、女性や外国人等にも配慮した総合的な相談活動、物価の安定対策、必要物資の適切な供給を実施する。

第1節 被災者等への情報提供

市は、市民等の安全を確保するため、正確な情報の速やかな公表と伝達、広報活動に努める。

ア 住民等に対して、地震災害の状況、指定避難所情報、交通機関やライフラインの復旧情報、その他生活に必要な情報の広報活動を行う。

イ 民間企業等からの有線や無線による地域情報の受入体制を整備し、これらの情報の活用に努める。

第2節 被災家屋台帳の整備

市は、被害の状況を迅速かつ的確に把握するとともに、各種の被災者支援措置（災害救助法や被災者生活再建支援法による各種施策、市税・保険料の減免等）を早期に実施するため、被害家屋調査を速やかに行い、被災家屋台帳を整備する。

1 調査計画の策定

市は、航空写真等により広域的な被害状況を把握し、調査対象地区や必要人員を勘案した調査計画を策定する。

調査を実施する市職員が明らかに不足すると判断できる場合は、他市町村へ応援を要請する。

2 被害家屋調査（第1次被害調査）の実施

市は、内閣府の「災害に係る住家の被害認定基準運用指針（令和3年3月改定）」に基づいて、被害家屋を対象に、第1次被害調査として、外観からの目視調査を行う。

被害家屋調査の結果から、「災害の被害認定基準について（平成13年6月28日府政防第518号）」及び「被災者生活再建支援法の一部を改正する法律の施行について（平成16年4月1日府政防第361号内閣府政策統括官通知）」、「災害救助事務取扱要領（令和2年3月30日内閣府政策統括官通知）」、「被災者生活再建支援法の一部を改正する法律の施行について（令和2年12

月 4 日府政防第 1746 号内閣府政策統括官通知)」に基づき、被害程度の認定を行う。

3 被災家屋台帳の作成

市は、被害家屋調査の結果に基づき被災家屋台帳を作成する。

被災家屋台帳に記載する項目は、次のとおりとする。

ア 家屋の損壊等に関する項目

(ア) 全壊・大規模半壊・中規模半壊・半壊・準半壊・準半壊に至らない（一部損壊）

(イ) 流失・床上浸水・床下浸水

(ウ) その他の家屋被害

イ 火災に関する項目

(ア) 全焼・半焼・部分焼

(イ) 全損・半損・部分損

(ウ) 水損

4 再調査の実施及び被災家屋台帳の修正

市は、被災者が、家屋の被害認定結果に不服がある場合及び物理的に調査が実施できなかった家屋について、災害発生後一定期間を設け、再調査（第 2 次被害調査）の申出を受け付けるものとする。

市は、申出のあった家屋に対し、迅速に再調査を行うものとする。

再調査の結果、認定に変更があった場合には、被災家屋台帳の修正を行う。

第 3 節 被災者台帳の整備

市は、市民の被災状況を迅速かつ的確に把握するとともに、中長期にわたる被災者支援を総合的かつ効率的に実施するため、地区防災拠点本部を主体に指定避難所等で収集した個々の被災者の被害状況や支援状況、配慮事項等を一元的に集約するため被災者台帳を作成する。

1 被災状況の調査

市は、各指定避難所等で収集した個々の被災者に関する情報を、地区防災拠点本部で集約する。

2 被災者台帳の作成

市は、地区防災拠点本部ごとに集約した被災者に関する情報に基づき被災者台帳を作成する。

被災者台帳に記載する項目は、次のとおりとする。

ア 氏名

- イ 生年月日
- ウ 性別
- エ 住所又は居所
- オ 住家等の被害状況
- カ 援護の実施の状況
- キ 要配慮者であるときは、その旨及び要配慮者に該当する事由
- ク 電話番号その他の連絡先
- ケ 世帯の構成
- コ 罹災証明書の交付の状況
- サ 市長が台帳情報を市外の者に提供することに被災者本人が同意している場合には、その提供先
- シ サの提供先に台帳情報を提供した場合には、その旨及びその日時
- ス その他、被災者の援護の実施に関し市長が必要と認める事項

3 被災者台帳情報の利用及び提供

市長は、次のいずれかに該当すると認めるときは、被災者台帳に記載し、又は記録された情報（以下「台帳情報」という。）を、その保有に当たって特定された利用の目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供することができる。

- ア 本人（台帳情報によって識別される特定の個人をいう。以下この号において同じ。）の同意があるとき、又は本人に提供するとき。
- イ 市が被災者に対する援護の実施に必要な限度で台帳情報を内部で利用するとき。
- ウ 他の地方公共団体に台帳情報を提供する場合において、台帳情報の提供を受ける者が、被災者に対する援護の実施に必要な限度で提供に係る台帳情報を利用するとき。

4 被災者台帳情報の提供に関し必要な事項

市長は、被災者台帳情報の提供を受けようとする者（以下「申請者」という。）から、次の各号に掲げる事項を記載した申請書の提出を受けた場合、当該申請が不当な目的によるものと認めるとき又は申請者が台帳情報の提供を受けることにより知り得た情報が不当な目的に使用されるおそれがあると認めるときを除き、申請者に対し、当該申請に係る台帳情報を提供することができる。

- ア 申請者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
- イ 申請に係る被災者を特定するために必要な情報
- ウ 提供を受けようとする台帳情報の範囲
- エ 提供を受けようとする台帳情報に申請者以外の者に係るものが含まれる場合には、その使用目的

オ その他、台帳情報の提供に関し市長が必要と認める事項

第4節 罹災台帳の整備

被災家屋台帳及び被災者台帳を罹災台帳と位置づける。

罹災台帳は、「罹災証明書」を交付するための基本の台帳とする。

罹災証明書は、被災者に対する各種税の減免や義援金配布等の被災者支援対策の適用にあたって、被災した事実を証明するものであり、市民が必要とする場合に交付する。

第5節 罹災証明書の交付

1 罹災証明書の交付

市長は、災害が発生した場合において、当該災害の被災者から申請があったときは、遅滞なく、罹災台帳に基づき、又は住家等の被害状況を調査し、当該災害による被害の程度を証明する「罹災証明書」を交付する。罹災台帳に記載の無い事項について、申請があった場合は、その事実関係を確認することが困難であることから、原則として行わないものとする。ただし、関係者の資料をもって証明することができ、かつ、市長が必要と認めたときは、罹災台帳に記載の無い事項についても証明するものとする。大規模災害発生時には、大規模災害時の対口支援の受入れを念頭に被災地で活用実績があり、他市等での導入実績が多く、また住民基本台帳等と連携することで、被災者支援を総合的に管理できるシステムを活用し、円滑な罹災証明書の交付に努める。

火災による罹災証明書は、申請者の家屋等が所在する地域を管轄する消防署長が交付する。

2 再調査に基づく交付

罹災証明書に記載される住家被害等の調査結果は、その後の被災者支援の内容に大きな影響を与えるものであることを鑑み、被災者から市に住家被害等の再調査を依頼することが可能であることを十分周知する。

罹災証明書に関して、再調査を申し出た被災者に対しては、再調査結果をもとに修正した罹災台帳に基づき、罹災証明書を発行する。

3 罹災証明書の交付に関する広報

罹災証明書の交付については、広報紙、ホームページ、SNS 等の情報伝達手段及び報道機関等を通じ、被災者への周知徹底を図る。

また、罹災証明書の交付手続のための相談窓口を臨時市民相談室に設置し、罹災証明書の交付・再調査の受け付け等に関する相談を実施する。

第6節 広聴活動

被災者の要望を把握し不安を解消するため、災害状況が鎮静化しはじめた段階で、速やかに広

聴体制の確立を図り、関係部課が協力して災害時広聴活動を開始する。

1 臨時市民相談室の開設

市民自治部、地区防災拠点本部は、市民からの相談、要望、照会等に対応するため、広聴体制が準備でき次第「臨時市民相談室」を設置する。

さらに、報道機関に提供した資料は、時系列的にファイルし、報道機関を含め、誰でも常時閲覧できるものとする。

臨時市民相談室の設置場所は、市役所内及び被災地の地区防災拠点本部等に設置し、関係部課や関係機関と連絡を図り、市民からの相談事項を速やかに解決するよう努めることとする。

2 要望・苦情の処理

臨時市民相談室において聴取した要望や苦情等は、関係部課又は関係機関へ照会し、必要に応じて、調査等を実施し適切な処理を行うこととする。

また、寄せられた要望や苦情等及びその回答、処理状況について、時系列に記録をとることとする。

3 専門家への協力要請

必要に応じて、関係機関、弁護士等専門家及び災害時福祉ボランティア（語学）への協力を要請し、外国人への対応についても配慮しながら、広域的かつ総合的に行う。

第7節 物価の安定、物資の安定供給

市は県と協力し、食料をはじめとする生活物資等の物価が高騰しないよう、また、事業者による買占め・売り惜しみが生じないよう監視するとともに、必要に応じて指導等を行う。

また、市民が落ち着いた消費行動がとれるよう、生活物資の供給状況等について、必要な情報提供に努める。

さらに、商業施設等と協力し、物資が安定的に供給されるように努めるとともに、発災後速やかに営業を再開できるよう、物資搬入車両の通行の確保等、必要な体制の整備に努める。

第19章 災害救助法

災害救助法適用の災害が発生した場合、知事は災害救助法の規定に基づき、被災者の保護と社会秩序の保全を目的として救助を実施する。

第1節 災害救助法の適用

市長は、市域に大規模な災害が発生し、本市における災害が災害救助法の適用基準のいずれかに該当したとき又は該当する見込みのあるときは、直ちにその旨を県知事に報告するとともに、この法律による救助を要請する。

市長は、災害の事態が急迫して、県知事による救助の実施を待つことができないときは、災害救助法の規定による県知事が行う救助の補助として着手し、その状況を事後速やかに県知事に情報提供する。

県知事は、救助を迅速に行うために必要があると認めるときは、第 2 節に掲げる救助の実施に関する事務の一部を市長が行うこととすることができる。

第2節 救助の内容

災害救助法第 4 条による救助の種類は、次のとおりである。

- ア 避難所及び応急仮設住宅の供与
- イ 炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給
- ウ 被服、寝具その他生活物資の給与又は貸与
- エ 医療及び助産
- オ 被災者の救出
- カ 被災した住宅の応急修理
- キ 生業に必要な資金、器具又は資料の給与又は貸与
- ク 学用品の給与
- ケ 埋葬
- コ 死体の搜索及び処理
- サ 災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去

第3節 求償事務

市は、災害救助法に基づく災害時における、他自治体への支援、他自治体からの受け入れに伴う、経費のとりまとめを行い県へ報告する。

第20章 二次災害の防止活動

地震による地盤の緩みや施設の損壊等による水害・土砂災害、危険性物質（危険物、高圧ガス、毒物劇物で、火災、爆発又は人体への影響を及ぼす物質）の流出や噴出、津波等による二次災害を防止するため、次の施策を講じるものとする。

第1節 水害・土砂災害対策

市は、余震、或いは降雨等による二次的な水害に対する点検を行い、応急対策を実施する。

また、適切な警戒避難体制の整備などの応急対策を行うとともに、災害の発生のおそれのある場合は速やかに適切な避難対策を実施する。

土砂災害の危険箇所がある場合は、次の体制を確立し警戒にあたる。

1 危険箇所等の警戒

土砂災害の危険が高まった場合には、警戒監視体制を強化する。

- ア パトロール隊の編成
- イ 余震・雨量情報など、二次災害誘発情報の収集体制
- ウ 緊急情報伝達体制
- エ 避難誘導班の編制

2 住民に対する広報

土砂災害の危険が高まった場合には、住民等に対し、次の項目について広報する。

- ア 危険区域等、具体的状況
- イ 避難を要するときの緊急情報伝達方法
- ウ 避難時の注意事項
- エ 避難場所
- オ その他、二次災害防止のための具体的方法等

第2節 爆発等及び有害物質による二次災害対策

1 施設の点検と応急措置

危険性物質を管理する者は、地震発生後速やかに当該物質を収納する施設の安全点検を実施するとともに、危険性物質の流失等による二次災害の発生を防止するための応急措置にあたる。

2 消防機関への通報

二次災害の発生又はそのおそれがある施設の管理者は、次の事項について消防機関に通報する。

- ア 施設の概要と損壊状況
- イ 応急措置の内容と見通し
- ウ 二次災害の予想影響範囲

3 危険区域の警戒・避難体制

消防局及び関係機関は、二次災害に対する情報を覚知したときは協力し、直ちに現場調査を行い、状況に応じて警察等の協力を得ながら次の体制を確立する。

- ア 警戒区域の設定
- イ 警戒区域内住民の避難の命令、指示
- ウ 避難誘導（避難場所・避難道路の選定・広報体制等）
- エ 火災防ぎよ、延焼防止、警戒配備、危険性物質の希釈、拡散防止

4 住民に対する広報

市の広報紙、防災行政無線等により次のことについて住民に周知する。

- ア 二次災害の影響範囲等、具体的危険状況
- イ 避難を要するときの緊急情報伝達方法
- ウ 避難時の注意事項
- エ 避難場所
- オ その他、二次災害防止のための具体的方法等

5 避難誘導

緊急を要するときは、直ちに各論 I 第 4 部第 6 章避難対策に基づく避難の指示等に必要な措置をとる。

第3節 津波による二次災害対策

市は、津波による浸水を防止するため、漁港施設等の点検を行うとともに、必要に応じて応急工事を行う。

また、適切な警戒避難体制の整備などの応急対策を行うとともに、災害の発生のおそれのある場合は各論 I 第 4 部第 21 章津波対策に従って速やかな避難対策を実施する。

第21章 津波対策

本章では、地震が発生し津波の襲来が予想されるとき及び大津波警報・津波警報・津波注意報が発表されたときの応急対策について必要な事項を定める。

第1節 津波警報等の受理伝達

1 津波警報等の種類

気象庁から発表される津波警報・注意報の種類は、表 4-8 のとおりである（大津波警報は、特別警報に位置付けられている。）。津波警報・注意報が発表された場合には、表 4-9 に示す津波情報が発表される。また、地震発生後、津波による災害が起こるおそれがない場合には、表 4-12 に示す津波予報が発表される。

なお、本市は、気象庁が定める津波予報区の「相模湾・三浦半島」に該当する。

表 4-8 津波警報・注意報の種類

種類	発表基準	発表される津波の高さ		想定される被害	とるべき行動
		数値での発表 (津波の高さ予想の 区分)	巨大地震 の場合の 発表		
大津波警報	予想される津波の高さが高いところで 3m を超える場合。	10m 超 (10m < 予想高さ)	巨大	木造家屋が全壊・流失し、人は津波による流れに巻き込まれる。	直ちに避難対象地域の外へ避難。 津波一時避難場所・津波避難ビルなど安全な場所へ避難。
		10m (5m < 予想高さ ≤ 10m)			
		5m (3m < 予想高さ ≤ 5m)			
津波警報	予想される津波の高さが高いところで 1m を超え、3m 以下の場合。	3m (1m < 予想高さ ≤ 3m)	高い	標高の低いところでは津波が襲い、浸水被害が発生する。人は津波による流れに巻き込まれる。	直ちに避難対象地域の外へ避難。 津波一時避難場所・津波避難ビルなど安全な場所へ避難。
津波注意報	予想される津波の高さが高いところで 0.2m 以上、1m 以下の場合であって、津波による災害のおそれがある場合。	1m (0.2m ≤ 予想高さ ≤ 1m)	(表記しない)	海の中では人は速い流れに巻き込まれ、また、小型船舶が転覆する。	直ちに海から上がって、海岸から離れる。

表 4-9 津波情報の種類

種類	内容
津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報 ^(*1)	各津波予報区の津波の到達予想時刻や予想される津波の高さ（発表内容は津波警報・注意報の種類を表に記載）
各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報	主な地点の満潮時刻・津波の到達予想時刻
津波観測に関する情報 ^(*2)	沿岸で観測した津波の時刻や高さ
沖合の津波観測に関する情報 ^(*3)	沖合で観測した津波の時刻や高さ、及び沖合の観測値から推定される沿岸での津波の到達時刻や高さ

(*1) 津波到達予想時刻・予想される津波高さに関する情報について

この情報で発表される到達予想時刻は、各津波予報区で最も早く津波が到達する時刻である。場所によっては、この時刻よりも 1 時間以上遅れて津波が襲ってくることもある。

(*2) 津波観測に関する情報の発表内容について

沿岸で観測された津波の第 1 波の到達時刻と押し引き、その時点までに観測された最大波の観測時刻と高さを発表する。津波は繰り返し襲い、あとから来る波の方が高くなることもあるため、観測された津波が小さいからといって避難を止めてしまうと危険である。そのため、最大波の観測値については、大津波警報又は津波警報が発表中の津波予報区において、観測された津波の高さが低い間は、数値ではなく「観測中」の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。

表 4-10 沿岸で観測された津波の最大波の発表内容

警報・注意報の発表状況	観測された津波の高さ	内容
大津波警報	1m 超	数値で発表
	1m 以下	「観測中」と発表
津波警報	0.2m 以上	数値で発表
	0.2m 未満	「観測中」と発表
津波注意報	(すべての場合)	数値で発表（津波の高さがごく小さい場合は「微弱」と表現）

(*3) 沖合の津波観測に関する情報の発表内容について

沖合で観測された津波の第 1 波の観測時刻と押し引き、その時点までに観測された最大波の観測時刻と高さを観測点ごとに発表する。また、これら沖合の観測値から推定される沿岸での推定値（第 1 波の推定到達時刻、最大波の推定到達時刻と推定高さ）を津波予報区単位で発表する。

最大波の観測値及び推定値については、沿岸での観測と同じように避難行動への影響を考慮し、一定の基準を満たすまでは数値を発表しない。大津波警報又は津波警報が発表中の津波予報区において、沿岸で推定される津波の高さが低い間は、数値ではなく「観測中」（沖合での観測値）又は「推定中」（沿岸での推定値）の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。

表 4-11 沖合で観測された津波の最大波（観測値及び沿岸での推定値）の発表内容

警報・注意報の発表状況	沿岸で推定される津波の高さ	内容
大津波警報	3m 超	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表
	3m 以下	沖合での観測地を「観測中」、沿岸での推定値を「推定中」と発表

津波警報	1m超	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表
	1m以下	沖合での観測地を「観測中」、沿岸での推定値を「推定中」と発表
津波注意報	(すべての場合)	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表

表 4-12 津波予報

発表される場合	内容
津波が予想されないとき	津波の心配なしの旨を地震情報に含めて発表される。
0.2m未満の海面変動が予想されたとき	高いところでも 0.2m未満の海面変動のため被害の心配はないが、海に入ってから作業や釣り、海水浴などに際しては十分な留意が必要。
津波注意報解除後も海面変動が継続するとき	津波に伴う海面変動が観測されており、今後も継続する可能性が高いため、海に入ってから作業や釣り、海水浴などに際しては十分な留意が必要。

- ア 津波注意報
南消防署鶴沼出張所に設置
- イ 津波警報
南消防署又は南消防署鶴沼出張所に設置
- ウ 大津波警報
南消防署に設置

この津波現地指揮所は、次に定める津波対策現地指揮本部が設置されたときは、その指揮下に入るものとする。

2 津波対策現地指揮本部の設置

市長は、津波警報が発表されたとき又は津波災害が予測され、必要と認められるときは、本庁に「災害対策本部」を設置するとともに、南消防署又は南消防署鶴沼出張所に「津波対策現地指揮本部」を設置し、警戒体制及び避難の指示等必要な措置を講ずる。

3 津波監視所での津波監視・警戒

消防局長又は消防署長は、津波警報・大津波警報が発表されたときは、必要に応じ津波監視所で津波監視・警戒にあたる。

4 広報

(1) 避難指示

- ア 大津波警報又は津波警報を受信したときは、片瀬地区、鶴沼地区及び辻堂地区の津波避難対象地域の市民等に対して、直ちに避難指示を行う。
- イ 津波注意報を受信したときは、海の中や海岸付近にいる者に対して、広報車両や津波フラッグ等を活用して、直ちに避難指示を行う。なお、遠地津波の場合は、状況に応じて避難指示等を行う。
- ウ 震度 4 以上の地震を感じた場合、又は弱い地震であっても長時間ゆっくりとした揺れを感じた場合は、必要に応じて避難指示を行う。

(2) 広報内容

津波の予想高、津波到達予想時刻等の津波情報を付加し、あらゆる広報手段を用いて広報を行う。

5 関係機関の協力

(1) 藤沢警察署

藤沢警察署は、津波警報が発表されたとき又は津波災害の発生のおそれがある場合において、市長が避難の指示を行うことができないとき又は市長から要請があったとき若しくは危険が切迫していると警察官自らが認めるときは、沿岸住民、海浜利用者等に対して避難の指示を行うほか、市が行う応急活動に協力して、津波広報、監視、警戒及び避難誘導にあたる。

(2) 湘南海上保安署

津波警報が発表されたとき又は津波災害発生のおそれがあるときは、巡視艇及び航空機等により沿岸地域の住民、磯釣り客及びサーファー等の海浜利用者等並びに船舶に対し避難の指示を行うほか、市が行う応急活動に協力して、情報の周知、監視、警戒、避難誘導にあたる。

第3節 津波災害の避難対策

1 津波発生時の避難のあり方

津波災害に対する応急対策の基本は、津波警報等を一刻も早く捉え、一刻も早く避難対象地域の外へ避難することである。避難対象地域の外への避難が困難な場合は、避難対象地域内の津波一時避難場所・津波避難ビルに避難する。

特に、近海で発生した地震に伴う津波の場合は、津波警報発表以前に津波が来襲することも想定される。

このことから、津波発生により、避難が必要な状況が発生した場合の避難のあり方を次に示す。

① 避難指示又は自主避難

近海で発生した地震に伴う津波は、市長の避難指示発令前に来襲する可能性もあるので、海辺では「地震＝津波→避難」を基本に、自主避難を行う。

② 津波一時避難場所・津波避難ビルへの避難

津波災害から一時的に市民の生命を守るため市が指定する津波一時避難場所・津波避難ビルに避難する。

③ 大津波警報・津波警報・津波注意報の解除

津波は第1波よりも第2波・第3波の方が高い場合があるため、大津波警報・津波警報（海岸付近にあっては津波注意報）が解除されるまで避難行動を継続する。

市は、原則として津波警報・注意報の解除の発表に基づき、避難指示の解除を行う。ただし、浸水被害があった区域については、状況に応じて判断する。

④ 地震に関する避難指示（又は自主避難）

（地震災害と津波災害とが短時間のうちに発生した場合）

地震の余震に伴う災害リスクよりも、津波の第 2 波以降の災害リスクが高いと考えられることから、津波避難ビルに避難した場合は、火災による危険がない限り津波警報が解除されるまでは移動しないことを原則とする。

津波警報が解除された後は、地震災害の避難対策（第 4 部第 6 章第 4 節）と同様とする。

⑤ 避難者の帰宅

津波警報が解除された後、地震災害が発生せず、かつ、津波による自宅の被害を免れた市民は、それぞれの自宅に帰宅する。

⑥ 指定避難所への避難

津波警報・注意報が解除された後、地震、津波等で住宅をなくした市民は、市が指定する指定避難所で生活を送る。

⑦ 仮設住宅への移行

指定避難所開設の後、応急仮設住宅が建設されたときは、被災者は応急仮設住宅での生活に移行する。

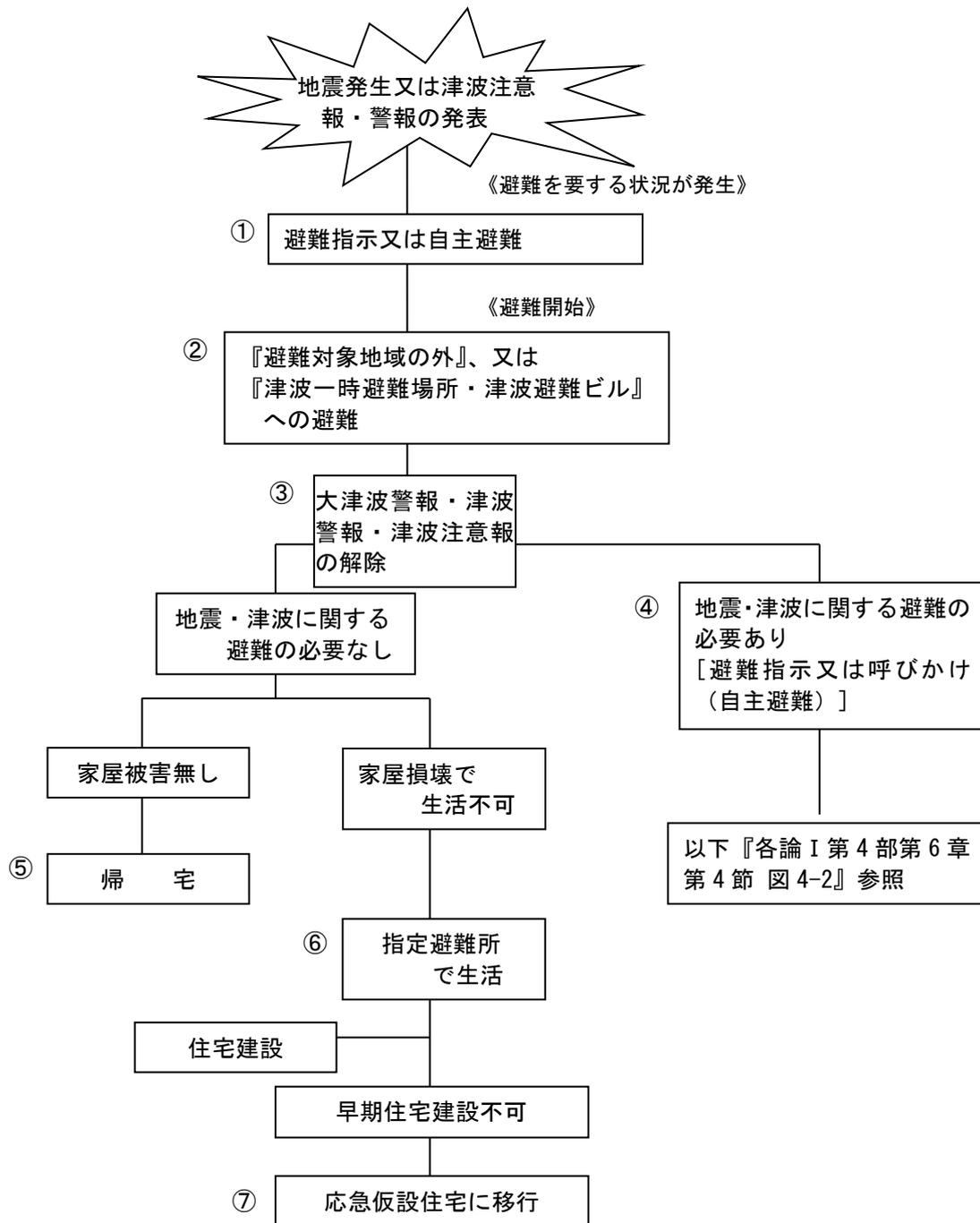


図 4-4 津波発生時の避難のあり方

第5部 災害復旧・復興対策計画

阪神・淡路大震災は、戦後最大の大都市直下型の地震であり、大都市地域における震災対策を一層推進する必要があることを再認識した災害でもあった。大規模な都市型地震災害は、市民の生活、財産、生活基盤等に直接の被害をもたらすだけでなく、その被災規模が大きいいため、その爪痕は社会・経済活動に長期間影響を及ぼし続ける。大震災後の市民生活の再建、都市の復興、さらには経済活動の復興を早期に実現するには、市民、地域コミュニティや NPO、県や市町村などの行政機関が協働して、復旧段階から早期に復興対策に取り組むことが重要である。

また、東日本大震災は、国内観測史上最大規模の地震やそれに伴う大津波により甚大な被害が発生し、被災地が広範囲に及んでいるほか、戦後最大の人的被害が生じ、まさに未曾有の大災害となった。東日本大震災からの復興にあたっては、被災者、被災地の住民のみならず、市民全体が相互扶助と連携のもとでそれぞれの役割を担っていくことが不可欠であるとともに、復旧の段階から、単なる復旧ではなく、未来に向けた創造的復興を目指していくことが重要である。

国では、大規模な災害を受けた地域の円滑かつ迅速な復興を図るため、その基本理念、政府による復興対策本部の設置及び復興基本方針の策定並びに復興のための特別の措置について定めた「大規模災害からの復興に関する法律（平成 25 年法律第 55 号）」を制定している。

これらの動向を踏まえるとともに、復興の目的は自然災害によって失われた都市基盤を再整備し直すだけでなく、被災にあった人々の生活基盤や地域としての社会経済機能を再生することにあるという視点にたって、本市では、あらかじめ復興に関する基本理念及び復興対策の指針を示すことを目的として「藤沢市災害復興条例」を平成 26 年 12 月に制定した。

ここでは、あらかじめ復旧・復興の考え方や対策の内容を整理し、震災後の迅速な対策が推進できるよう地域防災計画に位置づける。

章	節	実施担当
第 1 章 復旧・復興体制の整備	第 1 節 復旧と復興の考え方	各指揮本部
	第 2 節 人的資源の確保	各指揮本部
	第 3 節 震災復興に係る体制整備	各指揮本部
	第 4 節 財源の確保	各指揮本部
第 2 章 災害復旧基本計画	第 1 節 復旧の基本方針	本部事務局・企画政策部指揮本部・各指揮本部
	第 2 節 都市基盤施設等の復旧対策	都市整備部指揮本部・道路河川部指揮本部・下水道部指揮本部・環境部指揮本部・各指揮本部
	第 3 節 生活安定対策	本部事務局・財務部指揮本部・市民自治部指揮本部・福祉部指揮本部・健康医療部(保健所)指揮本部・経済部指揮本部・計画建築部指揮本部・地区防災拠点本部
	第 4 節 地域経済支援	経済部指揮本部

章	節	実施担当
第 3 章 震災復興基本計画	第 1 節 復興計画の検討	本部事務局・企画政策部指揮本部・各指揮本部
	第 2 節 復興計画の策定	本部事務局・企画政策部指揮本部・各指揮本部
	第 3 節 復興に関する補足調査	本部事務局・企画政策部指揮本部・各指揮本部
	第 4 節 市街地復興	計画建築部指揮本部・都市整備部指揮本部
	第 5 節 都市基盤施設等の復興対策	都市整備部指揮本部・道路河川部指揮本部・下水道部指揮本部・環境部指揮本部
	第 6 節 コミュニティの復興対策	本部事務局・企画政策部指揮本部・地区防災拠点本部

第 1 章 復旧・復興体制の整備

復旧の延長線上に復興があることを、念頭においた震災復興本部を設置し、市街地、市民生活、地域経済等の復興計画策定するとともに、市民の合意、手法の確立及び財源の確保等を進めて、復興事業を推進する。

第 1 節 復旧と復興の考え方

復旧と復興は、①災害応急対策として行われる機能の回復を目的とした応急復旧と、②施設自体を被災前の状況に戻す本格復旧、あるいは、③防災性を高めて計画的に整備するといった本格的な復興の 3 つの段階に分けられる。

本市は、災害復旧プロセス（①、②）までを災害対策本部、震災復興プロセス（③）については、震災復興本部を設置し、災害対策本部と震災復興本部が連携を図り、復旧過程の段階から迅速な復興を推進する。

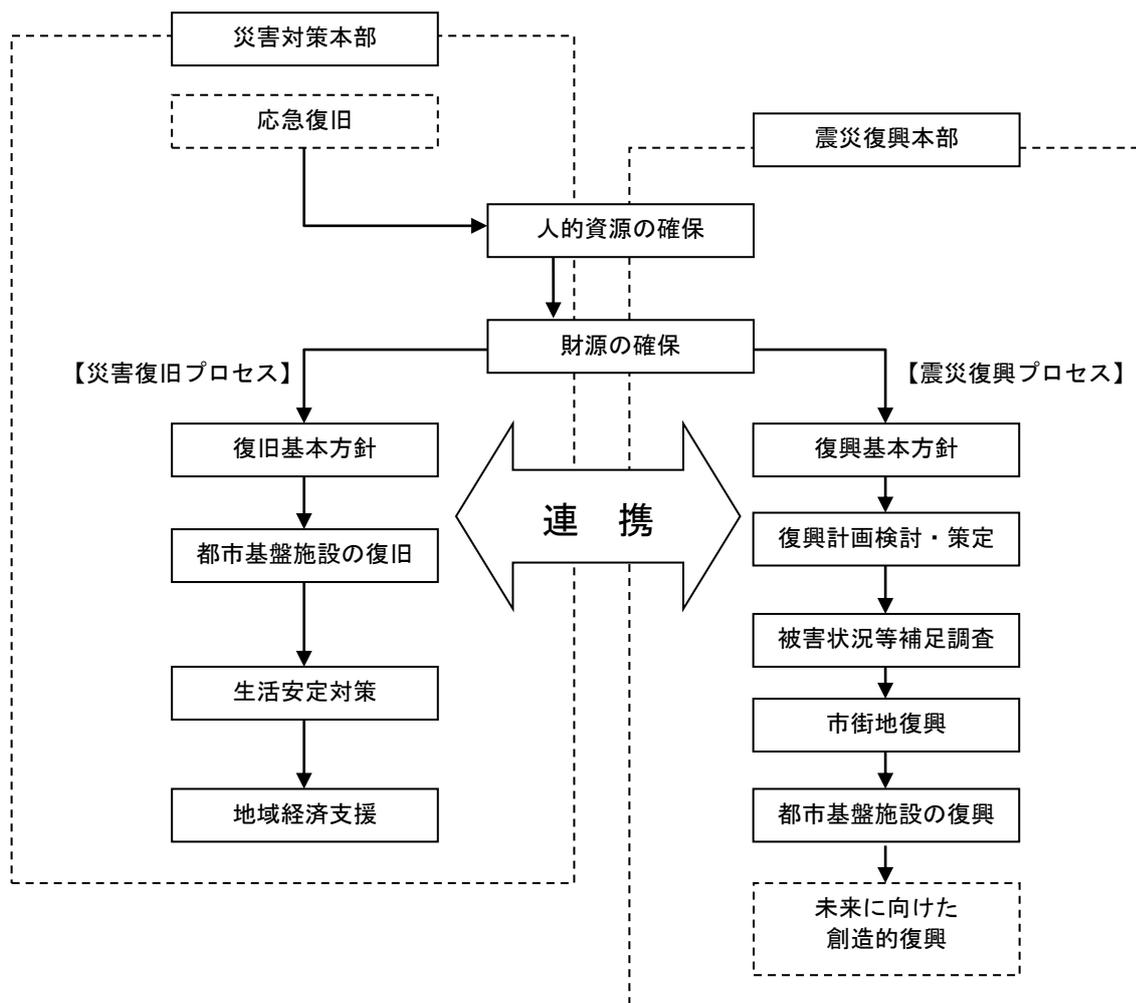


図 5-1 復旧・復興フロー

第 2 節 人的資源の確保

本格的な復旧作業の実施及び震災復興事業に向けて、通常業務に加えて膨大な事務執行が長期間にわたり必要になるが、被災職員による減員等により、特定の分野や職種において人員不足が予測される。

このため、特に人員を必要とする部門については、関係部門と協議・調整し、弾力的かつ集中的に人員配置を行うとともに、臨時職員等の雇用を行う。

1 派遣職員の受入れ

不足する職員を補うため、地方自治法、災害対策基本法、協定等に基づき、職員の派遣、又はあっせんの要請を行い、職員を受け入れる。

2 専門家の支援の受入れ

災害後は、土地の測量、登記、建築、不動産評価などの土地に関する法律的な問題など、様々な問題が発生し、専門的なサービスの提供が求められることが予想される。そこで、県による「大規模災害時における相談業務の応援に関する協定」に基づき、神奈川県大規模災害対策士業連絡協議会に対して市が開催する相談会への相談業務に従事する者の派遣を要請し、弁護士、司法書士、建築士、不動産鑑定士、税理士などの専門家の支援を受け入れる。

第 3 節 震災復興に係る体制整備

1 震災復興本部の設置

市は、復興に関わる総合的措置を講じ、速やかな復興を図るために、復興に関する事務等を行う組織（震災復興本部）を庁内に設置する。震災後、迅速かつ的確に震災復興対策を実施するため、震災復興体制を整備する。

また、当該本部内における復興計画の策定を進める担当部門において、復興計画作成方針の検討、復興計画に係る庁内案の作成、既存計画（施策）との整合性の確保、庁内各部門の調整を行う。

2 震災復興専門委員会の設置

復興計画の策定にあたり、高齢者・障がい者・女性・若者など多様な市民や事業者団体等の意見を反映するため、震災復興専門委員会（仮称）を設置する。

第 4 節 財源の確保

1 財政方針の策定

被害状況の把握と対応策の検討と同時に、応急・復旧事業、並びに復興事業に係る財政需要見込みを算定する。

また、財政需要見込みに基づき、対策の優先度や重要度に応じて適切な対応が図れるよう、機動的かつ柔軟な予算執行や編成を行うこととする。

2 財源確保対策

復旧・復興対策に係る財政需要に対応するため、災害復興基金、財政調整基金等の活用や他の事業の抑制などにより財源の確保を図るほか、激甚災害の指定、災害復旧に係る補助や起債措置、交付税措置など、十分な支援を県・国へ要望していく。

(1) 災害復興基金

市は、大規模かつ重大な災害が発生した場合における市民生活の復興及び災害からの復旧を迅速かつ円滑に進めるため、平成 27 年 4 月に設置した災害復興基金を活用し、必要な財源の確保に努める。

(2) 国の財政援助

法律等により、国がその費用の全部又は一部を負担若しくは助成する災害復旧事業は、次のとおりである。（災害復旧事業費の決定は、都道府県の報告、その他、地方公共団体が提出する資料、並びに実地調査の結果等に基づいて行われる。）

表 1-1 国の助成する災害復旧事業

法令等	助成を受ける事業
公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法	公共土木施設災害復旧事業
	公共土木施設災害関連事業
公立学校施設災害復旧費国庫負担法	公立学校施設災害復旧事業
公営住宅法	公営住宅災害復旧事業
農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律	農林水産施設災害復旧事業
建設省都市局長通達都市災害復旧事業国庫補助に関する基本方針	都市災害復旧事業
土地区画整理法	土地区画整理事業(急施を要す)
都市公園法	災害応急対策に必要な施設
生活保護法	生活保護施設災害復旧事業
児童福祉法	児童福祉施設災害復旧事業
老人福祉法	老人福祉施設災害復旧事業
身体障がい者福祉法	身体障がい者更生援護施設災害復旧事業
知的障がい者福祉法	知的障がい者更正施設災害復旧事業
売春防止法	女性保護施設災害復旧事業
感染症の予防及び感染症患者に対する医療に関する法律	感染症予防施設災害復旧事業
	感染症予防事業
予防接種法	臨時の予防接種
廃棄物の処理及び清掃に関する法律	災害清掃費
中小企業信用保険法	中小企業信用保険法による災害関係保証
水防法	水防施設の設置費
産業労働者住宅資金融通法	産業労働者住宅建設資金の融通
下水道法	河川等災害復旧事業

(注) 単独災害復旧事業として採択される事業

- 1 補助災害復旧事業の採択基準に満たない事業
- 2 庁舎、試験場等の公用施設
- 3 災害応急復旧工事
- 4 災害関連工事
- 5 国庫補助制度があっても補助災害復旧事業の対象としない施設の災害事業

(3) 激甚災害の指定

ア 激甚災害の指定手続

大規模な災害が発生したときは、地方公共団体の長の報告を受けて、内閣総理大臣が激甚災害の指定に関し、中央防災会議に諮問する。

中央防災会議は、激甚災害であるか否かの判定及び発動すべき特別措置の範囲を「激甚災害指定基準」又は「局地激甚災害指定基準」に基づいて審議決定し、これらを政令で指定する。

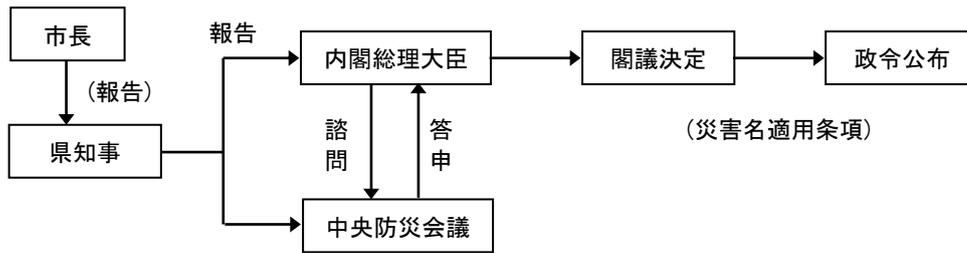


図 1-2 激甚災害の指定手続フロー

イ 調査報告

市長は、大規模な災害が発生したときは「激甚災害指定基準」及び「局地激甚災害指定基準」を考慮して、災害の状況等を県知事に報告するものとする。

ウ 特別財政援助の交付手続

市長は、激甚災害又は局地激甚災害の指定を受けたときは、速やかに関係調書を作成し、県各部局に提出し、公共施設の災害復旧事業が迅速かつ円滑に実施できるよう措置する。

(交付手続に必要な資料)

- (ア) 被害状況がわかる写真
- (イ) 工事の写真
- (ウ) 完成写真
- (エ) 設計書、工事図面等

エ 激甚災害法の対象事業

「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」の対象事業は、次のとおりである。

(ア) 公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助

a 公共土木施設災害復旧事業

河川、海岸、砂防施設、林地荒廃防止施設、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設、道路、港湾、漁港、下水道など

b 公共土木施設災害関連事業

災害復旧のみでは再度災害の防止に十分な効果が期待できないと認められるため、これと合併して行う公共土木施設の新設、改良

c 公立学校施設災害復旧事業

d 公営住宅災害復旧事業

- e 生活保護施設災害復旧事業
- f 児童福祉施設災害復旧事業
- g 老人福祉施設災害復旧事業
- h 身体障がい者更生援護施設災害復旧事業
- i 知的障がい者更生施設災害復旧事業
- j 女性保護施設災害復旧事業
- k 感染症病院等災害復旧事業
- l 感染症予防事業
- m 堆積土砂排除事業（公共施設区域内、外）
- n 湛水排除事業

（イ）農林水産業に関する特別の助成

- a 農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置
- b 農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例
- c 開拓者等の施設の災害復旧事業に対する補助
- d 天災による被害農林漁業者に対する資金の融資に関する暫定措置の特例
- e 森林組合等の行う堆積土砂の排除事業に対する補助
- f 土地改良区等の行う湛水排除事業
- g 共同利用小型漁船の建造費の補助
- h 森林災害復旧事業に対する補助

（ウ）中小企業に関する特別の助成

- a 中小企業信用保険法による災害関係保証の特例
- b 事業共同組合等の施設災害復旧事業
- c 中小企業者に対する資金融通に関する特例
- d 小規模企業者等設備導入資金助成法による貸付償還期間の特例

（エ）その他の特別の財政援助及び助成

- a 公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助
- b 私立学校施設災害復旧事業に対する補助
- c 私立学校振興会の業務の特例
- d 市町村（指定都市を除く）が施行する感染症予防事業費に関する負担の特例
- e 母子及び寡婦福祉法による国の貸付けの特例
- f 水防資材費補助の特例
- g 被災者公営住宅建設事業に対する補助の特例
- h 雇用保険法による求職者給付の支給に関する特例
- i 公共土木施設、公立学校施設、農地農業用施設及び林道の小災害復旧事業に対する特別の財政援助

第2章 災害復旧基本計画

本章では、地震災害の復旧対策を迅速に行うため、災害復旧の基本計画について定める。なお、迅速な原状復旧を目指すか、中・長期的な災害に強いまちづくりの視点から復興の必要性を検討する。

第1節 復旧の基本方針

地震災害の復旧対策を迅速に推進するため、市及び防災関係機関は、被災直後から復旧方針を策定し、市民・企業の協力のもとに各種事業を実施するものとする。

1 被災状況の把握

市及び防災機関は被災直後から住宅、施設等の被害量を把握するとともに、復旧事業量を推計する。

2 がれき処理の実施

市は、被災家屋及び被災事業所等の解体・処理を先行する。

3 建築物の被災状況に関する調査

市は、全壊、半壊といった被災地全体の建築物の被災状況の調査を行い、その結果を整理して県に報告する。

人員が不足する場合には、県や他の自治体等に協力を依頼する。

4 生活再建支援に係る調査

(1) 被災状況の調査

市は、土地建物固定資産税の減免、災害見舞金や義援金等を支給するため、被災したすべての家屋について被害家屋調査を実施する。

詳細は、第 4 部第 18 章第 2 節に定めるとおりである。

(2) 震災離職者に係る調査

雇用対策のため、地域経済の被災状況を把握するとともに、被災離職者の調査を行い、離職者の特性等について把握する。

(3) その他生活再建に係る調査

市は、要配慮者の被災状況や地域における医療需要、医療機関の再開状況の把握、福祉施設の被災・復旧状況、社会教育施設等の被災状況等、その他の生活基盤に関する被災状況に

ついて調査する。

5 復旧方針の設定

被災地の地域特性、被害の状況、既存計画の有無、まちづくりの熟度等を考慮して、復旧事業の方針を設定する。

6 復旧事業の推進

復旧計画を作成するとともに、復旧効率を高めるために事業者間の調整及び市民の協力等を得ながら復旧事業を推進する。

第2節 都市基盤施設等の復旧対策

都市基盤施設は、災害応急対策として行われる機能の回復を目的とした応急復旧と施設自体を被災前の状況に戻す本格復旧、或いは、防災性を高めて計画的に整備するといった本格的な復興の3つの段階に分けられる。ここでは、応急復旧と本格復旧について定める。

1 被災施設の応急復旧

- ア 市は、あらかじめ定めた応援協定等を活用するとともに、県に対して人的、物的な支援を要請し、市管理の公共施設の復旧を進める。
- イ 県管理の公共施設の復旧については、県に対して早期復旧を要望する。
- ウ ライフライン、交通関係施設の応急復旧については、関係事業者と連携のもと、施設の早期復旧に努める。

2 応急復旧後の本格復旧

市は、避難路、避難地、延焼遮断帯、防災活動拠点ともなる幹線道路、都市公園、河川、港湾などの骨格的都市基盤整備、防災安全街区の整備、ライフラインの地中化などの耐震性の強化、さらには建築物や公共施設の耐震、不燃化などを基本目標とする。

(1) 道路施設

市は、被災状況、地域特性、関係公共施設管理者の意向等を勘察し、迅速な原状復旧を目指すか、耐震性の強化、中・長期的な問題点の改良等も行う復興の必要性を検討し、復旧方針を作成する。

(2) 公園・緑地

市は、被災市街地・集落の復興を見据えた基盤整備の方針、計画、整備手法などと調整を図り、公園・緑地の復旧方針を作成する。

(3) 港湾・漁港施設

港湾施設については、市は各港湾管理者と協力しながら被災状況を把握し、県に対して早期復旧を要望する。

各港湾管理者は、迅速な原状復旧を目指すか、耐震性の強化や中・長期的な問題点の改良等も行う復興を行うのかを検討して基本方針を決定し、復旧工事を実施する。

(4) ライフライン施設

市は、被害状況や緊急性を考慮して、各ライフライン事業者と調整を図り、施設の早期復旧を目指す。

(5) 河川・砂防施設・急傾斜地崩壊防止施設・海岸保全施設・森林等

市は、管理する各施設について、被害状況や緊急性を考慮して、施設の早期復旧を目指すとともに、耐震性の強化など防災性の向上を検討する。

(6) 災害公営住宅の建設

市は、住宅の被害が「公営住宅法第 8 条第 1 項各号」に定める程度以上に達した場合、国の支援を受け建設を行う。被災状況によっては、県・都市再生機構等に協力を要請する。

(7) 災害廃棄物等

大規模地震により災害廃棄物が発生するが、特に、津波被害が生じた場合は、損壊家屋をはじめとする大量の災害廃棄物が発生することから、必要に応じて広域的な処理を検討するとともに、環境負荷のできるだけ少ない方法を検討し、迅速かつ適切に処理を進める。

ア 災害廃棄物等処理基本方針等の策定

市は関係機関と協力して、基本方針等を基に災害廃棄物等処理実施計画を作成する。

イ 災害廃棄物等の処理

市は県と協力して、災害廃棄物の広域処理を含めた処理処分方法を確立するとともに、仮置場、最終処分地を確保し、計画的な収集、運搬及び処分を図ることにより、災害廃棄物の円滑かつ適切な処理を行う。災害廃棄物の処理にあたっては、適切な分別を行うことにより、可能な限りリサイクルに努める。

なお、家屋等の解体は原則として所有者が行うが、国の補助が認められた場合には、市は県及び関係機関と調整の上、解体処理実施計画を作成し、受付窓口等を設置して、分別、運搬等について周知し、広報を行う。

(8) 消防水利施設

市は、消防水利施設が被災により使用できない地域に対し、火災予防を呼びかけるとともに、仮設の防火水槽等の代替を確保する。

第3節 生活安定対策

本節では、地震災害によって起きる被災者の混乱状況から、人心の安定と社会秩序の維持、生活の安定を図り、災害復旧を促進するために必要な対策について定める。

1 被災者の経済的再建支援

市は、被災者の生活再建が円滑に進むよう、福祉、保健、医療、教育、労働、金融等の総合相談窓口を設置し、さらに被災者生活再建支援金や災害弔慰金、災害障がい見舞金の支給、災害援護資金や生活福祉資金の貸付け及び義援金の配分をはじめとする各種事務執行体制を強化するとともに、必要に応じて税や保険料の納期の延長、徴収猶予、減免を行う。

(1) 被災者生活再建支援金の支給のための事務手続

自然災害により生活基盤に著しい被害を受け、経済的理由等によって自立した生活再建が困難な世帯に対する、全都道府県からの被災者生活再建支援基金への拠出金運用益と国からの補助金を原資とする最高 300 万円の被災者生活再建支援金の支給申請等に係る窓口業務を行い、その自立した生活の開始を支援する。

(2) 災害弔慰金等の支給

ア 法律（条例）に基づく災害弔慰金及び災害障がい見舞金の支給

災害による死亡者の遺族に対し、「災害弔慰金の支給等に関する法律」に基づき、「災害弔慰金の支給等に関する条例」に従って、災害弔慰金を支給する。

また、災害により精神的又は身体に著しい障がいを受けた者に対しては、同法及び同条例に基づき災害障がい見舞金を支給する。

イ 市の要綱に基づく災害弔慰金及び災害見舞金の支給

法律（条例）に基づく災害弔慰金等の支給を受けられない場合、市は「藤沢市災害弔慰金の支給等に関する要綱」に基づき、災害弔慰金及び災害見舞金を支給する。

(3) 災害援護資金、生活福祉資金の貸付け

ア 法律に基づく災害援護資金

災害救助法が適用される災害により家屋等に被害を受けた世帯等に対し、生活の立て直し、自立助長の資金として、「災害弔慰金の支給等に関する法律」に基づき、条例に従って災害援護資金の貸付けを行う。

イ 市の要綱に基づく災害援護資金

降雨により水害が発生し、現に居住している住宅又は現に使用している店舗若しくは事業所が床上浸水以上の災害を受けた世帯の世帯主に対しては、「藤沢市災害援護資金貸付金貸付要綱」に基づき、災害援護資金の貸付けを行う。

ウ 生活福祉資金

社会福祉協議会は、「神奈川県社会福祉協議会生活福祉資金（福祉資金及び教育支援資金）運営要領」に基づく生活福祉資金を、低所得世帯を対象に貸し付ける。

（４）義援金の受入れ・配分

市は、市等を特定した義援金、及び神奈川県又は日本赤十字社神奈川県支部から本市分として配分された義援金を受け入れ、被災者へ義援金を交付する。

義援金の交付にあたっては、義援金配分検討委員会を設置し、県及び他市町村と連携をとりながら、配分計画を策定し、県の義援金交付方針や義援金の受入状況、支給対象予想者等を参考に、義援金の交付対象、交付基準、審査基準等を決定する。

（５）生活保護

市は、被災による生活環境の変化から、新たな生活保護利用者の発生が予想されるので、申請漏れが発生しないよう、相談窓口を設置するとともに、生活保護制度の周知を行う。また、被災の状況によっては申請そのものが困難な場合も考えられるため、積極的に情報を収集して要保護者の把握に努める。

（６）税の減免等

市は、被災者の生活再建を支援するため、県と調整しつつ、住民税、軽自動車税、固定資産税等の地方税・利用料・手数料について、申告等の期限延長、徴収猶予及び減免などの緩和措置について検討する。

（７）社会保険関連

市は、国民健康保険、介護保険など社会保険関連の特例措置を実施する。

2 雇用対策

事業施設や地域経済の被害により、事業継続の困難による倒産や従業員の解雇等が予想されるため、市は、国・県が行う雇用対策に協力する。

3 被災者の精神的支援

（１）被災者の精神的な不調に関する相談及び訪問相談等の実施

被災を体験したことにより、精神的に不安定になっている被災者に対し、相談窓口等を設けて指定避難所を中心に医師、保健師等が心の相談に応じるほか、必要に応じて専用電話の設置や訪問相談を行う。

（２）被災者の精神保健支援のための地域拠点の設置

被災者のこころのケアに長期的に対応するための地域拠点を設置して地域に根ざした精神

保健活動を行う。

(3) 災害時のこころのケア啓発冊子の作成・配布

被災に関わるこころの変化について、被災者、行政関係者、ボランティア等に周知を図るため、既存の冊子や新たに作成した冊子を配布する。

(4) 被災児童生徒等のこころのケア事業

災害時に特に影響を受けやすい児童生徒等に対して、相談窓口の設置や電話相談の開設、スクールカウンセラー等による巡回相談等を実施する。

4 要配慮者対策

(1) 高齢者、障がい者への支援の実施

市は、高齢者、障がい者等の要配慮者の被災状況を把握し、ホームヘルプサービスやショートステイ等の在宅サービスの実施、入所施設等への受入れ、福祉ボランティアの確保等を実施する。

また、障がいによっては、コミュニケーションが困難であることもあるため、情報の伝達手段や支援方法に配慮する。

(2) 外国人被災者への支援の実施

市は、言葉の壁がある外国人被災者が情報を入手できるよう、応急仮設住宅、義援金など各種交付金の手続といった被災後の生活情報を、やさしい日本語による発信に加え、多言語で発信するとともに、災害時に開設される臨時市民相談室において、災害時福祉ボランティア（語学）等の協力を得て、可能な限り多言語で、帰国手続、義援金等の金銭給付、就労、労働、住宅等に関する相談に応じる。また、各種公的サービスを提供する行政機関などにおいて、災害時福祉ボランティア（語学）等による支援を行う。

5 医療機関

市は、市民病院の機能回復を早期に行う。また、県の補助や融資、利子補給等の支援のもと、民間医療機関の再建を行う。

6 福祉施設、社会復帰施設等

(1) 地域の福祉需要の把握

市は、要配慮者、介助者、住宅、施設等の被災による新たな福祉需要の発生や、既存の福祉サービスの供給能力の低下など、増大する福祉需要に対応するため、地域の福祉需要の把握に努める。

(2) 福祉施設、社会復帰施設等の再建

市は、福祉施設や社会復帰施設等を早期に再建し、入所・通所者への適切なサービスを提供するため、社会福祉法人等への再建支援を実施する。

(3) 福祉サービス体制の整備

市は、被災後の生活環境の変化等による福祉施設等への入所・通所者の増加に対応するため、新たな人員、設備の確保や施設の新設、既存施設の増設等を検討する。

7 生活環境の確保

(1) 食品・飲料水の安全確保

市は、水道施設の復旧が完了するまでは、非常用飲料水や貯水槽等の水を飲料水として利用することから、感染症の発生等を防止するため、飲料水の安全確保のための指導を行うとともに、水道施設の復旧支援を行う。

また、食料品についても、炊き出し等による健康被害が発生しないよう、食品衛生確保のための指導を行う。

(2) 公衆浴場等の情報提供

市は、公衆浴場や理髪・美容店の営業状況を把握し、情報提供を行う。

(3) 防犯対策の強化

市は、被災地における犯罪の発生を抑制するため、警察、地域住民と連携し、防犯活動を実施し、地域の安全・安心の確保に努める。

8 教育の再建

(1) 学校施設の再建、授業の再開

市は、被災地での授業の早期再開を図るため、校舎等の補修箇所等を確認し、修繕や建て替え等の復旧方策を検討するとともに、学校周辺の被災状況等を把握し、復興までを見据えた再建復興計画を作成する。

また、仮設校舎の設置や公共施設の利用等により授業実施の場を確保する。

(2) 児童生徒等への支援

市は、児童生徒等の心的影響、経済的影響、学用品の不足等に対して支援を行う。また、転入・転入学手続についても弾力的に取り扱う。

9 社会教育施設、文化財等

市は、被災施設の再建支援を行うとともに、収蔵品の保管場所の確保、破損した収蔵品の補修計画を策定する。また、文化財についても、破損、劣化、散逸を防止し、復旧対策を推進する。

10 ボランティア活動への支援

(1) 要配慮者に対するボランティア活動支援

被災者が指定避難所から仮設住宅に移り、さらに自立できる人達から仮設住宅の退去が進む復興期においては、高齢者や障がい者、親を失った子ども達など要配慮者の状況がそれぞれ異なり、個々の要配慮者をサポートするには、行政のみの対応では限界がある。

このため、市は、県や藤沢市社会福祉協議会、民間企業等と協働で、個別ケアなどに取り組むボランティアやNPOが円滑かつ効果的に活動を行うことができるよう、必要な情報の提供などの支援に努める。

(2) 被災地のボランティア団体に対する支援

被災地の復旧・復興に向けては、地域の住民や団体が主体となって長期的に取り組んでいくことが必要である。

こうしたことから、市は県と連携して、要配慮者に対する支援や、まちづくり、産業振興など、様々な課題に関わる地元のボランティアやNPOのネットワーク化や組織強化などに対する支援に取り組む。

11 情報提供、市民相談

市は、行政の行う施策のほか、被災地域の生活関連情報等を整理し、ホームページや広報紙等を利用して提供する。

また、臨時相談窓口や電話相談窓口等を設置し、生活再建や事業復興の不安に対する相談に応じる。

第4節 地域経済支援

地域経済の状況は、そこに住む市民にとって、雇用、収入、生活環境の確保の面において密接に係わってくるもので、被災した市民の生活再建にも大きな影響を与える。また、財政面から見ると、地域経済の復旧・復興は、自治体の復興財源の確保にもつながる。地域経済の復旧・復興は、地域に人々がとどまり、元いた人々が地域に戻ってくる中で経済活動が行われることが重要であり、住民の生活、住宅、市街地の復旧・復興プロセスなどとの関係に留意した地域経済支援を進めることが求められる。

特に行政が行うべき地域経済支援の柱としては、経済基盤が脆弱な中小企業の自立支援、地域経済全体の活性化のための支援等が挙げられる。

1 地域全体に波及効果を及ぼす施策の実施

(1) 産業支援方針の策定

市は、県及び関係団体等と協力して、被災した事業者等が速やかに事業を継続し、再開できるように、既存の計画を尊重しながら、被災状況に応じ、市内産業が進むべき方向を中・長

期的な視点から示した新たな産業再生方針を策定する。

(2) 相談・指導体制の整備

市は、雇用の確保、事業継続、事業の再建に不安を抱えている事業者が、安心して再建ができるよう、情報提供や様々な問題の解決を助ける相談・指導体制を整備する。相談にあたっては、県、商工会議所など各種関係団体と協力して相談窓口を設置するとともに、経営の専門家を活用するなど、総合的な支援を行う。

(3) 商談会、イベント等の活用

市は、各種団体との協力体制を確立し、情報発信に取り組むとともに、観光フェア、イベントの活用等により、観光や地場産業の PR を行い、観光客やコンベンションの誘致を目指す。

2 金融・税制面での支援

(1) 資金融資の簡易迅速化、条件等の緩和

既存の貸付制度により融資を受けている事業者は、被災により返済資金の調達が困難になり、償還が困難になることが予想されるため、市は、国等の関係機関に対して償還条件の緩和など特例措置を要請する。

また、被災地を管轄する金融機関や市制度融資の取扱金融機関等に対して、被害の状況に応じて貸付手続の簡易迅速化、償還期限の延長など特別な取扱いを行うよう要請する。

(2) 災害復旧資金設置の検討

藤沢市中小企業融資要綱第 12 条の規定に基づき、被災中小企業等が、事業再建のために必要とする店舗・工場の復旧及び建設、設備機器の購入等に必要な資金設置を検討する。

(3) 既存融資制度等の活用の促進

市は、事業者が速やかに事業を再建できるよう、既存融資制度等について周知し、活用促進を図る。

(4) 金融機関の資金確保の円滑化を図るための支援の実施

震災復興に向けた資金需要により、金融機関の資金が不足することが想定されるため、市は、金融機関（一般金融機関及び政府系金融機関）と協調して融資を行い、資金確保の円滑化を図る。

(5) 新たな融資制度の検討

市は、本格的な復興に向けた資金需要に対応するために、被害状況調査、資金需要の把握、事業者や業界団体等の意見を踏まえ、低利での融資など新たな融資制度の創設について検討する。

(6) 金融制度、金融特別措置の周知

市は、速やかに事業所の再建を図るため、国や県等の既存融資制度を含む各種の融資制度についての情報提供を行う。

(7) 税の減免等

市は、災害の状況に応じて、法人市民税などの市税について、申告等の期限延長、徴収猶予及び減免などの納税緩和措置について検討する。

3 事業の場の確保

(1) 仮設賃貸工場・店舗の建設

市は、被害状況調査や事業者、業界団体等の意見をもとに、工場・店舗の被災（倒壊、焼失など）により事業再開が困難となっている事業者に対し、事業者が自ら事業の場を確保するまでの間、暫定的な仮設賃貸工場・店舗を建設し、低廉な賃料等での提供を検討する。

(2) 共同仮設工場・店舗の建設支援

市は、倒壊又は焼失等の被害を受けた事業組合等が、自ら共同仮設工場・店舗を建設する場合には、中小企業基盤整備機構をはじめとした関係団体等と連携を図りながら、相談・指導を行う。

(3) 工場・店舗の再建支援

市は、自ら工場・店舗等を再建しようとする事業主・組合等に対して、県及び関係団体等と連携を図りながら相談・指導を行うとともに、資金面に関する支援を検討する。

(4) 民間賃貸工場・店舗の情報提供

市は、業界団体等に対して賃貸が可能な工場・店舗の物件情報の提供を依頼して情報収集を行い、リストを相談窓口や業界団体等に配布するとともに、市ホームページ等を活用して情報提供を行う。

(5) 発注の開拓

市は、取引企業の被災、交通事情の悪化等により被災していない事業所（特に中小企業）の経営状況が悪化することが予想されるため、被害状況や団体の意見を踏まえ、受注拡大に向けた発注の開拓を図る。

(6) 物流ルートに関する情報提供

市は、長期にわたる道路等の利用制約により、原材料等の仕入れ、商品等の出荷が滞ることを防ぎ、経営の安定化を図るため、道路等の被害・復旧状況、緊急物資輸送ルートなどの物流ルートに関する情報提供に努める。

(7) 物流機能の確保、水上での物的・人的輸送ルートの確保

市は、できる限り早急に港湾機能の確保が図られるよう、国に対して特例措置を要請する。また、道路等を利用した輸送を補完するため、海上や河川を利用した輸送ルートについても活用する。

4 農水産業者に対する支援

(1) 災害復旧事業等の実施

市は、被災した農水産業の再建を促進するため、農道や水路などの農業生産基盤施設や漁港施設の災害復旧事業等を行う。この際、国等が行う各種の農水産業施設の再建費用に関する助成制度が発効される時は、積極的に当該助成制度を活用するものとする。

なお、津波災害は沿岸部の農・漁業者に対して、壊滅的な被害をもたらす場合があることから、農地の塩害対策、漁場及び水産業の復旧等にあたっては、農・漁業者や関係機関などと十分に協議したうえで進めていくものとする。

(2) 既存融資制度等の活用の促進

市は、被災した農水産業者が速やかに生産等を再開できるよう、農水産団体等を通じて各種の融資制度の趣旨や内容を周知し、活用を促進する。

(3) 物流ルートに関する情報提供

市は、長期にわたる道路利用等の制約により、農・水産物等の流通に大きく影響を及ぼす状況が続くときは、農・水産物の出荷等への影響を最小限に止めるため、道路等の被害・復旧状況、緊急物資輸送ルートなどの物流ルートに関する情報提供を行う。

第3章 震災復興基本計画

本章では、復旧過程から迅速な復興推進への転換を図るため、復興の考え方や復興対策の内容を整理し、震災復興の基本計画について定める。

震災復興対策は、被災直後から量的・質的な変化を伴いつつ、連続的かつ段階的に進んでいくものである。災害対策本部が担う復旧対策のうち、震災復興に関する対策は、災害対策本部と震災復興本部が連携して進める。

復興対策は、男女共同参画の観点をはじめ、子どもからお年寄りまで、また障がいのある方も含めた多様な視点で実施する。

第1節 復興計画の検討

1 復興の基本方針の策定

(1) 復興理念と基本目標の設定

市民、事業者、自治体が一体となって、より効果的に復興事業を進めていくためには、復興に関わるすべての人が、将来の本市のあるべき姿を共有することが必要となる。そこで、復興の目標となる復興理念（スローガン）及び基本目標を設定する。

(2) 市民の合意形成

復興理念や基本目標等を設定する復興計画を策定していく過程において、市民、事業者、自治体が一体となって参画し、地域全体の合意形成を図る必要がある。

2 分野別復興計画の検討

社会経済活動に甚大な障害が生じた場合、被災地の再建にあたっては、市街地整備のみならず、産業振興、福祉、教育等広範な分野にわたる事業を展開していく必要がある。都市復興、住宅復興、産業復興、生活再建など、個別具体的な計画が必要な分野については、分野別復興計画を検討する。また、計画の検討にあたっては、各計画の整合性を図る。

3 復興計画の検討

復興では、被災者の生活再建を支援し、施設のより一層の安全性の向上を図るとともに、地域復興のための基礎的な条件づくりを行うことが必要とされる。復興計画とは、これらの基本的な課題を達成するための計画であり、これらの課題に応えるための施策体系が必要である。

また、復興施策や復興事業は広範な分野にわたり、内容も複雑多岐に及ぶので、多くの復興施策や復興事業のうち、何を優先して実行していくのかを明確に示す必要がある。

具体的には、復興計画において規定する事項は次のとおりである。

- ア 復興に関する基本理念
- イ 復興の基本目標
- ウ 復興の方向性
- エ 復興の目標年
- オ 復興計画の対象地域
- カ 個々の復興施策の体系（被災市街地、都市基盤等の復興計画、被災者の生活再建支援計画、地域経済復興支援計画等）
- キ 復興施策や復興事業の事業推進方策
- ク 復興施策や復興事業の優先順位

復興計画を検討する際には、①復興の基本方針の策定②分野別復興計画の策定③復興計画の検討という 3 つのステップを経て行う。

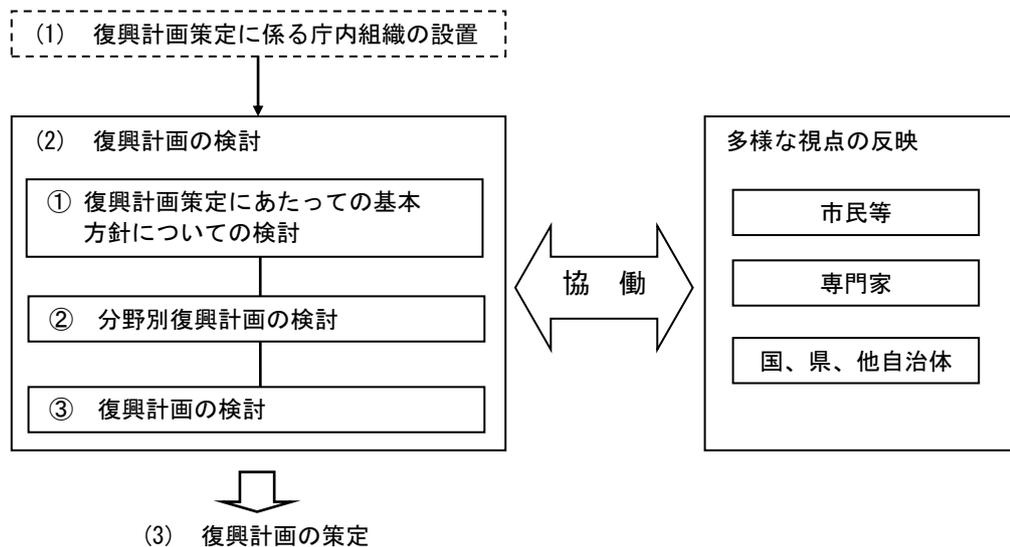


図 1-3 復興計画策定のフロー

第2節 復興計画の策定

1 復興計画の作成

市は、大規模地震災害により地域が壊滅し、社会経済活動に甚大な障害が生じた場合には、被災地の再建は高度かつ複雑な大規模事業になることから、多くの関係機関の諸事業を調整しつつ計画的に復興を推進していくため、復興計画を策定する。

なお、復興計画の作成に際しては、地域のコミュニティが被災者のこころの健康の維持を含め、被災地の物心両面にわたる復興に大きな役割を果たすことを踏まえ、その維持・回復や再構築に十分に配慮するものとする。

2 復興計画策定のプロセス

- ア 復興計画の策定にあたっては、復興に関する事務等を行う組織（震災復興本部）の長は、震災復興専門委員会（仮称）を招集し、復興計画の理念等を諮問する。その後、震災復興専門委員会（仮称）の答申を踏まえ復興計画策定方針を作成し、関係部局において案を作成する。
- イ 復興計画に高齢者・障がい者・女性・若者など多様な市民の意見を反映するとともに、県や他自治体、関係機関に対しても意見を求める。その後、意見を集約し、分野別復興計画、市の復興計画等との整合を図り、復興計画案を策定する。
- ウ 震災復興本部長は、復興本部会議の審議を経て、復興計画及び分野別復興計画を決定し、公表する。

3 復興計画の公表

市は、市民や関係機関等と協働・連携して復興対策を推進するため、新聞、ラジオ、テレビ、インターネット、広報紙等により復興施策を具体的に公表する。

4 復興事業の推進

復旧の延長線に復興において復興本部等の体制を確立し、市街地、市民生活、地域経済等の復興計画策定するとともに、市民の合意、手法の確立及び財源の確保等を進めて、復興事業を推進する。

なお、平常時から地震時の被害状況等を想定し、市街地や市民生活、また、地域経済等の復興対策マニュアルについて検討を進める。

第3節 復興に関する補足調査

市街地及び都市基盤施設等の復興の基本方向の決定、住宅の復興対策、生活再建支援など多岐にわたる復興対策を迅速・的確に行うために、被災状況に関する正確な情報の収集を行い、それに基づいて各分野の対策を実施する。

各論 I 第 4 部の「災害時の応急活動計画」において、地震災害発生時における防災関係機関の情報連絡体制、被災状況及び人的被害の状況を速やかに把握するための体制等について定めているが、さらに詳細に被災状況を把握し、市街地及び都市基盤施設の復興の基本方向の決定、住宅の復興対策、生活再建支援など、復興対策及び復興対策に係る応急対策を迅速・的確に行うため、必要に応じて復興に関する補足調査を行う。

1 都市基盤復興に係る調査

(1) 公園・緑地等の被災状況調査

市は、指定緊急避難場所（大規模火災）、応急仮設住宅用地となる公園・緑地等の被害状況を調査する。

(2) その他都市基盤復興に係る調査

市は、道路・下水道・漁港・海岸等の被害状況について調査する。

2 住宅の復興対策に関する調査

市は、住宅の復興対策を効果的に行うために、応急仮設住宅等の入居状況を仮設住宅の種類別、立地場所別に整理して県に報告する。

3 地域経済復興支援に係る調査

市は、被災地全体の概要の把握に努めるが、特に中小企業の工場や商店街の商店等の被災状況等は、生活再建支援策と密接に関連するため、可能な限り綿密に調査を行う。

(1) 事業所等の被害調査

市は、震災直後の緊急対応及び復興に向けての施策を検討するために、業種別、規模別被害額や工場、商店、農地・農林水産業施設等の被害について調査を行う。

(2) 地域経済影響調査

市は、産業基盤施設の被災状況や事業者の物的被害状況、事業停止期間の把握、取引状況の調査等を行い、地域経済への影響を把握する。

4 復興の進捗状況モニタリング

復興対策は長期にわたるが、その進捗状況は発災から経過した時間や地域によって異なる。そこで、住宅、都市基盤、地域経済などの復興状況や被災者の生活再建の度合い、失業率、将来への意向等を復興状況等に応じた的確に調査し、必要に応じて復興対策や復興事業を修正する。

第4節 市街地復興

被災した市街地を迅速に復興するには、被災者が住んでいた地域にとどまって、自ら立ち上がっていくことが必要となる。

市街地復興の決定にあたっては、まず、被災地区の被災状況、地域の従前の基盤施設の整備状況、既存の長期計画、広域計画における位置づけ、関係者の意向等をもとに、どのようにして災害に強いまちづくりを行うかといった中・長期的な計画的市街地復興方策を検討する。

さらに、市街地復興を行う基本方向が決定された地区については、市街地復興の方針、目的、手法等を決定し、災害に強いまちの形成やより快適な都市環境の形成を図る。

特に市街地の防災性の向上や都市機能の更新が必要とされる地区等では、単なる原状復旧ではなく、合理的かつ健全な市街地の形成や都市機能の更新を図っていく。

なお、津波による被害を受けた被災地については、津波に強いまちづくりを図る観点から、住

民等の参加のもと、総合的な市街地の再整備を行う。

また、被災後に早期かつ的確に市街地復興に進めるよう、復興まちづくりに関する体制や手順の検討、災害が発生した際の復興課題を事前に把握するなど災害復興に向けた事前取組を行う。

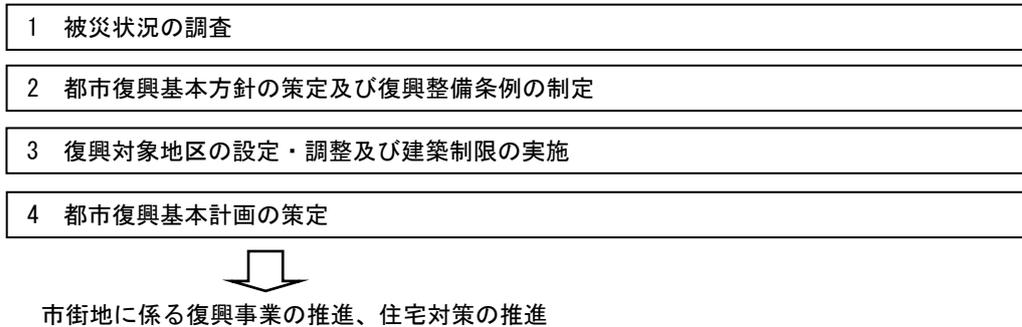


図 1-4 市街地復興のフロー

1 都市復興基本方針の策定

市は、各地の被災状況、地域の従前の都市基盤施設の整備状況、既定の長期計画・広域計画における位置づけ等を踏まえ、原状復旧を行う地区とするか、計画的復興地区とするのかを検討して基本方針を策定し、公表する。

2 復興整備条例の制定

市は、無秩序な復興を防止し、都市復興の理念を公にするため、必要に応じて復興整備条例を制定する。条例には、市民・事業者・行政の責務、復興対象地区の指定と整備手法等を明示する。

3 復興対象地区の設定

条例を制定した場合、市は、被災状況調査や既存の都市計画における位置づけ、都市基盤整備状況等に基づき、復興対象地区の地区区分を設定する。

4 建築制限の実施

市は、市街地の被災の程度や従前の状況によって、都市計画、区画整理等による復興事業に着手するまでの間、復興の妨げになるような無秩序な建築行為を防ぐことを目的として、建築基準法等に基づき区域を指定し、建築制限を実施する。この場合、住宅等の復興に関して情報提供を行うため、建築相談所等を開設する。

5 都市復興基本計画の策定、事業実施

市は、市民の意見の集約を図りながら、復興の目標、土地利用方針、都市施設の整備方針、

市街地復興の基本方針など、具体的な復興施策を示す都市復興基本計画を策定するとともに、復興対象地区ごとに地区復興都市計画を策定する。

6 仮設市街地対策

市は、地域の本格復興が完了するまでの間、住宅の応急修理や仮設店舗等の建設、応急仮設住宅の建設等により、住民の他地域への疎開を減らし、被災前のコミュニティをできる限り守るため、仮設市街地計画を策定する。

7 住宅対策

生活の基盤である住宅の再建は、地域経済の復興にも大きく関わってくるため、市は、持ち家、マンション等の再建支援、災害公営住宅の供給及び公営住宅等への特定入居等を行う。また、公営住宅の入居対象外の住民に対して、民間賃貸住宅の供給促進及び入居支援を行う。

第5節 都市基盤施設等の復興対策

都市基盤施設の復興は、本格復旧後、直ちに防災性を高めて計画的に整備するといった本格的な復興へと転換を図る必要がある。ここでは、復興対策について定める。

1 本格復旧後の復興

市は、本格復旧時に定めた基本目標を踏まえ、都市基盤整備、防災安全街区の整備、ライフラインの地中化などの耐震性の強化、建築物や公共施設の耐震、不燃化を進めるとともに、必要に応じて復興対策や復興事業を修正する。

(1) 道路施設

市は、被災状況、地域特性、関係公共施設管理者の意向等を勘案し、耐震性の強化、中・長期的な問題点の改良等も行う復興方針を作成する。

なお、計画道路については、被災状況や市街化の動向等を勘案し、幅員やルート、線形の変更も含めて再検討する。

(2) 公園・緑地

市は、被災市街地・集落の復興における基盤整備の方針、計画、整備手法などと調整を図り、公園・緑地の復興方針を作成し、都市計画決定されている公園緑地の整備を進める。これにあわせて、既存公園に防災施設の整備・拡充を行うとともに、防災拠点となる公園を整備する。

(3) 港湾・漁港施設

市は、都市復興基本計画に基づいて、湘南港や近隣漁港管理者と連携を図り、施設の機能

回復を図る。

(4) ライフライン施設

市は、都市復興基本計画に基づいて、各ライフライン事業者と調整を図り、施設の復興を支援するとともに、耐震性の強化など防災性の向上に努める。

(5) 河川・砂防施設・急傾斜地崩壊防止施設・海岸保全施設・森林等

市は、都市復興基本計画に基づいて、管理する各施設について、耐震性の強化など防災性の向上に努める。

第 6 節 コミュニティの復興対策

復興にとって何より必要なのは、被災した市民一人ひとりが生活できる基盤を構築するとともに、地域おける社会的機能や経済活動が、災害前に比べ一層活性化させることである。

1 住まいへの支援

第 4 節で示した仮設市街地対策や住宅対策は、被災者の生活安定のために重要である。同時に、住宅をどこにするかは、地域コミュニティの維持や新たなコミュニティの創造にとって重要である。そのため、被災者が住まい方を選択できるよう、多様性のある住まいのあり方を検討する。

2 生業への支援

生活の基盤は、住まいとともに働くことにある。被災者が、被災前までの職業を活かすことや新たな職業に就くことを含め、産業及び雇用対策は、地域の再生に不可欠である。そのため、被災者が働ける環境づくりを検討する。

3 市民活動との連携

災害時に既存の町内会・自治会組織や地域の多様な組織が市民生活を復興するために果たす役割は大きい。また、同時に多くのボランティアが被災地に入り、救助活動から、復旧・復興活動に至るまで携わることが想定される。

市は、町内会等の市民組織とともにボランティア活動とも連携協力し、地域社会の復興に努める。

4 災害復興基金の活用

住まいへの支援、生業への支援、地域コミュニティや地域社会の復興への支援等については、災害復興基金を活用する。

第6部 東海地震に関する事前対策計画

大規模地震対策特別措置法（昭和 53 年法律第 73 号。以下「大震法」という。）第 9 条第 1 項の規定に基づく東海地震に係る警戒宣言が発せられた場合において、本市のとるべき事前対策等の基本的事項について定め、地震防災体制の推進を図るもので、東海地震に関連する調査情報（臨時）、東海地震注意情報、東海地震予知情報の発表及び警戒宣言が発せられた時から、市、各防災関係機関、事業所及び各家庭などが十分な事前対策をとることによって、被害を最小限にすることができる。

東海地震注意情報が発表された時点から大地震発生に伴う関係機関、応援協定都市等を含めた準備体制を図るとともに、東海地震注意情報及び東海地震予知情報が発表された場合、或いは警戒宣言が発せられた場合には、家庭や工場、その他の火気使用施設において、火気の使用を止める、或いは十分注意して使用する、発火性の薬品類の落下防止措置をとるなど、火災の発生する危険要因を事前に除去することによって火災の発生を軽減させ、さらには、皆無にすることも可能となる。

また、山崩れ、崖崩れなどの危険地域の住民の事前避難やブロック塀の倒壊等、屋外の危険を避け、屋内や事務所内の転倒物、落下物の防止措置など事前の措置をとることにより、死傷者の大幅な減少が可能になる。

東海地震が発生した場合、地震予知によりかなりの被害軽減が可能になると考えられるが、こうした事前の対策を行うのは一人ひとりの市民であることが重要である。

章	節	実施担当
第 1 章 計画の方針	第 1 節 東海地震に関する事前対策計画の目的	—
	第 2 節 地震防災対策強化地域	—
	第 3 節 東海地震に関する事前対策の体系	—
	第 4 節 被害想定	—
第 2 章 予防対策	第 1 節 緊急整備事業	本部事務局・計画建築部指揮本部・都市整備部指揮本部・道路河川部指揮本部・下水道部指揮本部・消防局指揮本部・各指揮本部
	第 2 節 地震防災応急計画の作成	本部事務局・各指揮本部
	第 3 節 東海地震に関連する情報に関する知識の普及	本部事務局・各指揮本部

章	節	実施担当
第 3 章 警戒宣言発令時等の対策	第 1 節 東海地震に関する情報が発表された場合の対応	本部事務局・各指揮本部
	第 2 節 東海地震に関連する情報、警戒宣言の伝達	本部事務局・消防局指揮本部
	第 3 節 警戒活動体制	各指揮本部
	第 4 節 警戒宣言前の準備行動	各指揮本部
	第 5 節 広報対策	企画政策部指揮本部・消防局指揮本部・地区防災拠点本部
	第 6 節 警戒宣言発令時の地震防災 応急対策実施状況の報告	本部事務局
	第 7 節 応受援に係る調整	本部事務局
	第 8 節 事前避難対策	本部事務局・企画政策部指揮本部・市民自治部 指揮本部・消防局指揮本部・地区防災拠点本部
	第 9 節 消防、津波対策	消防局指揮本部
	第 10 節 施設・設備等の点検及び緊急 急にとるべき措置	各指揮本部
	第 11 節 警備対策	県警察
	第 12 節 交通対策	本部事務局・道路河川部指揮本部・県警察
	第 13 節 緊急輸送対策	財務部指揮本部・道路河川部指揮本部
	第 14 節 鉄道・バス等公共輸送対策	鉄道事業者
	第 15 節 駅前混乱防止対策	本部事務局・各指揮本部
	第 16 節 児童生徒の保護対策	子ども青少年部指揮本部・教育部指揮本部
	第 17 節 医療機関、福祉施設の対策	福祉部指揮本部・健康医療部(保健所)指揮本 部・市民病院指揮本部
	第 18 節 不特定多数が入り出りする施 設の対策	本部事務局
	第 19 節 生活関連施設対策	下水道部指揮本部・県営水道・東京ガスネットワ ーク(株)・東京電力パワーグリッド(株)・NTT 東 日本
	第 20 節 金融機関の措置	—
	第 21 節 事業所等の措置	—
	第 22 節 救援対策等	本部事務局・財務部指揮本部・市民自治部指揮 本部・経済部指揮本部・地区防災拠点本部

第 1 章 計画の方針

第 1 節 東海地震に関する事前対策計画の目的

この計画は、内閣総理大臣から東海地震に係る警戒宣言が発せられた場合に、大震法第 6 条の規定に準じて、東海地震の予防体制の推進を図ることを目的とする。

この計画は、本市及び関係機関等が、東海地震に関連する調査情報（臨時）、東海地震注意情報、東海地震予知情報（以下「東海地震に関連する情報」という。）が発表された時から警戒宣言発令及び地震発生までの事前対策計画として定める。

また、地震発生後は「各論 I 第 4 部 災害時の応急活動計画」に移行して活動するものとする。

第 2 節 地震防災対策強化地域

大震法第 3 条に基づき、1979 年（昭和 54 年）8 月 7 日、東海地震に係る地震防災対策強化地域（以下「強化地域」という。）が指定され、神奈川県では茅ヶ崎市以西の 8 市 11 町が強化地域に指定された。その後、東海地震について想定震源域の見直しと、それに伴う地震動や津波についての再評価の結果、平成 14 年 4 月に強化地域として 96 市町村が追加され、現在 8 都県 157 市町村が強化地域に指定されている。

強化地域内においては、大震法第 7 条及び同施行令第 4 条の規定に基づき、学校、病院、映画館、デパートなど不特定多数の者が出入りする施設、大規模な工場や事業所、危険物の製造、電気・ガス・水道などの施設、鉄道事業者等の施設管理者等は、東海地震注意情報及び東海地震予知情報が発表された場合、或いは警戒宣言発令時の災害防止と社会的混乱を避けるため、地震防災応急計画を作成することとしている。

本市は、この強化地域に指定されていないが、東海地震が発生した場合、震度 6 弱に近い地震動が予想され、県が試算した東海地震による被害想定結果（予知がされない場合の想定）では、木造建築物の倒壊等の被害もあり、特に交通の混乱、電気・ガス及び水道等のライフラインの障害が予想される。そのため、本市においては、東海地震に関する地震防災応急対策に係る措置等強化地域に準じた措置を定め、これらを推進することによって、市民の生命、身体及び財産を地震による災害から保護することを目的とする。

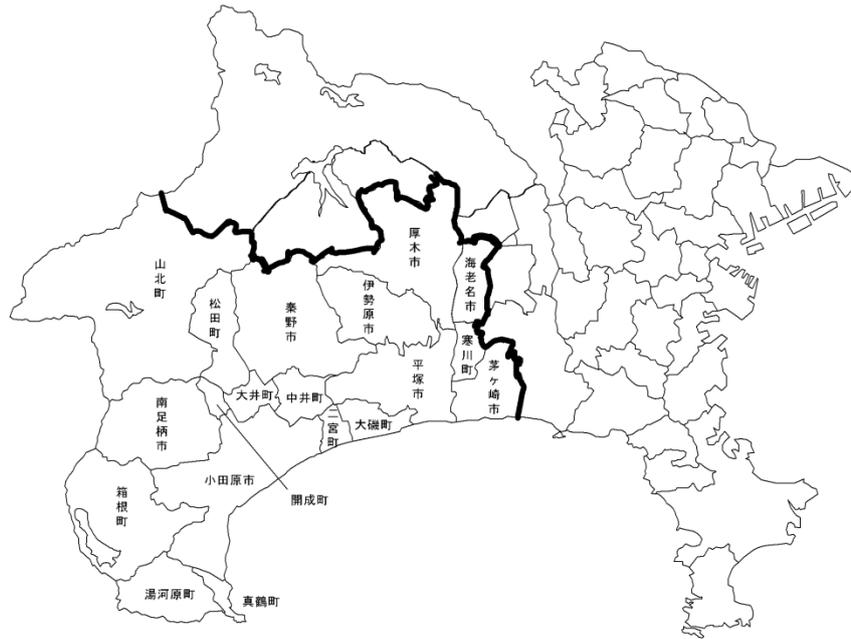
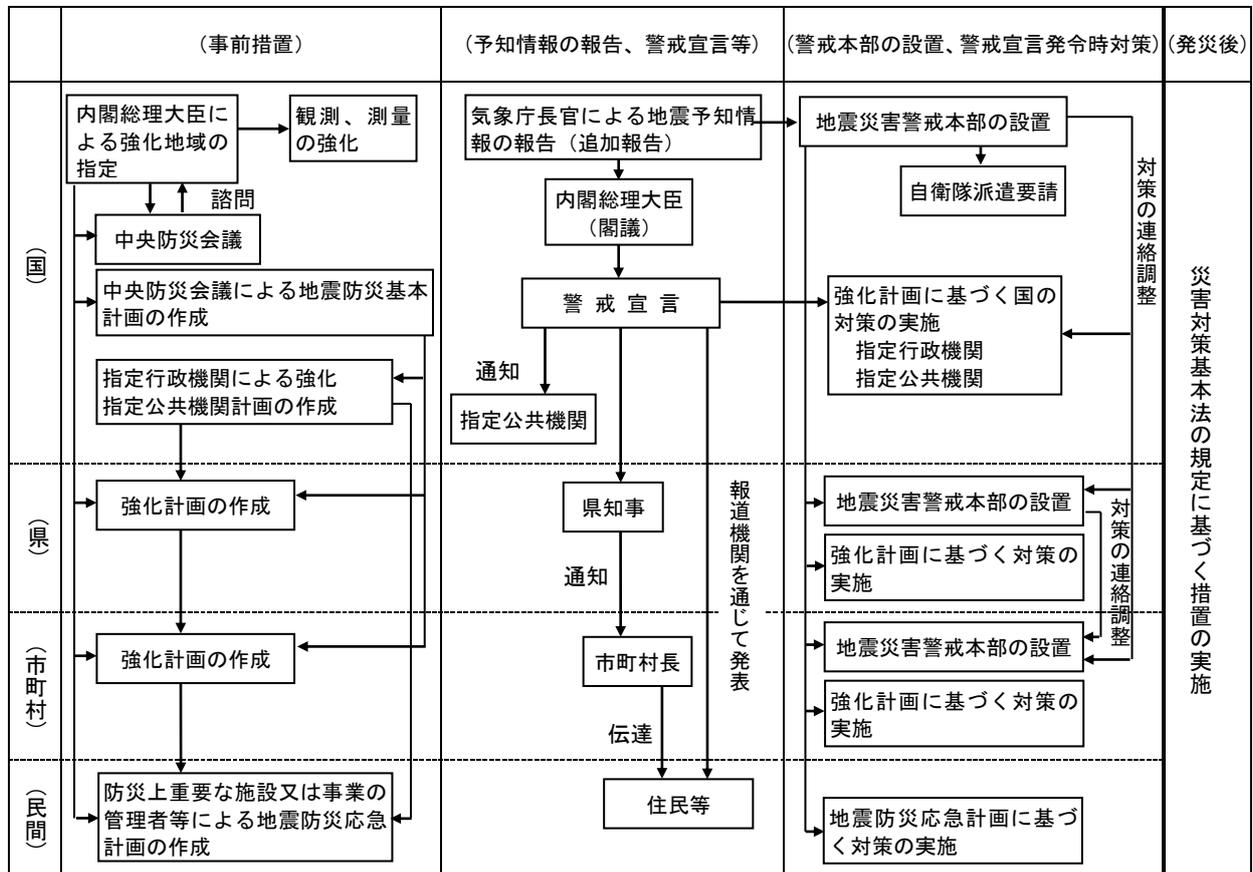


図 6-1 地震防災対策強化地域指定市町

第3節 東海地震に関する事前対策の体系

東海地震に関する事前対策の体系は、次のとおりである。

表 6-1 東海地震に関する事前対策の体系



第 4 節 被害想定

本市が、今後考えなければならない地震として、駿河トラフを震源地とする東海地震がある。
神奈川県は、平成 25 年度から平成 26 年度の 2 年間に、神奈川県全域を対象とした「神奈川県地震被害想定調査」を実施しており、そのなかから、本市における東海地震被害想定結果をまとめると、次のようになる。

1 地震の想定

ア 発生時期	冬の平日 18 時
イ 震源地	駿河トラフ
ウ 規模	マグニチュード 8.0
エ 震度	5 強

2 被害の想定

(1) 地震による被害の想定

神奈川県地震被害想定調査結果（平成 27 年 3 月）による、本市内の被害想定をまとめると次のとおりとなる。

表 6-2 東海地震による藤沢市内の被害想定

項目		被害量	項目		被害量	
建物被害	全壊棟数(棟)	40	ライフライン	LP ガス	供給支障数(世帯)	0
	半壊棟数(棟)	880		上水道	被害箇所数(箇所)	*
火災	火災件数(件)	0			下水道	断水人口(直後)
	焼失件数(棟)	0		被害延長(Km)		10
自力脱出困難者(人)		0		通信	機能支障人口	3,020
要配慮者	避難者数	520			避難者数(人)	不通回線数(回線)
	高齢者(人)	150		※避難所外避難者含む		1日後
人的被害	死者数(人)	20			帰宅困難者数(人)	4日後
	負傷者数(人)	70		1ヶ月後		1,860
	うち重症者数(人)	*		1日後	直後(一時)	26,300
エレベーター停止台数(台)		10	1日後		26,300	
エレベーター閉じ込め件数(件)		*	2日後		0	
ライフライン	電力	停電件数(軒)	219,590	災害廃棄物(万 t)		3
	都市ガス	供給停止件数(世帯)	0	経済被害	建物被害(億円)	280

※1 表中の*については、想定不可を表している。

(2) 津波

東海地震による市内の津波襲来想定地点は、片瀬漁港、湘南港、藤沢河口（2 地点）の 4 地点で想定されている。

最大津波到達時間は、4 地点とも約 95 分程度である。最大津波高さは 4 地点とも約 2.5m ~2.7m 程度であり、市街地への浸水は想定されていない。

第2章 予防対策

本章では、強化地域に係る緊急整備事業の推進及び警戒宣言発令時等の対策を円滑に行うための地震防災応急計画の作成並びに地震予知や警戒宣言等に関する正確な知識の普及について定める。

なお、その他東海地震の事前対策については、各論 I 第 2 部「災害予防対策計画（都市の安全性の向上）」、各論 I 第 3 部「災害時応急活動事前対策計画」に基づいて実施する。

第1節 緊急整備事業

大規模な地震が発生した場合の被害の軽減を図るため、あらかじめ避難地、避難路、消防用施設をはじめ、緊急輸送道路、通信施設等各種防災関係施設を整備する必要がある。

このため、市及び関係機関は、これらの防災施設につき地震対策緊急整備事業計画を定め、関連事業との整合を図り、早急にその整備を図るものとする。

県及び市は、大震法施行令第 2 条の規定に基づく地震防災上緊急に整備すべき施設以外の防災対策関連事業についても、年次計画を定めその整備推進に努める。

第2節 地震防災応急計画の作成

強化地域外の事業所等にあっても、防災計画等（消防計画、予防規程及びその他の規程を含む。）において、東海地震注意情報及び東海地震予知情報が発表された場合、或いは警戒宣言が発せられた場合の対応措置についてあらかじめ定める。

ただし、南海トラフ地震臨時情報等の運用開始に伴い、東海地震のみに着目した情報（東海地震に関連する情報）の運用は行われていないことから、地震防災応急計画（防災上重要な特定施設の事業者が作成する防災計画を含む）の作成についても運用を停止している。

第3節 東海地震に関連する情報に関する知識の普及

市は県と連携し、東海地震の切迫性や東海地震に係る警戒宣言が発せられた場合に市民等が的確な判断に基づいて行動ができるよう防災意識の普及・啓発に努める。

- ア 警戒宣言の性格及びこれに基づきとられる措置の内容
- イ 東海地震の予知に関する知識
- ウ 東海地震に関連する情報及び警戒宣言の内容
- エ 予想される地震及び津波に関連する知識
- オ 東海地震に関連する情報の発表及び警戒宣言が発せられた場合並びに地震が発生した場合の出火防止、近隣住民との救助活動、自動車運行の自粛等防災上とるべき行動に関する知識

第3章 警戒宣言発令時等の対策

市は、県及び防災関係機関と連携し、警戒宣言が発せられたときから地震が発生するまで又は警戒解除宣言が発せられるまでの間、強化地域内同様に警戒宣言発令時対策を実施する。

警戒宣言発令前に東海地震に関する情報が発せられた場合、その情報内容に応じて職員の参集や事前準備行動など必要な対策を講ずる。

警戒宣言発令時対策の実施にあたっては、地域住民の日常生活への影響や強化地域内外の経済的影響並びに高齢者、児童、病人等の要配慮者への配慮に努めるものとする。

第1節 東海地震に関する情報が発表された場合の対応

市及び防災関係機関は、東海地震に関連する情報の区分に応じ、速やかに必要な対策が行えるよう次の体制をとる。

表 6-3 情報の内容と市及び防災関係機関の対応方針

情報の種類	情報の内容	カラーレベル		配備体制
		発表	終了	
東海地震に関連する調査情報(定例)	毎月開催される定例の地震防災対策強化地域判定会において評価した調査結果について発表される情報	青	青	—
東海地震に関連する調査情報(臨時)	東海地域の観測データに異常が現れた場合に、その原因の調査状況について発表される情報で、東海地域におけるひずみ計 1 箇所以上で有意な変化が観測された場合等に発表される情報	青	青	平常時の活動を維持しつつ、事態の推移に伴い人員を増員し、必要な対策が行える体制
東海地震注意情報	東海地震の前兆現象の可能性が高まったと認められた場合に発表される情報で、東海地域におけるひずみ計 2 箇所での有意な変化が、プレスリップである可能性が高まったと判定会で判断した場合等に発表される情報	黄	青	情報の受伝達及び警戒宣言の発令に備えて、必要な対策が円滑に行える体制
東海地震予知情報	東海地震が発生するおそれがあると認められ、警戒宣言が発せられた場合に発表される情報で、東海地域におけるひずみ計 3 箇所での有意な変化が、プレスリップによるものと判定会で判断した場合等に発表される情報	赤	青	事前の応急対策及び地震が発生したとき、災害対策が円滑に行える体制

1 東海地震に関連する調査情報（臨時）が発表された場合の対応

市は、東海地震に関連する調査情報（臨時）が発表された場合、防災安全部長を中心とする災害対策連絡会議を招集し、県及び関係機関からの情報収集を行うとともに、災害対策本部設置準備や各部への連絡を行い、参集準備や市内事業所等への連絡準備を行う。

なお、本情報の解除に係る情報が発表された場合、国は準備体制の解除を発表する。その場合、市は準備行動を終了する。

（1）災害対策連絡会議

観測情報が発表された場合、その対応策を検討するため防災安全部長が必要と認めたととき又は関係部課長から防災安全部長に要請があったときに開催する。

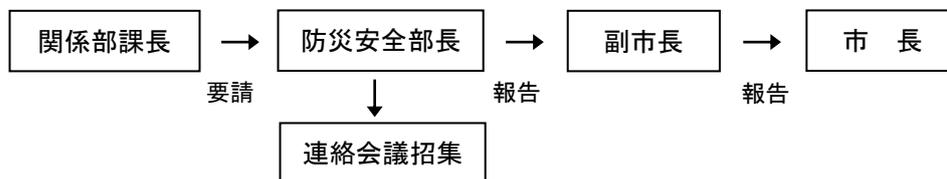


図 6-2 災害対策連絡会議の開催

（2）会議の構成

防災安全部長を事務局長とする。

（3）協議事項

- ア 情報等の分析に関すること
- イ 今後の対応策と配備体制に関すること
- ウ その他、災害全般に関すること

（4）勤務時間外の協議

夜間等勤務時間外の対応は、警防課長又は関係部課長の通報を受けて、危機管理課長が関係部課長と協議し、必要な措置をとるものとする。

2 東海地震注意情報及び東海地震予知情報（警戒宣言）が発表された場合の対応

市は、東海地震注意情報及び東海地震予知情報（警戒宣言）が発表された場合、災害対策本部を設置し、警戒準備体制をとる。

発表された情報は、防災関係機関、市内事業所及び市民へ迅速かつ的確な広報、伝達を行う。

東海地震注意情報及び東海地震予知情報（警戒宣言）の解除に係る情報が発表された場合は、災害対策本部を解散し、警戒準備体制を解除する。

第2節 東海地震に関連する情報、警戒宣言の伝達

1 東海地震に関連する情報の伝達系統

(1) 勤務時間内

勤務時間内の伝達系統は、次のとおりとする。

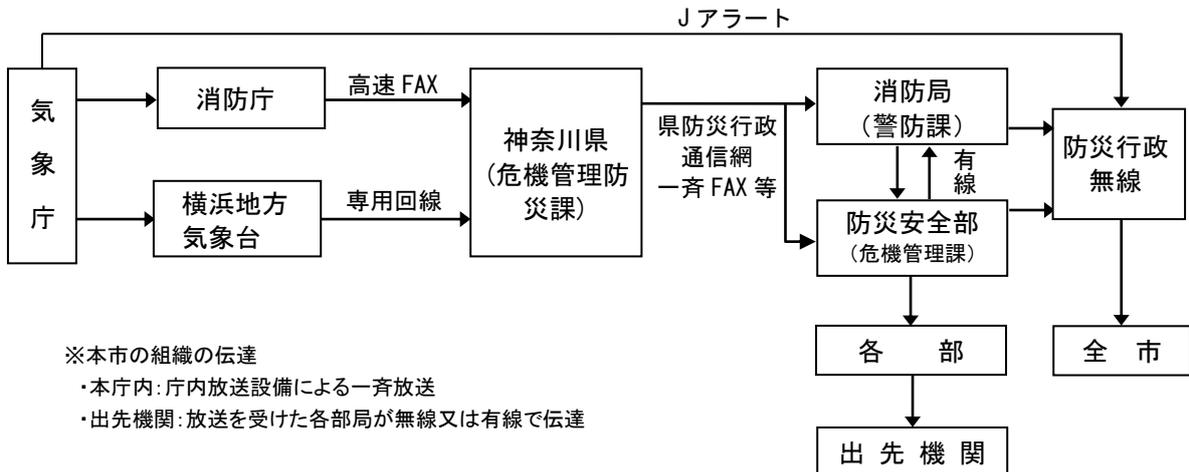


図 6-3 東海地震に関する情報の伝達系統（勤務時間内）

(2) 勤務時間外

勤務時間外の伝達系統は、次のとおりとする。

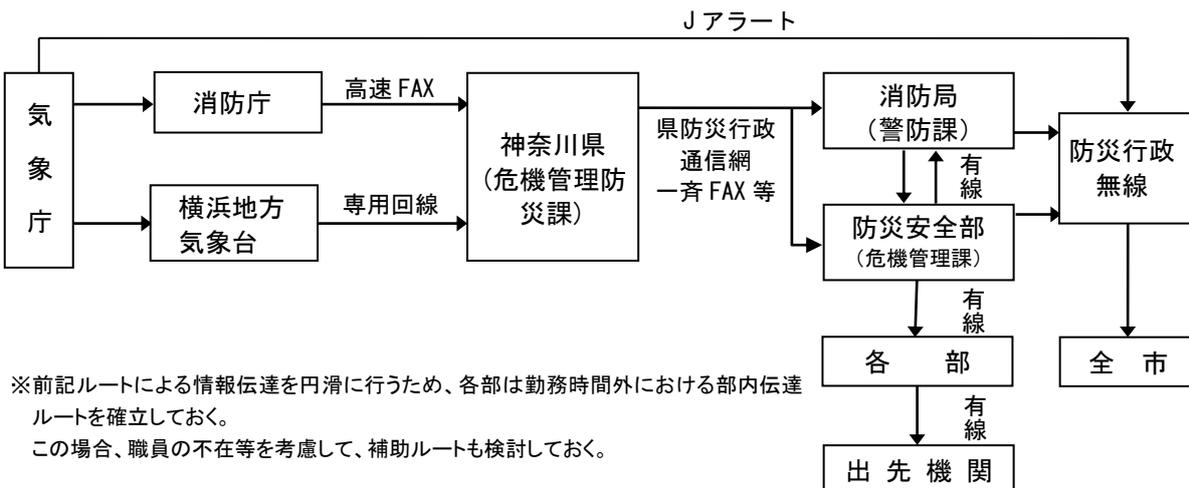
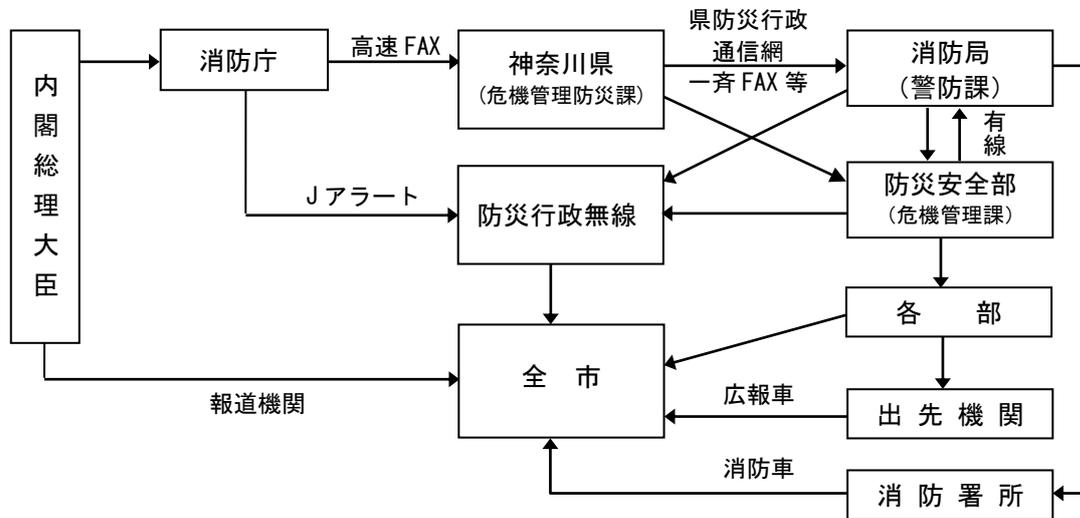


図 6-4 東海地震に関する情報の伝達系統（勤務時間外）

2 警戒宣言の伝達系統

警戒宣言の伝達系統は、次のとおりとする。



※勤務時間外の場合については、すでに東海地震注意情報発表の伝達により、動員配備体制がとられるので、特別な伝達ルートは設定しないものとする。

図 6-5 警戒宣言の伝達系統

第 3 節 警戒活動体制

1 災害対策本部等の設置・運営

(1) 災害対策本部の設置

市長は、気象庁から東海地震注意情報が発表されたときは、災害対策基本法第 23 条の 2 第 1 項の規定に基づき、災害対策本部を設置する。

災害対策本部の設置場所は、本庁舎 7 階災害対策本部室とする。

なお、県では、東海地震注意情報が発表されると、県東海地震注意情報時対策本部を設置するとともに、「警戒本部が設置できる準備行動」をとることとし、警戒宣言時に「地震災害警戒本部を設置」することとしている。

(2) 災害対策本部の解散

市長は、東海地震注意情報、東海地震予知情報及び警戒宣言が発せられた場合で、災害の発生するおそれなくなったと認められたとき又は災害応急対策が完了したときは、災害対策本部を解散する。

(3) 関係機関への通報

災害対策本部を設置又は解散したときは、次に掲げる者に通報する。

- ア 県知事
- イ 藤沢警察署長
- ウ 藤沢北警察署長
- エ 隣接市・町長
- オ 防災関係機関の長
- カ 報道機関

(4) 地区防災拠点本部の設置

市長は、災害対策本部を設置したときは、情報の収集・伝達及び災害復旧等を円滑に実施するため、市民センター及び公民館に「地区防災拠点本部」を設置する。

ア 配備職員

市長は、職員の居住地等を考慮し、地区防災拠点本部に増強配備する応援職員を事前に定めておくものとする。

- (ア) 地区防災拠点本部となる施設に勤務する職員
- (イ) 地区防災拠点本部応援職員

イ 地区防災拠点本部の任務

地区防災拠点本部は、要配慮者支援施設、応急救護所、ボランティア活動拠点として活用し、次の任務を行う。

- (ア) 地区防災拠点本部応援職員、避難施設従事職員、広域避難場所従事職員の招集に関すること
- (イ) 自主防災組織、自治会、町内会等の連携調整に関すること
- (ウ) 指定避難所及び指定緊急避難場所（大規模火災）の管理、運営に関すること
- (エ) 安否情報の収集管理及び照会の対応に関すること
- (オ) 防災行政無線等通信施設の確保に関すること
- (カ) 飲料水、救援物資等の配給に関すること
- (キ) 救助及び救護活動に関すること
- (ク) 臨時市民相談室の開設に関すること
- (ケ) 要配慮者支援に関すること
- (コ) ボランティア活動の支援に関すること
- (サ) 災害広報に関すること

(5) 災害対策本部の組織及び運営

本部の組織及び運営は、各論 I 第 4 部第 1 章第 2 節に定めるとおりとする。

2 職員の配備・動員

(1) 配備指令

市長は、東海地震注意情報及び東海地震予知情報が発表された場合、或いは警戒宣言が発令された場合は、「全職員配備」の指令を発令する。

(2) 勤務時間内における配備

ア 各指揮本部長は、配備指令により直ちに平常業務を中止し、所属職員を配備につけ、事前対策（以下「地震防災応急対策」という。）を実施する。

イ 配備についての職員は、上司の命に従い、直ちに地震防災応急対策を実施する。

(3) 勤務時間外における配備と動員

ア 各指揮本部長は、指令された配備指令により、あらかじめ定めた職員を動員する。

イ 動員命令を受けた職員は、直ちにあらかじめ定められた部署に参集する。

ウ 各指揮本部長は、職員の参集状況に応じ、順次警戒活動班を編成する。この場合、あらかじめ定められた者以外の職員を指名して配備し、警戒活動を命じることができる。

(4) 動員の原則

ア 事前命令

全職員は、配備指令に基づき、それぞれの所属等あらかじめ定められた部署において指揮命令を受け、必要な任務を遂行しなければならない。

また、勤務時間外であっても、東海地震注意情報及び東海地震予知情報の報道に接したときは、動員命令を待つことなく、あらかじめ指定された場所へ速やかに参集するものとする。ただし、参集に当たっては、乗用車を使用してはならない。

イ 動員の対象者

本市全職員を動員対象者とする。

ただし、次に掲げる職員については、対象から外す。

(ア) 参集時点において、傷病者で応急活動に従事することが困難であると本部長が認める職員

(イ) その他本部長が認める職員

(5) 配備状況等の報告

各指揮本部長は、職員の配備を完了したときは、災害対策本部事務局を通じ、速やかに配備活動状況等を災害対策本部長に適宜報告する。

第4節 警戒宣言前の準備行動

東海地震注意情報が発表され、事前の準備行動等を行う必要があると認められた場合、国はその旨を公表する。その場合、市及び防災関係機関は、救急・救助・消火部隊等の受入れ・派遣準

備や物資の点検、児童生徒等の帰宅、旅行の自粛など、必要な準備行動等を行う。

なお、本情報の解除に係る情報が発表された場合、国は準備体制の解除を発表する。その場合、市及び防災関係機関は準備行動を終了する。

第 5 節 広報対策

東海地震注意情報、東海地震予知情報及び警戒宣言が発令された場合、市民等に迅速かつ的確な広報（伝達）をするため、市は、県及び防災関係機関と連携し、あらゆる広報手段を用いて住民、観光客、不特定多数の施設等に対して広報を実施する。また、外国人への情報伝達は、広報内容をやさしい日本語や多言語による広報を実施する。

1 広報の実施要領

市は、市民等に対し、東海地震注意情報、東海地震予知情報及び警戒宣言の内容について、積極的に広報を実施する。広報の手段については、序論第 2 部第 2 章第 3 節 2 を準用する。

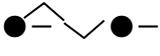
市民等に対する広報に際しては、具体的に取るべき行動を併せて示すとともに、状況に応じて逐次、平易な表現で、反復継続して行うよう努める。

- ア 東海地震注意情報、東海地震予知情報及び警戒宣言の内容
- イ 正しい情報の把握
- ウ 火気使用の制限及び火気使用器具の点検
- エ 消火器等初期消火器具の点検、確認
- オ 飲料水、食料、医薬品等の確保
- カ 非常持出し品、家族との連絡方法の確認
- キ 電話、自動車の使用自粛
- ク 不要不急の外出の自粛
- ケ 危害防止措置の点検、確認
 - ・建物の補強
 - ・家具類の転倒、落下防止
 - ・危険物、薬品等の転倒、落下防止
 - ・LP ガス容器等の転倒防止
- コ その他緊急に措置すべき事項
 - ・多数の観光客を集めるレジャー施設の管理者及び危険物を取り扱う事業所、工事現場の管理者に対する安全確保措置の実施

2 防災信号による広報

市は、大震法施行規則第 4 条に定める防災信号により、防災行政無線において、警戒宣言が発せられた旨の広報（伝達）を行う。

表 6-4 防災信号による広報

警鐘	サイレン
<p>(5 点)</p> 	<p>(45 秒)</p>  <p style="text-align: center;">(約 15 秒)</p>
<p>備考 1 警鐘又はサイレンは、適宜の時間継続する。 2 必要があれば、警鐘及びサイレンを併用する。</p>	

第6節 警戒宣言発令時の地震防災応急対策実施状況の報告

市長は、警戒宣言が発せられた場合に実施する事前避難の実施状況及び地震防災応急対策の実施状況等について県警戒本部長に報告する。

県警戒本部長は、国の地震災害警戒本部に対して、消防庁を通じ市町村から報告を受けた避難措置、避難の状況の概要を通知するとともに、地震防災応急対策の実施状況を報告する。

第7節 応援に係る調整

市は、広域応援協定締結市に対し部隊の派遣準備を依頼するとともに、受入体制準備も併せて行う。

第8節 事前避難対策

市は、災害時危険地域（急傾斜地崩壊危険区域、土砂災害警戒区域等）居住者等の事前避難の措置又は検討若しくは準備を行う。

1 事前避難対象地区の指定等

(1) 事前避難対象地区の指定

市は、人命の安全を確保するため、急傾斜地崩壊危険区域、土砂災害警戒区域等、警戒宣言が発せられた場合に避難指示の対象となる地区を事前避難対象地区として、あらかじめ指定する。

(2) 事前避難対象地区住民への周知

市は、事前避難対象地区の住民に対し、広報ふじさわ、パンフレット、チラシ、座談会等を利用して次の事項について周知し、警戒宣言が発せられた場合に自主的な避難行動を開始できるように避難体制の確立に努めるものとする。

ア 想定される危険の範囲

- イ 避難経路及び避難指示
- ウ 避難指示の伝達方法
- エ 指定避難所で行う救護措置等
- オ 避難生活に必須の食料及び生活物資等の自給
- カ 家族との連絡方法
- キ その他避難に関する注意事項（集団避難・防火・防犯・持出品・服装・車の使用禁止等）

なお、外国人等特に配慮を要する者に対する周知方法については、やさしい日本語や多言語による情報紙の提供や多言語放送など様々な広報手段を活用するよう努める。

2 避難指示

市長若しくはその補助執行機関としての消防局長又は消防署長は、警戒宣言が発せられたときは、直ちに事前避難対象地区の住民等に対し、避難の指示を行う。

（１）避難の指示の内容

- ア 避難対象地区
- イ 指定避難所
- ウ 避難経路
- エ 避難の指示の理由
- オ その他必要な事項

（２）避難の指示の方法

市は、事前避難対象地区の住民等に対し、避難の指示の方法について防災行政無線、消防車両、各部の広報車等により広報を行う。また、必要により、職員が口頭により行う。

3 指定避難所の開設

市長は、事前避難対象地区の住民を収容するための指定避難所を開設し、職員を派遣するとともに避難者に対し、次の措置を行う。

- ア 東海地震に関連する情報の伝達
- イ 地震防災応急対策実施状況の周知
- ウ 飲料水、食料、寝具類の供与
- エ 指定避難所の秩序維持
- オ その他避難生活に必要な措置

4 避難措置の周知等

市長は、避難の指示をした場合は、速やかに関係機関に対してその旨を連絡するとともに、事前避難対象地区の住民等に対して、その内容を周知する。

(1) 事前避難対象地区住民等への周知徹底

市長若しくは消防局長又は消防署長は、避難措置を実施したときは、その内容について事前避難対象地区の住民等に対し、広報媒体や自主防災組織等を通じて周知徹底を図る。

(2) 県・警察への連絡

市長は、避難の措置及び避難状況について、県知事に報告するとともに、管轄する警察署長に通知する。

(3) 事前避難対象地区住民等の避難行動等

避難の指示を受けた住民等は、自主防災組織等の単位で互いに協力しつつ、徒歩により速やかに避難する。なお、徒歩による避難が著しく困難な居住者等については、実情に応じて車両の活用を検討する。

市は、自主防災組織等と連携し、警戒宣言が発せられた場合において、高齢者、児童、病人等要配慮者の避難について必要な支援を行う。また、外国人、滞留者等については、関係事業者と連携しつつ、避難誘導等適切な対応を実施する。

市は、避難した住民等が自主防災組織等を中心に円滑に避難生活を運営できるよう支援する。

5 指定避難所の運営

ア 指定避難所の初期においては、施設管理者、地区防災拠点本部応援職員、自主防災組織等が中心となり避難所運営マニュアルに基づいて、指定避難所の円滑な運営を行うものとする。また、避難場所における生活環境に注意を払い、常に良好なものとするよう努めるものとし、避難の長期化等必要に応じてプライバシーの確保、男女のニーズの違い等男女双方の視点、ジェンダー平等等に配慮するものとする。

イ 市は、旅客者等の滞留者の避難場所についても考慮する。

6 事前避難対象地区以外の居住者等の対応

警戒宣言が発せられた場合、避難対象地区以外の居住者等は、耐震性が確保された自宅での待機等安全な場所で活動するものとする。また、各自での備蓄などにより、食料等生活物資を確保しておくものとする。

第9節 消防、津波対策

1 消防対策

(1) 警戒活動体制の確立

消防局長は、東海地震注意情報及び東海地震予知情報が発表されたときは、特別配備体制を発令し、消防局に消防局長を指揮本部長とする地震災害対策消防局指揮本部を設置するとともに、別に定める消防計画に基づき職員を動員する。

なお、特別配備体制発令時には、通常の消防隊、救急隊等の部隊編成のほかに、部隊の強化充実を図るため、代替の非常用車両（消防車、救急車）及び軽四輪車等を用いて、消防隊等を増強するとともに、人命救助活動に必要な資機材を増強積載する。

（2）警戒活動

ア 警戒広報

東海地震注意情報及び東海地震予知情報の発表後或いは警戒宣言の発令後、市民に対し、出火防止と初期消火の徹底を呼びかけるため、防災行政無線及び消防隊等による地域の巡回広報を実施するとともに、主要駅及び商店街等多数の人が集まる地区に広報隊を派遣し、警戒広報を実施する。

イ 事前避難地区住民の避難誘導

警戒宣言後、災害対策本部長から、避難対象地区の住民に対し、避難の指示が発せられた場合は、対象地区住民の避難誘導を実施する。

ウ 消防水利の点検と確保

消防水利の点検及び防火水槽への補水等消防水利の確保に努める。

（3）消防団計画

消防団は、地震災害時に全機能を発揮させ、有効な活動を実施して、地域住民の安全を確保するため、別に定める消防計画に基づいて消防団員を動員し、それぞれの地域の実情に応じた警戒活動を実施する。

ア 消防団員による器具置場、詰め所等における警戒配備

イ 受持ち区域内の巡回警戒広報、地理水利の確認及び情報収集

ウ 事前避難地区住民の避難活動

エ 自主防災組織への指導及び連絡

オ 消防署所との連携による警戒活動

2 津波対策

市は、警戒宣言が発せられた場合、津波による被害を軽減するため、次のとおり必要な措置を行う。

ア 要員の確保、配置

イ 東海地震予知情報の収集と伝達体制の確立

ウ 沿岸住民及び海浜利用者等に対する事前避難の指示

エ 水防用資機材の点検整備及び緊急調達体制の確保

オ その他必要な措置

第10節 施設・設備等の点検及び緊急にとるべき措置

1 施設・設備の点検

市及び防災関係機関等は、東海地震注意情報、東海地震予知情報及び警戒宣言が発せられた場合、直ちに所管道路の緊急点検及び巡回を行う。また、地震の発生に備え、災害の発生を防止し又は軽減するため、管理する施設、設備について、第三者（来庁者、通行人等）に対し、危害を及ぼさないことを第一目標とする。

（1）火気使用設備の点検

火気使用は、極力制限し、防火措置を講じるとともに、やむを得ず使用する場合は、地震が発生した場合、直ちに消火できるよう措置を行う。

（2）自家発電装置、可搬式発電機の点検

地震発生の際の停電に備えて、自家発電装置、可搬式発電機が使用可能な状態になるよう点検しておくものとする。

（3）消防用設備等の点検

防火戸、火災報知設備、消防用水、屋内消火栓及び消火器等の確認

（4）落下、倒壊危険性のある物品等の点検

屋内にある電灯、標示板及びロッカー等転落、転倒しやすい物品の落下防止及び固定等の措置を講ずるものとする。

また、避難路、街路に面する施設は、外部に対して具体的危険について警告措置を講ずるとともに、ガラスや落下しやすい重量物の落下防止の措置を講ずることとする。

（5）発火、流出、爆発のおそれがある危険物等の点検

貯蔵又は使用中の危険物やガス等は、所定の場所に保管するか転倒防止、漏えい防止措置を講じ、安全装置類の作動確認を実施する。

（6）その他管理する施設、設備について特に必要な点検

2 緊急にとるべき措置

市が管理する庁舎、会館、社会教育施設、福祉施設、図書館、病院、学校等において緊急にとるべき措置は、次のとおりとする。

（1）各施設に共通する事項

- ア 東海地震注意情報及び東海地震予知情報の発表内容或いは警戒宣言の発令内容を来庁者、入場者へ伝達

- イ 来庁者、入場者等の退避等、安全確保のための措置
- ウ 施設、設備及び物品等の点検
- エ 出火防止措置
- オ 飲料水の緊急貯水及び鋼板プール等、ろ水機の点検確認

(2) 個別事項

- ア 病院等にあつては、重症患者、新生児等移動することが不可能又は困難な者の安全確保のための必要な措置を実施する。また、放射性同位元素使用施設及び放射線治療施設における緊急対応については、「藤沢市民病院放射線障害予防規程」に定める措置を実施する。
- イ 学校等にあつては、保護を必要とする生徒等がいる場合、これらの者に対する保護の措置を実施する。
- ウ 福祉施設にあつては、障がい者、高齢者等移動することが不可能又は困難な者の安全確保のための必要な措置を実施する。

(3) 地震防災応急対策上必要な建物に関する措置

市は、この計画で定める災害対策本部、地区防災拠点、指定避難所及び応急救護所等防災応急対策上必要な建物にあつては、施設及び設備の点検確保の措置を講ずるほか、必要な人員の確保、資機材の点検、搬入、配備等の措置を講ずるものとする。

(4) 指定緊急避難場所（大規模火災）等の安全確認

地区防災拠点本部応援職員は、発災に備えて、指定緊急避難場所（大規模火災）及び避難路等の安全確認を行うものとする。

(5) 工事中の建築物等に対する措置

工事中の建築物、その他の工作物又は施設については、原則として安全措置を講じて警戒宣言発令中は工事を中断し、安全確保に努めるものとする。

(6) 道路

道路管理者は、東海地震注意情報、東海地震予知情報及び警戒宣言が発せられた場合、直ちに所管道路の緊急点検及び巡回を実施して状況を把握し、他の道路管理者や交通管理者と連携して、交通の制限、工事中の道路の工事中断等の措置を講ずるものとする。

第11節 警備対策

警察は、東海地震注意情報若しくは東海地震予知情報を受理した場合又は警戒宣言が発せられた場合において、これらの事態に伴い発生するおそれのある各種の混乱、犯罪等を防止するため、地震防災応急対策等に係る警備体制を確立し、警察の総合力を発揮して、迅速かつ的確な警察措置を講ずることにより、住民の生命、身体及び財産の保護に努め、治安維持に万全を期す。

1 警察活動の重点

- ア 各種情報の収集及び伝達に関する事項
- イ 民心の安定等のための広報に関する事項
- ウ 不法事案の予防及び取締りに関する事項
- エ 危険箇所等の警戒に関する事項
- オ 住民の避難等に関する事項
- カ 混乱の防止等に関する事項
- キ 道路交通対策等に関する事項
- ク 危険物等に対する保安措置に関する事項
- ケ 通信対策等に関する事項
- コ 施設、設備等の維持管理に関する事項

2 警備体制の確立

東海地震に関する異常現象の観測により、東海地震注意情報若しくは東海地震予知情報を受理した場合又は警戒宣言が発せられた場合は、直ちに非常招集を行い、次により、警備体制を確立するものとする。

(1) 警備本部の設置

県警察は、警察本部に神奈川県警察東海地震警戒警備本部を、警察署に警察署東海地震警戒警備本部を設置する。

(2) 警備部隊の編成及び運用

藤沢警察署長及び藤沢北警察署長は、所要の警備部隊の編成を行うほか、事案の規模及び態様に応じて、迅速かつ的確な警備部隊の運用を行うものとする。

(3) 災害対策本部との相互連絡

東海地震注意情報が発表され、藤沢市災害対策本部が設置された場合は、情報交換、相互連絡等緊密な連携を確保する。

3 地震防災応急対策等に係る警察活動

東海地震注意情報若しくは東海地震予知情報を受理した場合又は警戒宣言が発せられた場合において、東海地震が発生するまで又は発生するおそれなくなるまでの間における警察活動は、次のとおり実施するものとする。

(1) 情報活動

東海地震注意情報等が発表された場合において、民心の安定を図り、混乱等を防止するために、次により情報活動を実施するものとする。

ア 各種情報の収集

伝達周知に伴う管内住民の動向、住民の避難及び混乱の状況、交通状況、不法事案の発生状況、その他、治安情勢に関する状況等、諸般の情勢を迅速かつ的確に把握して、対策が効果的に実施されるようにするものとする。

イ 東海地震注意情報等の伝達

東海地震注意情報、東海地震予知情報及び警戒宣言並びに警戒解除宣言が発せられた場合、その他これらに関連する情報の伝達については、有線又は無線通信で他の通信に優先して取り扱うものとする。

また、市が行う東海地震注意情報、東海地震予知情報及び警戒宣言の情報の伝達については、可能な限り協力するものとする。

(2) 広報活動

東海地震注意情報若しくは東海地震予知情報を受理した場合又は警戒宣言が発せられた場合、速やかに民心の安定と混乱の防止を図るため、平素から住民に対し、広く地震に関する一般的な知識と、東海地震注意情報、東海地震予知情報及び警戒宣言が発せられた場合の行動等、広報活動を推進し防災思想の普及に努め、警察活動が円滑に行われるように配慮するほか、次のことについて積極的に広報を行うものとする。

ア 東海地震注意情報、東海地震予知情報及び警戒宣言の内容等、的確な情報

イ 道路交通の状況と交通規制の実施状況

ウ 自動車運転者のとるべき措置と自動車運転自粛に関する事項

エ 犯罪の予防のため住民がとるべき行動

オ 不法事案を防止するために緊急に広報すべき事項

カ その他混乱防止のために必要かつ正確な情報

(3) 社会秩序維持活動

東海地震注意情報若しくは東海地震予知情報を受理した場合又は警戒宣言が発せられた場合における地震災害に係る危惧及びこれに伴う物資の欠乏、将来の生活に対する不安等に起因する各種の混乱並びに窃盗犯、粗暴犯、集団不法事案等を防止し、住民の不安を軽減するため、次に掲げる活動により社会秩序の維持に万全を期するものとする。

ア 正確な情報の収集及び伝達によるパニックの防止並びに流言飛語の防止

イ 民心の不安を助長する窃盗犯、暴力犯、経済犯等の予防取締り

ウ 危険物による犯罪又は被害発生防止のための予防取締り

エ 避難に伴う混雑等の発生の防止と人命の保護

オ 避難地、警戒区域、重要施設等の警戒

カ 民間自主防犯活動等に対する指導

(4) 交通対策活動

交通対策については、各論 I 第 6 部第 3 章第 12 節により実施するものとする。

(5) 施設等の点検及び整備活動

東海地震注意情報若しくは東海地震予知情報を受理した場合又は警戒宣言が発せられた場合は、地震応急対策に備えるため、警察通信施設をはじめ、警察庁舎、交通信号機、道路交通施設等について点検整備を実施するものとする。

第 12 節 交通対策

1 道路

市は、警戒宣言発令時の交通規制等の情報についてあらかじめ情報提供し、不要、不急な旅行等の自粛を要請する。

県警察は、東海地震に係る警戒宣言が発せられた場合における交通の混乱を防止し、地域住民等の避難の円滑と防災関係機関が警戒宣言発令時対策のために実施する緊急輸送（通行）車両の円滑な通行を確保するため、次により交通規制等の交通対策を実施する。

(1) 交通規制措置等

ア 神奈川県警察本部が実施する県内の交通規制

あらかじめ県公安委員会の意思決定により、警戒宣言発令時における緊急交通路を指定するとともに、強化地域内へ進行しようとする、又は強化地域内を移動しようとする緊急輸送車両以外の車両の道路における通行を禁止し、又は制限する交通規制を実施する。

(ア) 交通を規制する道路の区間

あらかじめ県公安委員会の意思決定で指定している、緊急輸送車両以外の車両の道路における通行を禁止し、又は制限する道路の区間については次のとおり。

- a 東名高速道路県内全線
- b 新東名高速道路県内全線
- c 中央自動車道県内全線
- d 小田原厚木道路全線
- e 首都圏中央連絡自動車道県内全線
- f 強化地域へ通じる路線のうち、県警交通部長が必要と認めた区域

(イ) 交通を制限する区域

強化地域においては、緊急輸送車両以外の車両の道路における通行を禁止し、又は制限する。

(ウ) 交通規制等の周知

上記による通行の禁止又は制限を行うときは、その規制内容を当該道路管理者に対して速やかに通知（連絡）するとともに、報道機関の協力、立看板等の設置により、一般に周知するように努めるものとする。

イ 交通規制等の実施

警察署長は、東海地震に係る警戒宣言が発令された場合、直ちに交通検問所等に所要の警察官を配備し、次のとおり交通規制等を実施する。

(ア) 強化地域内での一般車両の通行及び強化地域内へ進行しようとする一般車両は、その通行を禁止する。

(イ) 強化地域外への一般車両の流出は、交通の混乱が生じない限り、原則として制限しない。

(ウ) 緊急交通路及び避難路については、優先的にその機能の確保を図る。

(エ) 緊急交通路に指定する高速道路等については、一般車両の強化地域内への流入を制限するとともに、強化地域内におけるインターチェンジ等からの流入を制限する。

ウ 東海地震発生時の交通規制に関する措置

東海地震発生時における交通規制は、警戒宣言が発せられた場合に実施している交通規制を継続実施することとし、漸次、交通及び災害の状況等に対応した交通規制を実施するため、その範囲を伸縮する。

(2) 運転者のとるべき措置

ア 走行中の措置

走行中の車両は、次の要領により行動する。

- ・警戒宣言が発せられたことを知ったときは、地震の発生に備えて低速走行に移行するとともに、カーラジオ等により継続して地震情報及び交通情報を聴取し、その情報に応じて行動すること
- ・車を置いて避難するときは、できるだけ道路外の場所に移動しておくこと
- ・やむを得ず道路上に置いて避難するときは、道路の左側に寄せて駐車し、エンジンを止め、エンジンキーは付けたままとし、窓を閉め、ドアロックはしないこと
- ・駐車するときは、避難する人の通行や地震防災応急対策の実施の妨げになるような場所には駐車しないこと
- ・危険物等を運搬中の車両は、あらかじめ定められている安全対策を速やかにとること

イ 車両使用の自粛

東海地震注意情報、東海地震予知情報及び警戒宣言時にこうした交通規制が実施された場合、強化地域の境界にある本市の幹線道路やその周辺道路は、交通渋滞、放置車両の発生等により道路及びその沿道の空間は、車の飽和状態が起こることが予測される。

この事態は、緊急交通路の確保や避難路の確保等、本市が行う防災対策へ甚大な影響を及ぼすことが考えられるので、津波から避難するためやむを得ない場合を除き、避難のために車両を使用しないこととする。

2 海上

第三管区海上保安本部横須賀海上保安部は、警戒宣言が発せられた場合は、次の措置をとる。

(1) 警戒宣言等の伝達

- ア 強化地域周辺海域の在泊船舶に対しては、船艇、航空機等を巡回させ、訪船指導のほか、拡声器、たれ幕等により周知する。
- イ 航行船舶に対しては、航行警報及び安全通報等により周知する。
- ウ 津波による被害が予想される沿岸地域の住民、海水浴客等に対しては、船艇、航空機等を巡回させ、拡声器・たれ幕等により周知する。

(2) 海上交通安全の確保

- ア 船舶交通の輻輳が予想される周辺海域の船舶交通の整理、指導を行う。
- イ 船舶交通の危険が生じ、又は生ずるおそれのあるときは、船舶交通を制限し、又は禁止する。
- ウ 船舶交通の混乱を避けるため、船舶の安全な運行に必要な情報を無線等により提供する。

(3) 危険物の保安措置

- ア 危険物積載船舶については、必要に応じて移動を命じ、又は航行を制限若しくは禁止する。
- イ 危険物荷役中の船舶に対する荷役の中止等事故防止のための指導を行う。
- ウ 危険物施設からの海上への危険物の流出を防止するための指導を行う。

第 13 節 緊急輸送対策

1 緊急輸送道路等の確保

市は、県と連携して、緊急輸送を実施するため、あらかじめ指定した緊急輸送道路及び物資受入港を関係機関と協力して確保する。

緊急輸送道路の確保にあたっては、道路及び沿道の危険度に留意するとともに、緊急交通路や他の輸送手段も考慮する。

本市における指定緊急輸送道路は、各論 I 第 3 部第 12 章のとおりである。

2 緊急輸送活動の実施

警戒宣言が発せられると、各論 I 第 6 部第 3 章第 12 節に定める交通規制を実施する。

強化地域に隣接する本市の場合は、相当の混乱が予測されるので、次の事項に十分留意して緊急輸送活動を実施するものとする。

(1) 緊急輸送の対象となる人員及び物資等の範囲

- ア 防災対策要員
- イ 食料、医薬品・防災資機材等の物資
- ウ その他本部長が必要と認めるもの

(2) 緊急輸送の調整

緊急輸送は、必要最小限の範囲で実施するものとし、実施にあたっては、輸送手段の競合が生じないように事前に関係機関と調整を図る。また、緊急輸送の実施にあたり、具体的に調整すべき問題が生じた場合は、災害対策本部において、必要な調整を行う。

(3) 緊急輸送車両の確保

- ア 市有車両の利用
- イ 関係機関への協力要請
 - ・神奈川県トラック協会県南サービスセンター
 - ・神奈川中央交通東（株）
 - ・江ノ島電鉄（株）
 - ・災害協定締結事業所

ウ 県に対する要請

災害対策本部長は、必要な車両等の確保が困難なときは、県に対して要請及び調達・あつせんを依頼する。

3 緊急輸送車両

(1) 緊急輸送車両（確認対象車両）

緊急輸送車両は、大震法第 21 条第 2 項に規定する地震防災応急対策（警戒宣言発令時対策）の実施責任者又はその委託を受けた者が使用する車両で、次に掲げる業務に従事する車両とする。

- ア 地震予知情報の伝達及び避難の指示に関する事項
- イ 消防、水防、その他の応急措置に関する事項
- ウ 応急の救護を要すると認められる者の救護、その他保護に関する事項
- エ 施設及び設備の整備並びに点検に関する事項
- オ 犯罪の予防、交通の規制、その他当該大規模な地震により地震災害を受けるおそれのある地域における社会秩序の維持に関する事項

- カ 緊急輸送道路の確保に関する事項
- キ 地震災害が発生した場合における食料、医薬品その他の物資の確保、清掃、防疫その他の保健衛生に関する措置その他応急措置を実施するため必要な体制の整備に関する事項
- ク 前号に掲げるもののほか、地震災害の発生の防止又は軽減を図るための措置に関する事項

(2) 緊急輸送車両の確認手続

各論 I 第 4 部第 12 章第 3 節を準用する。

第 14 節 鉄道・バス等公共輸送対策

1 鉄道

(1) 列車運行措置

① 運行方針

各鉄道機関は、警戒宣言発令時に、次の方針を原則として対処する。

ア 強化地域内への進入を禁止する。

イ 強化地域内を運行中の列車は、最寄りの駅、その他の場所まで安全な速度で運転して、停車、待機等の措置をとる。ただし、震度 6 弱未満で津波等の危険がない地域については、安全性の確保を前提に運行を可能とする。

ウ 強化地域外においては、安全を確保の上、極力運行の継続を確保する。警戒宣言が解除されたときは、必要により、車両、路線、信号装置等の機能確認を行った後、列車の運転を行う。

② JR 東日本

ア 列車運行措置

(ア) 強化地域に係る措置

a 強化地域内の列車の入り込みは原則として規制する。

b 運転中の列車は、原則として最寄りの安全な駅、その他の場所まで安全な速度で運転して停止させる。

(イ) 強化地域外における措置

a 強化地域外で震度 5 弱（80 ガル）以上の地震が予想される地域
・あらかじめ定めた運転規制区間及び速度で運行する。

b 強化地域外で a を除く地域
・原則として運転規制を行わないものとする。

イ 旅客の待機、案内等

(ア) 駅舎内の旅客及び駅に停車した列車内旅客は、自己の責任において行動を希望する者

を除き、原則として駅内又は列車内に待機させる。

ただし、列車の停止が長時間となった場合及び危険が見込まれる場合は、地方自治体が定める避難場所へ避難するよう案内する。

- (イ) 駅舎内の旅客及び駅に停車した列車内旅客に対し、駅、車内放送、掲示等により警戒宣言の内容、停止の理由、旅行の中止、迂回の方法及び近距離旅行者の徒歩帰宅の呼びかけを行う。
- (ウ) 旅客に対しては、食事のあっせんを行うこととし、給食事業者の供給能力、協力体制を確立しておき、臨機応変に対処する。なお、食事のあっせんができない場合は、関係地方自治体に援助を要請する。
- (エ) 旅客等に急病人が発生したときは、周辺の指定医療機関等に収容する。
- (オ) 駅等においては、応急医薬品を定期的に整備点検するとともに、救護を要する旅客に対して応急措置が可能な体制を整えておくものとする。

ウ 警備対策

- (ア) 駅舎内及び列車等の安全確保、秩序の維持及び盗難等、各種犯罪の防止に努める。
- (イ) 列車の停止状況、旅客の待機等の状況により、社員を適宜配備し、混乱等が予想されるときは警察の応援を要請する。
- (ウ) 関係箇所長は、踏切道の交通状況及び線路内歩行等の状況把握のため、社員を派遣するとともに、状況に応じて警察の派遣を要請する。

③ 東海旅客鉄道（株）

ア 東海道新幹線

- (ア) 想定震度が 6 弱以上の地域への進入を禁止する。
- (イ) 想定震度が 6 弱以上の地域内を運転中の列車は、最寄りの駅まで安全な速度で運転して停車する。
- (ウ) 想定震度が 6 弱未満の地域において、名古屋—新大阪駅間については運行を継続する。

イ 在来線

- (ア) 強化地域への進入を禁止する。
- (イ) 強化地域内を運行中の列車は、最寄りの安全な駅その他の場所まで安全な速度で運転して停車する。
- (ウ) 強化地域外においては、折り返し設備等を勘案し、区間を定め、必要に応じ速度を制限して運行を継続する。

ウ 例外措置

東海地震注意情報が発表されたときは、旅客列車は運行を継続する。ただし、長距離夜行列車、貨物列車については、強化地域への進入を禁止する。

④ 小田急電鉄（株）

ア 列車運行措置

(ア) 運転中止区間

警戒宣言が発せられたときは、次の区間の列車の運転を中止する。ただし、駅間走行中の列車は最寄り駅まで安全な速度で運転し、駅に到着後、旅客に対して警戒宣言が発せられたことを告げるとともに、避難場所への避難等を行う。

《運転中止区間》

小田原線：相武台前駅－小田原駅間

江ノ島線：藤沢駅－片瀬江ノ島駅間

(イ) 運転区間

警戒宣言が発せられたときは、最寄り駅に一旦停車し、旅客に対して「警戒宣言発令の旨及び今後の運転方法、その他の状況」等を案内した後、運輸司令所長の指令に基づき、駅長と打合せの上、運転を再開する。

《運転区間》

小田原線：新宿駅－相武台前駅間

江ノ島線：相模大野駅－藤沢駅間

多摩線：新百合ヶ丘駅－唐木田駅間

※ 準急列車及び普通列車のみの運転となる。

イ 列車運行措置の周知

(ア) 警戒宣言が発せられた後の運転計画及び旅客の避難誘導について、平常時より広報誌等で利用者に周知徹底を図る。

(イ) 東海地震注意情報が発せられたときは、警戒宣言発令時における列車の運転規制等について、あらかじめ旅客に情報提供し、不要不急の旅行、出張等を控えるよう要請する。

⑤ 江ノ島電鉄（株）

ア 警戒宣言が発せられたときは、現行ダイヤを使用し減速運転を行う。なお、これに伴う電車の遅延は、運転整理により対応するため、一部電車の間引き運転等が生じるので、輸送力は平常ダイヤより減少する。

イ 東海地震注意情報が発せられたときは、警戒宣言発令時における列車の運転規制等について、あらかじめ旅客に情報提供し、不要不急の旅行、出張等を控えるよう要請する。

⑥ 湘南モノレール（株）

ア 警戒宣言が発せられたときは、最寄りの駅で速やかに運転を見合わせる。

イ 東海地震注意情報が発せられたときは、警戒宣言発令時における列車の運転規制等について、あらかじめ旅客に情報提供し、不要不急の旅行、出張等を控えるよう要請する。

表 6-5 私鉄各社の措置

機関	強化地域	強化地域外	
		警戒宣言当日	翌日以降
小田急電鉄(株)	・原則として最寄り駅まで安全な速度で運転し、以後の運転を休止	・相武台前駅～座間駅間及び藤沢駅～片瀬江ノ島駅間の列車は最寄りの駅で運転を中止 ・新宿駅～相武台前駅間(小田原線)、新百合ヶ丘駅～唐木田駅間(多摩線)、相模大野駅～藤沢駅間(江ノ島線)は、速度を低下し注意運転により運行。なお、準急列車及び普通列車のみの運転とする。	・地震ダイヤを作成して可能な範囲での運行に努める
相模鉄道(株)	・原則として運行中の列車等は最寄りの安全な待機場まで運転し、以後の運転を休止	・横浜駅～大和駅間、二俣川駅～湘南台駅間で 50 km/h 以下により運行	・地震ダイヤを作成して可能な範囲での運行に努める
東京急行電鉄(株) 京浜急行電鉄(株) 京王電鉄(株)		・現行ダイヤを使用し、減速走行。 なお、輸送力は平常ダイヤより減少	・地震ダイヤを作成して可能な範囲での運行に努める
箱根登山鉄道(株)	・原則として、最寄り駅まで安全な速度で運転し、以後の運転を休止 ・小田急電鉄については、原則として判定会開催情報を受けた時点より乗り入れは行わない		
伊豆箱根鉄道(株)	・電車は別に指定する最寄りの駅まで 45km/h 以下の速度で非常時注意運転し、以後の運転休止		
江ノ島電鉄(株)		・旅客の状況等を考慮し、地震ダイヤを作成して運行を確保	・同左
横浜市高速鉄道 (横浜市営地下鉄)			・地震ダイヤを作成して、可能な範囲での運行に努める
横浜新都市交通 (株)		・現行ダイヤによる減速運転	・同左
湘南モノレール(株)		・東海地震注意情報で減速し、15 分間隔で運行 ・東海地震予知情報(警戒宣言発令)で最寄り駅に停止・待機	・同左

(2) 旅客に係る措置

① 基本方針

鉄道事業者は、あらかじめ警戒宣言発令時に生じる帰宅困難者、滞留旅客に対する具体的な避難誘導、保護並びに食料等のあっせん、市町村が帰宅困難者、滞留旅客の保護等のために実施する活動との連携体制等の措置について定め、警戒宣言発令時には運行規制等について情報提供するとともに帰宅困難者、滞留旅客の保護等のために必要な対応をとるものとする。

また、不要不急の旅行等を控えるよう要請する。

② JR 東日本

ア 駅舎内の旅客及び駅に停車した列車内旅客に対し、駅、車内放送、掲示等により警戒宣言の内容、停止の理由、旅行の中止、迂回の方法及び近距離旅行者の徒歩帰宅の呼びかけを行う。

イ 駅舎内の旅客及び駅に停車した列車内旅客は、自己の責任において行動を希望する者を除き、原則として駅施設内又は列車内を待機場所とする。

ウ 列車の停止が長期間となった場合及び危険が見込まれる場合は、地方自治体が定める避難地（指定避難所）へ旅客を避難させることとし、あらかじめ関係地方自治体と協議しておく。

エ 旅客に対しては、必要に応じて食事のあっせんを行うこととする。また、あらかじめ関係自治体とも食事のあっせん方法や体制等について協議しておく。

オ 旅客等に急病人等が発生したときは、駅周辺の指定医療機関等に収容することとし、その協力体制を確立しておく。また、駅等で常備している応急医療品を定期的に整備点検するとともに、救護を要する旅客に対し応急処置が可能な体制を整えておく。

カ 駅施設内及び列車内等の旅客の安全確保、秩序の維持を図るため、混乱の状況を勘案の上、関係社員を適宜配備し、また、必要により警察の応援を求めて盗難等各種犯罪の防止に努める。

③ 東海旅客鉄道（株）

ア 旅客に係る措置

警戒宣言発令時、旅客に対しては、次の各号に掲げる措置を講ずることとする。

(ア) 警戒宣言が発せられたときには、その情報を伝達するとともに、あらかじめ定められた方法及び内容により列車の運行状況について案内する。

(イ) 滞留旅客が発生した場合は、自らの判断において行動する者を除き、関係地方自治体の定める避難地（指定避難所）へ避難させるなど、必要な措置をとる。

イ 警備体制

駅舎内及び列車内等の旅客公衆の安全確保、秩序の維持を図るため、混乱の状況を勘案の上、関係社員を適宜配備し、また、必要により警察の応援を求めて、盗難等各種犯罪の

防止に努めることとする。

ウ 避難対策

津波危険予想地域、がけ地崩壊危険地域等には列車を停止させないこととする。また、この地域にある駅等の旅客公衆等をあらかじめ定めた避難場所に直ちに避難させることとする。

2 路線バス

(1) 基本方針

- ア 強化地域内においては、警戒宣言発令後の運行を各社地震防災応急計画の定めるところに従い、中止する。
- イ 強化地域外においては、次の事項に留意し、それぞれの路線の実情を踏まえた警戒宣言発令時運行計画の定めるところにより、可能な限り運行を継続する。
 - (ア) 警戒宣言が発せられたときは、減速走行の措置をとる。
 - (イ) 減速走行及び交通渋滞等により、タイヤが遅延した場合は、その状況に応じて間引運行の措置をとる。
 - (ウ) 危険箇所等を通る路線については、運行中止、折り返し、迂回等事故防止のための適切な措置をとる。
 - (エ) 警戒宣言が発せられた翌日以降についても、前項を踏まえ、原則的には運行を継続するが、交通状況の変化等に応じて、運行中止等適切な措置をとる。

(2) 江ノ島電鉄（株）

- ア 警戒宣言が発せられた場合の車両の運行
警戒宣言が発せられた場合の車両の運行は、強化地域内においては運行を中止する。
強化地域外においては、防災関係諸機関との密接な連携により、地域に応じた可能な限りの運行を行う。
なお、東海地震注意情報発表時においても同じとする。
 - (ア) 車両運転の速度は、一般道路で毎時 20 キロメートル以下、高速道路で 40 キロメートル以下の減速走行を行う。
 - (イ) 減速走行及び交通渋滞等によりタイヤが遅延した場合、その状況に応じて間引運行の措置をとる。
 - (ウ) 危険箇所を通る路線については、運行中止、折り返し、迂回等事故防止のための適切な措置をとる。
 - (エ) 翌日以降については、前記のように運行するが、交通状況の変化等に応じて、運行中止等の措置をとる。

イ 旅客への広報

警戒宣言が発せられたときは、旅客及びターミナル等の滞留旅客に対し、速やかに周知徹底するものとする。

この場合、その内容及び車両の運行措置等について、その時の状況に応じた放送、掲示等を行い、混乱防止に努める。

(3) 神奈川中央交通東（株）

ア 緊急対策組織

警戒宣言が発せられたときから災害復旧が完了するまで、緊急対策組織を設置し、各担当者はそれぞれの職責を熟知していなければならない。

イ 警戒宣言が発せられた場合の緊急措置

警戒宣言が発せられ、地震発生までに時間的余裕がある場合は、被害を最小限とするため、次の措置をとらなければならない。

- (ア) 電話、ラジオ及び神奈中ハイヤーの無線などによる正確かつ迅速な情報の収集と伝達
- (イ) 火災を防止するための電源及び火気の遮断
- (ウ) 防災体制確立のための要員確保（本社及び各営業所）
- (エ) 防火用設備、用品の点検
- (オ) 現金、有価証券及び重要文書の金庫又は耐火ロッカーへの格納
- (カ) 営業用車両の運行中止時期及び方法の決定
- (キ) 運行を中止した車両の分散配備
- (ク) 地域自治体への協力及び応援要請

第 15 節 駅前混乱防止対策

本市は、東海地震に係る地震防災対策強化地域の指定地域外であるが、警戒宣言発令時に鉄道の折り返し駅となる JR 藤沢駅、小田急藤沢駅及びその周辺において、相当な混乱の発生が予想される。

このため、県、市、JR 東日本、小田急電鉄（株）及び防災関係機関は、駅周辺における滞留者の混乱を未然に防止するため、次の対策を実施するものとする。

1 混乱防止対策本部

JR 藤沢駅、小田急藤沢駅及びその周辺の混乱防止対策の実施について連絡調整し、効率的に対策を推進するため、JR 藤沢駅に關係機関（県・市・県警察・小田急電鉄（株）・江ノ島電鉄（株）・JR 東日本）が合同で、情報連絡本部を設置し、次の事項を処理する。

(1) 鉄道利用者の誘導

駅の改札口、ホーム、コンコース等における混乱を防止するため、相互の連携を強化して、

鉄道利用者の改札規制、駅構内への入場規制を行うとともに、利用者の効果的誘導を実施する。

(2) 交通機関等への誘導

バス、タクシーの乗降場所は、混雑の状況に応じて、運行方法、乗降場所を検討するとともに、必要とする誘導措置を講ずる。

(3) 滞留者の誘導

集中する鉄道利用者等の混乱を未然に防止するため、駅構内への入場を規制するとともに、周辺広場等へ誘導し、駅周辺の混乱を防止する。

(4) 一時滞在施設の確保

滞留者の状況により、帰宅困難者対策の考え方を基本に、JR 藤沢駅周辺にある、市有施設（市庁舎、市民会館、秩父宮記念体育館）を一時滞在施設として開放する。

2 関係機関の措置

(1) JR 藤沢駅、小田急藤沢駅

ア 旅客に対する広報

警戒宣言の内容を伝達するとともに、鉄道の運行状況及び折り返し駅の状況等を広報する。

イ 乗降客の誘導

乗車客、降車客の混乱を防止するため、あらかじめ定めた乗降口を専用にし、一方通行により乗降客の整理、誘導を行う。

(2) 市

ア 滞留者の誘導

駅周辺の混乱を防止するため、災害の状況に応じ警察官の協力を得て滞留者を市民会館前の広場等に誘導する。

また、強化地域内の自宅等に徒歩帰宅を希望する者に対しては、安全な帰宅経路を示し、誘導する。

イ 一時滞在施設の開設

市庁舎、市民会館、秩父宮記念体育館を一時滞在施設として開放し、帰宅困難者を保護する。

ウ 情報伝達

(ア) 滞留者への避難誘導及び情報提供は、防災行政無線を活用する。

- (イ) 折り返し駅である JR 藤沢駅、小田急藤沢駅の状況、滞留の状況等の広報及び混乱防止のための呼びかけについて、報道機関に要請する。
- (ウ) 近隣市町に対し、徒歩帰宅者への道案内その他の支援について要請する。
- (3) 県（湘南地域県政総合センター）
市と連携して、警戒宣言の内容を伝えるとともに、一時滞在施設への誘導等混乱防止のための広報を実施する。
- (4) 県警察
県警察は、災害の状況に応じて、鉄道の途絶、道路の寸断等により、駅、大規模集客施設等に帰宅困難者が集中的に滞留し、雑踏事故等の発生が予想される場合は、施設等の管理者、市及び関係機関の職員と連携及び協力の上、入場規制、避難所への誘導、広報等を実施する。
- (5) 報道機関
折り返し駅の状況、避難の状況等を報道するとともに、混乱防止のための呼びかけを行う。

第16節 児童生徒の保護対策

東海地震注意情報及び東海地震予知情報の発表、或いは警戒宣言の発令に伴い、保育所、幼稚園、学校（以下「学校等」という。）においては、児童生徒（以下「生徒等」という。）の生命、身体の安全確保に万全を期すものとし、緊急事態に備え、迅速かつ的確に対応できる綿密な保護対策としての地震防災応急計画を講じなければならない。

特に、学校等の管理者（以下「校長等」という。）は、生徒等の保護について次の事項に十分留意し、退避誘導対策を各学校における年間計画及び防災計画で、具体的に定めるものとする。

- ・ 生徒等の生命、身体の安全確保を最優先とした対策計画であること
- ・ 市が実施する地震防災応急対策計画を十分に配慮した対策計画であること
- ・ 学校等が所在する地域の諸条件等を考慮した対策計画であること
- ・ 東海地震注意情報、東海地震予知情報及び警戒宣言発令時に迅速に対応できる対策計画であること
- ・ 生徒等の行動基準及び教職員等の対処行動が明確にされていること
- ・ 教職員等の共通理解がなされ、各々の分担が明確にされていること
- ・ 東海地震注意情報発表後は、緊急連絡等ができない事態を想定して、特に生徒等の引渡しについては、保護者に十分理解されている対策計画であること
- ・ 生徒等の引渡し後の対策（教職員対応計画等）

1 学校等の対応

- ア 校長等は、学校等に学校防災対策本部を設置し、東海地震注意情報等の把握に努め、的確な指揮にあたる。
- イ 生徒等については、教職員等の指導のもとに、生命、身体の安全確保を図るとともに、安全が確認されるまでは学校等で生徒等を保護し、安全が確認された後に保護者に引き渡すことを原則とする。ただし、留守家庭等の生徒等のうち、引渡しができない者については、状況を判断し、学校等が保護する。なお、障がいのある生徒等については、各学校等において、地域性等を考慮し、対策を講じておくものとする。
- ウ 生徒等の引渡しにあつては、あらかじめ方法を明確にしておくものとする。
- エ 校長等は、教育委員会等を通じて、災害対策本部に避難、誘導等の状況を速やかに報告するものとする。
- オ 学校等の各施設の保安措置を講ずる。
- カ 初期消火及び救護・搬出活動体制をとる。
- キ 私立学校の設置者又は校長は、安全確保のために児童生徒等を学校で保護した場合は、速やかに県に報告するとともに、各学校の状況に応じた防災活動体制をとる。

2 授業中に東海地震注意情報が発表された場合の対策

- ア 東海地震注意情報が発表されたら生徒等を教室に集める。
- イ 生徒等の避難、誘導にあつては、氏名、人員等の掌握、異常の有無等を明確にし、的確に指示を行う。
- ウ 学級担任等は、出席簿等を携帯し、学校防災対策本部の指示により、所定の場所で安全確認を行う。
- エ 障がいのある生徒等については、あらかじめ介助体制等の組織を作るなど十分に配慮する。
- オ 生徒等の下校及び保護者等への引渡しについては、あらかじめ定められた方法で確実に行う。
- カ 留守家庭等で帰宅できない生徒等については、氏名、人員等を確実に把握し、引き続き保護を行う。
- キ 教職員等は、生徒等の安全を確保したのち、校長等の指示により防災活動にあたる。

3 登・下校時、在宅時に東海地震注意情報が発表された場合の対策

- ア 登・下校時に東海地震注意情報が発表された場合は、直ちに帰宅するよう指導する。
- イ 交通機関の利用時については、各関係機関の責任者の指示に従うよう指導する。
- ウ 在宅中のときは、登校しないようにし、家族とともに行動するよう指導する。

第 17 節 医療機関、福祉施設の対策

1 医療機関の対策

医療機関は速やかに警戒宣言発令時対策を実施することにより、被害発生防止を図るとともに医療機能の維持に努める。

(1) 警戒宣言発令時の措置

ア 警戒宣言発令の周知

医療機関の長は、警戒宣言が発せられたことについて、医師等の職員及び外来患者等に対して周知徹底を図る。

イ 院（所）の防災指導

医療機関の長は、地震防災対策本部を設置するとともに、消火設備、避難設備及び自家発電装置等の点検並びに医療機器、備品、薬品等の転倒落下、移動の防止及び出火防止対策を実施する。

ウ 入院患者等の安全確保

医療機関の長は、入院患者等の安全確保措置を講じる。

エ 手術

手術中の場合は、医師の判断により安全措置を講ずるものとし、手術予定については緊急やむを得ない場合を除き延期する。

オ 診療

地域医療の確保のため、耐震性を有するなど安全性が確保されている病院については診療を継続できるものとする。

カ 発災後への備え

医療機関は、発災後の医療機能を維持するため、医薬品、血液、治療材料等の確保に努めるとともに、水、食料、燃料等の確保も併せて行う。また、医師をはじめとした職員については、あらかじめ定めた職員連絡網等により連絡を行い、その確保を図る。

また、患者等の保護等のため、施設の耐震性を考慮し、他の病院、病棟への搬送、或いは家族等への引渡しを実施する。

(2) 医療救護体制の確立

市は、東海地震注意情報が発表されたときは、災害応急対策計画に定める応急救護所の開設準備を行い、医師会に対し、発災に伴う救護活動の要請を行う。

(3) 医薬品及び医療資機材の調達準備

市は、医療救護活動に必要な医薬品等の調達を行うため、藤沢市薬剤師会に対し「災害用応急必需物資の調達に関する協定」に基づき、その在庫量の確認を行う。

2 福祉施設対策

(1) 警戒宣言発令時の措置

福祉施設は、警戒宣言が発せられた場合、利用者の生命・身体の安全確保に万全を期すため次の措置をとる。

- ア 施設設備の点検
- イ 落下物等の防止措置
- ウ 飲料水、食料等の確保
- エ 関係機関、保護者との連絡体制の確保

(2) 発災後への備え

入所者等の保護等の方法については、施設の耐震性を考慮し、他の福祉施設等への移送或いは家族への引渡しを実施する。

第18節 不特定多数が出入りする施設の対策

1 商業施設の対応

食料及び生活物資を取り扱う商業施設については、地域の需要に応えるため、施設の耐震性等営業の継続に支障がない場合は、できるだけ営業の継続に努める。

ただし、食料については衛生確保に十分配慮することとする。

また、市は、商業施設が行う食料及び生活物資の輸送に対して、必要に応じて車両の確保対策を講じる。

2 映画館等興行施設の対応

警戒宣言発令時における映画館等の興行施設の措置は、おおむね次のとおりとする。

- ア 警戒宣言発令が開催日前又は開催日であっても開催前である場合は、原則として興行を中止する。
- イ 警戒宣言発令が開催中の場合は、主催者の判断で興行を中止する。

3 施設管理者の措置

不特定多数が出入りする施設の管理者は、警戒宣言が発せられた場合、直ちに次の措置を講ずる。

- ア 情報の収集
- イ 利用者等への情報伝達
- ウ 退避誘導の確保
 - (ア) 非常出口、退避方向の指示
 - (イ) 顧客の整理、誘導
 - (ウ) 退避場所及び経路の指示
- エ 施設の点検
 - (ア) 火気使用器具の使用停止
 - (イ) ボイラー等のバルブ閉止
 - (ウ) 燃料停止の確認
 - (エ) ボンベ・燃料タンクの固定確認
 - (オ) 消防用設備等の点検、作動確認
 - (カ) 受水槽の確認・給水
 - (キ) 看板・ネオン・舞台装置・照明器具等の転倒落下防止措置
 - (ク) 非常持ち出し品の準備
 - (ケ) その他必要な措置

第 19 節 生活関連施設対策

1 上・下水道確保対策

(1) 上水道施設の確保

水道事業者は、東海地震注意情報が発表された場合、あらかじめ取水量を増加させるなど需要量の増加に対する給水の確保、継続を図るとともに、住民に対して自ら飲料水の確保を図るよう広報する。

また、発災後に備えて、要員の確保、資機材等の事前配備、復旧体制の整備等、応急給水措置を講じる体制を確保し、応急措置を実施する。

(2) 下水道施設の確保

市は、地震発生に備えて、被害を最小限とするために下水道施設の保守点検及び応急復旧のための職員の配備及び資機材の点検、確保を行う。

2 ガス施設確保対策

(1) 東京ガスネットワーク（株）

ア 大規模地震防災体制の確立

(ア) 非常体制の区分

警戒宣言が発令された場合に対処するための非常体制として、地震災害警戒体制をとる。また東海地震注意情報が発表された場合は、臨時体制をとる。

(イ) 外部防災関係機関との協調

平常時には担当部所が当該地方自治体の防災担当部門等と、また災害時には本部又は支部が当該地方自治体の災害対策本部等と緊密な連携を保ち、この計画が円滑かつ適切に行われるように努める。

イ 地震防災応急対策に関わる措置

(ア) ガス工作物等の巡視・点検及び検査

警戒宣言が発せられた場合、地震防災上巡視・点検及び検査が必要なガス工作物等についてはあらかじめ定める巡視・点検及び検査要領に従い巡視点検及び検査を行う。

(イ) 工事等の中断

警戒宣言が発せられた場合、工事中又は作業中のガス工作物等については状況に応じ応急的保安措置を実施の上、工事又は作業を中断する。

(ウ) 災害対策用資機材等の確保及び整備

ウ 復旧用資機材の確保

各班長、各支部長は、予備品・貯蔵品等の復旧用資機材の在庫量を確認し、調達を必要とする資機材は、次のような方法により速やかに確保する。

(ア) 取引先・メーカー等からの調達

(イ) 被災していない他地域からの流用

(ウ) 他ガス事業者等からの融通

エ 避難等の要請

警戒宣言が発せられた場合、本社及び事業所等の見学者、訪問者等に対しては警戒宣言が発せられた旨を伝達し、避難、帰宅等を要請する。

オ 安全広報

お客さまに対し、不使用中のガス栓が閉止されていることの確認、地震が発生したときにおける使用中のガス栓の即時閉止等を要請する。また、テレビ、ラジオ等の報道機関に対して前述の広報内容を報道するよう要請する。さらに地方自治体とも必要に応じて連携を図る。

(2) (公社)神奈川県 LP ガス協会湘南支部藤沢部会の措置

警戒宣言が発せられた場合、神奈川県 LP ガス協会藤沢部会においては、二次的な災害の防止を図るとともに、警戒宣言時及び発災時における需要の増加等を考慮し、次の措置を講ずるものとする。

ア 安全措置の実施

発災時における転倒、落下及び落下物等による LP ガス容器等の損傷を防止し、二次的災

害の防止措置を講ずるものとする。

イ LP ガスの確認・確保

警戒宣言時及び発災時における需要の増加等を考慮し、在庫量の確認を行うとともに、需要に应付されるよう LP ガスの確保に努めるものとする。

3 電力施設確保対策

大規模地震により、被災が生じた場合或いは予測される場合は、必要な電力を供給する体制を確保するために、東京電力パワーグリッド（株）藤沢支社は、次の措置を実施するものとする。

(1) 非常災害対策支部の設置

速やかに、東京電力パワーグリッド（株）藤沢支社に「非常災害対策支部」を設置し、対策の円滑な実施を図るとともに、市の設置する災害対策本部との連絡調整にあたるものとする。

(2) 要員の確保

- ア 非常災害対策要員は、別に定める「非常災害に関する社員行動指針」に基づき出動する。
- イ 被害の規模等により支部人員を増員する場合は、速やかに神奈川総支社非常災害対策総支社本部に要請する。

(3) 災害復旧活動

大規模な被災に備え、電力施設等にあらかじめ下記について対策を講じ、早期復旧に努める。

- ア 復旧用資機材の確保
- イ 早期復旧対策の確立
- ウ 二次災害の防止

(4) 広報措置

災害に強い設備作りに心がけるとともに、地震災害時における出火や感電等の二次災害の発生防止及び復旧の見通し等を、広報車及び防災行政無線等を利用して広報を行うものとする。

4 電気通信設備対策

警戒宣言発令時においても、電気通信の確保を図るため、NTT 東日本は、次の措置を実施する。

(1) 地震災害警戒本部の設置

警戒宣言が発せられた場合、速やかに神奈川事業部に「地震災害警戒本部」を設置し、事前対策の円滑な実施を図るとともに、行政機関等と情報連絡がとれる体制とする。

(2) 応急復旧用資機材の事前配備

通信設備が被災した場合に備え、重要通信の確保、通信の途絶防止のため、応急復旧用資機材を各拠点に事前配備している。

(3) 広報活動

ア 報道機関への要請

神奈川事業部の広報担当はテレビ・ラジオ等の報道機関に、輻輳発生時の状況又は電話の利用方法等の周知について、事前に協力を要請する。

イ 県民への広報

平常時においても、行政機関等が発行する広報誌への関連記事の提供、防災訓練や各種イベント開催の機会を捉えて、防災の取組について PR を行う。

(4) ダイヤル通信

警戒宣言が発令されると、その直後から通話が集中的に発生し、輻輳することが想定されるので次の考え方で対処する。

ア 防災関係機関、報道機関等の災害時優先電話からの通話は最優先でそ通を確保する。

イ 街頭公衆電話及び指定避難所に設置する災害時公衆電話（特設公衆電話）からの通話はそ通を確保する。

ウ 一般加入電話からの通話については、災害時優先電話等の通話を確保するため、原則として通話規制を行う。

エ 輻輳対策及び安否確認方法として、災害用伝言ダイヤル「171」等の運用を開始する。

なお、提供条件等は報道機関（テレビ、ラジオ等）を通じて周知する。

第 20 節 金融機関の措置

1 民間金融機関に係る措置

原則として平常どおり営業を行う。

強化地域内にある営業所あての手形取立等の手形交換、為替業務については、その取扱いを停止する。なお、この旨を店頭に掲示し、協力を求める。

営業停止等の取引者への周知については、それぞれの金融機関があらかじめ定めた方法で行う。

2 日本郵便（株）に係る措置

災害時において、被災地における郵便局の窓口業務の維持を図るため、被災により業務継続が不能となった郵便局について、仮局舎急設による窓口業務の迅速な再開、臨時窓口の開設、窓口取扱時間又は取扱日の変更等の措置を講ずるものとする。

3 保険会社、証券会社等に係る措置

強化地域内の本店又は支店等が営業停止の措置をとった場合であっても、当該営業停止の措置をとった強化地域外の営業所は、平常どおり営業を行う。

第 21 節 事業所等の措置

1 警戒宣言が発せられた場合の事業所の対応

- ア 防火管理者、保安管理者などを中心に、地震災害を防止し又は軽減するための体制を確立する。
- イ テレビ・ラジオ等から情報を正確に入手し、顧客、従業員等に迅速、正確に伝達する。
- ウ 地震防災応急計画ないし消防計画等に定められた分担に従って、地震災害を防止し又は軽減するため、次の措置を講じる。
 - (ア) 火気使用設備等地震発生により出火原因になるものについては、原則として使用を中止する。
 - (イ) 建物の防火上又は避難において重要な施設及び消防用設備等を点検する。
 - (ウ) 薬品類、危険物などの流出、漏えい防止を行う。
 - (エ) 商品、事務機器及び窓ガラス等の転倒、落下防止を行う。
- エ 火気使用店舗は原則として営業を自粛する。
- オ 飲料水、非常食料、医薬品等を確保する。
- カ 店舗等の不特定多数の者を収容する施設では、利用者、滞留者等に対して警戒宣言発令に関する情報及び交通機関の情報を知らせることとともに、むやみに移動せず施設内に一時留まることなど、混乱の未然防止を図るものとする。
- キ その他必要と思われる措置を講じる。

2 事業所等の従業員の帰宅措置

一般の事業所においては、応急保安措置を講じた後は、できるだけ通常の勤務体制をとることを原則とする。やむを得ず従業員を帰宅させる場合は、従業員数、最寄りの駅及び道路交通状況、警戒宣言が発せられた時刻等を考慮して、帰宅経路に係る状況を確認した上、時差退社をさせる。

ただし、近距離通勤者にあつては、徒歩又は自転車によるものとし、できるだけ交通機関の利用はしないものとする。また、乗用車による帰宅は行わないものとする。

なお、強化地域内では原則として鉄道の運行が中止されるので、遠距離通勤者で帰宅が困難

となる者についてはそれぞれの事業所等において適切な措置を講じる。

第 22 節 救援対策等

1 飲料水確保対策

市は、警戒宣言が発せられた場合、地震発生後の給水対策が迅速かつ的確に実施できるよう、日ごろから市民に対する啓発、資機材の点検等を行い、飲料水の確保に努める。

(1) 緊急貯水の呼びかけ

防災行政無線、消防車両、各部の広報車、コミュニティ FM や各報道機関等により、市民に対して、風呂・バケツ・ポリ容器等に緊急貯水を行うよう呼びかける。

詳細は、各論 I 第 4 部第 2 章第 3 節を準用する。

(2) 給水量の確保

市は、東海地震注意情報が発表された場合、水道事業者に対して飲料水確保のための緊急貯水に応える体制をとるよう協力を要請する。

(3) 応急給水体制

ア 市は、地震災害の発生に備えて、水道事業者等に飲料水の確保を要請し、また自力での飲料水の確保を行うとともに、応急給水のための要員、資機材、運搬手段等を確保する。

イ プール及びびろ水機の管理者は、地震災害の発生に備えて速やかに使用できるよう、プール等の水量の確認及び補給、ろ水機等の点検・配備を行う。

2 食料・生活物資の確保対策

市は、東海地震注意情報が発表されたときは、「災害用応急必需物資等の調達に関する協定」を締結している関係団体や輸送機関等と連絡をとり、食料及び生活物資の保有数量並びに調達体制の確認把握に努めるものとする。

なお、食料及び生活物資の保有数量について、年 1 回の棚卸し等を実施し、確認・把握するものとする。

3 物価高騰の防止等のための要請

警戒宣言が発せられた場合に、食料等生活物資の売り惜しみ又は買占め、物価の高騰が生じないよう関係する生産者及び流通業者等に対して必要な要請・指導を行う。

第7部 南海トラフ地震防災対策推進計画

南海トラフ地震については、平成 23 年 8 月に内閣府に設置された「南海トラフの巨大地震モデル検討会」において検討が進められ、関東から四国・九州にかけての極めて広い範囲で強い揺れと巨大な津波が想定されることとなった。特に、津波については、「発生頻度は極めて低いものの、発生すれば甚大な被害をもたらす最大規模の津波」を想定した結果、津波高 10m 以上の巨大な津波が 13 都県にわたる広い範囲で襲来することが想定されることとなった。

南海トラフ沿いの地域においては、これまで 100～150 年の周期で大規模な地震が発生し、大きな被害を生じさせており、文部科学省地震調査研究推進本部における長期評価においては、この地域における地震の 30 年以内の発生確率は 70%～80%とされている。

したがって、まず、このような地震に対して、引き続き、ハード対策を推進するとともに、ハード対策にかかる時間や、想定被害の地域的特性等に鑑み、ソフト対策も有効に組み合わせて円滑かつ迅速に推進する。

また、南海トラフ地震のうち、想定される最大規模の地震（以下「南海トラフ巨大地震」という。）に伴う巨大な津波に対しては、「命を守る」ことを基本として、被害の最小化を主眼とする「減災」の考え方にに基づき、住民避難を中心に、住民一人一人が迅速かつ主体的に避難行動が取れるよう、日頃から市民等に対し、住宅の耐震化や家具の固定、食料等の備蓄及び家族等との連絡手段の確保などの自助の啓発を推進するとともに、共助の取組を強化し、支援していく必要がある。

南海トラフ地震は、我が国で発生する最大級の地震であり、その大きな特徴として、①極めて広域にわたり、強い揺れと巨大な津波が発生すること、②津波の到達時間が極めて短い地域が存在すること、③時間差を置いて複数の巨大地震が発生する可能性があること、④これらのことから、その被害は広域かつ甚大となること、⑤南海トラフ巨大地震となった場合には、被災の範囲は超広域にわたり、その被害はこれまで想定されてきた地震とは全く様相が異なると考えられること等が挙げられる。

南海トラフ巨大地震については、想定される震度や津波の浸水想定区域は、本市で想定している地震と比較すると最大のものではなく、各論 I に定める地震津波対策を着実に推進することが重要である。しかしながら、南海トラフ地震は、関東から九州までの広い範囲に影響を及ぼすことから、本市にとってはハード対策以上にソフト対策や広域連携の視点が重要であるため平成 25 年 12 月に施行された南海トラフ地震対策特別措置法に基づき、平成 26 年 3 月に本市が南海トラフ地震防災対策推進地域及び南海トラフ地震津波避難対策特別強化地域として指定されたことを受け、現在進めている地震津波対策を一層強化・充実する必要があることを考慮し、国、県、市、地域住民等、様々な主体が連携をとって計画的かつ速やかに防災対策を推進するため、本計画をここに定める。

また、従前から切迫性が懸念されてきた東海地震については、大規模地震対策特別措置法に基づき、地震予知を前提とした対策が講じられてきたが、平成 29 年にこの対策が見直され、南海トラフ地震を対象とした対策に転換することとなった。

平成 29 年 11 月から、従前の東海地震に関連する情報に代わり、南海トラフ地震全域を対象として、異常な現象を観測した場合や、地震発生の可能性が相対的に高まっていると評価した場合などに「南海トラフ地震に関連する情報」が気象庁より発表されることとなり、平成 31 年 3 月には、内閣府において「南海トラフ地震の多様な発生形態に備えた防災対応検討ガイドライン（以下、ガイドラインという。）」が公表された。

気象庁では、ガイドラインに示されたこれらの防災対応が、南海トラフ地震防災対策推進基本計画に位置づけられた令和元年 5 月から、「南海トラフ地震に関連する情報」を「南海トラフ地震臨時情報」と「南海トラフ地震関連解説情報」として発表している。

本計画は、国のガイドラインに基づき、南海トラフの想定震源域内の領域で大規模地震が発生し、残りの領域で大規模地震の可能性が平常時と比べて相対的に高まったと評価された場合などに、実施する防災対応の基本的事項についても定めるものである。

章	節	実施担当
第 1 章 総則	第 1 節 推進計画の目的	—
	第 2 節 防災関係機関が地震発生時の災害応急対策として行う事務又は業務の大綱	—
第 2 章 関係者との連携協力の確保	第 1 節 資機材、人員等の配備手配	本部事務局
	第 2 節 他機関に対する応援要請	本部事務局
	第 3 節 帰宅困難者への対応	本部事務局
第 3 章 津波からの円滑な避難の確保に関する事項	第 1 節 津波に関する情報の伝達等	本部事務局
	第 2 節 避難指示の発令基準	本部事務局
	第 3 節 避難対策等	本部事務局・福祉部指揮本部・経済部指揮本部
	第 4 節 消防機関等の活動	消防局指揮本部
	第 5 節 水道、電気、ガス、通信、放送関係	県営水道・東京電力パワーグリッド(株)・東京ガスネットワーク(株)・LPガス協会・NTT 東日本(株)ジェイコム湘南・藤沢エフエム放送(株)
	第 6 節 交通	県警察、土木事務所、湘南海上保安署、鉄道事業者
	第 7 節 市が自ら管理等を行う施設等に関する対策	—
第 4 章 時間差発生等における円滑な避難の確保等	第 1 節 南海トラフ沿いで観測され得る異常な現象	—
	第 2 節 異常な現象に伴い発表される南海トラフ地震臨時情報	—
	第 3 節 南海トラフ地震臨時情報の内容に応じた防災対応の考え方	—
	第 4 節 南海トラフ地震臨時情報(調査中)が発表された場合における災害応急対策にかかる措置	本部事務局

	第 5 節 南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)等が発表された場合における災害応急対策にかかる措置	本部事務局・下水道部指揮本部・県営水道・東京電力パワーグリッド(株)・東京ガスネットワーク(株)・LPガス協会・NTT 東日本・(株)ジェイコム湘南・藤沢エフエム放送(株)・県警察、土木事務所、湘南海上保安署、鉄道事業者
	第 6 節 南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意)等が発表された場合における災害応急対策にかかる措置	本部事務局・各指揮本部
第 5 章 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画	—	—
第 6 章 防災訓練計画	—	本部事務局
第 7 章 地震防災上必要な教育・啓発及び広報に関する計画	—	本部事務局
第 8 章 津波避難対策緊急事業計画の基本となるべき事項	—	—

第1章 総則

第1節 推進計画の目的

この計画は、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成 14 年法律第 92 号）第 5 条第 2 項の規定に基づき、南海トラフ地震防災対策推進地域について、南海トラフ地震に伴い発生する津波からの円滑な避難の確保に関する事項等を定め、当該地域における地震防災対策の推進を図ることを目的とする。

第2節 防災関係機関が地震発生時の災害応急対策として行う事務又は業務の大綱

本市の地域に係る地震防災に関し、防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱は、序論第 1 部第 3 章第 3 節を準用する。

第2章 関係者との連携協力の確保

第1節 資機材、人員等の配備手配

1 物資等の調達手配

地震発生後に行う災害応急対策に必要な物資等の確保については、各論 I 第 2 部第 2 章第 4 節を準用する。

また、市は、地域住民等に対する応急救護及び地震発生後の被災者救護のために必要な物資等が不足するときは、県に対し物資等の供給の要請をするものとする。

2 人員の配置

市は、人員に不足が生じる場合は、人員の配備状況を県に報告するとともに、県に応援を要請するものとする。

3 災害応急対策等に必要な資機材及び人員の配置

防災関係機関は、地震が発生した場合において、藤沢市地域防災計画に定める災害応急対策及び施設等の応急復旧対策を実施するため、あらかじめ必要な資機材の点検、整備、配備等の計画を作成するものとする。

なお、機関ごとの具体的な措置内容は、機関ごとに別に定める。

第2節 他機関に対する応援要請

市が災害応急対策の実施のため必要な協力を得ることに関し、締結している協定は藤沢市地域防災計画資料編：資料 23-1「協定等一覧表」に記載のとおり。

市は、必要があるときは、各協定に従い、応援を要請するものとする。

第3節 帰宅困難者への対応

一斉徒歩帰宅の抑制、一時滞在施設の確保その他の帰宅困難者対策の詳細については、各論 I 第 3 部第 7 章のとおり。

第3章 津波からの円滑な避難の確保に関する事項

第1節 津波に関する情報の伝達等

津波警報等の津波に関する情報の収集・伝達に係る関係者の役割分担や連絡体制は、各論 I 第 4 部第 21 章第 1 節 2 を準用する。

第2節 避難指示（緊急）の発令基準

地域住民に対する避難指示の発令基準は、各論 I 第 4 部第 21 章第 2 節 4（1）を準用する。

第3節 避難対策等

1 津波避難計画

避難対象地域の指定、津波一時避難場所・津波避難ビルの指定及び津波避難路の指定その他の避難対策に関する事項は、藤沢市津波避難計画に定めるとおりとする。

また、市は、災害救助法の適用となる避難対策について、適切な対応を行うものとする。

2 地域住民等への周知

市は、沿岸 3 地区において、次の事項について繰り返し周知を図るなど、地域住民等が津波襲来時に的確な避難を行うことができるよう、津波避難に関する意識啓発のための対策を継続的に実施するものとする。

- ア 避難対象地域の範囲
- イ 想定される危険の範囲
- ウ 津波一時避難場所・津波避難ビル（屋外・屋内の種別）
- エ 津波避難路
- オ 避難指示の伝達方法
- カ 指定避難所にある設備、物資等及び指定避難所において行われる救護の措置等
- キ その他避難に関する注意事項（集団避難、防火、防犯、持出品、服装、乗用車の使用の禁止等）

3 自主防災組織及び自衛消防組織の措置

地域の自主防災組織及び施設又は事業所の自衛消防組織は、避難の指示があったときは、あらかじめ定めた避難計画及び市災害対策本部の指示に従い、住民、従業員、入場者等の避難誘導のための必要な措置をとるものとする。

4 要配慮者等への対策

(1) 避難行動要支援者

市は、各論 I 第 3 部第 8 章 2 のとおり、避難行動要支援者名簿の作成、当該名簿情報の提供等を通じた避難行動要支援者に対する支援体制の強化を図る。

地震が発生した場合、市は、指定避難所及び福祉避難所（一次及び二次）において、要配慮者に対して必要な救護を行うものとする。

(2) 外国人

外国人に対しては、やさしい日本語や多言語による情報提供に努めるものとする。

(3) 観光客、海岸利用者等

観光客、海岸利用者その他の滞在者に対する情報伝達、避難誘導等については、藤沢市津波避難計画に定めるとおりとする。

第 4 節 消防機関等の活動

消防局は、津波からの円滑な避難の確保等のために、次の事項を重点として必要な措置を講ずるものとする。なお、これらの措置を実施するため必要な動員、配備及び活動計画は、消防計画に定める。

- ア 津波警報等の情報の的確な収集・伝達
- イ 津波からの避難誘導
- ウ 津波到達予想時間等を考慮した退避ルールの確立

第 5 節 水道、電気、ガス、通信、放送関係

1 水道

地域住民等の津波からの円滑な避難を確保するため、水道管の破裂等による二次災害を軽減させるための措置を実施するものとする。

2 電気

東京電力パワーグリッド（株）は、津波から円滑な避難を確保するため、津波警報等の伝達や夜間の避難時の照明の確保等が必要なことから、電力供給のための体制確保等必要な措置を講じるとともに、火災等の二次災害の防止に必要な利用者によるブレーカーの開放等の措置に関する広報を実施するものとする。また、災害応急活動の拠点等に対して電力を優先的に供給するために必要な措置を実施するものとする。

3 ガス

東京ガスネットワーク（株）は、災害発生時には、その直後、ガス供給停止時、復旧作業中、その他必要な場合において、その状況に応じた広報活動を行う。広報の方法については、テレビ・ラジオ・インターネット・新聞等の報道機関を通じて行うほか、必要に応じ直接当該地域へ周知する。また地方自治体等の関係機関とも必要に応じて連携を図る。

4 通信

NTT 東日本は、電気通信設備に災害等が発生した場合、当該設備及び回線の復旧に関し応急の措置を行う。措置において、重要通信の確保に留意し、災害等の状況、電気通信設備の被災状況に応じ、復旧順位を考慮した適切な措置をもって復旧に努める。なお、回線の復旧計画においては、「重要通信の確保」に基づき、総務大臣が別に定める重要通信を扱う機関等の応急復旧計画と連携し、策定に努めるものとする。

電気通信設備及び回線の復旧順位については、各論 I 第 4 部第 14 章第 6 節を準用する。

第 6 節 交通

1 道路

市、県警察及び道路管理者は、津波襲来のおそれがあるところでの交通規制、避難経路についての交通規制の内容をあらかじめ計画するものとする。

2 海上

湘南海上保安署は、漁業関係者、マリンレジャー関係者等に対し、津波情報の伝達を行うとともに、在泊船の船長に対して、港外等の安全な場所への避難を勧告する。

自船の性能や状態、現在の係留場所や付近海域の状況等を勘案し、現在の場所に留まる方が安全であると判断した場合又は他の場所に移動して係留することと判断した場合には、船体の固縛強化等の措置を実施するよう指導する。

3 鉄道

(1) JR 東日本

①津波の発生により危険度が高いと予想される区間における運行の停止その他運行上の措置
ア 地震を感知し危険と認めたときは直ちに停車する。その際は、築堤・切土・橋梁上・陸橋下等を避ける。

イ 津波注意区間内に停車し、津波警報等が発表されている場合、乗務員は原則その場で降車誘導させ、安全な場所まで誘導する。

②走行中の列車の乗客や駅等に滞在する者の避難誘導計画等

ア 津波注意区間内の駅において、津波警報等が発表された場合は、直ちに放送等を活用して

駅構内の旅客に避難するように呼び掛ける。

- イ 駅構内に在線列車がある場合は、旅客の降車誘導案内を行う。
- ウ 津波注意区間に停車し、津波警報等が発表されている場合、乗務員は原則その場で降車誘導させ、安全な場所まで誘導する。
- エ 関係する地方自治体と連絡を密にして、あらかじめ指定された避難箇所に誘導を行う。

(2) 小田急電鉄（株）

① 津波の発生により危険度が高いと予想される区間における運行の停止その他運行上の措置

ア 大津波警報が発表された場合

藤沢駅～片瀬江ノ島駅間では直ちに運行を停止する。

イ 大津波警報の発表から津波到達まで時間がかかることが明らかな場合

藤沢駅～片瀬江ノ島駅間の列車を可能な限り同区間外に退避させた後、藤沢駅～片瀬江ノ島駅間の運転を中止する。

ウ 津波警報が発表された場合

藤沢駅～片瀬江ノ島駅間の列車を可能な限り同区間外に退避させた後、藤沢駅～片瀬江ノ島駅間の運転を中止する。

② 走行中の列車の乗客や駅等に滞在する者の避難誘導計画等

ア 大津波警報が発表された場合

藤沢駅～片瀬江ノ島駅間を走行中の列車の乗務員は、直ちに列車を停車させ、乗客を避難誘導する。

駅係員は、旅客等に一時避難場所の地図を配布し、避難誘導するとともに、自らも安全な場所に避難する。

イ 大津波警報の発表から津波到達まで時間がかかることが明らかな場合

藤沢駅～片瀬江ノ島駅間を走行中の列車の乗務員は、可能な限り列車及び乗客を同区間外に退避させる。

駅係員は、旅客等に一時避難場所の地図を配布し、避難誘導するとともに、自らも安全な場所に避難する。

ウ 津波警報が発表された場合

藤沢駅～片瀬江ノ島駅間を走行中の列車の乗務員は、可能な限り列車及び乗客を同区間外に退避させる。

駅係員は、旅客等に一時避難場所の地図を配布し、避難を促すとともに、情報収集を行う。

(3) 江ノ島電鉄(株)

① 津波の発生により危険度が高いと予想される区間における運行の停止その他運行上の措置

ア 大津波警報が発表された場合

藤沢駅～鎌倉駅間の全線で、最寄りの駅で列車を抑止し転動防止と電源遮断を行う。

イ 大津波警報の発表から津波到達まで時間がかかることが明らかな場合

大津波警報または避難指示が発表された場合は、直ちに最寄りの駅で列車を抑止し運転見合わせ(時間がかかる場合については、現在検討している)。

ウ 津波警報が発表された場合

全線で、周囲の状況、線路等に注意して運転の指令を行う。

② 走行中の列車の乗客や駅等に滞在する者の避難誘導計画等

ア 大津波警報が発表された場合

藤沢駅～鎌倉駅間全線の全列車は最寄りの駅で抑止し、津波一時避難場所へ避難誘導を行う。有人駅においては、直ちに最寄りの津波一時避難場所へ避難誘導を行う。

イ 大津波警報の発表から津波到達まで時間がかかることが明らかな場合

現在のところ、大津波警報または避難指示が発表された場合は、最寄りの駅で列車を抑止し、最寄りの津波一時避難場所へ避難誘導を行う。また、駅滞在の旅客は、最寄りの津波一時避難場所へ避難誘導を行う(時間がかかる場合については、現在検討している)。

ウ 津波警報が発表された場合

周囲の状況に注意すると共に警戒態勢に備える。旅客への周知を徹底する。

第7節 市が自ら管理等を行う施設等に関する対策

1 不特定かつ多数の者が出入りする施設

市が管理する庁舎、病院、学校、社会教育施設、生涯学習施設、社会福祉施設等の管理上の措置はおおむね次のとおりである。なお、具体的な措置内容は施設ごとに別に定める。

(1) 各施設に共通する事項

ア 津波警報等の入場者等への伝達

イ 入場者等の安全確保のための退避等の措置

ウ 施設の防災点検及び設備、備品等の転倒、落下防止措置

エ 出火防止措置

オ 水、食料等の備蓄

カ 消防用設備の点検、整備

キ 非常用発電装置の整備、防災行政無線、テレビ、ラジオ、インターネットなど情報を入手するための機器の整備

(2) 個別事項

ア 病院、療養所、診療所等にあつては、重症患者、新生児等、移動することが不可能又は困難な者の安全確保のための必要な措置

イ 学校にあつては、次のとおり

(7) 当該学校等が、本市の定める津波避難対象地域にあるときは、避難の安全に関する措置

(4) 当該学校等に保護を必要とする生徒等がいる場合（特別支援学校等）これらの者に対する保護の措置

ウ 社会福祉施設にあつては、重度障がい者、高齢者等、移動することが不可能又は困難な者の安全の確保のための必要な措置

2 災害応急対策の実施上重要な建物に対する措置

(1) 災害対策本部、各指揮本部又は各地区防災拠点本部

災害対策本部、各指揮本部又は各地区防災拠点本部が設置される庁舎等の管理者は、1(1)に掲げる措置をとるほか、次に掲げる措置をとるものとする。また、指揮本部又は地区防災拠点本部を市が管理する施設以外の施設に設置する場合は、その施設の管理者に対し、同様の措置をとるよう協力を要請するものとする。

ア 自家発電装置、可搬式発電機等の整備による非常用電源の確保

イ 無線通信機等通信手段の確保

ウ 各本部開設に必要な資機材及び緊急車両等の確保

(2) 指定避難所又は応急救護所が設置される施設

指定避難所又は応急救護所が設置される施設の管理者は、1(1)又は(2)に掲げる措置をとるとともに、指定避難所又は応急救護所の開設・運営に必要な資機材の搬入・配備に協力するものとする。

3 工事中の建築等に対する措置

工事中の建築物その他の工作物又は施設については、工事を中断するものとする。

第4章 時間差発生等における円滑な避難の確保等

第1節 南海トラフ沿いで観測され得る異常な現象

南海トラフ沿いで観測され得る大規模地震については、確度の高い地震の予測は困難であるものの、南海トラフ沿いで観測され得る異常な現象のうち、観測される可能性が高く、かつ大規模地震につながる可能性があるとして、防災対応の検討が必要となる3つのケースが想定されている。

1 防災対応の検討が必要となる3つのケースの概要

(1) 半割れ／被害甚大ケース（以下、「半割れケース」という。）

南海トラフの想定震源域内の領域で大規模地震が発生し、残りの領域で大規模地震発生の可能性が相対的に高まったと評価された場合。また、南海トラフ地震の想定震源域内のプレート境界においてM8.0以上の地震が発生した場合、大規模地震発生の可能性が相対的に高まったと評価される。

(2) 一部割れ／被害限定ケース（以下、「一部割れケース」という。）

南海トラフ沿いで、M7クラスの地震が発生した場合。また、南海トラフ地震の想定震源域内のプレート境界においてM7.0以上、M8.0未満の地震が発生した場合、大規模地震発生の可能性が相対的に高まったと評価される。なお、想定震源域のプレート境界以外や、想定震源域の海溝軸外側50km程度までの範囲で発生したM7.0以上の地震についても、「一部割れケース」として取り扱われる。

(3) ゆっくりすべり／被害なしケース（以下、「ゆっくりすべりケース」という。）

短い期間にプレート境界の固着状態が明らかに変化しているような通常とは異なるゆっくりすべりが観測された場合。

第2節 異常な現象に伴い発表される南海トラフ地震臨時情報

気象庁は、南海トラフの想定震源域及びその周辺で速報的な評価で算出されたM6.8程度以上の地震が発生、またはプレート境界面で通常とは異なるゆっくりすべり等を観測した際は、南海トラフ地震との関連性について調査を開始する旨を「南海トラフ地震臨時情報（調査中）」として発表する。

その後、有識者からなる「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」を開催し、発生した現象について評価を行う。当該評価結果が、前項の3つのケースのいずれかに該当する現象と判断された場合には、気象庁から次の情報が発表される。

表 7-1 3つのケースごとの発表される情報

異常な現象	発表される情報
(1) 半割れケース	南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）
(2) 一部割れケース	南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）
(3) ゆっくりすべりケース	

【出典：南海トラフ地震の多様な発生形態に備えた防災対応検討ガイドライン(令和元年5月、内閣府)】

第3節 南海トラフ地震臨時情報の内容に応じた防災対応の考え方

住民や企業は、南海トラフ地震臨時情報が発表された場合、南海トラフの震源域で想定される最大クラス（M9クラス）の後発地震の発生を想定し、次のとおり防災対応を行う。

1 調査中対応

発生直後、南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表された場合は、状況に応じて避難等の防災対応を準備・開始する。

2 巨大地震警戒対応（半割れケース）

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合は、最初の地震発生から2週間を基本に、国からの呼びかけに応じ、次のような対応を行う。

- ア 日ごろからの地震への備えを再確認する。
- イ 地震発生後の避難では間に合わない可能性のある要配慮者は避難、それ以外の者は避難の準備を整え、個々の状況等に応じて避難する。
- ウ 地震発生後の避難で明らかに避難が完了できない住民は避難する。
- エ 最初の地震発生から1週間経過以降2週間経過までの間、巨大地震注意対応を行う。
- オ 2週間経過後は、国からの呼びかけに応じ、地震発生の可能性がなくなったわけではないことに留意しつつ、地震の発生に注意しながら通常の生活を行う。

3 巨大地震注意対応（一部割れケース、ゆっくりすべりケース）

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された場合、最初の地震発生から1週間（ゆっくりすべりの場合は、すべりの変化が収まってから変化していた期間と概ね同程度の期間）を基本に、国からの呼びかけに応じ、日ごろからの地震への備えの確認などの対応を行う。1週間経過後は、国からの呼びかけに応じ、地震発生の可能性がなくなったわけではないことに留意しつつ、地震の発生に注意しながら通常の生活を行う。

第4節 南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表された場合における災害応急対策にかかる措置

1 南海トラフ地震臨時情報（調査中）の伝達等

市は、気象庁が南海トラフ地震臨時情報（調査中）を発表した場合、次のとおり対応を図る。
南海トラフの想定震源域内のプレート境界面で通常とは異なるゆっくりすべりが発生した可能性がある場合、災害対策本部事務局において、情報収集が可能な配備体制を確保する。
なお、南海トラフの想定震源域内またはその周辺でM6.8以上の地震が発生し、相模湾・三浦半島に津波注意報又は津波警報、大津波警報が発表された場合の対応は、序論第2部第1章及び各論I第4部第21章を準用する。

第5節 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合における災害応急対策にかかる措置

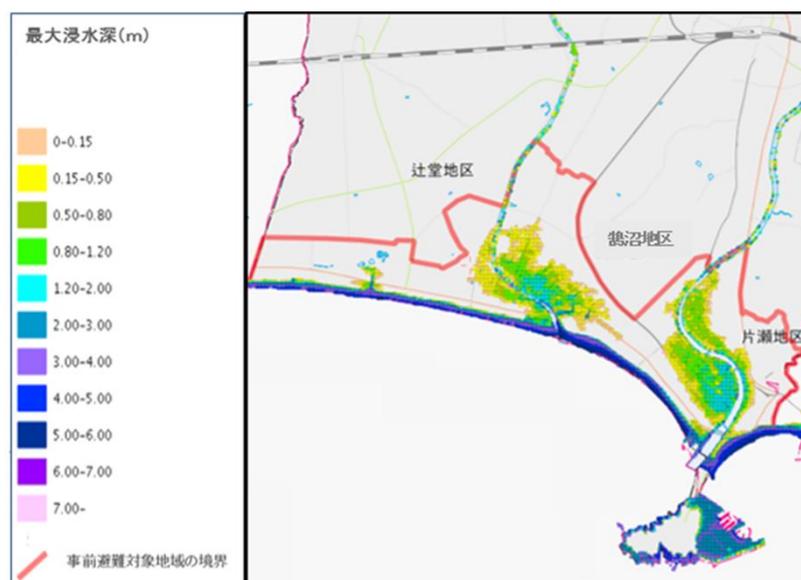
1 災害応急対策をとるべき期間

市は、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界におけるM8.0以上の地震の発生から1週間を後発地震に対して警戒する措置をとる期間とする。また、当該期間経過後に1週間を後発地震に対して注意する措置をとる期間とする。

2 南海トラフ地震における津波浸水想定区域

南海トラフ地震における津波浸水想定区域は、平成24年8月29日内閣府発表の南海トラフの巨大地震による津波高・浸水域等（第二次報告）において、本市に到達する南海トラフの巨大地震による津波の最大高となるケース（ケース8）を想定する。

図 7-1 津波浸水想定区域（南海トラフの巨大地震）



3 事前避難対象地域の指定

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合、後発地震が発生してからの避難では、津波の到達までに避難が間に合わないおそれがある地域を、後発地震に備え 1 週間の避難を継続すべき地域（以下「事前避難対象地域」という。）とする。事前避難対象地域は、避難対象者の特性に応じて、要配慮者のみ避難を要する地域（以下「高齢者等事前避難対象地域」という。）と、健常者も含む地域のすべての住民が避難を要する地域（以下「住民事前避難対象地域」という。）に分けられる。

本市は、南海トラフ地震により発生する最大津波高は 7m、津波高 1m の最短到達時間は 32 分となっており、津波浸水想定区域内からの避難に必要な時間を確保できることから、事前避難対象地域のうち住民事前避難対象地域は指定しない。一方、要配慮者のうち寝たきり高齢者等は避難に時間を要することなどを考慮し、津波浸水想定区域を含む丁目等の単位を高齢者等事前避難対象地域として指定する。

図 7-2 高齢者等事前避難対象地域

地区名	高齢者等事前避難対象地域
片瀬	江の島 1 丁目及び 2 丁目、片瀬海岸 1 丁目から 3 丁目まで、片瀬 3 丁目から 5 丁目まで
鵜沼	鵜沼松が岡 1 丁目、鵜沼海岸 1 丁目から 7 丁目まで、本鵜沼 3 丁目及び 4 丁目
辻堂	辻堂 6 丁目、辻堂太平台 1 丁目及び 2 丁目、辻堂東海岸 2 丁目及び 4 丁目、辻堂西海岸 3 丁目

4 災害対策本部等の設置等

市長は、気象庁が南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）を発表した場合は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等の内容について共有するとともに、当面の活動方針を決定するため、災害対策基本法第 23 条の 2 第 1 項の規定に基づき、災害対策本部を設置する。詳細は、序論第 2 部第 1 章第 2 節を準用する。

市以外の機関は、その実情に応じ災害対策本部に準じた組織を設置し、後発地震に備えた体制を整える。

5 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された後の情報の収集・伝達

国は、地方公共団体に対して、後発地震の警戒措置を 1 週間継続する旨を伝達する。

市は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）の内容その他これらに関連する情報（以下「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等」という。）を庁内で共有するとともに、住民等及び防災関係機関に対し、防災行政用無線等の多様な伝達手段を用いて、南海トラフ地震臨時情報

(巨大地震警戒) 等の内容や具体的にとるべき行動を正確かつ広範に伝達する。

6 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された後の災害応急対策の実施状況等に関する情報の収集・伝達

市は、地域住民等に冷静な対応を呼びかけるとともに、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等の内容、交通に関する情報、ライフラインに関する情報、生活関連情報など地域住民等に密接に関係のある事項について周知する。

また、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等について、状況の変化等に応じて逐次伝達するために必要な措置を講じるとともに地域住民等が正確に理解できる平明な表現を用い、反復継続して伝達するよう努める。南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された際の情報提供ツールについては各論 I 第 3 部第 2 章を準用し、必要に応じて広報を実施する。

(1) 災害応急対策の実施状況等に関する情報の収集・伝達等

市は、災害応急対策の実施状況、その他南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された後の諸般の状況を具体的に把握するため、防災機関から各種の情報を収集し、収集した情報を集約し、災害対策本部会議等で報告するとともに各避難所のほか、必要に応じて関係機関と情報を共有する。情報共有の方法については序論第 2 部第 2 章第 3 節を準用する。

(2) 避難状況の収集・伝達

地区防災拠点本部は避難者数、避難所の対応状況等の情報を収集・集約し、災害対策本部会議で報告するとともに、必要に応じて関係機関に情報提供する。

7 避難対策等

南海トラフ地震の想定震源域のプレート境界において M8.0 以上の地震が発生した場合、相模湾・三浦半島に大津波警報等が発表されることが想定される。この場合、市は、避難指示を発令し、津波浸水想定区域外への避難を呼びかける。

大津波警報等が津波注意報に切り替わった後、国の南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）に基づき後発地震に備えた避難対策を講じる。

(1) 地域住民等の避難行動等

市があらかじめ指定した事前避難対象地域（高齢者等事前避難対象地域）の要配慮者とその支援者は、後発地震の発生に備え、大津波警報等が津波注意報に切り替わった後、市の避難情報に従い、避難場所等から知人宅や指定された指定避難所へ避難するものとする。

指定避難所等の場所、避難路、避難方法及び家族との連絡方法等を平時から確認しておき、市からの避難情報が発せられた場合の備えに万全を期するよう努める。また、日頃からの地震への備えを再確認する等防災対応をとる。

なお、市は、今後の高齢者等の増加を見据え、指定避難所等の整備に取り組む。

避難対象者、指定避難所等の場所、避難経路及びその方法については以下のとおり。

ア 避難対象者

原則、南海トラフ地震の津波浸水想定区域内に居住する寝たきりの方や一人での避難行動が困難な方などの要配慮者等とする。

イ 開設する指定避難所及び福祉避難所（一次）

片瀬、鵜沼、辻堂地区にある指定避難所及び福祉避難所（一次）に指定されている市有施設のうち、次の条件を満たす施設。

（ア）南海トラフ地震の津波浸水想定区域外に立地していること。

（イ）高齢者等事前避難対象地域内で、「南海トラフ地震の津波浸水想定区域」を除く区域に立地する施設の場合は、津波の衝撃や浸水から身を守るために一時的又は緊急に避難するための場所を備えていること。

表 7-4 開設する指定避難所及び福祉避難所（一次）施設一覧

種別	地区	施設名称
指定避難所	片瀬	片瀬小学校, 片瀬中学校
	鵜沼	鵜沼小学校, 鵜沼中学校, 藤沢市民会館
	辻堂	辻堂小学校, 浜見小学校, 高砂小学校, 八松小学校, 高浜中学校
福祉避難所（一次）	片瀬	片瀬市民センター
	鵜沼	鵜沼市民センター
	辻堂	辻堂市民センター

ウ 指定避難所及び福祉避難所（一次）の運営

市は、指定避難所及び福祉避難所（一次）に地区防災拠点本部応援職員を配置し、施設管理者、自主防災組織、避難者が協力のもと避難所運営マニュアルに基づいた指定避難所の運営を行うものとする。災害が発生した後の避難と異なり、電気、ガス、上下水道、通信サービス等のライフラインは通常どおり稼働し、商業施設等も営業していることが想定されることから、避難者は自ら必要なものは自ら確保することとする。

防災備蓄倉庫及び各指定避難所に備蓄している食料及び生活用品等は、後発地震が発生した際に必要となるものであり、避難者は非常用持ち出し品等、1週間を基本とした避難に必要なものをあらかじめ各自で準備し、生活の中で不足するものは営業を継続している商業施設等で、各自が購入することとする。

8 消防機関等の活動

消防機関及び消防団は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合、出火及び混乱の防止、津波からの円滑な避難の確保等のため、次の事項を重点に必要な措置を行う。

- ア 後発地震に備えての消防部隊の編成強化
- イ 津波からの避難誘導
- ウ 津波警報等の情報の的確な収集及び伝達
- エ 資機材の確保

- オ 出火防止、初期消火等の広報の実施
- カ その他必要な事項

9 警備対策

警察は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合において、これらの事態に伴い発生するおそれのある各種の混乱、犯罪等を防止するため、地震防災応急対策等に係る警備体制を確立する。また、警察の総合力を発揮して、迅速かつ確かな警察措置を講ずることにより、住民の生命、身体及び財産の保護に努め、治安維持に万全を期すため、次の事項を重点に必要な措置を行う。

- ア 正確な情報の収集及び伝達
- イ 不法事案等の予防及び取締り
- ウ 地域防犯団体、警備業者等の行う民間防犯活動に対する指導

10 水道、電気、ガス、通信、放送関係

（1）水道

ア 上水道

水道事業者は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合、あらかじめ取水量を増加させるなど、需要量の増加に対して給水の確保、継続を図る。市は、市民に対して自ら飲料水の確保を図るよう広報する。

また、後発地震の発生に備えて、要員の確保、資機材等の事前配備、復旧体制の整備等、応急給水措置を講じる体制を確保し、応急措置を実施する。

市は、後発地震発災後の給水に備え、速やかに使用できる体制を整えるとともに、応急給水のための要員、資機材及び運搬手段等、必要な飲料水を供給する体制を確保する。

イ 下水道

市は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合、後発地震の発生に備えて、被害を最小限とするために下水道施設の保守点検及び応急復旧のための職員の配備及び資機材の点検、確保を行う。

（2）電気

電力事業者は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合においても災害応急対策の実施をはじめとするすべての活動の基礎となるべきものであることから、電気の供給を継続する。また、後発地震の発生に備えて、非常災害対策本部・支部の設置、資機材の確保、特別巡視、特別点検、通信網の確保、応急安全措置など必要な電力を供給する体制を確保するものとする。

（3）ガス

ガス事業者は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合においても、

ガスの供給を継続する。また、ガス事業者は、ガス工作物等の巡視・点検及び検査、工事等の中断、資機材等の確保及び整備、安全広報を実施する。また、安全確保のための所要の事項を定めるとともに、後発地震の発生に備えて、必要がある場合には、緊急に供給を停止する等の措置を講ずるものとし、その実施体制を定めるものとする。

(4) 通信

電気通信事業者は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合においても、災害応急対策活動や安否確認の基礎となる通信の確保を行う。このため、電気通信事業者は、地震災害警戒本部の設置、応急用資機材の事前配備、電話（通信）の疎通措置など必要な体制を確保し、災害用伝言サービス等の安否確認に利用されるサービスの活用に向けた当該サービスの運用、周知等の措置を行う。

(5) 放送関係

放送事業者は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合、正確かつ迅速な報道に努めるとともに、防災関係機関と協力して、地域住民等に対して冷静な対応を呼びかけるとともに、交通に関する情報、ライフラインに関する情報、生活関連情報、火災防止等、後発地震に備えた被害軽減のための取組等、地域住民等が防災行動等をとるために必要な情報の提供に努める。

また、放送事業者は、後発地震の発生に備えて、関係機関等と密接な連携をとり、実態に即応できる体制の確保を図る。

1 1 金融

金融機関は、地域住民等の日常生活に極力支障をきたさないよう、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合におけるキャッシュサービス等、金融機関に係る営業を継続するよう努めるとともに、営業を継続する店舗等を広く周知し、混乱防止に努める。また、金融業務の円滑な遂行を確保するための要員の配置計画等の事前の準備措置をとる。

1 2 交通

(1) 道路

警察は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合、運転者のとるべき行動について、地域住民等に周知する。

市は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合、道路管理者等と調整の上、交通対策等の情報についてあらかじめ情報提供を行う。

また、事前避難対象地域内での車両の走行は、極力抑制するように周知する。

(2) 海上

海上保安署は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合、漁業、マ

リンレジャー、海事関係者に対して情報伝達し、後発地震への備え、港外等安全な場所への避難準備、工事作業等の中止準備等を指導する。

(3) 鉄道等

鉄道等事業者は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合、駅施設内の旅客及び列車内旅客に対し、駅内放送、車内放送、掲示等により同情報の内容等を伝達するとともに、安全性に留意しつつ、極力運行を継続する。

なお、鉄道等事業者は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表される前の段階から、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合の運行規制等の情報についてあらかじめ情報提供を行う。また、津波により浸水する恐れのある地域については、津波への対応に必要な体制を各論 I 第 7 部第 3 章第 6 節のとおり行うものとする。

ア JR東日本

(ア) 列車運行措置

a 南海トラフ地震防災対策推進地域に係る措置

- ・南海トラフ地震防災対策推進地域内の列車の入り込みは原則として規制する。
- ・運転中の列車は、原則として最寄りの安全な駅、その他の場所まで安全な速度で運転して停止させる。

b 南海トラフ地震防災対策推進地域外における措置

(a) 強化地域外で震度 5 弱（80 ガル）以上の地震が予想される地域

- ・あらかじめ定めた運転規制区間及び速度で運行する。

(b) 強化地域外で a を除く地域

- ・原則として運転規制を行わないものとする。

(イ) 旅客の待機、案内等

- ・駅舎内の旅客及び駅に停車した列車内旅客は、自己の責任において行動を希望する者を除き、原則として駅内又は列車内に待機させる。ただし、列車の停止が長時間となった場合及び危険が見込まれる場合は、地方自治体が定める避難場所へ避難するよう案内する。
- ・駅舎内の旅客及び駅に停車した列車内旅客に対し、駅、車内放送、掲示等により警戒宣言の内容、停止の理由、旅行の中止、迂回の方法及び近距離旅行者の徒歩帰宅の呼びかけを行う。
- ・旅客に対しては、食事のあっせんを行うこととし、給食事業者の供給能力、協力体制を確立しておき、臨機応変に対処する。なお、食事のあっせんができない場合は、関係地方自治体に援助を要請する。
- ・旅客等に急病人が発生したときは、周辺の指定医療機関等に収容する。
- ・駅等においては、応急医薬品を定期的に整備点検するとともに、救護を要する旅客に対して応急措置が可能な体制を整えておくものとする。

(ウ) 警備対策

- ・ 駅舎内及び列車等の安全確保、秩序の維持及び盗難等、各種犯罪の防止に努める。
- ・ 列車の停止状況、旅客の待機等の状況により、社員を適宜配備し、混乱等が予想されるときは警察の応援を要請する。
- ・ 関係箇所長は、踏切道の交通状況及び線路内歩行等の状況把握のため、社員を派遣するとともに、状況に応じて警察の派遣を要請する。

イ 小田急電鉄（株）

（ア）列車運行措置

気象庁等の情報に基づき、社内で検討し決定、速やかに藤沢市をはじめとした諸機関へ連絡する。

ウ 江ノ島電鉄（株）

（ア）列車運行措置

a 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）発令時

現行ダイヤを使用し減速運転を行う。なお、これに伴う電車の遅延は、運転整理により対応するため、一部電車の間引き運転等が生じるので、輸送力は平常ダイヤより減少する。

b 南海トラフ地震臨時情報（調査中）発令時

列車の運転規制等について、あらかじめ旅客に情報提供し、不要不急の旅行、出張等を控えるよう要請する。

エ 相模鉄道（株）

（ア）列車運行措置

a 南海トラフ地震防災対策推進地域における措置

原則として運行中の列車等は、最寄りの安全な待機場まで運転し、以後の運転を休止させる。

b 南海トラフ地震防災対策推進地域外における措置

（a）原則として運行中の列車等は最寄りの安全な待機場まで運転し、以後の運転を休止させる。

（b）翌日以降は地震ダイヤを作成して可能な範囲での運行に努める。

オ 湘南モノレール（株）

- ・ 南海トラフ地震臨時情報（調査中）等が発表された場合、特別災害対策本部を設置する。
- ・ 同本部で今後の運行について決定し、安全性に留意しつつ、極力運行を継続する。
- ・ 各課で発災した時の対応の準備として必要な資機材等の準備・点検を実施する。
- ・ 駅施設内及び列車内の旅客に対し、各駅の LED 表示機や駅・車内放送で同情報の発表に伴い、同情報の内容とこの先状況によっては本数を減らしての運行や運転を見合わせる場合があることを伝達する。

1 3 不特定かつ多数の者が出入りする施設

社会福祉施設、水族館、病院、学校、百貨店、旅館等不特定かつ多数の者が出入りする施設は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された際にとるべき防災行動をとり得るよう適切な伝達方法、避難場所や避難経路、避難対象地域、交通対策状況その他必要な情報を併せて伝達するよう事前に検討する。検討すべき事項については以下のとおり。

（1）共通事項

- ア 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等の入場者等への伝達
- イ 入場者等の安全確保のための退避等の措置
- ウ 施設の防災点検及び設備、備品等の転倒、落下防止措置
- エ 出火防止措置
- オ 水、食料等の備蓄
- カ 消防用設備の点検、整備
- キ 非常用発電装置の整備
- ク 防災行政無線・テレビ・ラジオ・コンピュータなど情報を入手するための機器の整備
- ケ 各施設における緊急点検、巡視

（2）個別事項

- ア 社会福祉施設にあつては、入所者等の保護及び保護者への引き継ぎの方法を定め、事前避難対象地域内にある場合は避難経路、避難誘導方法、避難誘導実施責任者等も事前に定める。
- イ 病院においては、患者等の保護等の方法について、各々の施設の耐震性・耐浪性を十分に考慮した措置を事前に定める。
- ウ 幼稚園、小・中学校等にあつては、児童生徒等に対する保護の方法を定め、事前避難対象地域内にある場合は、避難経路、避難誘導方法、避難誘導実施責任者等も事前に定める。

1 4 石油類、火薬類、高圧ガス等の取扱いを行う施設

石油類、火薬類、高圧ガス等の取扱いを行う施設を管理・運営する者は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合は、津波が襲来したときに発生する可能性のある火災、流出、爆発、漏洩その他周辺地域に対し影響を与える現象の発生を防止するため、必要な緊急点検、巡視の実施、充填作業、移し替え作業等の停止その他施設の損壊防止のため特に必要がある応急的保安措置の実施等に関する事項について、その内容を定めるものとする。

また、後発地震による津波の発生に備えて、施設内部における自衛消防等の体制として準備すべき措置の内容、救急要員、救急資機材の確保等救急体制として準備すべき措置の内容を定めるとともに、必要がある場合には施設周辺地域の地域住民等に対して適切な避難等の行動をとる上で必要な情報を併せて伝達するよう事前に十分検討するものとする。

1 5 道路、河川その他の施設

(1) 道路・河川等

管理者は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合、橋梁、トンネル及び法面のうち、危険度が特に高いと予想されるものに留意しつつ、河川、海岸、港湾施設及び漁港施設については、陸間等の閉鎖等津波の発生に備える。

(2) 公共施設

市は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合、利用者及び職員の安全の確保を図るため、施設の緊急安全点検を行い、点検結果を踏まえ、必要な措置を講ずるとともに、避難誘導等の後発地震発生時の対応について確認する。

また、庁舎等公共施設のうち、後発地震の発生後、災害応急対策を実施する上で重要な役割を果たす施設について、非常用発電機の点検、水及び食料等の備蓄、通信手段の点検等、その機能を果たすために必要な措置を講ずるものとする。

1 6 関係者との連携協力の確保

市及び防災関係機関は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合、社会活動を維持し、社会の混乱を防止するとともに、後発地震の発生に備えた互いの防災対応が調和を図りながら実行できるよう、また、後発地震発生時に各機関が迅速かつ効果的に活動できるよう、互いに連携協力するものとする。

なお、後発地震発生後の関係者との連携協力については各論 I 第 7 部第 2 章を準用するものとする。

1 7 帰宅困難者に対する措置

市は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合における帰宅困難者の保護等のため、避難所の設置や帰宅支援等必要な対策を各論 I 第 3 部第 7 章のとおり行うものとする。

第 6 節 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が発表された場合における災害応急対策にかかる措置

1 災害対策本部等の設置等

市長は、気象庁が南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）を発表した場合は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等の内容について共有するとともに、当面の活動方針を決定するため、災害対策基本法第 23 条の 2 第 1 項の規定に基づき、災害対策本部を設置する。詳細は、序論第 2 部第 1 章第 2 節を準用する。

市以外の機関は、その実情に応じ災害対策本部に準じた組織を設置し、後発地震に備えた体制を整える。

2 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が発表された後の情報の収集・伝達

国は、地方公共団体に対して、後発地震の警戒措置を 1 週間継続する旨を伝達する。

市は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）の内容その他これらに関連する情報（以下「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等」という。）を庁内で共有するとともに、地域住民等及び防災関係機関に対し、防災行政用無線等、共通の情報を可能な限り多様な伝達手段を用いて、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等の内容や具体的にとるべき行動を正確かつ広範に伝達する。

3 災害応急対策をとるべき期間等

市は、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界において M7.0 以上 M8.0 未満又はプレート境界以外や想定震源域の海溝軸外側 50km 程度までの範囲で M7.0 以上の地震（ただし、太平洋プレートの沈み込みに伴う震源が深い地震は除く）が発生するケースの場合は 1 週間、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界面で通常と異なるゆっくりすべりが観測されたケースの場合はプレート境界面で通常と異なるゆっくりすべりの変化が収まってから、変化していた期間と概ね同程度の期間が経過するまでの間、後発地震に対して注意する措置をとるものとする。

4 市のとるべき措置

市は、防災行政無線等の情報提供ツールを活用し、地域住民等に日頃からの地震への備えを再確認する等防災対応をとる旨を呼びかけるとともに、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等の内容、交通に関する情報、ライフラインに関する情報、生活関連情報など地域住民等に密接に関係のある事項について周知する。

また、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等について、状況の変化等に応じて逐次伝達するために必要な措置を講じるとともに住民等が正確に理解できる平明な表現を用い、反復継続して伝達するよう努める。

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された際の情報提供ツールについては序論第 2 部第 2 章第 2 節を準用し、必要に応じて広報を実施する。

（1）災害応急対策の実施状況等に関する情報の収集・伝達等

市は、災害応急対策の実施状況、その他南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が発表された後の諸般の状況を具体的に把握するため、各指揮本部及び防災機関から各種の情報を収集し、収集した情報を集約し、災害対策本部会議等で報告するとともに各避難所のほか、必要に応じて関係機関と情報を共有する。情報共有の方法については序論第 2 部第 2 章第 3 節を準用する。

5 関係機関のとるべき措置

防災関係機関は、施設・設備等の点検等日頃からの地震への備えを再確認する。

第5章 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画

1 事業の種類

南海トラフ地震による地震被害を軽減し、大規模地震に対応するためには、本市における全庁的な連携のもとに具体的な対策を着実に推進することが重要である。

地震対策に関する施策・事業を総合的かつ計画的に進め、具体的な効果を高めるために、その達成に向けて施策・事業を分かり易く体系化し、一体的な進捗管理を行うことが必要であり、ハード・ソフトの両面から、防災・減災を目指した実効性のある施策・事業の推進を図る。

地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画の事業の種類については、以下のとおりとする。

- ア 建築物、構造物等の耐震化・不燃化・耐浪化
- イ 避難場所の整備
- ウ 避難経路の整備
- エ 土砂災害防止施策
- オ 津波防護施設
- カ 平成 25 年総務省告示第 489 号に定める消防用施設
- キ 緊急輸送を確保するために必要な道路、港湾又は漁港の整備
- ク 通信施設の整備

第6章 防災訓練計画

市及び防災関係機関は、地震防災対策推進計画の熟知、関係機関及び地域住民等の自主防災体制との協調体制の強化を目的として、大規模地震・津波を想定した防災訓練を実施するものとする。なお、詳細については、序論第 2 部第 7 章第 2 節を準用する。

第7章 地震防災上必要な教育・啓発及び広報に関する計画

市は、防災関係機関、地域の自主防災組織、事業所等の自衛消防組織等と協力して、地震防災上必要な教育及び広報を推進するものとする。

1 市職員に対する教育

地震が発生した場合における地震災害応急対策の円滑な実施を図るため、全ての職員に対し、必要な防災教育を指揮本部ごとに行うものとする。なお、詳細については、序論第 2 部第 6 章第 6 節を準用する。

2 地域住民等に対する啓発

市は、関係機関と協力して、ハザードマップの作成・見直し・周知、ワークショップの開催、防災訓練等の機会を通じて、津波からの避難に関する意識の啓発など、地域住民等に対して防災知識の普及を図るものとする。なお、詳細については、序論第 2 部第 6 章第 1 節を準用する。

3 相談窓口の設置

県及び市は、地震対策の実施上の相談を受けるため必要な窓口を設置するとともに、その旨周知徹底を図るものとする。なお、市では、防災政策課において相談に対応するものとする。

第 8 章 津波避難対策緊急事業計画の基本となるべき事項

1 基本的な考え方

南海トラフ地震による津波被害を軽減し、住民の不安を取り除くため、津波災害警戒区域に立地する行政関係施設については、津波から避難できる高さにある屋上や共用スペースを活用して、津波一時避難場所・津波避難ビルを確保する。また、津波災害警戒区域外へ、あるいは津波一時避難場所・津波避難ビルへ向かう道路については、狭あい道路の解消やブロック塀などの安全性を確保するための改修を進める。

2 対象区域について

藤沢市の海岸部の地域とする。具体的には、片瀬地区、鵜沼地区、辻堂地区の津波災害警戒区域である。

3 事業について

事業の種類について、その目標と達成期間は次のとおり。

津波避難対策緊急事業を行う区域	津波から避難するために必要な緊急に実施すべき事業の種類	目標	達成期間
片瀬地区、鵜沼地区、辻堂地区の津波災害警戒区域	津波一時避難場所・津波避難ビルの確保	市立の教育施設における津波一時避難場所・津波避難ビルの整備(1箇所)	令和 6 年度
		空地等における津波一時避難場所(施設)整備(1箇所)	令和 7 年度
		津波避難ビルの確保の検討	
		市立の保育関係施設における津波一時避難場所・津波避難ビルの確保の検討(1箇所)	令和 6 年度
	津波避難路の安全対策	狭あい道路の解消事業(15箇所)	令和 6 年度
		ブロック塀等の安全確保のための改修事業(143箇所)	令和 6 年度

第8部 被災地支援対策

他自治体で甚大な被害が発生した場合における被災地の復旧・復興に関する支援対策を定める。

章	節	実施担当
第 1 章 被災地支援体制	第 1 節 職員の動員配備	各指揮本部
	第 2 節 災害支援本部の設置、運営	各指揮本部
	第 3 節 情報収集・伝達	本部事務局・企画政策部指揮本部
第 2 章 被災地支援	第 1 節 救援物資の確保・搬送	企画政策部指揮本部・財務部指揮本部・市民自治部指揮本部・生涯学習部指揮本部・経済部指揮本部・地区防災拠点本部
	第 2 節 義援金の受付け	財務部指揮本部・福祉部指揮本部
	第 3 節 職員の派遣	本部事務局・各指揮本部
第 3 章 避難者の受入れ	第 1 節 避難者受入れに関する調整	本部事務局・各指揮本部
	第 2 節 指定避難所等への入居	本部事務局・計画建築部指揮本部・教育部指揮本部・地区防災拠点本部
	第 3 節 短期的避難者の受入れ支援	本部事務局・企画政策部指揮本部・市民自治部指揮本部・福祉部指揮本部・健康医療部(保健所)指揮本部・計画建築部指揮本部・教育部指揮本部・地区防災拠点本部
	第 4 節 中・長期的な避難者の受入れ支援	本部事務局・企画政策部指揮本部・財務部指揮本部・市民自治部指揮本部・福祉部指揮本部・健康医療部(保健所)指揮本部・子ども青少年部指揮本部・経済部指揮本部・計画建築部指揮本部・教育部指揮本部・地区防災拠点本部
	第 5 節 避難者の報告	本部事務局
	第 6 節 避難者の生活支援及び情報提供	本部事務局・企画政策部指揮本部・各指揮本部

第1章 被災地支援体制

第1節 職員の動員配備

1 初動体制

災害協定締結自治体において地震が発生した場合、次の基準による配備体制をとり、迅速かつ的確な災害応急対策活動の支援を実施できる体制を確立する。

- ア 災害協定締結自治体で震度 6 弱の地震を観測し発表したときは、被災自治体の情報収集活動ができる体制をとる。
- イ 災害協定締結自治体で震度 6 強以上の地震を観測し発表したときは、被災自治体の情報収集活動、支援準備ができる体制をとる。

2 初動体制配備の決定

(1) 自動発令

配備は原則として地震情報に基づく自動発令とし、対象となる情報を知ったときは、配備命令の伝達を待たずに配備につくものとする。

(2) 先遣隊の派遣

災害協定締結自治体において震度 6 強以上の地震が観測され、本市に被害がなく、他自治体と連絡がとれない場合は先遣隊を派遣する。

配備体制をとったときは、市長、副市長に報告する。

第2節 災害支援本部の設置、運営

市は、本市以外に大規模な災害が発生したことにより、被災地の支援を行う必要がある場合は、災害支援本部を設置し、市の組織を挙げて支援を行う。

1 災害支援本部の設置

災害支援本部の設置は、市長が決定する。本部は本庁舎に置く。

2 本部の組織

本部の組織は、市長を本部長とし、必要な本部職員を市長が指名する。
支援に関する必要事項の決定は市長が行い、調整は災害支援本部が行う。
各指揮本部の体制は、藤沢市災害対策本部組織図に準ずる。

3 業務分掌

各部の所掌業務は、次のとおりとする。

- ア 被災地、被災者、避難者への救援、支援活動に関すること
- イ 情報の収集及び市民、関係機関に対する情報提供に関すること
- ウ 国、県との情報交換及び連絡調整に関すること
- エ その他支援対策に必要な事務に関すること

4 本部の解散

市長は、被災地の支援が必要なくなったとき、若しくは全庁的な支援が必要なくなったと認められるときは、本部を解散する。

第3節 情報収集・伝達

1 情報収集及び連絡調整

市は、次の情報を収集するとともに、被災地支援に関して被災自治体、関係機関、県との調整を行う。

- ア 災害の発生状況
- イ 被災地の交通状況
- ウ 被災地のニーズ（物資、応援要員）
- エ 県、関係機関の支援の状況

2 広報

市は、ホームページ、広報紙等に被災地支援に関する情報を掲載する。

第2章 被災地支援

第1節 救援物資の確保・搬送

1 救援物資の確保

市は、次の方法で救援物資を確保する。

- ア 市の備蓄及び協定締結業者からの救援
- イ 市内の企業、団体

2 救援物資の仕分け及び保管

市は、公共施設等に救援物資の受入場所を確保し、庁内各部課の応援により仕分けを行う。

3 輸送手段の確保

市は、被災地までのトラック等の輸送手段を確保する。

輸送手段の確保にあたっては、状況に応じて民間の輸送会社の活用も検討する。

第2節 義援金の受付け

市は、義援金の受付口座を開設し、義援金を受け付ける。

また、ホームページ、広報紙を活用し、義援金を広く募集する。

第3節 職員の派遣

市は、被災地からの要請に基づき、必要な職員の職種及び人数を確保し、被災地に派遣する。派遣が長期にわたる場合は、各部でローテーションを組み対応する。

1 公務出張による派遣

市は、派遣に必要な、公用車、燃料、旅費、被服、消耗品等を確保する。

2 地方自治法による派遣

市は、派遣期間、給与、旅費、勤務関係等の経費負担を定めた協定書の事前調整及び締結を被災自治体と行う。

第3章 避難者の受入れ

被災地からの広域避難の必要のある避難者のために、指定避難所及び住宅等を確保し受入れを行う。

また、県境を越えて避難する者が発生した場合、県が実施する支援に協力する。

第1節 避難者受入れに関する調整

1 避難者受入方法等の決定

市は、「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準（平成 25 年内閣府告示第 228 号）」を基本とし、県が定める受入方針と調整を図り、受入方法等を決定する。また、内閣府から随時発布される災害救助法に関する取扱通知（以下「災害救助法弾力運用通知」という。）に従い、受入方法等をその都度見直しする。

対象者は、次のとおりとする。

- ア 被災都道府県知事から神奈川県知事に災害対策基本法第 74 条第 1 項に基づく災害応急対策の応援の要求を行った当該被災都道府県内の災害救助法適用市町村で、住家が被害を受け居住の場所を失うなど、災害によって現に被害を受けた者
- イ 内閣府から発布される災害救助法弾力運用通知による対象者

2 避難者支援のための総合窓口の設置

市は避難者受入れ及び支援のため、住宅、福祉、就学、就業等に関する受付業務を総合的に行う。

第2節 指定避難所等への入居

避難者受入れのため、次のような施設を確保し、あつせんする。

- ア 短期的な受入れ（指定避難所）
 - ・ 県が開設する短期指定避難所
 - ・ 市が開設する短期指定避難所
 - ・ 市が委託する民間宿泊施設
 - ・ 市町村職員共済組合施設
 - ・ 民間宿泊施設
- イ 中・長期的な受入れ（公営住宅等）
 - ・ 市営住宅
 - ・ 県営住宅

- ・ 民間借上住宅

第3節 短期的避難者の受入れ支援

短期的に避難者の受入れを行う場合は、次の支援を行う。詳細は、第 4 部第 6 章各節に準ずるものとする。

- ア 避難者の把握
- イ 指定避難所の管理
- ウ 食料の供給
- エ 生活物資の供給
- オ ボランティア等への対応
- カ 広報・報道対応
- キ 要配慮者の支援
- ク 健康管理

第4節 中・長期的な避難者の受入れ支援

中・長期的に避難者の受入れを行う場合は、次の支援を行う。

- ア 公営住宅への入居
- イ 家具、家電、生活物資等の救援物資の提供（東日本大震災時は日赤家電で対応）
- ウ 市手数料、使用料の減免
- エ 就業相談
- オ 市臨時職員の雇用創出
- カ 生活資金の相談（生活福祉資金・生活相談・被災地自治体の見舞金等）
- キ 教育・保育支援（保育所・幼稚園への入所、各学校への転入学）
- ク 介護・福祉支援
- ケ 健康相談（医療機関の紹介、健康相談）
- コ 避難元自治体への避難情報の提供

第5節 避難者の報告

市は、避難者が避難元自治体の支援等を受けられるように、県に次の報告を行う。

- ア 避難者リスト
- イ 避難者数調査
- ウ 全国避難者情報システム

第 6 節 避難者の生活支援及び情報提供

市は県及び避難元の市町村等と連携し、市内に避難を希望する避難者に対して、住まい、生活、医療、教育、介護などの多様なニーズを把握し、必要な支援を行う。

また、避難者に向けた情報を収集し、避難者へ避難元市町村からの情報を提供するとともに、市及び県からの避難者支援に関する情報を提供する。